省政彙覽

第四輯

三江省篇

（日文）

國務院總務廳情報處

292.25
M178s
II

292.25
M178s



Kodak Color Control Patches
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Kodak Gray Scale
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
© Kodak, 2007 TM: Kodak



東京都千代田区丸ノ内二ノ八(仲十二号館六号四一一室)
芳澤中國記念事業財團
電話(28)四一〇八番

省政彙覽

第四輯

三江省篇

（日文）

康德三年三月

國務院總務廳情報處

凡例

一、地方行政制度改革以來茲に一年有閏月、新制下の各省は今や省政更新の本格的軌道に乘出さんとしてゐる。此秋に當り各省々政の概要を明かにし以て將來地方行政の指標たらしむるは強ち徒爾ではあるまいと思はる。

本彙覽刊行の目的は此等地方施政の一般を江湖に紹介せんとするにある。

一、本彙覽は各省篇別して連續的に刊行し全滿十省並に興安各省を網羅し以て完璧を期せんとするものである。

一、本彙覽の篇別順位は康德元年十一月二十三日付國務院訓令に基く省排列順序に據る事とし、曩に吉林、龍江、黑河三省篇を出し茲に第四輯として本篇を編む事とした。

一、本篇編纂に就ては省制改革後日尚ほ淺き爲め資料未だ整はず完備を缺ぐの憾なしとしないが、中央關係各部三江省公署其他關係機關よりの資料に負ふ所少なくない。茲に深甚の謝意を表する次第である。

康德三年三月

國務院總務廳情報處識


292.25
M178A
II


514118

口繪

松花江岸佳木斯埠頭
三江省公署
三江省公署開廳式
三江省公署主腦部
佳木斯所見
松花江
炭礦情形
三江省異景
三江省區劃圖



松花江岸佳木斯埠頭
（解氷直後）

三江省公署



三江省公署開廳式



開廳式當日
省主腦部記念撮影

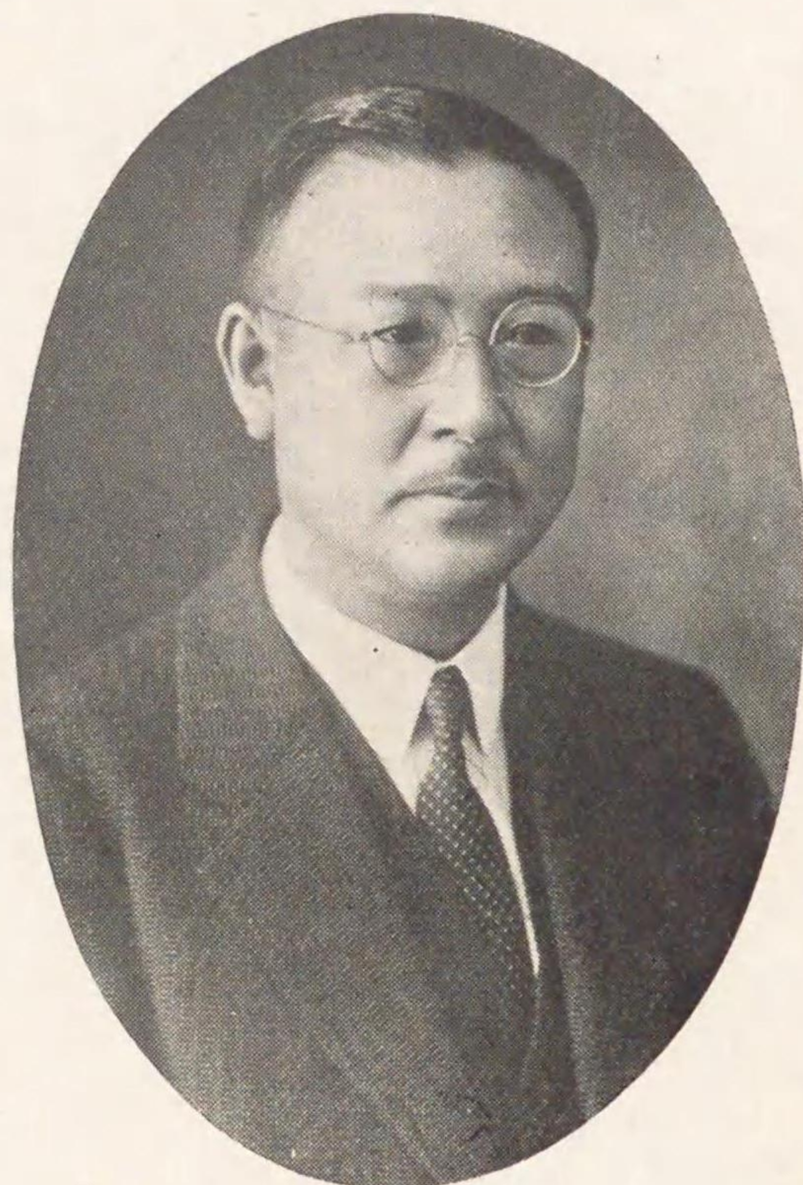


開廳式當日慶祝遊行

三江省公署主脳部



省長
金名世



總務廳長
樋口光雄



民政廳長
榮孟枚



警務廳長
對馬百之

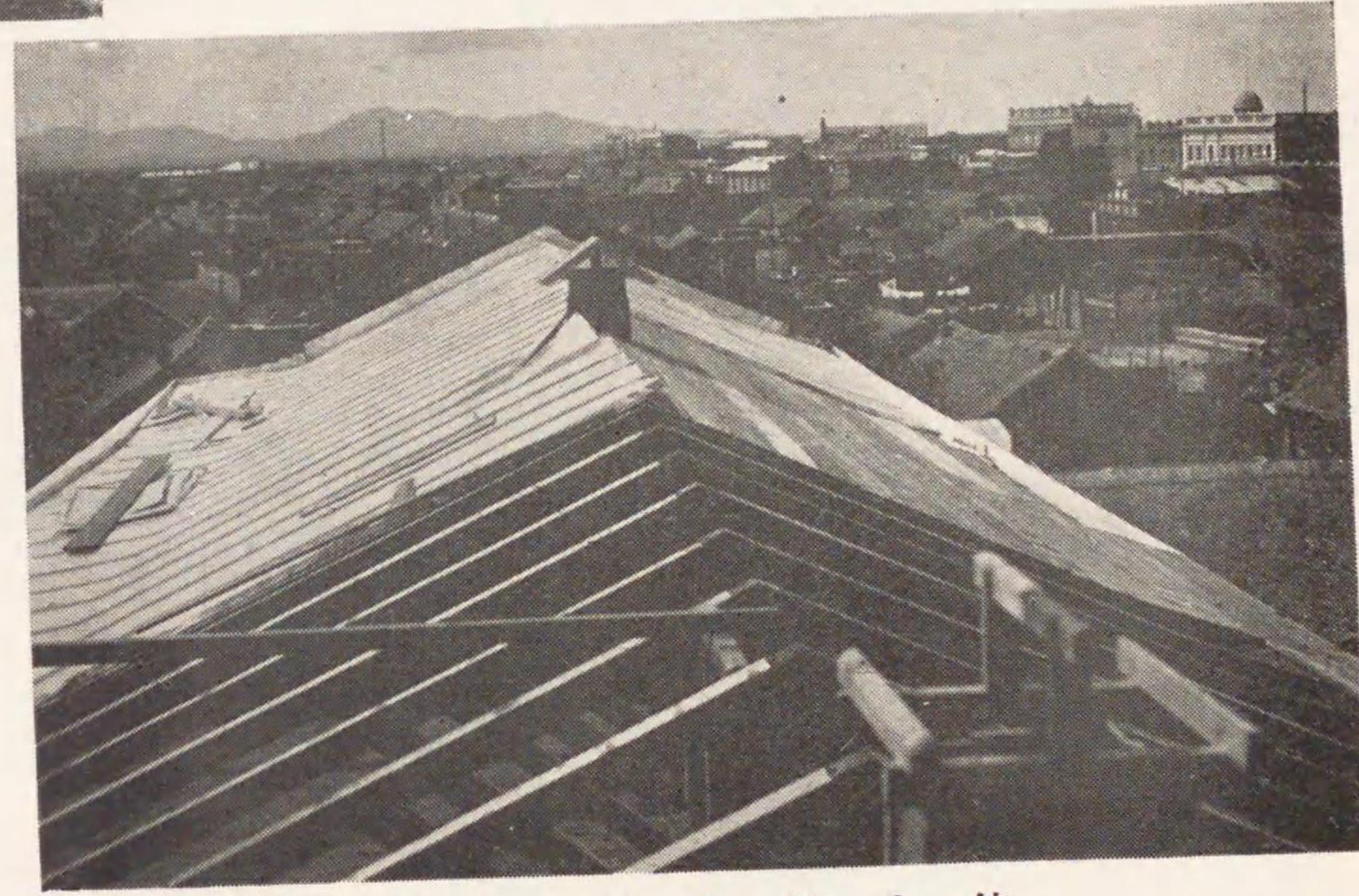


教育廳長
單作善

佳木斯

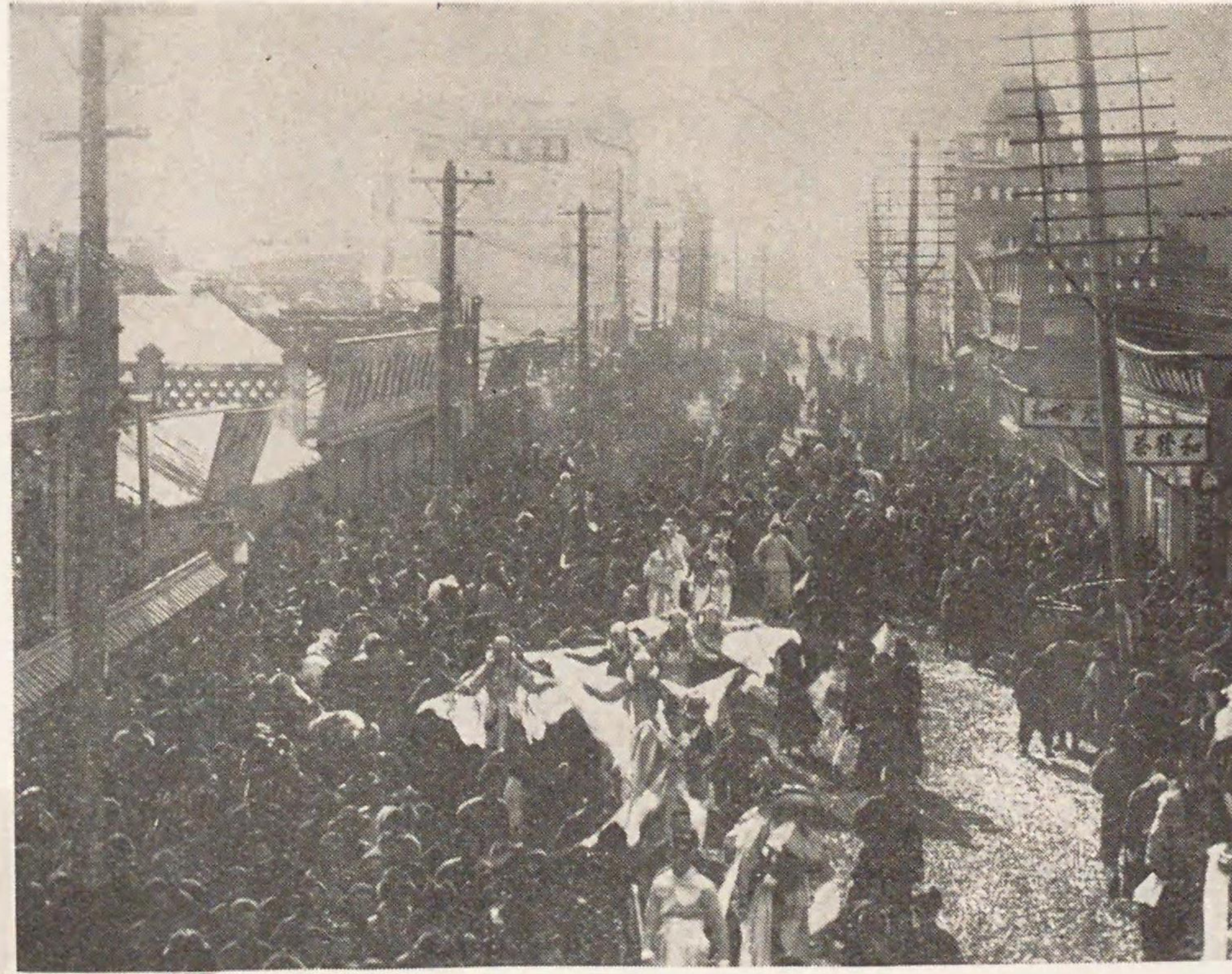


佳木斯要衢

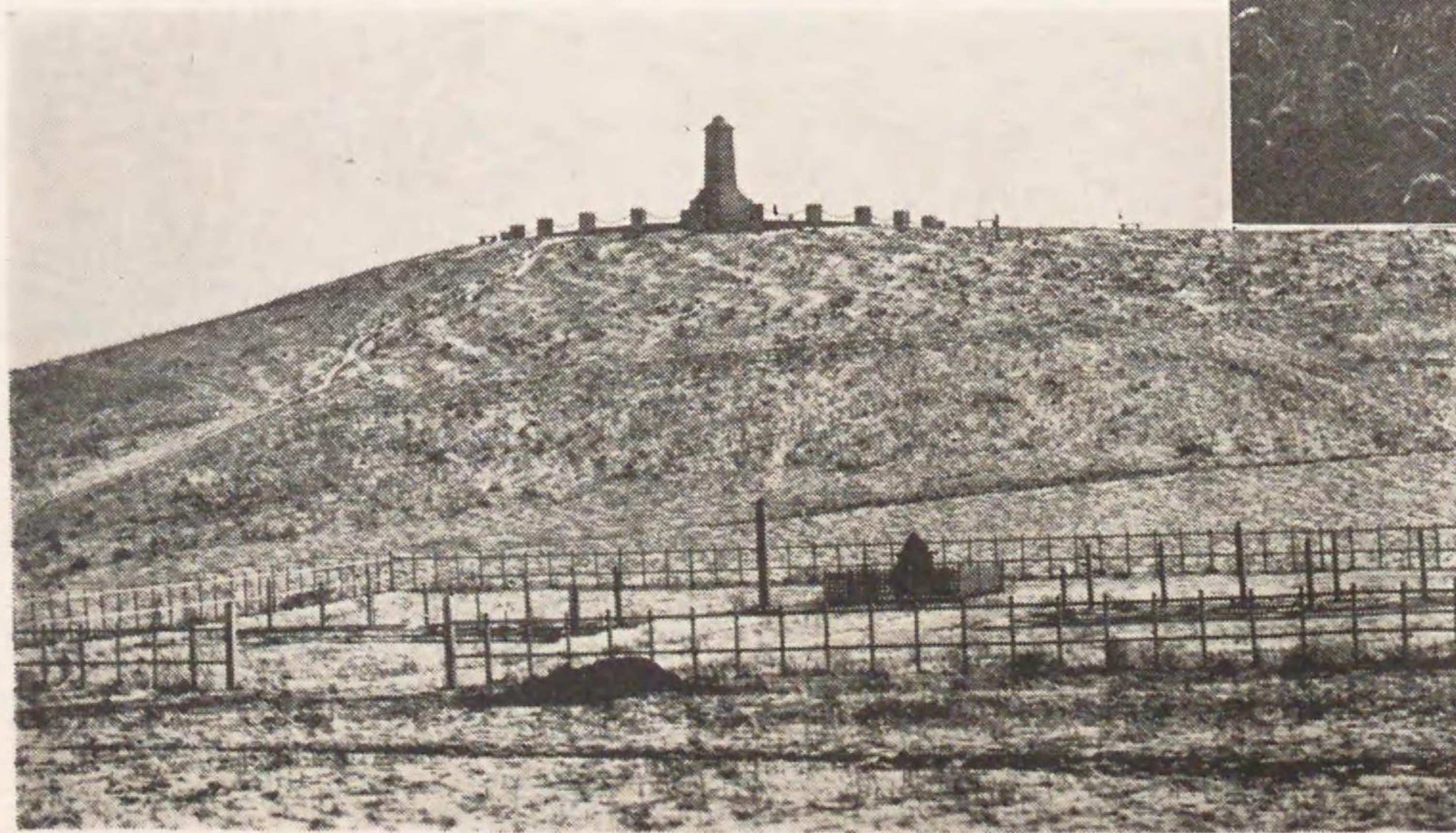


佳木斯鳥瞰（西半部）

所見



市街雜沓

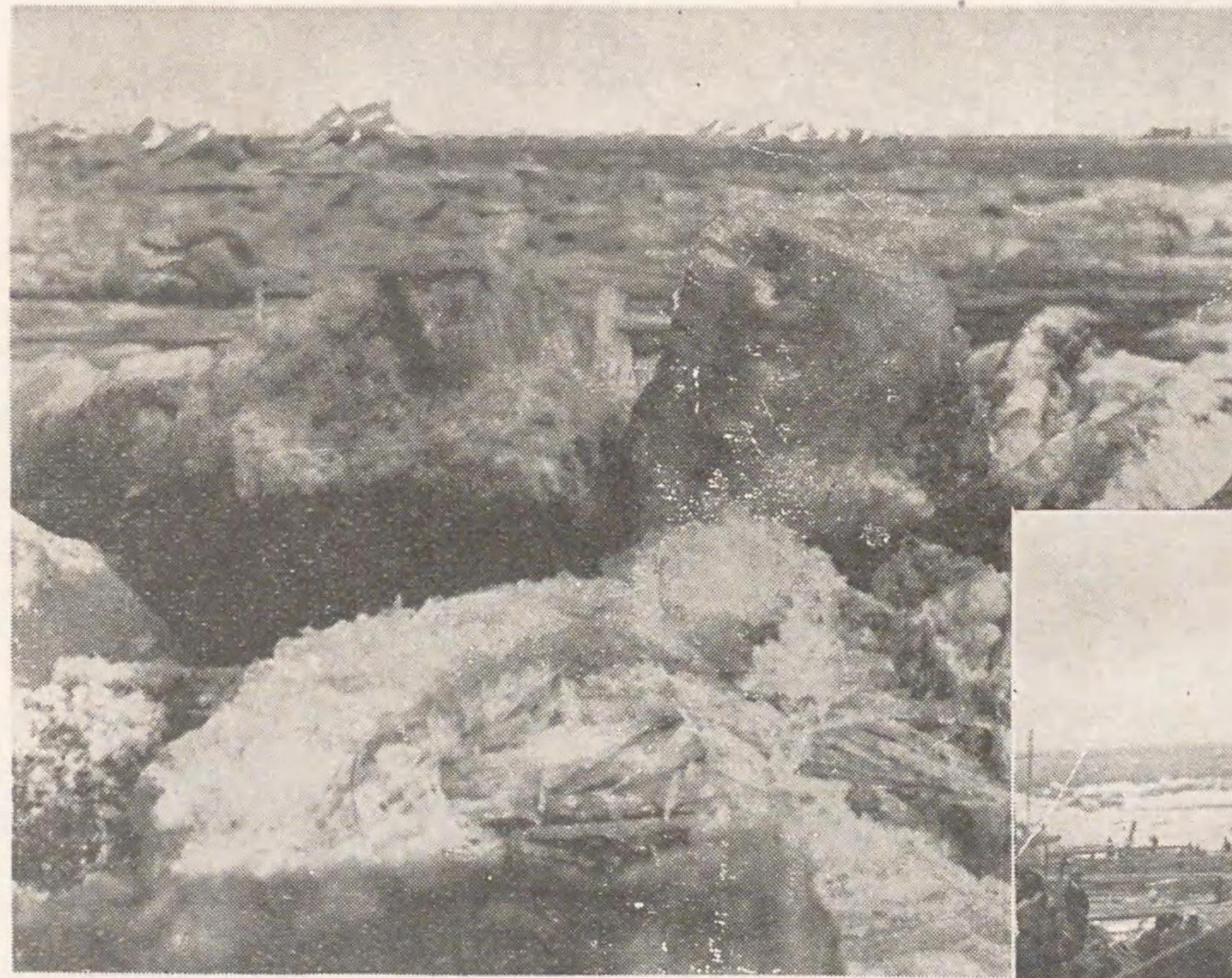


忠靈塔

松花江



結氷ノ時松花江上



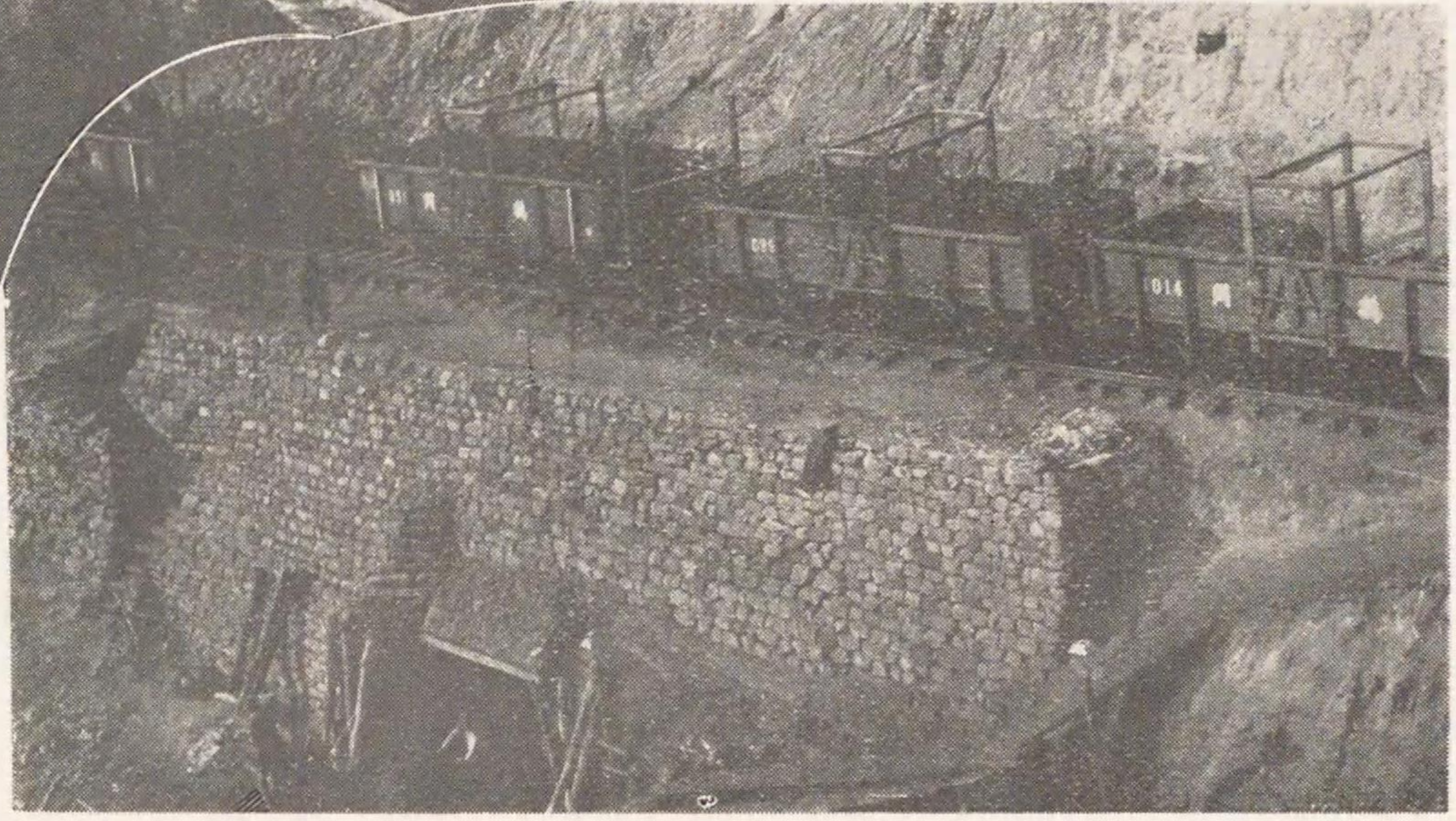
松花江ノ解氷



解氷ノ時松花江畔

炭礦情形



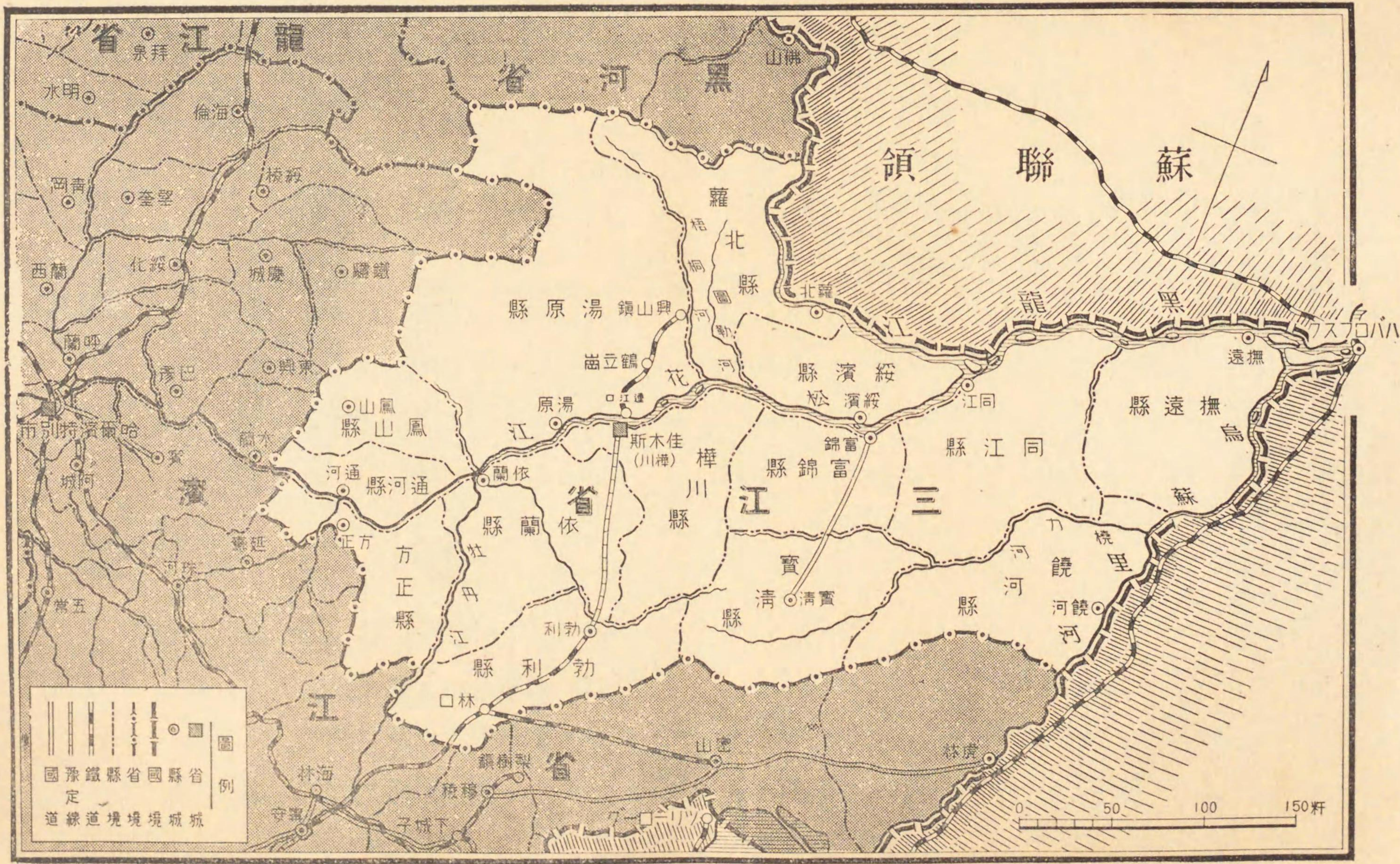


鶴立崗炭礦

三江省異景



罌粟栽培


三江省
蘇聯領
黑龍江
龍江省
黑河省
濱江省
蘿北縣
湯原縣
綏濱縣
同江縣
撫遠縣
富錦縣
樺川縣
佳木斯
(樺川)
依蘭縣
鳳山縣
通河縣
方正縣
勃利縣
寶清縣
饒河縣
林口
密山
虎林
哈爾濱特別市
圖例
省城
縣城
省境
縣境
鐵道
豫定線
國道
0
50
100
150粁

三江省區劃圖

目次

第一章　序說……一
第二章　地誌……三
第一節　地勢……三
第二節　面積・人口……七
第三節　氣象……八
第三章　行政
第一節　沿革……一一
第一項　滿洲建國前沿革概要……一一
第二項　滿洲建國と省制改革……一五
第二節　省行政機構……一九
第一項　省公署組織……一九

第二項　省公署官制……二一
第三項　省公署分科規程……二五
第四項　省公署職員……三二
第三節　地方行政……三四
第一項　縣行政……三四
第二項　區村制……三七

第四章　財政・金融

第一節　財　政……五二
第一項　概説……五二
第二項　縣別財政……六八
第三項　地方税制の改革……七六
第二節　金融機關……八一
第一項　概説……八一
第二項　新式金融機關……八一
第三項　舊式金融機關……八九

第四項　特殊金融機關……九二

第五章　產業・經濟

第一節　農　業……九四
第一項　概説……九四
第二項　主要農產作付狀況……九七
第三項　農業經營……九九
第四項　農村經濟……一〇〇
第二節　林　業……一〇三
第一項　分布狀態……一〇四
第二項　出材狀況……一〇六
第三節　鑛　業……一〇七
第四節　畜產業……一一〇
第五節　水產業……一一二
第六節　商・工業……一一二

第七節 阿片行政……一一六
第一項 概說……一一六
第二項 縣別概要……一一七

第六章 交通・通信・土木

第一節 鐵道……一三四
第一項 圖佳線(豫定線)……一三四
第二項 鶴立線……一三四
第二節 水運……一三五
第一項 松花江……一三五
第二項 黑龍江……一四四
第三項 烏蘇里江……一四九
第四項 其他支流……一五〇
第三節 空運……一五一
第四節 道路……一五三

第一項 路線……一五三
第二項 自動車運營……一五六
第五節 通信……一五八
第一項 郵務……一五八
第二項 電信電話……一六一
第六節 土木事業……一六二
第一項 概說……一六二
第二項 實施狀況……一六三

第七章 文教

第一節 總說……一七〇
第一項 教育方針……一七〇
第二項 教育行政機構……一七一
第二節 學校教育……一七三
第一項 概說……一七三
第二項 學校現勢……一七四

第三節　社會敎育……一七九
第一項　概說……一七九
第二項　社會教育機關……一七九
第四節　宗　教……一八一
第一項　概說……一八二
第二項　各派布教狀況……一八二

第八章　社會・衞生

第一節　社會事業……一八五
第一項　概說……一八五
第二項　救濟事業……一八六
第三項　義倉制度……一八七
第四項　社會事業團體……一九一
第二節　協和會三江省事務局……二〇一
第一項　概說……二〇一
第二項　沿革概要……二〇三

第三項　主要工作概要……二〇五
第三節　衞生行政……二〇九

第九章　司法・檢察

第一節　概　說……二一六
第二節　審判・檢察機關……二一八

第十章　軍事・警察・治安

第一節　軍　事……二三一
第二節　警察行政……二三二
第一項　行政機構……二三二
第二項　警務行政一般……二三三
第三節　治安概況と肅清工作……二三六
第一項　治安概要……二三六
第二項　治安維持肅清工作……二三八

第四節　保甲制度……二五二
第十一章　邑鎭誌……二五九
第十二章　結　論
第一節　警務指導刷新方針……二七一
第二節　産業開發方針……二七八
第三節　教育刷新計畫……二八七
第四節　結　語……二九二
—附　録—
日本拓務省特別農業移民概況
第一　緒言……二
第二　第一次農業移民の概況……四
第三　第二次農業移民の概況……一三
第四　第三次農業移民の概況……二一
第五　第四次農業移民の概況……二八

第一章　序說

滿洲國建國以來茲に四閱年、此間康德元年三月一日帝制の確立により國基奠定し、次いで同年十二月一日地方行政制度の變革あり、以て地方民政の暢達を計り、皇化中外の遐きに宣べ王道嘉謨邊境に普く薄海の民衆熙煦として新政の惠澤に浴し、國運萬禩の安きに置かんとしてゐる。

顧つて惟るに由來滿洲の地は封建軍閥割據の足場として實質上獨立の權勢を振ひ覇道的暴虐秕政を恣にし民生の安寧休戚は恬として顧みられざる實情にあつたのである。

されば我國建國以來其の建國の眞義に基き此等地方政治の舊弊を根絕し明朗闊達なる地方施政の更新を圖り以て蒼生の福祉を增進せしむる事としたのである。蓋し民生の根幹は地方政治の暢達にあり、地方行政制度の確立は王道滿洲國の根本義である。

即ち民政當局は舊來の封建軍閥の殘滓たる地方行政の陋習を打破し實體としての地方自治、制度としての中央集權の確立を企圖し眞正なる地方中間機關としての機能を發揮せしむる事は建國當初より當局の逸早く意圖してゐた處である。然るに建國當時庶政の改廢刷新を要するもの多く加ふるに因襲久敷き地方行政機構の急激なる改變は其の影響する處尠なからざるを慮り、愼重なる研究と適切なる時機を必要とするので暫く機運の圓熟を待望してゐたのである。斯くて建國後一年有半を閱し建國の創業漸く其の軌道に乘ると共に大同三年一月國務總理の本件に關する諮問機關として民政部内に臨時地方制度調査會の設置せらるゝ事となり、爾來該調査會に於て愼重審議を重ねた結果漸く具體化の機運熟し、同年即ち康德元年十二月一日を期して地方行政制度の改革を斷行する事となつたのである。即ち之れによれば從來の奉天、吉林、黑

龍江、熱河の四省を吉林、龍江、黒河、三江、濱江、間島、安東、奉天、錦州、熱河の十省とし更に從來蒙古民族の特殊性に鑑み蒙旗行政を行はしめてゐた興安總署を改めて組織法上の部となし蒙政部を獨立し管下興安西、南、東、北各省を管轄せしむる事としたのである。

斯くて新制下に誕生した十四省（民政部管下十省蒙政部管下四省）は各々中央集權制の下に統轄せられ内政の整備充實地方政治の更始刷新により國運駸々乎として全面的躍進を遂げつゝあるのである。

飜つて三江省を觀るに此の地はもと舊吉林省九縣並に黒龍江省五縣を以て新省區劃とし北部は黒龍江を隔て、蘇聯に接し西北部は黒河及龍江兩省に、南部は濱江省に接壤してゐるものであるが由來東北僻遠に偏して舊省當局の政令行はれず文化未開、民度低昧にして施設何等見るべきものはなかつたのである。

然るに滿洲建國と共に當局は斯くの如き地方施政の萎靡不振に放置するを許さず、普く之等遠隔の僻陬にも民治の伸揚を圖るべく鋭意方策を講ずる處あり、偶々前記省制改革を劃期として本省を分離獨立して一省となし省政の確立更新を斷行する事としたのである。即ち新省は北部を黒龍江に劃し、松花江を中央に挾む舊吉林、黒龍江兩省一部十四縣を併せて之を一省とし省城佳木斯を本省中樞に擁して省内を統轄し省政の圓滑なる運行を期してゐるのである。斯くして新生の省公署は中間行政機關として充分なる機能を發揮する事となり、内は産業の開發、文化の促進を圖り外は接壤蘇聯の重壓に備へて國防線確保の重責に膺り、以て本邦國運の隆昌と共に邊疆文化の水準を高め省政更新の曙光を東北僻地に見出し得る事となつたのである。

第二章 地誌

第一節 地勢

本省の地は舊吉林省東北部と舊黒龍江省東部の僻境地帶を占め略東經百二十八度より百三十五度、北緯四十五度より四十八度五分の間に跨る。而して北部は黒龍江彎曲して東西に流れ滿蘇國境を爲し西北部は黒河省と境を接して小興安嶺の支脈により純然たる山岳地帶を形成し、又龍江省東部の一部とも接して丘陵性をなしてゐる。西南部は濱江省と境し老爺嶺山脈の支脈龍爪溝嶺あり丘陵性起伏して東西に連なる。東部は興凱湖に源を發する烏蘇里江を以て滿蘇國境をなし本江は北流して黒龍國と合し又本省中央部には松花江の貫流するあり、西南より東北に向ひ黒龍江と合流す。即ち本省地勢を概觀すれば西北及東南方面に丘陵起伏し、東北部は低地濕地を形成してゐる。

（一）山岳

此地は地勢上特殊なる點としては山脈の走向概して南北に蜿蜒せるに在り、而して其の東面の傾斜急なるに反して西半面の傾斜著しく緩かである。

山脈は西北部に小興安嶺の支脈鶴立崗、烏木魯嶺、青山嶺あり、西南部に老爺嶺山脈の支脈たる龍爪溝嶺、大鍋盔山嶺奔松子嶺等連なる。

（二）河川

本省河川としては前述の如く中央を貫流する松花江あり、北部は黒龍江、東部は烏蘇里江流れ、滿蘇國境を形作り、此等は本省河川の大宗をなすものである。而して之等三大河川には夫々幾多の大小支流を集め流域には夫々沃野を形成して

ゐるのであるが此等支流の主なるものに就て見るに黑龍江に注ぐ街律河、鶏蛋河、霍倫喀河あり、松花江支流としては螞蜓河、岔林河、西北河、八里河、牡丹江、倭肯河、湯鴨莊河、梧桐河、都魯河、柳樹河、哈達河、安邦河等あり、烏蘇里江には饒力河、畢拉音河の注ぐあり、就中牡丹江及饒力河の二江が此等支流中最もたるものである。

今本省三大河川たる松花江　黑龍河、烏蘇里江に付少しく詳述を試みる事とする。

(1) 松花江

本江は遠く長白山脈中、白頭山上の湖水白山湖に其の源を發し頭道江及二道江の二河川を合流し北流、幾多支流を集め又勒呼寶山嶺より發する嫩江に合し濱江省を貫き東北に向ひ悠々北流して本省の中央部を西南より東北に走り同江に於て黑龍江と合流するものにして延長實に一、九二七粁に及び、此間上流に於ては前記頭道江、二道江、嫩江の外拉林河呼蘭河、阿什河、牡丹江等の支流を合す。中、下流地方本省内に於ても螞蜓河、、岔林河、西北河、八里河、倭肯河、湯暢莊河、梧桐河、魯河、柳樹河、哈達河、安邦河等の支流を有してゐる。

本江流域は其の地理的狀勢により區々であるが、今本省内流域地方の狀形を見るに哈爾濱より本省三姓地方に亘る間は高原地帶をなし、其の特徴とする處は水面の勾配著しく普通百分の二乃至五、淺瀨に於ては實に百分の二五乃至三十の勾配を有してゐる。而して水深は普通七呎より十四呎、最高四十呎に達するも淺瀨は三呎乃至三、五呎、最淺個所に於ては僅に二呎乃至夫れ以下にして、船舶の航行を阻害するも之に對しては種々技術的方法――水流の變更、岩盤の爆破等――を用ひ平均水深を約四呎内外に維持する事が出來る。此の區間は現在汽船の航行最も頻繁にして最大型汽船の就航を見てゐる。次に三姓下流一一〇粁の區間は山岳地帶をなし、河床は兩岸の高き爲め移動せず、河幅は三二〇米乃至四五〇米、最下流に於ては八五〇米に及ぶ。水深は九呎乃至十二呎、最深部は一五呎或は夫れ以上である。本江區は全江中の船舶航行上最も有利なる自然的條件を具へてゐる。更に最下流二四五粁の一帶は草原地帶をなし、此間は無數の島嶼、洲、淺瀨を有し、流れは網の目の如く分流し水量は極めて豊富ではあるが河床の移動激しき爲め航行上安全區域とは稱し難い。水深は平均五呎以上、河幅は一〇〇乃至三〇〇米を有するも狹き處に於ては僅か六、七十米にも達しない

(2) 黑龍江

本江は額爾克訥河と**シルカ**河の合流點に初まり、滿蘇國境線を劃して東に流るゝ事蜿蜒千數百粁、松花江、烏蘇里江の二大河を合して韃靼海峽の北端**ニコライエフスク**に於て海に注ぐ迄洋々二千八百粁に及び滿蘇兩國を二分する自然的國境線として政治的に重要なる國際河川である。

本江沿線地勢に就て一瞥するに其の水源より**アルバシン**に至る間は針葉樹に覆はれたる岩壁の間を東に流れ河幅は比較的大ならず、**アルバシン**附近より兩岸に立並ぶ山岳は漸次河岸に遠ざかり往々好適なる谷地を形成し夫れより下流は南東に流れ、若干の支流を合せて河幅を增し數個の水道に岐れ、其の間群小島嶼を形成してゐる。

黑河省呼瑪附近より再び山岳迫り兩岸より之を壓するも左岸の二大支流たる**ゼア**、**ブレヤ**兩河間にありては大平野江岸に横たはり、遠く北方に延びてゐる。**ブラゴエチエンスク**を距るに從ひ河幅は一層增大し**ブレヤ**河口に於ては處々に島嶼を浮べて洋々たる大流となる。**ブレヤ**を合したる後江は再び針葉樹及濶葉樹を以て覆はれ、岩質の兩岸の間を流れ、松花江の合する地方に於ては阿爾哈倭集嶺の支脈又左手より**ブレインスキー**山脈が接近してゐる。更に烏蘇里河の合流點に近づくに從ひ本江は幾多の深く且つ廣き水道に岐れ數多の島嶼を有し兩岸は再び低い緩傾斜をなしてゐる。烏蘇里合流點より蘇聯領内に入り北に流れ**アルグン**河を合し韃靼海岸に注ぐものである。

本江は枚擧に遑なき大小幾多の支流を有するものであるが就中本省内に就て見るに街律河、鶏蛋河、霍倫喀河等である

(3) 烏蘇里河

本江は興凱湖に源を發し、**ダウビヘ**河（延長二七五粁）及**ウラヘ**河（延長五五〇粁）の兩河より成り、水量多く隣接す

る滿蘇兩國領土の廣大なる面積を灌漑する幾多の支流を合し流域實に十萬平方粁に亘つてゐる。總延長九〇五粁に及び水深は最減水期に於てすら〇、七米にして增水期には平均一五呎に及ぶと稱せられてゐる。上流地方は密生せる森林山岳地帶をなすに反し中流以下一帶は氣候、地味共に農作物に適してゐるが、江岸地方は人煙稀薄にして最近漸く移民の來れるものあるに過ぎず、江岸の開發は將來に殘されてゐる。支流として主なるものは饒力河、畢拉音河等がある。

（三）平　原

本省は松花江中央部を貫流するを以て沿線一帶は大平原を有し特に東北部松花江、黑龍江合流地點一帶は茫洋たる平原を形作つてゐるが濕地帶多く、夏期は陸路の交通杜絕する事少しとしない。

（四）地　層

更に地層に就て見るに本省一帶は概ね山の西面地層發達し河川の東岸は廣野多きを特色とする。之が原因に就ては元より單純ならざるも主たる原因は一に風位に由るものと思考せらる。之を山脈に就て考ふるに本省內山脈は概ね南北に連るものであるが、之に沿ふ沖積層發達の原因は例年夏期草木の繁茂せる時に於て多く東風を見るも秋期以後翌春に至る間は西風多く草木枯燥せる時期に於て細土を捲席して之を山腰に移し之れが爲め山麓の西面は沖積益々加はり、地層の發達著しきに拘らず、東面の一半は依然舊態を持するが爲め此の特殊地勢益々發達せるものと言ふべきであらう。又之を河川に就て見るに、河川は其の流域に於て東面に支流の發達著しく且つ其の支流の流域は比較的遠距離より來るに反し西半面の支流は其の數多くして而かも其の距離短き特徵を有し、而して此の特殊關係は一面河川の東岸地方の原野概して廣く西岸地方の原野狹小なるを見る事となる。斯くの如く山脈、河川と地層との關係は風位に由る處多く、本地方に於ける地層中特に沖積土の發達せる原因は中央蒙古より發する氣候の關係にして、而かも之より發する乾燥せる土質は風位に從つて山岳の西半面に堆積せるものなるべきは推知に難からざる處である。

第二節　面積・人口

本省總面積は一〇七、五四四、六〇八平方粁にして其の人口九一二、三八二人に過ぎず、其の人口密度極めて低く、平方粁當り八、五である。蓋し本省開發は一に招民開墾に俟つ所以も亦茲にあると云ふべきであらう。

今此等面積、人口に付縣別に表示すれば次表の如し。

縣別面積人口一覽表

（滿洲統計協會發行「面積及人口統計」）

縣名	面積（平方粁）	面積（千分比）	人口	每平方粁平均人口
樺川縣	7,301 498	67.9	138,441	19.0
富錦縣	5,875 113	54.6	169,016	28.8
寶清縣	7,880 032	73.3	50,958	6.5
勃利縣	6,623 217	61.6	71,546	10.8
依蘭縣	8,358 819	77.7	172,559	20.6
方正縣	5,496 073	51.1	66,867	12.2
通河縣	2,607 177	24.3	51,331	19.7
鳳山縣	3,773 677	35.1	2,869	0.8
湯原縣	20,114 646	187.0	86,649	4.3
蘿北縣	6,864 403	63.8	8,365	1.2
綏濱縣	4'960 117	46.1	20,846	4.2
同江縣	10,433 562	97.0	28,241	2.7
撫遠縣	9,067 025	84.3	5,588	0.6
饒河縣	8,189 249	76.2	39,106	4.8
合計	107,544 608	82.5	912,382	8.5

各縣人種別人口統計表

（滿洲統計協會發行「面積及人口統計」）

縣別	戶數 總數	戶數 滿人	戶數 日本人 內地人	戶數 日本人 朝鮮人	戶數 外國人	人口 總數 總數	人口 總數 男	人口 總數 女	人口 滿人 男	人口 滿人 女	人口 日本人 內地人 男	人口 日本人 內地人 女	人口 日本人 朝鮮人 男	人口 日本人 朝鮮人 女	人口 外國人 男	人口 外國人 女
樺川縣	24,190	23,814	236	139	1	138,441	75,356	63,085	74,166	62,342	754	390	433	341	3	12
富錦縣	28,247	28,110	36	97	4	169,016	94,648	74,368	94,271	74,050	126	72	243	224	8	22
寶清縣	7,906	7,776	1	129	—	50,958	28,697	22,261	28,400	21,937	1	—	296	324	—	—
勃利縣	11,444	11,298	39	107	—	71,546	41,128	30,418	40,420	30,130	199	102	509	186	—	—
依蘭縣	29,773	2 ,445	39	288	1	172,559	96,703	75,856	95,823	75,050	124	61	75	744	1	1
方正縣	11,654	11,590	7	56	1	66,867	37,615	29,253	37,461	29,149	9	4	134	100	10	—
通河縣	9,231	9,112	10	109	—	51,331	28,915	22,416	28,574	22,149	15	5	326	262	—	—
鳳山縣	537	536	1	—	—	2, 69	1,742	1,127	1,739	1,127	3	—	—	—	—	—
湯原縣	14,240	14,139	8	92	1	86,649	51,840	34,809	51,525	34,536	26	9	288	261	1	3
蘿北縣	1,390	1,372	2	12	4	8,365	5,287	3,078	5,230	3,021	3	—	43	40	11	17
綏濱縣	3,793	3,778	3	9	3	20,846	11,893	8,953	11,866	8,924	3	1	21	17	3	11
同江縣	5,092	5,071	2	18	1	28,241	15,067	13,174	14,995	13,110	3	1	68	57	1	6
撫遠縣	1,5.7	1,236	2	359	—	5,588	4,040	1,548	2,697	545	3	—	1,340	1,003	—	—
饒河縣	8,857	7,762	7	1,082	6	39,106	31,956	7,150	27,753	4,086	20	8	4,171	3,018	12	38
計	**157,951**	**155,039**	**393**	**2,497**	**22**	**912,382**	**524,886**	**387,496**	**514,920**	**380,156**	**1,289**	**653**	**8,627**	**6,577**	**50**	**110**

第三節　氣　象

本省の氣象に就ては北方に進むに從ひ漸次低下し冬期黑龍江岸に近づくに從ひ降雪量增加するも一般的に之を觀れば氣象狀況全省を通じて差異極めて少ない。

之今等に就て省城佳木斯及其西南部三姓の二代表的地點に付統計的に表示すれば次の如し。

（一）氣　溫

（鐵路總局發行「圖寧・寧佳・林密線及背後地事情」）

地名＼月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
佳木斯	−21.78	−17.50	−11.76	0.92	12.96	17.94	18.41	18.60	11.50	1.55	−6.84	−13.75	0.94
三姓	−.0.7	−16.1	−6.3	4.7	12.8	18.9	21.1	21.0	13.7	5.0	−7.1	−17.2	2.5

備考　本表佳木斯に就ては康德元年一ケ年間調査とし、三姓に就ては三姓貿易館調査に係る既往十三年間の平均とす。

向ほ本省東南部勃利地方に於ても三姓佳木斯地方と大差なきもの如く冬期は何れも嚴寒にして一月の如きは最低零下三〇度乃至五〇度に降り地下結氷七、八尺に及び七凍八化の俚諺あるによりても推知せらる、であらう。而して三月下旬四月上旬に至り漸次解氷し始め七、八月の交は最も高溫を示し眞夏は三十五度以上に及ぶ。

（二）降雨量

（鐵路總局發行「圖寧・寧佳・林密線及背後地事情」）

地名＼月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
佳木斯	2.4	5.0	27.5	37.7	23.9	55.2	86.2	92.7	181.5	19.1	2.3	0.9	567.4
三姓	2.8	6.9	7.8	19.6	52.7	80.3	125.1	134.4	69.0	34.6	6.8	7.3	530.0

備考　本表中佳木斯に就ては康德元年調査とし三姓に就ては一九一七年より一九二七年に至る十ケ年間平均とす。

右表にて明かなる如く十一月より三月に至る結氷期間は雨量概ね少なく、六、七、八、九月は最も多し。而して之を農耕關係に就て見るに農作發育最も旺盛なる時期に於て雨量適度なるは最も好ましきも四、五月の交種子發芽期に於て雨量少きは耕作上欠點とする處である。

（三）降霜、降雪

地名＼項目	初霜	晩霜	無霜期間	初雪	晩雪
佳木斯	九月二十一日	五月十一日	一三二日	十月三日	四月十日
三姓	十月三日	五月一日	一五三日	十月二十日	四月二十一日

備考　本表中佳木斯に就ては康德元年調査とし三姓に就ては一九一九年より一九二九年に至る十ヶ年間平均とす。

以上の如く無霜期間は約百四十日前後と稱せられ南滿に比し聊か無霜期間短かき嫌あるも作物の耕作上何等痛痒を感ずる事なし。

第三章　行政

第一節　沿革

第一項　滿洲建國前沿革概要

（一）滿洲事變前沿革

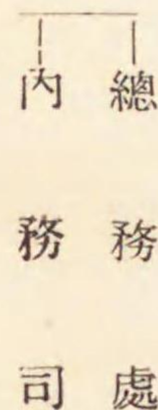
本省の地は舊吉林省東北部九縣及舊黑龍江省東部五縣より成るものにして其の地域は概ね舊吉林省依蘭道と略同一の地域を擁してゐるものである。本省の地に道制の施行されたのは清朝末葉光緒三十三年にして吉林行省公署の所管に屬し巡撫を置いて此地方を統轄せしむる事としたのである。

凡そ滿洲に於ける省制度は前記光緒三十三年の大改革に初まり從來將軍副都督の制を改めて巡撫とし之が行政機關として行省公署を設け玆に始めて省政の規模を備ふる事となつたのである。即ち當時日露戰爭の勃發により平穩なる沃野は忽ちにして兵馬倥傯の戰野と化し、之に乘じて匪賊群盜の蠢動横行夥しく、治安の紊亂は當時頽勢に傾ける清朝政府をして極度に狼狽せしめ、玆に局面打開の方途を講ずるの已むなきに至り省制度の大改革を斷行したのである。該改革は軍政に替ふるに民政を以てせる意味に於て行政史上特筆に價する省制度の新機軸と稱し得べく、即ち東三省全般、軍事及行政に關しては東三省總督を置くと共に巡撫は各省へ一般行政の最高機關として新設行省公署の長たり、玆に軍民兩政が明確に劃分せられ、省政務は概ね巡撫の專決掌理に屬し、特に其の性質緊要なるもののみに付總督の指揮を仰ぐ事としたのである。

而して各行省公署の組織に就ては奉天行省公署に承宣、諮議の二廳、交渉、旗務、民政、提學、度支、勸業、蒙務の七司及提法署督練處の十一機關を置き、吉林行政公署に交渉、民政、提學、提法、度支の五司及旗務處の六機關を置き、黑龍江行省公署に民政、提學、提法、度支の四司を設置し夫々所管事務を分掌事せしむるとしたのである。即ち承宣廳は省の機要總匯に關する事項、府廳州縣官吏の考核に關する事項を掌らしめ諮議廳は法令規則の審議に關する事項、省の制弊考究に關する事項を掌理せしめ、交渉司は外交、旗務司は旗人、民政司は民治巡警緝捕、提學司は教育、度支司は財賦、勸業司は農工商郵航路墾鑛等に關する事項を夫々分掌せしむる事としたのである。又提法署及督練處は行省公署の外署をなし巡撫に直屬し提法署は裁判事務を管理し、督練處は新軍の訓練、兵學の振興及防軍の整頓に關する事項を掌らしむ。而して各司の長を司使とし司使は巡撫の指揮を受け司務を總理せしめたのである。

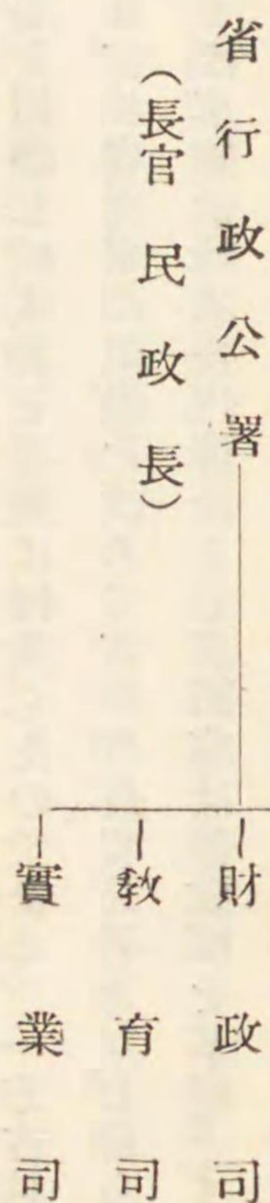
降つて宣統三年十月武漢の地に帝政打倒の烽火揚り、所謂武漢革命の勃發と共に翌年二月愛親覺羅三百年の社稷は覆つて民國共和政府の樹立を見るに至つた。

斯くして民國共和政府成るや茲に萬機の諸制更新せられ民國元年三月總督巡撫の制度は廢せられ各省に都督を置き省内の文武兩政を統轄せしめたが翌二年一月十八日教令第二號を以て劃一現行各省地方行政官廳組織令を發布し、都督をして專ら省内の軍政を總攬せしめ新たに各省行政公署を設置し之が長として民政長を置き省内の民政を掌理せしむる事となつた。是れ軍民分治の本元に還つたのである。奉天省に於ては同年十月十三日、吉林省に於ては同六月十三日、黑龍江省に於ては同七月十六日附を以て夫々民政長を任命し、左表の如き行政公署組織を以て民政事務を行はしむる事としたのである。



總務處
內務司

省行政公署（長官 民政長）



財政司
教育司
實業司

越へて民國三年五月二十三日教令第七十二號を以て省官制公布せられ行政公署を巡按使公署に、民政長を巡按使に夫々改稱する事とした。

更に民國十五年五月國民黨を中心とせる軍閥打倒の國民革命湖廣の地に起るや天馬空を馳るが如く忽ちにして長江以南を略し破竹の勢を以て北進し遠く奉天軍を追つて平津の地に迫り、他方同十七年六月四日張作霖の爆死は東北各省は勿論北支一帶の政局に重大なる影響を齎し斯くして同年十二月二十九日易幟により爾來東北政權も全く南京國民政府の勢威下に服するに至つた。翌十八年二月國民政府より省政府組織法公布されたるを以て東北四省も之に則り從來の省制に大改組を加へ省政府を設立する事となつた。

該新制省政府は合議制に依つて組織せられ委員會は國民政府任命の五名乃至十三名の委員を以て構成せられ之が長として省政府主席を任ずる事とした。而して省政府に祕書處、民政廳、財政廳、教育廳、建設廳及農鑛廳の一處五廳を設置し又處廳長には省政府委員中より之を任命した。

祕書處は一切の機密及政府委員會々議に關する事項、收發文件の撰擬保存に關する事項、省政府委員會會計に關する事項、統計及報告の編成に關する事項、省政府各廳處職員の進退記錄に關する事項を掌る。

民政廳は縣市行政官吏の任免及監督に關する事項、地方自治に關する事項、地方行政區制の確定及變更に關する事項、警政及公共衞生に關する事項、保衞團に關する事項、選擧に關する事項、賑災及其他社會救濟に關する事項、禮俗宗教に

關する事項、禁烟に關する事項、各種土地登記收用及其他土地行政に關する事項を掌る。

財政廳は省稅及省公債に關する事項、省政府の豫算決算に關する事項、省庫收支に關する事項、省公産に關する事項を掌る。

建設廳は公路鐵道の建設に關する事項、河川及其他水利工程に關する事項、新市新村建設に關する事項、各種土地の測量及其他土地建築に關する事項を掌る。

農鑛廳は農業、漁業、牧畜、森林の一般保護監督及獎勵に關する事項、農業、漁業各團體の組織指導に關する事項、農村改良に關する事項、地主小作人間の爭議に關する事項、鑛業の一般保護に關する事項、鑛務、警察及鑛夫の待遇に關する事項を掌る。

（二）滿洲事變直後

民國二十年九月十八日滿洲事變勃發して東北の時局混沌として無政府狀態を現出せる秋に當り、舊政權の暴虐秕政に呻吟せる東北民衆の間には期せずして各地に澎湃たる新國家建設運動起り、東北四省は相次いで獨立の烽を擧げ、純然として新建國運動の傘下に集ふ事となつたのである。先づ奉天に於て九月二十四日奉天地方自治維持會の組織となり、大綱及具體策を講じて新國家建設工作に邁進する事となり、次いで之が省政府の職權を代行するに至つたのである。斯くして奉天省獨立工作を進め十一月七日于沖漢を中心とする自治指導部を組織し自治を促進し次いで十二月十五日地方維持委員會を解散して省政府を組織し臧式毅を省長に推戴したのである。一方吉林に於ては前東北邊防軍副司令、長官公署參謀長熙洽は九月二十六日吉林省從來の組織を改めて吉林省長官公署となし自ら省長就任、同月二十八日獨立を宣言したのである又黑龍江省に於ては事變當時省長代理たりし萬國賓は舊政權を基礎とする新政權の樹立を企圖したるに對し、洮南に在りし張海鵬は黑龍江省に新政權を樹立するの宣言を發して齊々哈爾入城を企てたるを以て馬占山軍の齊々哈爾集中となり、

嫩江橋梁の破壞、日軍と馬軍の交戰、馬軍の海倫退却、日軍の齊々哈爾入城となつたのである。馬軍退却するや吉祥を會長とする地方自治會成立し張景惠を江省主席に推戴する事とした。斯くて翌年一月一日張景惠は哈爾濱に於て獨立宣言を發し一月七日主席就任式を擧行し吉祥を省長代理に任じ自治會を解散したが馬占山は吉祥の省長代理に反對し爾來紛糾を重ね二月二十日馬自ら省長に就任する事となつた。

斯くて東北三省各々相次いで獨立を宣言し各政府を組織せるが軈て自治指導部を中心とする新國家建設の運動は着々として進展し民國二十一年二月十六日各省長官其他民衆代表は新國家建國會議を奉天に開催し、同十七日東北行政委員會成立し翌日委員會の名に於て滿蒙新國の獨立を中外に宣布し各省縣の建國促進運動熾烈なると共に諸般の準備を整へ大同元年三月一日遂に滿洲國政府成立し三月九日執政の就任式を擧行するに至つた。

第二項　滿洲建國と省制改革

（一）滿洲建國後暫行省制

大同元年三月一日滿洲國成立するや同月九日敎令第十三號を以て省公署官制公布せられ、其の第一條に於て從來の省政府を廢して省公署を新設する旨規定せられ、之に從つて從來の省長官公署は省公署に改稱せられ、又第二條に於て省公署に省長を置く事となり、從來の長官は之を改めて省長となし、又舊來の各廳處を廢し第八條に於て省公署に總務、民政、警務、實業及敎育の五廳を置く事と規定し夫々其の所管事務を分掌せしむる事とした。即ち

總務廳は機密に屬する事項、人事に關する事項、文書及統計に關する事項、官印の管守に關する事項、會計に關する事項を掌る。

民政廳は自治行政の監督に關する事項、土木に關する事項、賑災及救恤に關する事項、官有財産の管理に關する事項、

土地に關する事項を掌る。

警務廳は警察に關する事項、衛生に關する事項、禁烟に關する事項、爭議に關する事項を掌る。

實業廳は農工商森林鑛山及水産に關する事項、官營事業の管理に關する事項、農田及水産に關する事項、度量衡に關する事項を掌る。

教育廳は教育及學藝に關する事項、禮俗及宗教に關する事項を掌る。

而して舊省政府に於ける財政廳は廢せられて中央に移管せられ省の經費は一に中央より支給し以て地方官廳の專恣を防ぐ事となり、又舊來省長官の有せし軍政の權も中央に移され、舊來の建設廳は廢せられて民政廳の一科となし全省警務處は警務廳に改めらるゝ事となつた。

斯くの如く新省官制に則り奉、吉、黑三省は早く改組を斷行したるも熱河省に於ては前省長湯玉麟一派の舊軍閥舊態依然として省政を掌理し遂に滿洲國の統制に服せざるに至れるを以て日滿兩軍の討伐となり、之に續く政治工作を經て大同二年五月三日漸く省公署を初め地方各機關又復活し新法令行はれ中央との連絡統制を開始するに至つた。（教令第三六號）

尙ほ大同元年三月九日省公署官制公布と同時に教令第十四號を以て暫く省公署に參事官を置くの件を公布し學識經驗ある士を擧げ（定員六名以內）以て省長の諮問に應じ重要政務に參劃せしめ、又同年三月十一日教令第十七號を以て省公署に祕書長を置く件を公布し省行政に練達の士を擧げて省長の諮問に應じ機要の事務に參劃せしむる事とした。

斯くの如くにして此間一部省界の改變されたるものあるも建國以來康德元年十一月末に至る二ケ年有餘の間漸行的に該省制を踏襲し來れるものである。

（二）省制の改革

建國直後に於ける前記暫行省制は建國蒼惶の際に制定せられたもので其の地域區劃も概ね建國前の省區劃を其儘姑息的に踏襲せるものである爲め省政運行上幾多の不便困難多く妥當を欠ぐ處尠なからざるものがあつた。即ち各省共尨大なる地域を擁して邊疆に及び交通不備にして治安紊れ到底省政の圓滑なる運行は期する能はず、政令普く行はるべくもない狀態にあり、斯くては中間行政機關として其の機能を充分に發揮する事はもとより不可能であつた。

されば地方行政の全面的改革は建國當初逸早く當局の意圖する處であつたが當時建國創草の際に當り庶政の改廢刷新を要するもの多く、加ふるに此等地方行政制度の改革は其の影響する處尠なからず、愼重なる研究と適切なる時機を必要とするのを暫し之を遷延し來つたのである。斯くて建國以來逐次萬般の施政整へると共に地方行政制度確立の機運も漸く熟するに至り、大同三年一月民政部內に臨時地方制度調査會を設置せらるゝに及び臧民政部總長之が會長となり同會成立するや鄭國務總理は臧會長に對し左の諮問を發したのである。

「現行行政區劃中省の區劃を廢止し新たに全國を分ちて地方行政上最も妥當なる若干の行政區劃に區分するを必要と認む。

其の行政區劃及び之に伴ふ地方行政制度並びに其の實施時期、實施上必要なる措置に關し會の意見を諮ふ。」

右諮問に對し同會は鋭意研究調査を重ねて答申し鄭國務總理は此の答申に基き民政部總長に之が實施を示達したのである。

斯くの如くにして康德元年十月十一日勅令第百二十四號を以て地方行政制度改革公布せられ同年十二月一日より之を實施する事となつたのである。

今該改革の要領に就て述ぶるに、區劃の改正に就ては

（一）各省の行政區劃は現在及將來に於ける交通通信施設を參酌し各行政區劃相互に均衡を得る事

（二）自然の地理及歷史の沿革に適する事

(三)　交通、經濟其他の關係に於て最も適當なる行政の中心都市を存有するを得る事

(四)　中間行政機關としての充分なる機能を發揮し得べき組織形態を具有せしむる爲めには相當の地域を管轄せしむる必要ある事

(五)　治安及國防上適當なる區域に配備せられたる軍事關係機關との連絡に便なるを得る事

(六)　所管區域内の各縣の事務上及人事上の連絡統制を計るに便宜なる事

等を趣旨とし、民政部管下新行政區劃を奉天、吉林、濱江、龍江、錦州、安東、熱河、三江、間島、黑河の十省に分ち又省制の組織及權限に就ては

(一)　新省公署の組織に就ては急激なる變更を生ずるを避け且つ各地方の情勢に適切なる機構を有せしむる事

(二)　中央及地方相互の連絡を計り上意下達、下意上達の途を講じ殊に地方事情の把握を期する機能を持つ事

(三)　省公署内各廳間の統制を計るに便宜なる事

(四)　中央政府に對する隷屬關係を改め事務の連絡統制に資する事

(五)　建國以來の經驗及び時代の進運に鑑み、中央政府の所管すべき事務と地方行政機關の所管すべき事務とを明確に分別する事

(六)　省長の權限を明確にし、中間機關として充分なる機能を發揮せしむる事

等を眼目としたのである。

以上の如く省政機構は舊制の弊に鑑み特に各廳間管掌事項の確定、各廳間の連絡を計り省長の下に一絲亂れざる統制を期し縱積共に聯繫を保つて省政の更新を期する事としたのである。

而して新省公署に總務、民政、警務、實業、教育の五廳を置くも地方の情勢を考慮し徒らに形式に墮せしめず、省の事情及事務の簡繁によつては特定省公署に實業及教育の二廳又は其の一を置かざる事を得る事とした。

省長の權限に就ては「省長は民政部大臣の指揮監督を承け各大臣所管の事務に付ては其の指揮監督を受け法律命令を執行し省内の縣長市長及警察廳長を指揮監督し省内の行政事務を管理す」る外人事に關する權、省令發布に關する權、出兵請求權を有するものである。此等は外見上舊制と大差なきが如くであるが內實は必ずしも然らず、即ち中央に於て所管すべき事項例へば薦任官以上の人事任免權の如きは中央が掌握し中央行政機關として充分なる機能を發揮せしむるに必要なる權限例へば縣豫算の查定認可權及び所部委任官以下の進退賞罰の如きは省長專決事項とし、縣の手數料、使用料の新設變更、縣豫算各項の流用及豫備費支出、縣の一時借入金の如きは省長の認可を受くべき事項とし其の權限の委任範圍を明瞭に定め又國內治安に就ても萬全を期し得る樣其の權限を省長に與ふる事としたのである。

又各廳に於ける所管事項は從前と殆んど大差なきも啻だ嘗て實業廳の所管に屬せる鑛山に關する事項は凡て鑛山監督署に移管せられ國有林に關する事項は森林事務所の設置により該所に移管せらるゝ事となり、實業廳所管の森林に關する事項は公有林、私有林並に其植林等の事項に止むる事とした。

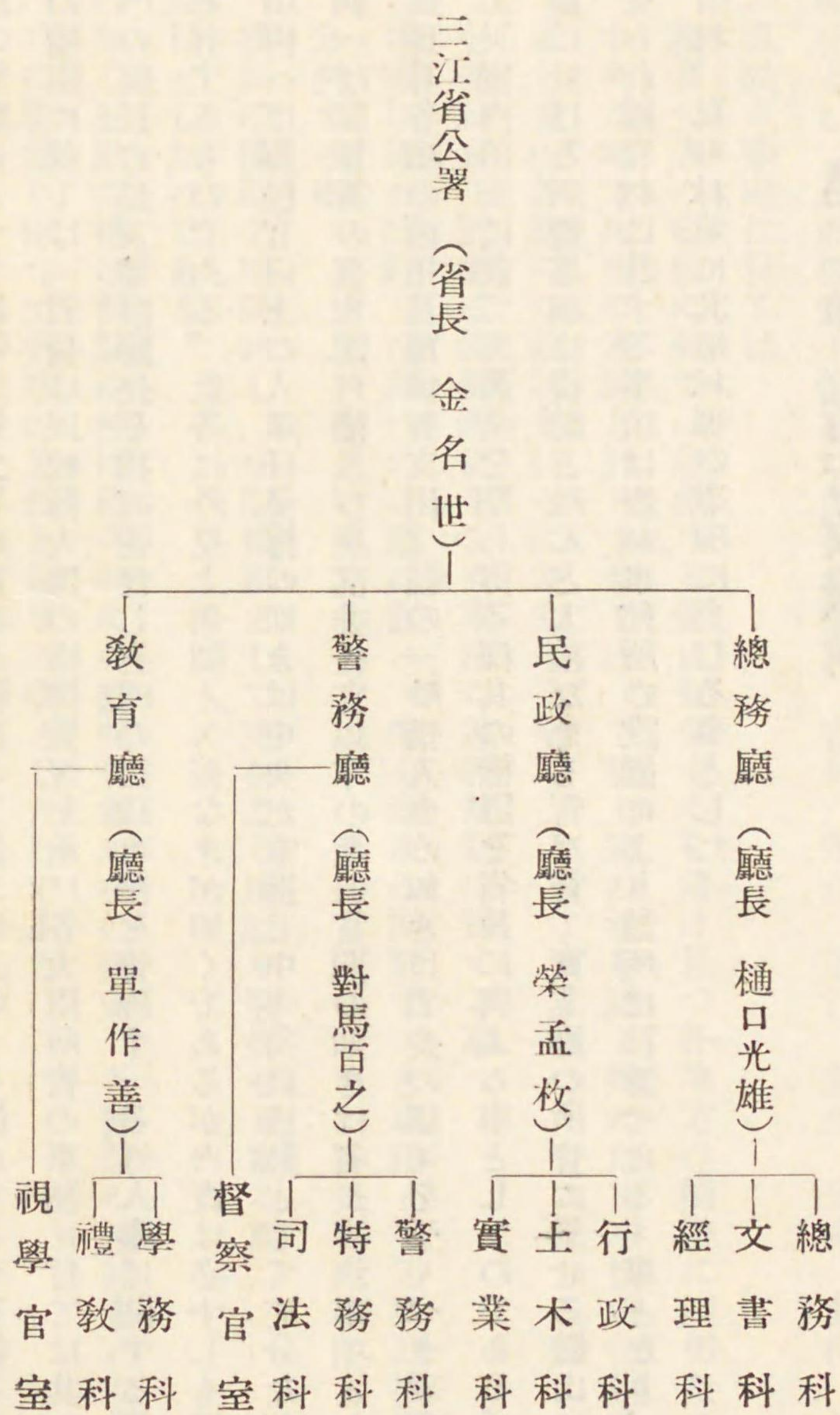
第二節　省行政機構

第一項　省公署組織

上述趣旨を以て康德元年十二月一日省制改革せらるゝと共に本省は舊吉林省より東北部九縣、舊黑龍江省より東部五縣を割き此等十四省を以て新省として成立する事となつたものである。此に於て舊來東北僻遠の地も新生獨立の省として省城佳木斯を中心として管下の省行政の運行に當る事となつた。

省公署の組織に就ては原則として總務、民政、警務、實業、教育の五廳を置く事とせるも、前述の如く省公署官制第十三條に於て民政部大臣の指定する省公署に於ては實業廳及教育廳又は其の一を置かざる事を得る事とし、地方特殊情勢及事務繁簡により必ずしも形式に墮せしめざる事としたのであるが本省に於ては前記五廳中實業廳を置かず、實業に關する事務は民政廳に實業科を設けて之を管掌せしむる事とされたのである。

茲に本省公署組織及主腦部を表示すれば次の如し。



第二項　省公署官制

新制省公署官制は康德元年十月十一日勅令第百二十四號を以て公布せられ同年十二月一日より左の如く施行せらるゝ事となつた。

省公署官制

（康德元年十月十一日勅令第一二四號）

第一條　省公署ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク

省長	十人	簡任（内四人ヲ特任ト爲スコトヲ得）
廳長	四十六人	簡任若ハ薦任
理事官	八十六人	薦任
技正	十八人	薦任
秘書官	十人	薦任
督察官	十人	薦任
事務官	百二十四人	薦任
警正	十四人	薦任
視學官	十七人	薦任
技佐	三十四人	薦任
屬官	千十九人	委任
技士	八十四人	委任

警佐　三十二人　委任

第二條　前條ニ揭クル職員ノ各省公署ノ定員ハ民政部大臣之ヲ定ム

第三條　省長ハ民政部大臣ノ指揮監督ヲ承ケ各大臣所管ノ事務ニ付テハ其ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ省內ノ行政事務ヲ管理ス

第四條　省長ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ其ノ進退賞罰ニ關シ民政部大臣ニ具狀シ委任官以下ニ付テハ之ヲ專行ス

第五條　省長ハ省內ノ行政事務ニ關シ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ省令ヲ發スルコトヲ得

第六條　省長ハ省內ノ縣長、市長及警察廳長ヲ指揮監督ス

省長ハ縣長、市長又ハ警察廳長ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ超ユルモノアリト認ムルトキハ之ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第七條　省長ハ安寧秩序ヲ保持スル爲兵力ヲ要スルトキハ之ヲ民政部大臣ニ具狀スヘシ

但シ非常時急變ノ場合ニ際シテハ地方駐劄ノ軍隊ノ司令官ニ出兵ヲ請求スルコトヲ得

第八條　省長事故アルトキハ總務廳長其ノ職務ヲ代理ス

第九條　省長ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ縣長、市長又ハ警察廳長ニ委任スルコトヲ得

第十條　廳長ハ省長ノ命ヲ承ケ廳務ヲ掌理ス

警務廳長ハ警察事務ノ執行ニ關シ省長ノ命ヲ承ケ省內ノ警察廳長、警務局長及警正以下ノ警察官吏ヲ指揮監督ス

第十一條　理事官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

技正及技佐ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

祕書官ハ省長ノ命ヲ承ケ機密事項及特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル

督察官ハ上官ノ命ヲ承ケ省內警察事務ノ實況ヲ督察ス

警正ハ上官ノ命ヲ承ケ警察ニ關スル事務ヲ掌リ警察事務ノ執行ニ關シ警務廳長ノ命ヲ承ケ警佐以下ノ警察官吏ヲ指揮監督ス

視學官ハ上官ノ命ヲ承ケ學事ノ實況ヲ視察シ臨時命ヲ承ケ教育ニ關スル事務ヲ掌ル

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

技士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

警佐ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察ニ關スル事務ニ從事ス

第十二條　省公署ニ左ノ五廳ヲ置ク

總務廳

民政廳

警務廳

實業廳

教育廳

第十三條　民政部大臣ノ指定スル省公署ニハ實業廳及教育廳又ハ其ノ一ヲ置カサルコトヲ得

前項ノ場合ニ在リテハ第十七條又ハ第十八條ニ揭クル事項ハ民政廳ニ於テ之ヲ管掌ス

第十四條　總務廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　機密ニ關スル事項

二　人事ニ關スル事項

三　官印ノ管守及文書ニ關スル事項
四　會計及庶務ニ關スル事項
五　統計及調査ニ關スル事項
六　他廳ノ所管ニ屬セサル事項
第十五條　民政廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　地方行政ノ監督ニ關スル事項
二　賑災及救恤ニ關スル事項
三　土木ニ關スル事項
四　土地ニ關スル事項
第十六條　警務廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　行政警察ニ關スル事項
二　司法警察ニ關スル事項
三　衛生ニ關スル事項
第十七條　實業廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　農林、畜産及水産ニ關スル事項
二　工商ニ關スル事項
第十八條　教育廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　教育及學藝ニ關スル事項

二　禮俗及宗教ニ關スル事項
三　史跡、名勝、天念紀念物ニ關スル事項
第十九條　省ノ名稱、區域及省公署ノ位置ハ別表ニ依ル（註―別表削除）
第二十條　省長ハ民政部大臣ノ認可ヲ承ケ各縣ノ分科及處務規程ヲ定ム

附　則

本令ハ康徳元年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス
大同元年教令第十三號省公署官制、大同元年教令第十四號暫ク省公署ニ參事官ヲ置クノ件、大同二年教令第十七號省公署ニ祕書長ヲ置クノ件ハ之ヲ廢止ス

第三項　省公署分科規程

本省公署分科規程は本省成立後省公署に於て之を作成し省公署官制第二十號に基き民政部に申請し之れが認可を經て次の如く施行する事となつた。

第一章　總務廳

第一條　總務廳ニ左ノ三科ヲ置ク
總　務　科
文　書　科
經　理　科

第二條　總務科ノ職掌左ノ如シ
一　機密ニ關スル事項
二　渉外及特ニ命セラレタル事項
三　省公署印及省長印ノ典守ニ關スル事項
四　人事ニ關スル事項
五　調査、統計及資料ニ關スル事項
六　情報及宣傳ニ關スル事項
七　視察竝連絡ニ關スル事項
八　他廳科ノ主管ニ屬セサル事項

第三條　文書科ノ職掌左ノ如シ
一　法令案及一般文書ノ審査、進達ニ關スル事項
二　文書ノ收發及保管ニ關スル事項
三　公報及公示ニ關スル事項
四　當宿直ニ關スル事項

第四條　經理科ノ職掌左ノ如シ
一　豫算及決算ニ關スル事項
二　收支ニ關スル事項
三　國有財産ニ關スル事項

四　用度及營繕ニ關スル事項
五　傭人ニ關スル事項
六　廳內取締ニ關スル事項

第二章　民政廳

第五條　民政廳ニ左ノ三科ヲ置ク
行政科
土木科
實業科

第六條　行政科ノ職掌左ノ如シ
一　地方行政ノ指導監督ニ關スル事項
二　社會事業ニ關スル事項
三　公共團體ノ豫算及決算ノ監督ニ關スル事項
四　地方税、使用料、手數料及地方債ニ關スル事項
五　土地ニ關スル事項
六　他科ノ主管ニ屬セサル事項

第七條　土木科ノ職掌左ノ如シ
一　公共團體ノ土木建築工事ノ監督及補助ニ關スル事項

二 直轄ノ土木工事ニ關スル事項
三 道路、河川、運河、港灣及砂防ニ關スル事項
四 鐵道、軌及索道ニ關スル事項
五 水面及水利ニ關スル事項
六 都邑計畫ニ關スル事項
七 上下水道ニ關スル事項
八 土地收用ニ關スル事項
九 其ノ他土木建築ニ關スル事項

第八條 實業科ノ職掌左ノ如シ
一 農事及畜産ニ關スル事項
二 林産及水産ニ關スル事項
三 開墾及殖民ニ關スル事項
四 産業團體及工商團體ニ關スル事項
五 工商業ニ關スル事項
六 電氣及瓦斯事業ニ關スル事項
七 公司ニ關スル事項
八 度量衡ニ關スル事項

第三章 警務廳

第九條 警務廳ニ左ノ三科及督察官室ヲ置ク
警務科
特務科
司法科

第十條 警務科ノ職掌左ノ如シ
一 警衛及警備ニ關スル事項
二 警察規畫及警察統計ニ關スル事項
三 警察職員ノ教養ニ關スル事項
四 戶口ニ關スル事項
五 保安警察ニ關スル事項
六 衛生警察ニ關スル事項
七 他科ノ主管ニ屬セサル事項

第十一條 特務科ノ職掌左ノ如シ
一 集會結社及多衆運動ノ取締ニ關スル事項
二 政治、經濟、教育及宗教ニ關スル警察事項
三 思想、勞働及社會運動ノ取締ニ關スル事項

四　出版及著作權ニ關スル事項
五　新聞紙、雜誌其他ノ出版物及「フイルム」ノ檢閲ニ關スル事項
六　外國人ノ保護及取締ニ關スル事項
七　外國人ノ入國及移民ニ關スル事項
八　其他特務警察ニ關スル事項

第十二條　司法科ノ職掌左ノ如シ

一　犯罪豫防ニ關スル事項
二　犯罪搜査及檢擧ニ關スル事項
三　鑑識及指紋ニ關スル事項
四　犯罪即決ニ關スル事項
五　匪賊ニ關スル事項
六　保甲制度ニ關スル事項
七　其他司法警察ニ關スル事項

第十三條　督察官室ノ職掌左ノ如シ

一　警察事務ノ督察ニ關スル事項
二　其他特ニ命セラレタル事項

第四章　教育廳

第十四條　教育廳ニ左ノ二科及視學官室ヲ置ク

學務科
禮教科

第十五條　學務科ノ職掌左ノ如シ

一　學校教育ニ關スル事項
二　學校衞生及體育ニ關スル事項
三　學藝ニ關スル事項
四　留學生及育英事業ニ關スル事項
五　他科ノ主管ニ屬セサル事項

第十六條　禮教科ノ職掌左ノ如シ

一　社會教育ニ關スル事項
二　禮俗及宗教ニ關スル事項
三　廟宇、廟産、古蹟古物、名勝及天然紀念物ニ關スル事項

第十七條　視學官室ノ職掌左ノ如シ

一　學事ノ視察ニ關スル事項
二　教育ノ指導督勵ニ關スル事項
三　視學ノ連絡統制ニ關スル事項

第四項　省公署職員

康徳元年十一月一日民政部令第十五號を以て定められたる本省公署の定員は省長一廳長簡任三薦任一理事官五祕書官一督察官一事務官九警正一視學官二技佐三屬官七〇技士五警佐二にしてその各廳各科の配屬次の如し。

本省公署定員表

區分		簡任官 滿	簡任官 日	簡任官 計	薦任官 滿	薦任官 日	薦任官 計	委任官 滿	委任官 日	委任官 計	計 滿	計 日	計 計
省長		一		一							一		一
總務廳	廳長		一	一								一	一
	總務科				二	一	三	八	三	一一	一〇	四	一四
	文書科				一	一	二	五	二	七	六	三	九
	經理科					一	一	三	三	六	三	四	七
	計		一	一	三	三	六	一六	八	二四	一九	一二	三一
民政廳	廳長	一		一							一		一
	行政科				一	一	二	九	二	一一	一〇	三	一三
	土木科				一	一	二	四	一	五	五	二	七
	實業科				一	一	二	四	二	六	五	三	八
	計	一		一	三	三	六	一七	五	二二	二一	八	二九
警務廳	廳長		一	一								一	一
	警務科					一	一	三	二	五	三	三	六
	司法科				二	一	三	六	四	一〇	八	五	一三
	特務科					一	一	三	二	五	三	三	六
	督察官					一	一					一	一
	計		一	一	二	四	六	一二	八	二〇	一四	一三	二七
教育廳	廳長				一		一				一		一
	學務科					一	一	五	一	六	五	二	七
	禮教科				一		一	四	一	五	六	一	六
	視學官				一	一	二				一	一	二
	計				三	二	五	九	二	一一	一二	四	一六
總計		二	二	四	一一	一二	二三	五四	二三	七七	六七	三七	一〇四

外に雇員滿人四七日人二三名計六九名傭員四二名がある。

第三節　地方行政

第一項　縣行政

凡そ縣制は地方自治團體として最も重要なる行政單位をなし、縣政の整備刷新は地方行政基礎確立上緊要不可缺の問題である。

滿洲建國後に於ける縣制は其の端を自治指導部に發するものである。即ち滿洲事變直後動搖混亂の渦中に於て先づ奉天省有志相諮り、奉天地方自治委員會組織され治安及金融の維持に當り、後省政府の職權を代行し省政府再組織の基礎となつたが、中央に於ける此種運動の進展に伴ひ、地方に於ても自衞自治を目的とする地方維持會、自治委員會續々として設立せらるゝ事となつた。斯くの如くにして各縣の維持會が漸次其の自治機能を發揮し、縣の行政を行ふに至れる爲め此等自治機關を細胞として有機的結合を十分ならしめんとして、其の中央機關設置の必要を痛感し、茲に十一月十日于沖漢を主腦とせる自治指導部を奉天に組織するに至つた。自治指導部の精神は滿蒙の天地に極樂土を建設し、以て興亞の經倫を行ひ世界正義の確立を目指すもので當時混亂鼎の湧くが如き各縣に自治指導員を派し、治安、財政、教育、產業等一般行政の再建に當らしめ、又各縣に縣自治執行委員會を置き、縣自治指導委員會をして之を指導監督せしむる事とした。縣自治執行委員會は自治組織章程により設置せられたもので、縣內の達識名望ある者に付縣自治指導委員會の推薦した委員を以て組織し、委員の互選による委員長を縣長に代る執行機關とし、行政諸般の事務を掌理する事としたのである。

次いで十二月十五日奉天省政府成立し、翌年一月縣公署組織暫行條例を發布して縣公署を復活し、從來の自治執行委員長を廢して新たに縣長を任命した。而して縣長は同時に自治執行委員會の委員長にして、自治執行委員會は縣自治行政に關する重要事項を審議決定し、縣長をして之を執行せしむる事としたのである。

越えて滿洲國成立後自治指導委員會、自治執行委員會解組せられ、大同元年七月敎令第五十四號「縣官制」及同第五十五號「自治縣制」の公布せらるゝ事となつた。尤も之は事實上施行せらるゝに至らず、從來の自治指導員が縣參事官並に之を補佐し代理する屬官として任命せられたるのみであつたが、二年八月民政部は訓令第五三三號を以て各縣臨時改組辦法に依り、縣公署の改組を命じ、茲に縣は統一ある組織を有するに至つた。

右縣制並びに縣官制制定の趣旨は（一）自治縣の確立（二）縣行政組織の改革（三）請負制度の廢止（四）縣財政紊亂の蕭清（五）參事官制度の採用にあり、同法によれば（一）縣は法人として國の監督を受け、法令の範圍に於て其の公事兵務及法令に依り縣に屬する事務を處理し（二）縣に縣長參事官以ト各職員を置き（三）縣長は縣を代表し、省長の指揮監督を受けて縣の行政を統括し、參事官は縣長を補佐して縣政の機務に參畫するものとし（四）縣公署に總務科、內務局警務局、實業局の一科三局を置き各々其の所管事項を掌らしむる事としたのである。

然るに該縣制及縣官制は其の後各省より種々なる意見の具申し來るものあり、民政本部も各種情勢に鑑み改正の要あるを認め立案審議する事としたが、何分本問題は地方制度改正の重大案件たり、之が審査修正にも尚ほ相當時日を要し、他方建國後一年有半を閱したるも各縣の組織は依然舊慣に依り各省も亦前例を踏襲するの已むなき情勢にあつた爲め、新制度實施前に於て、速かに臨時之が規準を明かにする必要あり、取敢へず大同二年八月公布けられたるものが前記各縣臨時改組辦法であり當分縣政は之に依らしむる事としたのである。

而して縣行政制度も右改組辦法制定までは、事變前の舊制を踏襲して來たものであるが、該改組辦法に依り統一ある組織を確立するに至り、逐次參事官を各縣に配置して縣行政の整備に向つて來たのである。而して現在に於ては縣公署と各局との分立は一元的に縣公署に統制包括せられ、事務の運行は合理化せらるゝと共に他面豫算制度、會計制度の確立により舊弊の根源たりし請負制度を撤廢し、財務は公正を期し得る事となり、縣政は甫めて其の面目を一新せらるる事となつた

のである。更に當局は現に縣官制の立案を急ぎつゝあるが、近く之が公布せられて縣制の實施を見るに至らば地方行政上一段の飛躍は期して待つべきであらう。

今該各縣臨時改組辦法による本省各縣に付等級的分類並に縣公署組織を表示すれば次の如くである。

▲縣名（類別）

類別	縣數	縣名
甲類縣	―	
乙類縣	一	依蘭縣
丙類縣	八	樺川縣、富錦縣、方正縣、撫遠縣、寶清縣、通河縣、蘿北縣、湯原縣
丁類縣	五	同江縣、勃利縣、饒河縣、鳳山縣、綏濱縣

▲縣公署組織



更に茲に附言を要するは各縣公署に日系官吏たる參事官を設置せる事である。

凡そ參事官制度の初めて法制上に規定されたのは大同元年七月五日敎令第五十四號「縣官制」並に同日敎令第五十五號「自治縣制」であるが實體としては自治指導部より派遣された自治指導員の後身である。尤も該指導員は舊奉天省にのみ派遣せられたもので、舊吉黑兩省には配置せられなかつたのであるが後濱江縣初め附近數縣に救濟員として派遣されし者が參事官或は屬官として任命せられ又吉林方面政治工作に當り東北各縣の清鄕工作に携はる者等其の都度必要なる縣より參事官、屬官又は警務指導官として縣政に參劃する事となつたのである。參事官の權限に就ては縣官制第八條及自治縣制第十三條に於て「參事官は縣長を輔佐し縣行政の機務に參劃し及其の命を承け事務を掌る」と規定されてゐる。即ち一面縣職員として縣行政の事務的刷新を計ると同時に他面縣政の機務に參劃し治安、財政、文敎其他萬般に至る縣行政の指導機關であり其の使命とする處は地方政治に於ける建國理想の挺身的實踐具現である。而して今や入縣以來既に三年、民心の宣撫、作興、治安の確保、財政の確立等其の實績顯著なるものあり、既に平和建設の第二工程に入り地方僻陬の地にあつて縣政の指導者として其の使命を遂行してゐるのである。

尙ほ各縣公署には縣長以下各科局長、股長、警察官其他縣公署職員等滿系官吏ある外、日系官吏としては前記參事官、屬官、警務指導官を置き更に近來經理官、農業指導員等を夫々配置して縣各般の庶政運行に膺らしむる事としてゐる。

第二項　區村制

區村制に就ては民國時代に於ては法令の發布せられた事もあるが、徹底的に實施せられしものなく、滿洲建國後も未だ法規的に自治團體として認められず法制的統一を缺いでゐるが、甞だ地方的には民衆の基礎的自治團體として獨自の發展をなすと共に、縣政補助機關としての實を擧げつゝある現狀である。

凡そ區制は從來自治團體としてよりも寧ろ警察區域としての存在であり、內容も貧弱なものであつたが、區制の自治化

も近年に至つて高唱され、整備された區に於ては縣政補助機關として有力なる活動をなしてゐる。

村制は滿洲社會に特有なる郷、村部落自治に基くもので、村公所を機關として正、副村長以下三名乃至五名の役員を置き、土地所有の多寡に據る村民の負擔を財源として、各村獨自の財政を持ち教育、農事、水利、通路等に關する村政を行ふと共に、警察保甲自治團體と連絡して治安維持を補助する外、中央及地方官衙の法令等を部落民に徹底知悉せしむる等民衆生活上最大の接觸面を有する公共機關である。

尤も本省内に於ては區村制の發達極めて遲れ區は建國後治安警察上の目的を以て區劃せられたる警察區に過ぎず、又村制の施行せらるゝは僅かに湯原、綏濱二縣のみにして之等と雖も未だ實質的自治體として確立せるものと稱し得ざる實情に置かれてゐる。されば本省當局に於ては此等區村制の全面的實施を企圖し以て地方自治、民衆厚生生活への段階として鋭意立案計畫せらるゝ處である。

茲に本省當局の該計畫實施案として其の意圖する區村制の雛形を摘記すれば次の如くである。

⊙本省區村制施行計畫案

(一) 區村制度施行範圍

區村制度の實施は全縣下一齊に施行すべきが當然ならんも比較的部落形態の整備せるものを先づ第一期計畫として縣の事情に應じ二、三を拾ひ上げこれに對して村制度を施行せんとす。

而して之が經驗に鑑み更に改善將來全縣下に普及せんとす。

(二) 村公所組織

村公所の組成人員を列擧せんに

一　村長
二　村政指導員
三　村副
四　村董
五　辦事員

村制施行村の住民中より村董若干名を選出し村董互選の上村副數名を決定し村副中より村長一名を選出し村副をして村長の補佐を爲さしむ。村區域比較的廣大にして村政施行に不便を感ずる時は村内を數區域に分ち村副をして該地域に駐せしめ連絡に便し村副の定員を增加するを得せしむ。

役員の選出に當り智識程度低く文盲多き農民の選擧は事實上不可能に近く過去保甲制に於ける役員の決定と同じく土豪劣紳の策謀は附隨すべく役員の決定に當り縣の事情に應じ適法を考慮す。

村政指導員の存置に就ては凡そ村制を施行せんとしても村政執行の中心人物として當を得たる人無くんば運用の妙を期することを得ず。

南滿の比較的早くより開けたる地方にありては中等學校卒業程度の學識を持てるは相當あるも本省地區各縣に在りてはその存在村に於ては稀にして殆んど見得ざる狀態である。故に村制施行の眞の目的を自ら理解し村政をリードすべき立場に立つものは教育程度は勿論村自治の眞の理解者たるを要す。

この意味に於て村制施行縣は村政指導員を置きては如何との結論も生れる。

これに對して住民にして村長の候補たる者を直接教育し村政指導員を不必要とする場合と村長は村長とし村民にして幾

分教育もあり村長の信望ある者に村制に關する教育を施し村長の補佐役として村政指導員を用ふべしとの意見もあるべく又村自治體の基礎强固なるまでの準備期間は村政指導員をして村長事務を代行せしむべし等種々意見あれど左の方法最も適切ならん。

村長は村長とし村政指導員を入れ縣當局との積極的連絡及び村内各種の事業村政企劃を擔當せしめ村長は政治的立場に立ち村政指導員をして具體的實踐計畫立案施行者たらしむる。

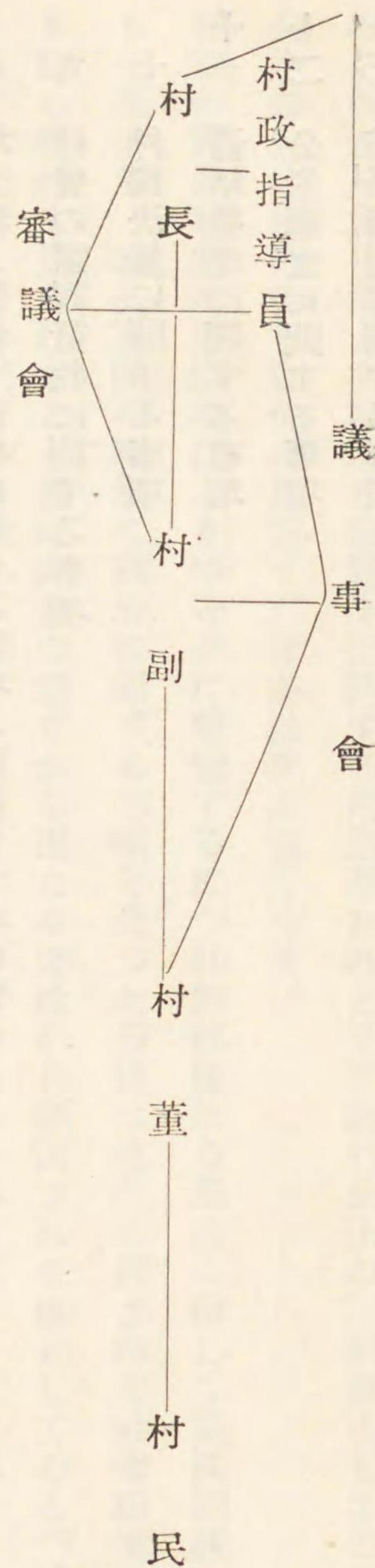
其理由は村長は村の統制上必要であり相當の年配者之に當るべく今度企圖せらるる村制度中に經濟的意義を多分に包含せしむる結果新しき意味での活躍を相當豫期せねばならぬ。これに對しても村政監督者としての多忙なる村長を當らしむることは村政に影響すべしとの立場より考へて別に村政指導員を置く事とす。

扨て村政指導員を採用するとして村政に關する教育機關を奈邊に設くべきや、各縣に於て各縣の實情に適したる教育を施さんとせば縣に設置するが妥當なるも縣財政の都合其他種々の理由により省公署に該機關の設置を希望する縣もあるべくこれに對して縣の意見を徵せんも省としては佳木斯富錦二ヶ所に設くるが適當なるべしと考ふ。

講師としては南滿に於て比較的村自治に關して經驗を積める識者を招聘し講師に北滿の特殊情勢及本省に於ける村制施行計畫の特徵を傳え過去の經驗より村制度に對する具體的意見村自治の本質說明運用の手段方法を講ぜしむる。

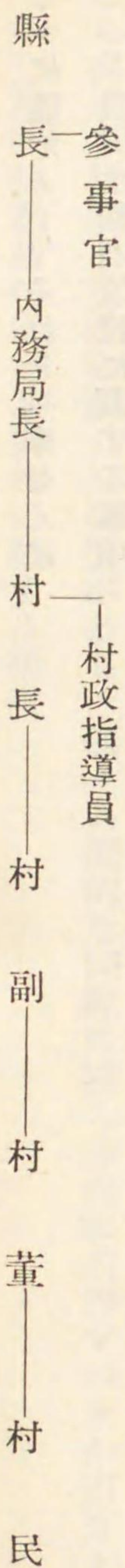
（三）村政議事執行機關監督機關

村長村政指導員村副を以て審議會を設け之を村制施行機關とし之に村董を附し議事會を設け之を協議議事機關として村政に關する民衆の意志發表機關たらしむる。



（四）村制度採用後の命令系統に關して

縣内主要部落を指定し村政を施行する關係上區長は第一期計畫には考慮せざることとし村長は第一に縣内務局長の指揮監督を受け第二に縣長參事官の指揮監督を受くるが最も妥當なるべく、之を大略圖示すれば左の如し。



（五） 村公所の職掌

村公所の職掌は將來農村經濟を振興する意味に於ても充分考へられねばならぬ。

こゝに雛形としてそれを列擧せんに

一 農田水利の改良に關する事項
二 村協同組合に關する事項
三 殖林に關する事項
四 副業指導奬勵に關する事項
五 土地に關する事項
六 村廢置分合に關する事項
七 村境界の設定變更に關する事項
八 地方稅（縣稅）徵收に關する事項（財務分卡の役割を果さしめる）
九 村費の賦課徵收に關する事項
十 村豫決算に關する事項
十一 滯納整理に關する事項
十二 公衆衞生に關する事項
十三 道路橋梁に關する事項

等とし、この外縣村の事情に應じ取捨選擇すれば實情に適したる各種事項を上げ得るであらう。

（六） 村公所自治權內容

村公所が民衆生活と密接なる連絡を把持するは當然なれど又官治行政上の一組織としての部分も存在するものなれば村公所の自治權內容を如何に規定すべきかは又考慮を要す。

村制の實施初期不完備時代より年と共に整備するにつれ無經驗なる農民に對して協同訓練を積極的に働きかくべき必要も存在する。過去軍閥の壓制に政府に對する信頼を失つた農民は自己に殘された社會環境中に種々なる組織を何等定款もなく規約も見られずとも眞に民衆の意志から出た必要性から割出されて樹立してゐる。平糶會の如き、僻村に生れた教育機關としての私塾の如き其の例であらう。縣公署の威令行はれず其恩惠にも預り得ない地方に幾分教育ある者が附近散在部落の子弟を集め家屋の一部を提供して敎育して居る風景にも接し得る。斯の如き存在は取殘された民衆の最後の協同生活線であり、生命線であらう。爲政者として民衆の中に現存するこうした小さい協同組織を拾ひ上げ伸長せしむべきであらう。

こうした比較的範圍の小さい協同組織體を考へつつ又一方積極的に民衆の經濟生活にまで協同訓練を爲さねばならぬ。資本を持たず弱き存在たる農民をして一步にても經濟生活に餘裕を持たしむる方法として各種の協同組合を考慮に入れる。村政が單に民衆生活から切離された機關たり得ないなら民衆の經濟生活と結び付く必要もあらうし當然自治權に關して從來の村制と差異を設くる必要がある。個々具體的な問題に關し如何に設置すべきか研究を要するであらう。

一 村費賦課額の決定及徵收に關する權限
二 村公所豫算決定
三 役員選擧任免權

四　公共設備機關設備に關する權限

五　組合設立經營

其他前記第六村公所の職掌に記載されたる各項の內容に關しての程度の權限を附與すべきかを考慮せざるべからず。

これも只規程の美麗を念願することなく村自治體の自由に働き得る餘地を考へて成文化のみに重點を置かれざる樣充分村の內容を研究の上決定するを要す。

(七)　村財政

民衆負擔の公平村財政の圓滑なる進展を期する爲には如何なるものを對象として賦課すべきかが先づ第一に與へられたる議題となる。

△村費の賦課對象に關して

先づ村制施行に當つては縣財政の確立も併せ考へねばならぬ。農民に對する課税對象が現在の如く晌捐制度土地課税に重點を置かれ又一方保甲制度に於ける農民負擔も之に規準を置かれある現狀に於て附加税的形に於て村費の徵收を晌捐に置く時農民の負擔關係は階級的に如何樣になるかを吟味して見る必要はある。

現在本省に於ては房捐（家屋税）の賦課は縣城のみにして他は大部分賦課せられざる狀態にあり、第一期計畫に指定さるる村制採用村は比較的部落形態の整備せるものを拾ひ上ぐるとせば家屋に對する賦課徵收は一應考慮せらるべく、又戶別割宅利割等も部落の發展狀態に應じ顧慮せねばならぬ。

農民生活の比較的向上を見たる曉に於てはともかく現在に於ては縣城街基に對する房捐宅地税戶別捐は縣税の對象とし村制施行村の聚落にして前記三税を賦課し得る狀態にある場合は之を村費の捻出財源として提供すべき性質のものであらう。

前記村費賦課對象は各縣の農村に於ては比較的特殊存在にしてその普遍性がなければそこに前掲晌捐制度の採用を考へる。現在晌捐の課税標準は土地利用收益を考慮せず一定面積に對して一定納税額を規定したるものなるが土地に對しても宅地税の如き存在を負擔の公平より考慮するとせば農耕地同一面積に付ても土地利用收益の關係を顧慮し差等を設け賦課することにより民衆負擔の公平を計り得るであらう。土地利用收益の關係を査定するは相當困難なれども縣税としてこれを採用する場合と異なり又村自體の發展村民各自の利益を强調することにより行ひ得る可能性は充分に存在するものと考へる。

其他地主階級の負擔として小作米に對する課税も考へらるべく、物納制の形をとるか現金納入制をとるかの方法あれど現在農村の狀態を見ては物納制實施が適當であらう。次に不動産取得税に附加的課税をなし之を（土地賣買の如き場合）村費財源として考へて見る。又家畜の各戶飼養頭匹數に應じて賦課する方法も考へらる。

馬牛騾驢豚鷄等により賦課率を按配し縣に於て村の狀態を顧慮してその額を決定するを可とす。

(八)　村區域劃定村內地籍整理

村區域の決定は村制施行前に之を調査し

一　村費の賦課

二　村制施行範圍

三　紛議の防止

等の立場より考へて明確にこれを決定するを要す。

又これに附隨して村區域內の地籍整理亦不可分にして兩々共に考究する必要がある。

村制施行區域土地整理に就ては

一　村制族行區域内の地劵の蒐集
二　村制施行區域内の縣土地臺帳の調査
三　地劵臺帳の照合

等を先づ第一に爲す必要あれど地籍の整理に當りては村關係者の積極的努力を不可缺とす。村制施行の主旨を充分に徹底せしめ部落民の意識を村制に結び附け得ざれば失敗に歸する事とならう。

所有地劵と縣土地臺帳と一致したる場合は比較的少なけれどこれにより同人の土地所有權は確認してよかるべく只殘れる問題として同人の現在の土地所有地數の地劵面積に合致せるや否やは疑問なればこは村制施行後自治的に整理され行くべき性質のものである。

地劵あるも土地臺帳に記載なき場合は同人の土地取得狀況を顧慮し土地所有權を事情に應じ確認する。

地劵記載名と現土地所有者名との異なれる場合は同人の土地取得狀況現在利用狀況を顧慮し權利を確認す。

地劵を紛失したる者、即ち

一　紛失事情明にして縣土地臺帳に記載されあるもの
二　紛失事情不明なるも縣土地臺帳に記載されあるもの
三　紛失事情明かなるも縣土地臺帳にも記載なき者
四　紛失事情不明にして縣土地臺帳にも記載なきもの

等の場合は現在其土地の利用狀態に重點を置き土地取得狀況を考へ權利の認定をなす。

盜墾に類するものも耕作開始してより相當年月を經同人の所有權を認定したることより他に損害を與へざる場合は之を認む。

不在地主土地に就ては

一　不在地主にして管理人を置き土地管理狀態整備せるもの
二　不在地主にして管理人もなく土地管理不徹底或は全然なし居らざる場合

一に關しては前記各項に依り内容を審査し權利を確認し、二に關して村公有地として村公有地として村公所之が事務管理をなし取扱ひ村費捻出財源として取扱ふ方法も考へ得る。

其他土地權利認定上種々なる問題あり、雛形として前記の如く掲げたれど淸丈を要する地區も存すべく土地整理をなしたる上は新地劵を交附するか假地劵を交附し一應土地所有關係を明確になし置く必要がある。

（九）　區村制と保甲制組織系統上の關係

(1)　概說

概念的な形から言へば保甲制は村制の中に包含さるべき性質のものである。何故ならば村制は民衆生活の凡ゆる部門に於ける全體的自治精神の組織化されたるものであり、保甲制度は中央政府省公署縣公署等の見解はともかくとして民衆自體の立場より見れば本質的には自治精神より出でたる外敵防衛との局限されたる範圍に限る。外敵防衛手段としての（この場合現狀の保甲制度運用上の諸事項に對する批判はさておく）保甲制度に規定されたる事項は保安上の立場より出發したるものにして治安確保の手段として種々なる規定が派生したるものと見るべきが至當であらう。村制と保甲側の關係を如上の理由により概括的に冒頭の如く規定し以下個々の具體的問題を掲げる。

(2)　村制施行區域と甲區域との關係

村制施行區域は（甲區域は各戸に規準を置き村區域はそれに地域的な範圍を規定する故に兩制度の區域には本質的に差異あり）甲區域と一致すべきも村制施行の場合は村財政部落形成狀態土地配分關係地籍整理村の發展歷史過程等に

より制せられ村區域設定に甲區域と合致せざる場合は村制施行地に限り甲區域を村區域内の各戸に置き甲區域を村區域に合致する樣に變更す。

(3) 村公所役員と保甲役員との關係

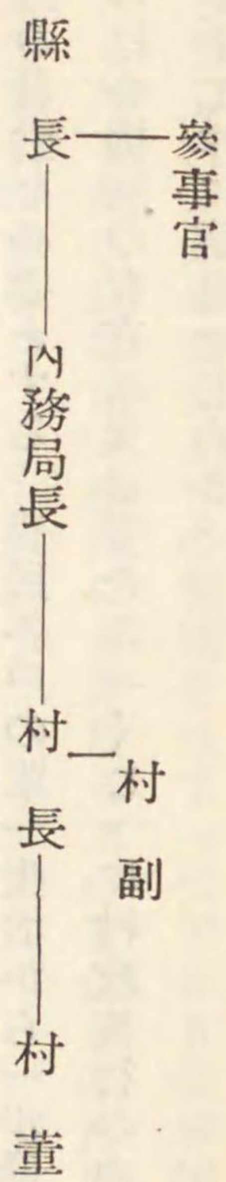
村長たる者は甲長を兼ぬ。現在甲長たる者にして村長たり得たる場合は問題なきも村長新任せられたる場合それが甲長たらざりし時は新任村長は甲長を兼ぬ。保甲辦事處所在地の甲長は保長を兼ね居る現況なれば之は前記に準ず。村副は保甲役員とは關係なき故を以て問題なきも只保甲役員としての牌長を村制採用の場合如何なる立場に置くべきや村董の被選擧權者として認むるか或は保甲制度に於ける役員としての存在に止め村董は村民一般より選擧せしむるかの方法を考へ得る。之は縣の事情に應じ差異あるも村董は一般村民中より選出し一牌内に於て選出せられたる村董が牌長たりし場合は其兼任は問題なきも然らざる時は村董に任ぜられたる者牌長を兼ぬ方法最も妥當であらう。

(4) 保甲制度に於ける命令系統及村制に於ける系統

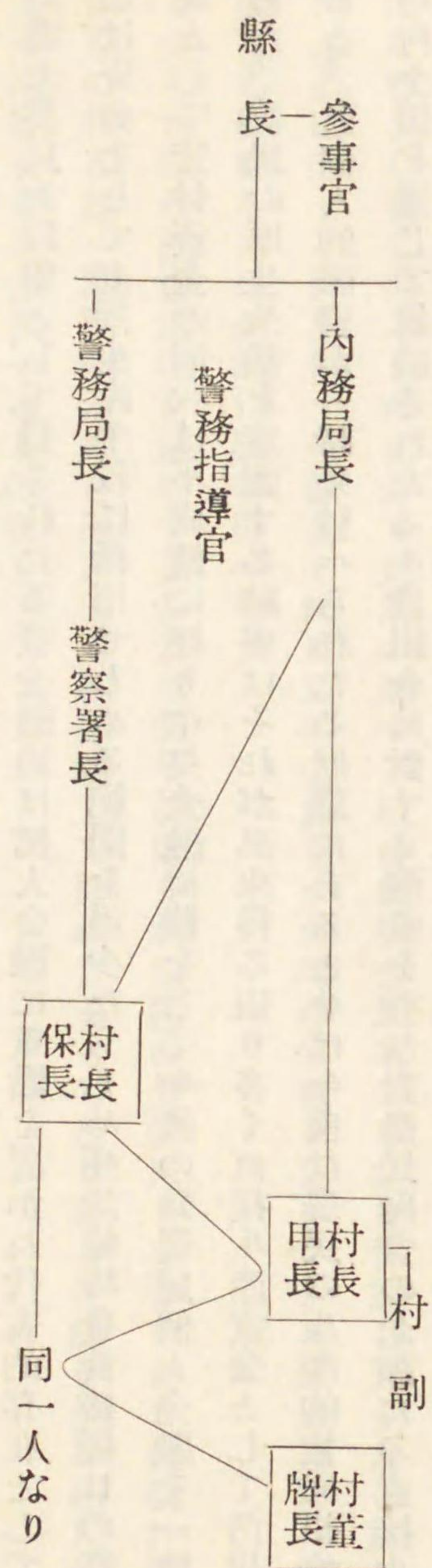
保甲制度に於ける命令系統を圖示せんに



村政施行案に於ける系統を圖示せんに



と言つた形となる。今村制施行案と保甲制の合體したる場合の系統を圖示すれば



と言つた形となり、縣長之が統制をなし參事官之を補佐す。

村長（保長甲長）が警察署長の指揮監督を受ける範圍は保甲制度上に於ける自己の任務に就てのみ村政一般事項は內務局長の直接監督を受く（但し村自治權の範圍を明確になし置く必要あり）村董（牌長）は右に準ず。

(5) 村公所と保甲辦事處

村公所に於ては保甲に關する事務を取扱ふものとして別に保甲辦事處を設けず村公所に包括せしむる方針最も妥當とす。

こは事務費の輕減統制の利便等々より考ふるも當然である。

(6) 團總團長と村長（保甲長）との關係

現在の保甲制度に於ては團總團長共に自衛團の事務に關してのみ保甲長の指揮監督を受け軍事的警察的行動に關しては警察署長の直接指揮を受ける旨明記しあるもこれに對して該部落の自衛の爲必要なる場合は村長も軍事行動に關し命令し得る樣なる規定を設くる必要あるべしと思惟せらる。

(7) 村制及保甲制との分業的關係

村制施行の當面の目的は曩に述べたる通り過去に於ける鄕約制度の系統的組織化のみに墮し民衆生活と何等關聯なき存在に終らしめず寧ろ組織の完備は後とし民衆生活との接觸面に經濟工作を置き民衆の厚生生活を圖るべき工作に重點を置く。故に本村制施行上成功の鍵はこゝに存じ結局經濟工作に伴ふ資金の融通等に圓滿を期せねばならぬ。斯く經濟工作に重點を置くとせば村制施行は考へざることとし經濟的工作にのみ專念しては如何との結論にも達し得るが過去農民を對象として爲されたる資金融通は個人金融に重點を置かれ代表的存在として春耕貸款の如き農民生活の窮迫は資金をして直接生産手段に活用せしめる範圍を過少ならしめ生活維持費直接糊口の資に大部を供せしめる當然の結果として貸付資金の回收は不成績に終り中央金融機關をして今後の對農民個人金融を一時差控ゆる狀態にまで到達せしめた。農民の厚生生活を意圖する融資はそれが出來得る限り多く直接生産資金として活用さる樣實施さるべきが當然である。對個人的融資が一時差控へられたる狀態にあるとせば今後は農民の生産的協同組織に對する融資を特に强調し結局村全體を通じて組織されたる生産組合に對する融資を行ひ對農民融資の念願たる直接生産資金としての活用を可能ならしむ。但し之が實施に當つては農民の協同組織を樹立するが第一であり、縣當局は勿論之を援助指導すべきも農民自身の發動を必要とする。農民各戶の單一生活から一歩飛躍して協同組織を樹立するには農民社會の中心となり農民意志の綜合機關の存在は又必要たるべくこゝに村政施行の中心として村公所を設置し村の中心として組合其他農民經濟生活更生工作に關與せしめる。

こうした工作は治安工作の根底を成す一つであり保甲制度のみを以て充分滿足し得らるべきものでなく保甲制度の缺けたる所を補ひ直接治安維持に必要なる工作を保甲制度に依存し兩々相俟つて各々其特性を發揮し渾一體となりて農村の更生を企圖する。

過去に於ける職業自衛團の存在は本來の自衛の意味よりすれば不適當なるも傭兵制度によりて一貫せる滿洲の歷史的習慣は容易に脫し得るものに非ず民衆の屬する社會環境が民衆の生活を保證し完全なる經濟基礎を樹立なし得たる場合を考ふれば若しそれを侵す外敵ある時は政府當路者が何等の宣傳を爲さずとも民衆自體自己防衛の手段を講ずべく義務自衛團の組織をも理想的に設け得べし。

こうした域の社會環境を造成するの要は保甲制度それ自體の整備にも必要であり村制計畫案はこの役割を負擔する結極兩制の役割は一應別個の如き感あるも相關聯して離れざるものなり各々長短を補ひ相互依存して共に發展を期する意圖より兩制合體を企圖せるものなり。

第四章　財政・金融

第一節　財　政

第一項　概　說

滿洲建國前に於ては由來各省に獨立の財政廳を置き、省財政に就ては歲入歲出共に財政廳に於て統轄し、各廳は各々一定の豫算の配布を受けて請負式に經理せらるゝ實情にあつたもので、累年の豫算決算額は單なる形式的記錄に止まり、其の實數は窺知すべくもなかつたのである。即ち決算上に表はれた數字は單なる經常的費用のみに止まり、臨時的支出は凡て其の都度省長決裁により財政廳豫備金より支出し、又省內市縣に於ける財務に關しては完備せる統一的法制存するなく縣公署の經理は國庫支辨の經費により、各局の經理は地方款により爲さるゝを原則とし、田賦契稅等の國稅は縣公署に於て委託徵收する事とした。

總ずるに建國以前に於ける地方行政組織は、地方分權たりし爲め、其の財政も亦區々にして相互の統制なく、概ね請負制度行はれ曖昧なる煙幕の裡にとざされてゐたものである。

然るに滿洲建國と共に新政府は此に鑑る所あり、行政上の中央集權はもとより經理事務の明朗化を計り、根本的刷新を期したのである。即ち大同元年六月省財政廳を廢して、財政部直轄下に稅務監督署を設け專ら稅務監督を司らしむる事としたのである。尤も全般的に見て財務行政は當時奉天省を除き各省內に於ては舊態依然として存し、實質的なる改革は一氣呵成に斷行さるべくもなかつた。次いで大同二年度に於て治安の確立と共に地方團體豫算決算制度の確立、地方稅制の整理等實質的改革に着手すると共に、地方財政の根本的調査を企圖し得る狀態に立至つたのである。即ち前述省財政廳が

稅務監督署として財政部の直轄下に入つた爲め縣市財政の第一次監督個所に關しては事實上疑義を生じ殊に縣市の豫算査定事務に付各省に於て尠なからざる不都合を來したので當局は此の弊を除去し、第一次監督の責任所在を明かならしむる爲め大同二年度に於ては省公署民政廳內に財務科を設け縣市豫算決算に關する事務を管掌せしむる事とし、又縣會計規則に就ても各縣行政組織の改組に伴ふ新豫算樣式を規定し之を舊奉、吉、黑三省(熱河省は特殊事情に鑑み舊制に依らしむ)に示達したのである。

斯くの如くして紊亂糊塗たる地方財務行政の劃一刷新を計り豫算經理主義の徹底、歲入歲出混淆防止等舊弊の打破を行ふ事を得たのである。

今本省財政の大樣に付康德二年度歲入歲出決算及本年度同豫算を表示すれば次表の如くである。

民政部所管康德二年度歲入決算表

(三江省公署總務廳調)

科目	豫算額	調定濟額	收入濟額	不納缺損額	收入未濟額	豫算額と收入濟額との差額 增	豫算額と收入濟額との差額 減
歲入經常部							
第二款　雜收入	一四、五三九・〇〇	八、三〇三・七二	三、五四〇・七二	〇	四、七六三・〇〇	九五九・二二	一一、九五七、五〇
第二項　沒收金	五〇・〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	五〇・〇〇
一、沒收金	五〇・〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	五〇・〇〇
第三項　警察廳費分擔金	一四、二八九・〇〇	七、一四四・五〇	二、三八一・五〇	〇	四、七六三・〇〇	〇	一一、九〇七・五〇
佳木斯警察廳費分擔金	一四、二八九・〇〇	七、一四四・五〇	二、三八一・五〇	〇	四、七六三・〇〇	〇	一一、九〇七・五〇
第四項　雜收入	二〇〇・〇〇	一、一五九・二二	一、一五九・二二	〇	〇	九五九・二二	〇

第二目 雜入	二〇〇・〇〇	一、一五九・一三	一、一五九・一三	〇	〇	九五九・一三	〇
臨時部							
第二款 雜收入	〇	一三四・〇〇	一三四・〇〇	〇	〇	一三四・〇〇	〇
第二項 雜收入	〇	一三四・〇〇	一三四・〇〇	〇	〇	一三四・〇〇	〇
第三目 雜收入	〇	一三四・〇〇	一三四・〇〇	〇	〇	一三四・〇〇	〇

民政部所管康德二年度歲出決算表

（三江省公署總務廳調）

款項目	豫算額	豫算決定後增減額	流用增減額（△印減）	豫算現額	支出濟額	翌年度繰越額	不用額	備考
歲出經常部								
第三款 省及北滿特別區公署	三三〇、一一〇・〇〇	―	〇	三三〇、一一〇・〇〇	三二七、四六七・二八	―	二、六四二・七二	
第一項 俸津	一〇一、三三一・〇〇	―	〇	一〇一、三三一・〇〇	九九、一七一・〇一	―	二、〇五九・九九	
第二目 簡任俸給	一八、九〇〇・〇〇	―	〇	一八、九〇〇・〇〇	一八、九〇〇・〇〇	―	〇	
第三目 薦任俸給	二九、九〇八・〇〇	―	〇	二九、九〇八・〇〇	二九、六〇〇・六六	―	三〇七・三四	
第四目 委任俸給	三三、〇二九・〇〇	―	〇	三三、〇二九・〇〇	三二、〇〇九・八七	―	一、〇一九・一三	
第五目 特別津貼	一五、九〇九・〇〇	―	〇	一五、九〇九・〇〇	一五、三二〇・三〇	―	五八八、七〇	
第六目 特別津貼	三、四八五・〇〇	―	〇	三、四八五・〇〇	三、三四〇・一八	―	一四四・八二	
第二項 辦公費	一一八、八七九・〇〇	―	〇	一一八、八七九・〇〇	一一八、二九六・二七	―	五八二・七三	
第一目 用人費	三七、二六七・〇〇	―	五七一・七七	三七、八三八・七七	三七、八三八・七七	―	〇	
第二目 給費	三九、三三四・〇〇	―	三、九八八・一九	四三、三二二・一九	四三、三二二・一九	―	〇	
第三目 廳費	二八、二四二・〇〇	―	△一、三六五・六四	二六、八七六・三六	二六、八七六・三六	―	〇	
第四目 備品費	一〇、六四二・〇〇	―	△三、一九四・三二	七、二八一・〇六	七、二八一・〇六	―	一六六・六二	
第六目 招待費	一、〇八〇・〇〇	―	〇	一、〇七九・六五	一、〇七九・六五	―	・三五	
第七目 租地及租屋費	二・三一四・〇〇	―	〇	一、八九八・二四	一、八九八・二四	―	四一五・七六	
第四款 縣公署	二三五、三一四・〇〇	―	〇	二三五、三一四・〇〇	二三四、六四二・四四	―	六七一・五六	
第一項 俸津	一五六、八七七・〇〇	―	〇	一五六、八七七・〇〇	一五六、二三三・三六	―	六四三・六四	
第一目 薦任俸給	四九、一八〇・〇〇	―	△一八、〇六五・六六	三一、一一四・三四	三〇、六九八・六二	―	四一五・七二	
第二目 委任俸給	五二、一二六・〇〇	―	一六、六八〇・三六	六八、八〇六・三六	六八、八〇六・三六	―	〇	
第三目 委任待遇俸給	一二、三七二・〇〇	―	八、三九七・三〇	二〇、七六九・三〇	二〇、七六九・三〇	―	〇	
第四目 特別津貼	四三、一九九・〇〇	―	△七、三九二・五八	三五、八〇六・四二	三五、五七八・五〇	―	二二七、九二	
第五目 特別津貼	―	―	一九二・五八	一九二・五八	一九二・五八	―	〇	
第六目 慰勞金	―	―	一八八・〇〇	一八八・〇〇	一八八・〇〇	―	〇	
第二項 辦公費	七八、四三七・〇〇	―	―	七八、四三七・〇〇	七八、四〇九・〇八	―	二七・九二	
第一目 給費	六八、七七八・〇〇	―	一、七三七・四三	七〇、五一五・四三	七〇、五一五・四三	―	〇	
第二目 廳費	九、六五九・〇〇	―	△一、七三七・四三	七、九二一・五七	七、八九三・六五	―	二七・九二	

第六款 警察費	六六、一七九・〇〇	—	—	六六、一七九・〇〇	六四、七〇四・九七	—	一、四七四・〇三
第一項 俸津	二〇、八一六・〇〇	—	—	二〇、八一六・〇〇	二〇、二六七・二八	—	五四八・七二
第二目 薦任俸給	二、〇五〇・〇〇	—	—	二、〇五〇・〇〇	一、八七四・〇〇	—	一七六・〇〇
第三目 委任俸給	五、二二〇・〇〇	—	△二五一・八八	四、九六八・一二	四、八三七・三二	—	一三〇・八〇
第四目 委任待遇俸給	一〇、〇二三・〇〇	—	二五一・八八	一〇、二七四・八八	一〇、二七四・八八	—	〇
第五目 特別津貼	一、八四六・〇〇	—	—	一、八四六・〇〇	一、六〇五・二〇	—	二四〇・八〇
第六目 特別津貼	二〇・〇〇	—	—	二〇・〇〇	一九・三八	—	六二
第七目 特別慰勞金	一、六五七・〇〇	—	—	一、六五七・〇〇	一、六五六・五〇	—	五〇
第二項 辦公費	四五、三六三・〇〇	—	—	四五、三六三・〇〇	四四、四三七・六九	—	九二五・三一
第一目 用人費	二、三八九・〇〇	—	二九八・〇九	二、六八七・〇九	二、六八七・〇九	—	〇
第二目 給費	七、一六九・〇〇	—	△二九八・〇九	六、八七〇・九一	六、五三五・一九	—	三三五・七二
第三目 廳費	一六、一五三・〇〇	—	—	一六、一五三・〇〇	一五、七二七・一五	—	四二五・八五
第四目 備品費	一三、九一二・〇〇	—	—	一三、九一二・〇〇	一三、八九七・一八	—	一四・八二
第五目 招待費	二五〇・〇〇	—	—	二五〇・〇〇	二五〇・〇〇	—	〇
第六目 租地及租屋費	一、八三〇・〇〇	—	—	一、八三〇・〇〇	一、七九五・九〇	—	三四・一〇
第七目 馬犬鳩費	三、二一〇・〇〇	—	—	三、二一〇・〇〇	三、一九六・八三	—	一三・一七
第八目 鑑札各費	一五〇・〇〇	—	—	一五〇・〇〇	一四九・三〇	—	七〇
第九目 押送費	一〇〇・〇〇	—	—	一〇〇・〇〇	—	—	一〇〇・〇〇
第十目 留置人費	二〇〇・〇〇	—	—	二〇〇・〇〇	二九九・〇五	—	九五
第七款 衛生費	一二、八九〇・〇〇	—	—	一二、八九〇・〇〇	一二、〇〇八・八五	〇	八八一・一五
第三項 公醫費	一〇、三九〇・〇〇	—	—	一〇、三九〇・〇〇	九、五〇八・八五	〇	八八一・一五
第一目 公醫津貼	七、八〇〇・〇〇	—	—	七、八〇〇・〇〇	七、八〇〇・〇〇	〇	〇
第二目 補助辦公費	八四〇・〇〇	—	—	八四〇・〇〇	六六〇・〇〇	〇	一八〇・〇〇
第四目 施療費	一、七五〇・〇〇	—	—	一、七五〇・〇〇	一、〇四八・八五	〇	七〇一・一五
第五項 防疫費	一、五〇〇・〇〇	—	—	一、五〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇	〇	〇
第一目 防疫費	一、五〇〇・〇〇	—	—	一、五〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇	〇	〇
第八款 土木維持費	三、九一六・〇〇	—	—	三、九一六・〇〇	三、九一六・〇〇	〇	〇
第一項 土木維持費	三、九一六・〇〇	—	—	三、九一六・〇〇	三、九一六・〇〇	〇	〇
第五目 道路維持費	二、四一六・〇〇	—	二九三・四〇	二、七〇九・四〇	二、七〇九・四〇	〇	〇
第六目 護岸維持費	一七〇・〇〇	—	△二二・四〇	一四七・六〇	一四七・六〇	〇	〇
第七目 水陸連絡維持費	一、三三〇・〇〇	—	△二七一・〇〇	一、〇五九・〇〇	一、〇五九・〇〇	〇	〇
第九款 機密費	二、七〇〇・〇〇	—	—	二、七〇〇・〇〇	二、七〇〇・〇〇	〇	〇
第一項 機密費	二、七〇〇・〇〇	—	—	二、七〇〇・〇〇	二、七〇〇・〇〇	〇	〇
第一目 機密費	二、七〇〇・〇〇	—	—	二、七〇〇・〇〇	二、七〇〇・〇〇	〇	〇

第十款 各項支出款	四三、〇七九•〇〇	—	—	四三、〇七九•〇〇	四二、四七七•五〇	〇	六〇一•五〇
第一項 各項支出款	四三•〇七九•〇〇	—	—	四三、〇七九•〇〇	四二、四七七•五〇	〇	六〇一•五〇
第一目 慰勞金	四二、八七九•〇〇	—	—	四二、八七九•〇〇	四二、三四八•五〇	〇	五三〇•五〇
第二目 褒賞金	二〇〇•〇〇	—	—	二〇〇•〇〇	一二九•〇〇	〇	七一•〇〇
經常部合計	五八三、一八八•〇〇	—	—	五八三、一八八•〇〇	五七六、九一七•〇四	〇	六、二七〇•九六
歲出臨時部							
第一款 臨時禁烟指導局	一、四二三•〇〇	—	—	一、四二三•〇〇	一、二九九•五五	〇	一二三•四五
第二項 辦公費	一、四二三•〇〇	—	—	一、四二三•〇〇	一、二九九•五五	〇	一二三•四五
第一目 用人費	七二八•〇〇	—	—	七二八•〇〇	六八四•五〇	〇	四三•五〇
第二目 給費	四九五•〇〇	—	—	四九五•〇〇	四一五•五五	〇	七九•四五
第三目 廳費	〇二〇•〇〇	—	—	二〇〇•〇〇	一九九•五〇	〇	五〇
第二款 補助費	一五九、四〇六•〇〇	⋮	—	一五九、四〇六•〇〇	一五九、四〇六•〇〇	〇	〇
第二項 補助縣費	一三〇、四三〇•〇〇	—	—	一三〇、四三四•〇〇	一三〇、四三四•〇〇	〇	〇
第一目 補助縣費	九六、五三四•〇〇	—	—	九六、五三四•〇〇	九六、五三四•〇〇	〇	〇
第二目 補助縣官舍營繕費	一九、二〇〇•〇〇	—	—	一九、二〇〇•〇〇	一九、二〇〇•〇〇	〇	〇
第三目 補助警備用道路改修費	七、七〇〇•〇〇	—	三五〇•〇〇	八、〇五〇•〇〇	八、〇五〇•〇〇	〇	〇
第四目 補助部落防護施設費	七、〇〇〇•〇〇	—	△ 三五〇•〇〇	六、六五〇•〇〇	六、六五〇•〇〇	〇	〇

第三項 補助義倉費	二八、九七二•〇〇	—	—	二八、九七二•〇〇	二八、九七二•〇〇	〇	〇
第一目 補助義倉費	二八、九七二•〇〇	—	—	二八、九七二•〇〇	二八、九七二•〇〇	〇	〇
第五款 講習及指導費	八五〇•〇〇	—	—	八五〇•〇〇	七一五•〇〇	〇	一三五•〇〇
第一項 縣職員講習費	八五〇•〇〇	—	—	八五〇•〇〇	七一五•〇〇	〇	一三五•〇〇
第一目 給費	八五〇•〇〇	—	—	八五〇•〇〇	七一五•〇〇	〇	一三五•〇〇
第六款 地方土木事業費	二三、〇三〇•〇〇	—	—	二三、〇三〇•〇〇	二三、〇二九•九八	〇	〇三
第四項 河川改修費	二三、〇三〇•〇〇	—	—	二三、〇三〇•〇〇	二三、〇二九•九八	〇	〇三
第一目 河川改修費	二三、〇三〇•〇〇	—	—	二三、〇三〇•〇〇	二三、〇二九•〇〇	〇	〇三
第七款 治安維持會費	一三三、五三九•〇〇	—	—	一三三、五三九•〇〇	一二四、五七三•四一	七、五七六•〇〇	三九二•五九
第一項 治安維持會費	一三三、五三九•〇〇	—	—	一三三、五三九•〇〇	一二四、五七三•四一	七、五七三•〇〇	三九二•五九
第一目 辦公費	六、〇二九•〇〇	—	—	六、〇二九•〇〇	五、六三六•四一	〇	三九二•五九
第二目 治安費	八二、四五五•〇〇	—	—	八二、四五五•〇〇	八〇、六五二•三七	一、八〇二•六三	〇
第三目 武器買上費	一三、〇〇〇•〇〇	—	—	一三、〇〇〇•〇〇	六、九八一•一一	五、〇一八•八九	〇
第四目 各項支出款	三二、〇五五•〇〇	—	—	三二、〇五五•〇〇	二一、三〇三•五二	七五一•四八	〇
第八款 難民救濟費	九〇〇•〇〇	—	—	九〇〇•〇〇	九〇〇•〇〇	〇	〇
第一項 難民救濟費	九〇〇•〇〇	—	—	九〇〇•〇〇	九〇〇•〇〇	〇	〇
第四目 救濟各費	九〇〇•〇〇	—	—	九〇〇•〇〇	九〇〇•〇〇	〇	〇

第十二款 國有林伐採警備費	六六、六五〇・〇〇	―	―	六六、六五〇・〇〇	六六、六四五・九五	〇	一〇四・〇五
第一項 國有林伐採警備費	六六、六五〇・〇〇	―	―	六六、六五〇・〇〇	六六、六四五・九五	〇	一〇四・〇四
第一目 俸津	一〇、四四〇・〇〇	―	八七・九〇	一〇、五二七・九〇	一〇、五二七・九〇	〇	〇
第二目 辦公費	四、三八六・〇〇	―	△八七・九〇	四、二九八・一〇	四、一九四・〇五	〇	一〇四・〇〇
第三目 國有林伐採警備費	五一、八二四・〇〇	―	―	五一、八二四・〇〇	五一、八二四・〇〇	〇	〇
臨時部合計	三七四、七九八・〇〇	―	―	三七四、七九八・〇〇	三六六、四六九・八九	七、五七三・〇〇	七五五・一一
民政部所管合計	九五七、九八六・〇〇	―	―	九五七、九八六・〇〇	九四三、三八六・九三	七、五七三・〇〇	七、〇二六・〇七

康德二年度民政部所管科目流用說明

（三江省公署總務廳）

項	目	流用增減額	摘要
經常部			
第三款 省及北滿特別區公署			
第二項 辦公費	一、用人費	五七一・七七	廳費より五七一、七七流用增
	二、給費	三、九八八・一九	備品費より三、一九四、三二、廳費より七九三、八七、流用增
	三、廳費	△ 一、三六五・六四	給費へ七九三、八七、用人費へ五七一、七七流用減
	四、備品費	△ 三、一九四・三二	給資へ流用減、三、一九四、三二
第四款 縣公署			
第一項 俸津	一、薦任俸給	△ 一八、〇六五・六六	委任俸給一六、六八〇、三六、委任待遇俸給へ一、三八五、三〇、流用減
	二、委任俸給	一六、六八〇・三六	薦任俸給より一六、六八〇、三六流用增
	三、委任待遇俸給	八、三九七・三〇	薦任俸給ヨリ一、三八五、三〇、特別津貼第一條より七、〇一二、〇〇、流用增
	四、特別津貼（第一條）	△ 七、三九二・五八	委任待遇俸給へ七、〇一二、〇〇、特別津貼第二條へ一九二、五八、慰勞金へ一八八、〇〇、流用減
	五、特別津貼（第二條）	一九二・五八	特別津貼第一條より一九二、五八、流用增
	六、慰勞金	一八八・〇〇	特別津貼第一條より一八八、〇〇、流用增
第二項 辦公費	一、給費	一、七三七・四三	廳費より一、七三七、四三、流用增
	一、廳費	△ 一、七三七・四三	給費へ一、七三七、四三、流用減
第六款 警察費			
第一項 俸津	三、委任俸給	△ 二五一・八八	委任待遇俸給へ二五一、八八流用減
	四、委任待遇俸給	二五一・八八	委任俸給より二五一、八八、流用增
第二項 辦公費	一、用人費	二九八・〇九	給費より二九八、〇九、流用增
	二、給費	△ 二九八・〇九	用人費へ二九八、〇九、流用減
第八款 土木維持費			
第一項 土木維持費	五、道路維持費	二九三・四〇	護岸維持費より二二、四〇、水陸連絡維持費より二七一、〇〇、流用增
	六、護岸維持費	△ 二二・四〇	道路維持費へ二二、四〇、流用減
	七、水陸連絡維持費	△ 二七一・〇〇	道路維持費へ二七一、〇〇、流用減

臨時部				
第二款 補助費				
第二項 補助縣費	三、補助警備用道路改修費		三五〇・〇〇	補助部落防護施設費より三五〇、〇〇、流用增
	四、補助部落防護施設費	△	三五〇・〇〇	補助警備用道路改修費へ三五〇、〇〇、流用減
第十二款 國有林伐採警備費				
第一項 國有林伐採警備費	一、俸津		八七・九〇	辦公署より八七、九〇、流用增
	二、辦公俸	△	八七・九〇	俸津へ八七、九〇、流用減

文教部所管康德二年度歳入決算表

（三江省公署總務廳調）

科目	豫算額	調定濟額	收入濟額	不納缺損額	收入未濟額	豫算額と收入濟額との差額 增	豫算額と收入濟額との差額 減
歳入經常部							
第一款 雜收入	〇	一八三・〇〇	一八三・〇〇	〇	〇	一八三・〇〇	―
第一項 學費收入	〇	一八三・〇〇	一八三・〇〇	〇	〇	一八三・〇〇	―
第一目 學費收入	〇	一八〇・〇〇	一八〇・〇〇	〇	〇	一八〇・〇〇	―
歳入臨時部							
第一款 雜收入	〇	〇二	〇二	〇	〇	〇二	―
第一項 雜入	〇	〇二	〇二	〇	〇	〇二	―
第一目 雜入	〇	〇二	〇二	〇	〇	〇二	―

文教部所管康德二年度決算表

（三江省公署總務廳調）

科目	豫算額	豫算決定後增減額	流用增減額 △印減	豫算現額	支出濟額	翌年度繰越額	不用額	備考
歳出經常部								
第一款 文教本部	六〇八・〇〇	―	―	六〇八・〇〇	五九〇・一〇	―	一七・九〇	
第三項 教員檢定費	二〇八・〇〇	―	―	二〇八・〇〇	一九〇・一〇	―	一七・九〇	
第一目 教員檢定費	二〇八・〇〇	―	―	二〇八・〇〇	一九〇・一〇	―	一七・九〇	
第五項 祀孔費	四〇〇・〇〇	―	―	四〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇	―	―	
第四目 地方祀孔費	四〇〇・〇〇	―	―	四〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇	―	―	
第五款 地方學校費	一三、二八五・〇〇	―	―	一三、二八五・〇〇	一三、二三四・〇〇	―	五一・〇〇	
第一項 俸津	七、一八五・〇〇	―	―	七、一八五・〇〇	七、一三四・〇〇	―	五一・〇〇	
第一目 薦任待遇俸給	一、九五〇・〇〇	―	―	一、九五〇・〇〇	一、九五〇・〇〇	―	―	
第二目 委任待遇俸給	四、五七五・〇〇	―	△五九四・〇〇	三、九八一・〇〇	三、九三〇・〇〇	―	五一・〇〇	
第三目 特別津貼	六六〇・〇〇	―	―	六六〇・〇〇	六六〇・〇〇	―	―	
第四目 慰勞金	―	―	五九四・〇〇	五九四・〇〇	五九四・〇〇	―	―	
第二項 辦公費	三、六〇〇・〇〇	―	―	三、六〇〇・〇〇	三、六〇〇・〇〇	―	―	

科目	豫算額	豫算決定後增減額	流用增減額	豫算現額	支出濟額	翌年度繰越額	不用額	備考
第一目 用人費	四八六・〇〇	—	—	四八六・〇〇	四八六・〇〇	—	—	
第二目 給費	四七〇・〇〇	—	—	四七〇・〇〇	四七〇・〇〇	—	—	
第三目 校費	二、一二四・〇〇	—	—	二、一二四・〇〇	二、一二四・〇〇	—	—	
第四目 備品費	五三〇・〇〇	—	—	五三〇・〇〇	五三〇・〇〇	—	—	
第三項 學生公費	一、五〇〇・〇〇	—	—	一、五〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇	—	—	
第一目 學生公費	一、五〇〇・〇〇	—	—	一、五〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇	—	—	
第九款 社會敎育費	一、一九〇・〇〇	—	—	一、一九〇・〇〇	一、〇二四・八五	—	一六五・一五	
第一項 教育電影費	一九〇・〇〇	—	—	一九〇・〇〇	二五・二五	—	一六四、七五	
第一目 旅費	一九〇・〇〇	—	—	一九〇・〇〇	二五・二五	—	一六四・七五	
第二項 社會敎育奬勵費	一、〇〇〇・〇〇	—	—	一、〇〇〇・〇〇	九九九・六〇	—	四〇	
第一目 民衆學校振興奬勵費	一、〇〇〇・〇〇	—	—	一、〇〇〇・〇〇	九九九・六〇	—	四〇	
經常部合計	一四、〇八三・〇〇	—	—	一四、〇八三・〇〇	一三、八四八・九五	—	二三四・〇五	
歲出臨時部								
第三款 講習及調査費	二〇〇・〇〇	—	—	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	—	—	
第二項 教員講習費	二〇〇・〇〇	—	—	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	—	—	
第一目 各種津貼費	二〇〇・〇〇	—	—	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	—	—	
臨時部合計	二〇〇・〇〇	—	—	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	—	—	
文教部所管合計	一四、二八三・〇〇	—	—	一四、二八三・〇〇	一四、〇四八・九五	—	二三四・〇五	

康德二年度文教部所管科目流用說明

（三江省公署總務廳）

項	目	流用增減額	摘要
歲出經常部			
第五款 地方學校費			
第一項 俸津	二、委任待遇俸給	△ 五九四・〇〇	慰勞金へ五九四、〇〇流用減
	四、慰勞金	五九四・〇〇	委任待遇俸給より五九四、〇〇流用增

實業部所管康德二年度決算表

（三江省公署總務廳調）

科目	豫算額	豫算決定後增減額	流用增減額 △印減	豫算現額	支出濟額	翌年度繰越額	不用額	備考
歲出經常部								
第十一款 家畜防疫費	一、五六九・〇〇	—	—	一、五六九・〇〇	一、三四七・五二	—	三二一・四八	
第一項 辦公費	九〇四・〇〇	—	—	九〇四・〇〇	八三九・八三	—	六四・一七	
第一目 用人費	五七〇・〇〇	—	—	五七〇・〇〇	五七〇・〇〇	—	〇	
第二目 給費	二七四・〇〇	—	—	二七四・〇〇	二三〇・三三	—	四三・六七	
第三目 廳費	六〇・〇〇	—	—	六〇・〇〇	一九・五〇	—	四、・五〇	
第三項 作業費	六六五・〇〇	—	—	六六五・〇〇	五〇七・六九	—	一五七・三一	

康德二年度實業部所管科目流用說明

第一目 定期豫防費	二五五・〇〇	—	—	二五五・〇〇	一五三・二〇	—	一〇一・八〇	
第二目 臨時豫防費	四一〇・〇〇	—	—	四一〇・〇〇	三三四・四九	—	五五・五一	
第十三款 地方勸業費	一、二〇〇・〇〇	—	—	一、二〇〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇	—	〇	
第三項 作業費	一、二〇〇・〇〇	—	—	一、二〇〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇	—	〇	
第一目 作業費	一、二〇〇・〇〇	—	—	一、二〇〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇	—	〇	
經常部合計	二、七六九・〇〇	—	—	二、七六九・〇〇	二、五四七・五二	—	二二一・四八	
歳出臨時部								
第一款 産業奬勵費	一八、六九〇・〇〇	—	—	一八、六九〇・〇〇	一八、六八五・五九	—	四・四一	
第一項 優良種苗及種畜普及費	一八、〇九〇・〇〇	—	—	一八、〇九〇・〇〇	一八、〇八五・五九	—	四・四一	
第一目 辦公費	六〇〇・〇〇	—	△一〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	四九五・五九	—	四・四一	
第二目 種子及種苗配付費	一七、四九〇・〇〇	—	一〇〇・〇〇	一七、五九〇・〇〇	一七、五九〇・〇〇	—	〇	
第三項 模範農村助成費	六〇〇・〇〇	—	—	六〇〇・〇〇	六〇〇・〇〇	—	〇	
第一目 模範農村助成費	六〇〇・〇〇	—	—	六〇〇・〇〇	六〇〇・〇〇	—	〇	
臨時部合計	一八、六九〇・〇〇	—	—	一八、六九〇・〇〇	一八、六八五・五九	—	四・四一	
實業部所管合計	二一、四五九・〇〇	—	—	二一、四五九・〇〇	二一、二三三・一一	—	二二五・八九	

（三江省公署總務廳）

歳出臨時部		
第一款 産業奬勵費		
項 目	流用增減額	摘要
一、優良種苗及種畜普及費		
一、辦公費	△一〇〇・〇〇	種子及種苗配付費へ一〇〇、〇〇流用減
二、種子及種苗配付費	一〇〇・〇〇	辦公費より一〇〇、〇〇流用增

康德三年度歳出豫算一覽表

（民政部地方司調）

經常部	祭祀費	5,590
	公署費	535,472
	警察費	1,001,485
	敎育費	289,690
	土木費	42,521
	社會事業費	3,648
	衛生及病院費	21,697
	屠宰場費	33,763
	電話局費	52,436
	勸業費	30,157
	縣稅辨理費	2,481
	給與金	21
	地方改良費	1,702
	其他	51,031
	計	2,071,700
臨時部	土木費	89,750
	積立金	285,074
	補助金	5,240
	建築費	121,626
	公債費	12,432
	其他	143,640
	計	657,762
臨時 經常 總計		2,729,462

康德三年度歳入豫算一覽表

經常部	財産收入	33,316
	使用料及手數料	158,244
	交付金	21.304
	雜收入	247,755
	縣市税收入	1,803,771
	其他收入	29,200
	計	2,293,590
臨時部	前年度結餘金	63,580
	縣債	—
	國庫補助金	252,535
	其他收入	119,837
	計	435,872
經常臨時總計		2,729,462

（民政部地方司調）

第二項　縣財政

由來滿洲建國前に於ては、縣の行政機關に一元的行政官廳存せず、普通行政官廳の性質を有する縣公署と特別行政官廳の性質を有する各局とが並存した事は縣の財政を必然的に二元的ならしめ、縣公署に關する經費は省よりの支給額を以て之に充て其の出納も縣公署に於て掌り、從つて縣公署の豫決算と稱する場合は各局の豫決算を包含せず、各局の經費は財務局に於て徵收する地方税收入を以て之に充て、其の出納は財務局に於て之を掌るを常とし、各局と縣公署との財政方面に於ける關聯は各局の支出に關し縣長の認可を要するのみであつた。

從つて國税の請負徵收は縣長の私有財産と混淆し、地方税は各局の人件費と局長の私嚢を富ましむるのみで、何等地方事業には使用されず、財政には豫算決算なく專ら祕密主義を採り、會計檢査の制行はれず、公私の別分明を缺ぎ公金と雖も自由に費消し、傾度の不備と官吏の墮落と相俟つて通弊其の極に達してゐたのである。

斯くて滿洲建國以來新政府は此に鑑る所あり、鋭意地方行政の確立、財政の刷新を期し、舊弊を打破する爲め徵税請負制度の廢止、徵税機關と會計機關との分離及豫算制度の確立を計る事となつた。

然るに地方治安未だ全からず、加ふるに人災、匪害等による農村の疲弊夥しく爲めに各縣共徵税思はしからず赤字財政に苦しみ何等かの應急對策を講ずるにあらずんば、到底自立する能はざるも縣も少なからぬ狀態であつた。

此に於て政府は行政補助費の發給、行政借款の貸出を行ふと共に、農民金融機關の設立、春耕貸款の融通等の農民金融の圓滑を期してゐるのであるが、更に當局としては農村更生の積極的方策として目下復興計畫を樹立し

(1) 安全地帶の擴大强化
(2) 放棄されある舊耕地の恢復
(3) 農民の復歸誘導促進（集團部落の建設）
(4) 農民住宅の建設奬勵補助
(5) 農耕資金の貸與、種子役畜の斡旋
(6) 警備電話の架設
(7) 警備道路の修築
(8) 縣財政の確立

の要旨の下に五ヶ年繼續事業として實施し、農村恢復と共に縣自體の財政確立の促進を期してゐる。

本省各縣に於ても概ね縣財政狀況は漸次好轉の徴あるは見逃すべからざるも、現在に於ては未だ歳出歳入相敷かず、歳入の増加あるも歳出の急增と伴ひ得ざるものあり、又歳出のみ徒らに激增して歳入之に隨從せざるものあり、歳入歳出の差額從つて大なるものなしとしない。康德二年度に於ても樺川、富錦、依蘭、勃利、方正、同江、饒河、湯原等概ね自給自足なるも他の一半は赤字財政に苦しみ、最近治安の恢復による多少の增收は認め得らるゝも之れとても財政確立の根本前提たる市況の振興、農民生活の安定に基けるものにあらず、全縣の財政確立は尙ほ相當時日を要すべきものあるべしと思考せらる。

尙ほ各縣に於ける地方税は從來晌捐及糧捐六十五％以上に及び農民の負擔は極めて過重なる實情にあつた。尤も別項記述する如く本年度地方税制の改革あり、本年一月一日より之が實施せらるゝ事となり、財源の固定化、負擔の公平化等に劃期的効果を齎すべきも各縣の實情に鑑み之れが速急なる調査の徹底は期し得べくもなく、之が實質的効果は今尙ほ相年月を必要とするであらう。

茲に本省各縣の歳入歳出細目に付本年度査定豫算を表示すれば次の如くである。

康德三年度各縣歳計査定豫算一覧表　（三江省公署民政廳調）

區分	歳入						歳出					
	經常部		臨時部		歳入計		經常部		臨時部		歳出計	
縣名	縣提出額	査定額	縣提出額	査定額	縣提出額	査定額	縣提出額	査定額	縣提出額	査定額	縣提出額	査定額
樺川	460,931	479,198	70,000	70,000	530,931	549,198	386,431	340,300	144,500	208,893	530,931	549,198
富錦	444,000	498,728	19,000	19,000	463,000	517,728	341,490	304,412	121,510	213,316	463,000	517,728
寶清	115,612	113,478	—	—	115,612	113,478	105,523	98,258	10,089	15,220	115,612	113,478
勃利	168,623	193,783	40,000	30,000	208,623	223,783	169,829	157,754	38,794	66,029	208,623	223,783
依蘭	439,172	427,474	—	—	439,172	427,474	367,268	329,404	71,904	98,070	439,172	427,474
方正	138,319	126,396	47,415	—	185,734	126,396	165,444	124,574	20,290	1,822	185,734	126,396
○通河	100,106	665,029	38,540	41,933	138,646	106,962	135,535	105,987	3,111	975	138,646	106,962
○鳳山	9,595	7,875	88,339	56,630	97,934	64,505	90,934	64,505	7,000	—	97,934	64,505
湯原	163,998	168,402	220,313	—	384,311	168,402	206,121	150,715	178,190	17,687	384,311	168,402
○蘿北	9,269	10,083	187,067	49,336	196,336	59,419	93,595	59,419	102,741	—	196,336	59,419
○綏濱	28,433	32,369	93,040	55,582	121,473	87,951	111,037	85,750	10,436	2,201	121,473	87,951
同江	124,278	76,489	14,914	45,727	139,192	122,214	109,783	91,631	29,409	30,583	139,192	122,214
○撫遠	20,428	20,420	87,254	49,164	107,682	96,584	89,418	69,320	18,264	264	107,682	69,584
饒河	74,269	73,868	31,500	18,500	105,769	92,368	105,619	89,281	150	3,087	105,769	92,368
計	2,297,033	2,293,590	937,382	435,872	3,234,415	2,729,462	2,478,027	2,071,310	756,388	658,153	3,234,415	2,729,462

備考……縣名に○を付せるは要補助縣其の他は不要補助縣を示す。

康德三年度各縣歳入査定豫算一覧表　（三江省公署民政廳調）

區分	經常部							臨時部					歳入合計
縣名	財產收入	手數料使用料	交付金	雜收入	縣稅	納付金	經常部計	國庫補助	結餘金	淡入金	寄附金	臨時部計	
樺川	15,631	12,122	2,440	48,810	373,695	26,500	479,198	—	4,000	66,000	—	70,000	549,198
富錦	7,117	64,947	1,690	62,610	362,364	—	498,728	—	11,000	—	捐助金 8,000	19,000	517,728
寶清	588	9,350	1,250	25,470	76,820	—	113,478	—	—	—	—	—	114,478
勃利	612	21,551	1,300	27,920	142,400	—	193,783	—	30,000	—	—	30,000	223,783
依蘭	5,767	14,368	5,957	48,658	352,724	—	472,474	—	—	—	—	—	427,474
方正	350	7,179	5,948	8,720	104,199	—	126,396	—	—	—	—	—	126,396

通河	1,477	3,554	330	4,516	54,152	1,000	65,029	41,933	—	—	—	41,933	106,962
鳳山	—	104	14	368	7,389	—	7,875	56,630	—	—	—	56,630	64,505
湯原	900	1,200	500	5,330	158,972	1,500	168,402	—	—	—	—	—	168,402
蘿北	240	630	—	1,762	7,451	—	10,083	49,336	—	—	—	49,336	59,419
綏濱	288	2,213	395	4,863	24,410	200	32,369	55,472	—	—	110	55,582	87,951
同江	346	7,856	990	4,035	63,260	—	76,487	—	—	45,727	—	45,727	122,214
撫遠	—	2,460	300	1,700	15,960	—	20,420	49,164	—	—	—	49,164	69,584
饒河	—	10,710	190	2,993	59,975	—	73,868	—	18,500	—	—	18,500	92,368
計	33,316	158,244	21,304	247,755	1,803,771	29,200	2,293,590	252,535	63,500	111,727	8,110	435,872	2,729,462

康德三年度各縣歲出査定豫算一覽表 (1)

(三江省公署民政廳調)

區分 縣名	經常部												
	祭祀費	公署費	警察費	土木費	敎育費	屠宰場費	電話局費	衛生及病院費	勸業諸費	社會事業費	其の他	豫備費	經常部費
樺川	600	66,274	163,151	4,200	52,903	2,856	1,662	7,930	7,682	840	28,832	3,370	340,300
富錦	600	78,184	125,078	1,800	61,817	3,130	14,600	480	12,312	500	2,411	3,500	304,412
寶清	400	35,324	48,103	1,500	7,431	839	2,937	—	749	—	2	973	98,258
勃利	400	40,561	75,663	3,500	16,925	8,984	7,679	—	2,500	—	—	1,562	157,754
依蘭	640	66,417	151,423	18,150	55,086	12,499	12,798	5,631	1,010	1,588	901	3,261	329,404
方正	400	34,636	63,547	3,000	14,311	1,222	3,194	1,0'6	2,008	—	3	1,237	124,574
通河	400	31,295	52,159	1,000	14,675	1,158	3,330	450	467	—	3	1,050	105,987
鳳山	200	18,255	38,062	800	4,959	—	1,587	—	1	—	2	639	64,505
湯原	400	38,109	86,187	3,306	18,899	—	—	610	1,710	—	2	1,492	150,715
蘿北	300	12,666	26,083	—	6,956	362	1,254	600	360	—	1,350	588	59,419
綏濱	400	24,367	42,372	1,340	11,185	—	2,215	1,944	425	420	233	849	85,750
同江	400	3 ,856	35,052	2,3 0	15,663	1,838	1,180	400	733	300	2	907	91,631
撫遠	300	20,390	42,722	—	5,020	—	—	—	200	—	2	686	69,320
饒河	350	26,738	51,893	1,625	3,860	895	—	2,636	—	—	500	884	89,281
計	5,590	535,072	1,001,495	42,521	289,690	33,763	52,436	21,697	30,157	3,648	34,243	20,998	2,071,310

康德三年度縣歲出査定豫算一覽表 (2)

(三江省公署民政廳調)

區分 縣名	臨時部									歲出合計
	建築物	土木費	電話架設費	退回費	積立金	補助金	調査費	其の他	臨時部計	
樺川	35,000	18,000	10,000	30,000	80,398	500	10,000	25,000	208,898	549,198
富錦	59,450	45,000	—	—	9,2766	1,080	2,220	12,800	213,316	517,728
寶清	6,326	—	—	2,439	5,455	1,000	—	—	15,220	113,478
勃利	1,500	—	16,828	13,300	29,901	2,160	2,340	—	66,029	223,783
依蘭	6,980	26,750	—	30,064	33,276	—	1,000	—	98,070	427,474
方正	—	—	—	976	400	—	446	—	1,822	126,962
通河	—	—	—	975	—	—	—	—	975	106,962
鳳山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	64,505
湯原	—	—	—	4,968	12,719	—	—	—	17,687	168,402
蘿北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	59,419
綏濱	1,000	—	—	—	—	—	500	701	2,201	87,951
同江	11,370	—	—	325	17,888	500	500	—	30,583	122,214
撫遠	—	—	—	264	—	—	—	—	264	69,584
饒河	—	—	—	—	2,937	—	150	—	3,087	92,368
計	121,626	89,750	26,828	83,311	275,740	5,240	17,156	38,501	658,152	2,729,462

以上の如く各縣財政は自給自足し得る數縣を除き他は何れも歳出入相伴はず赤字財政に苦しみつゝあり、辛じて中央民政部より行政補助金の仰ぎ又は別個に行政借款を行ひ其の不足を補塡しつゝある實情であるが玆に此等各縣に付康德元年度以降行政補助金及借欵額を表示すれば次の如くである。

康德元年度以降行政補助金一覽表

（三江省公署民政廳調）

縣名＼年度別	康德元年度	康德二年度	康德三年度
樺川	｜	｜	｜
富錦	｜	｜	｜
寶清	二〇、〇〇〇・〇〇	七一・二三	｜
勃利	｜	｜	｜
依蘭	七、五〇八・五二（水災救濟金）	｜	｜
方正	四、〇〇〇・〇〇	六、〇一九・二五	｜
通河	四一、一三二・〇〇	一、九一〇・七五	四一、九三三・〇〇
鳳山	四八、五〇〇・〇〇	二一、四〇五・六六	五六、六三〇・〇〇
湯原	五、〇〇〇・〇〇	｜	｜
蘿北	四三、四八七・〇〇	一六、七五六・七一	四九、三三六・〇〇
綏濱	四九、〇六一・〇〇	三二、一四五・〇〇	五五、七四二・〇〇
同江	一〇、〇〇〇・〇〇	｜	｜
撫遠	四八、三四三・〇〇	一九、四四〇・〇〇	四九、一六四・〇〇
饒河	一〇、〇〇〇・〇〇	｜	｜
合計	二八七、〇三一・五二	九七、七四九・〇〇	二五二、五三五・〇〇

備考（一）康德三年度補助額は康德三年二月末現在査定額とす。

（二）依蘭縣康德元年度行政補助金は同年水災に對する舊吉林省救濟金の一部を諸補助金に振當てたものである。

康德元年度康德二年度行政借款一覽表

（三江省公署民政廳調）

縣別＼年度別	康德元年度	康德二年度
樺川	｜	｜
富錦	｜	｜
寶清	｜	一〇、〇〇〇
勃利	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
依蘭	五一、七五〇	三五、〇〇〇
方正	一五、〇〇〇	二四、四〇〇
通河	一〇、〇〇〇	二八、四〇〇
鳳山	七、二〇〇	五、三〇〇
湯原	｜	一〇、〇〇〇
蘿北	四、三七五	二〇、〇〇〇

綏濱	—	—
同江	—	五、〇〇〇
撫遠	—	一三、七〇〇
饒河	—	二、〇〇〇
合計	五八、三二五	一六三、八〇〇

備考　康德元年度借欵中方正縣一四、〇三〇・三四圓依蘭五一七・五〇圓を除き他は全部返却濟。
尙ほ康德三年度に於ては行政借款は之を貸與せざる豫定である。

第三項　地方稅制の改革

滿洲國成立後財政部の稅制に對する態度は地方稅制方面にも反映し來り財政的中央集權の確立を期せんが爲め「現行稅捐は其徵收機關の如何を問はず從前中央並びに省政府の歲入に屬せしものは總て之を國稅とし其他は之を地方稅として市縣及び設治局の收入に歸せし」（大同元年九月十九日財政部訓令第七十六號）むる事とし、從來省財政廳に於て徵收せしものを國稅として引揚げた外、國稅と地方稅を劃分し又舊政權治下に於ける甚しき惡稅の應急的改廢を行ふと共に其の甚しからざるものは漸進的に改革を行ふことゝし先づ軍備補助の名を以て人民を重壓せし給養雜捐は一切免除せられ（大同二年七月二十九日民政部訓令第四七五號）次いで大同二年十二月には「各市縣に於て徵收の車牌捐暫行規則」康德元年八月には「地方稅木捐規則」を公布したのである。

斯くの如くにして政府は漸次地方稅改正に意を用ひ特に民政部に於ては縣市に於ける地方稅制の整理に關し着々成案の作成に努めた結果昨年八月二十四日地方稅法及同法施行規則を公布する運びとなり本年一月一日より之を實施さるゝ事となつた。本稅法は地方財政上最も重大なる關係を持ち一般の最も關心する處であるから玆に從來の稅制の大要を明かにすると共に新稅制改革の趣旨を概說する事とする。

一、舊來の稅制大要

稅制整理の問題が各般の施設中最も重要にして且つ焦眉の急務である事は建國前民國政府に於ても論議せられ、殊に民國十九年に組織された東三省金融整理委員會が前後數十回に亙る調査討議の結果に成る遼寧省財政問題と題する建議書中にも此の趣旨を揭げて居る。

省地方稅、縣市地方稅の兩者必ずしも同一とは言ひ得ぬけれども從前の地方稅は全く國家的統制の外に置かれ各省各縣市當局は各自由の立場に於て之を設定又は變更するのみならず財政に一定の計劃なきが爲め目前の需要を充たすに汲々として朝に一稅を設け夕に一捐を增し所謂肉を削りて瘡を補はんとするの類であつて而かも徵稅の便宜のみ重んじた結果は殆んど目的課稅乃至目擊課稅に墮し租稅制度なしと斷ずるも差支なき混亂狀態に置かれて居たのである。

從つて地方稅負擔の赴く所國民の大部を占むる農民下層階級へのみ重課となつて現はれ、軍閥、官僚、政商、緣故者等は課稅の埒外にあつて何等の負擔を分擔しない實狀にあつたのである。右の樣な事情の下にあつた地方稅が制度として見ても個別的に見ても租稅本然の機能に悖るもの多いことは當然であつて、即ち

（一）　課稅の便宜に重點を置く結果負擔の平等原則が閑却され殊に階級的に極めて不公平であること
（二）　目擊課稅に墮したる結果物稅偏在に陷入つて居ること
（三）　國家的統制を欠く爲全く區々不統一なること
（四）　課徵に當り經費の減少のみに捉はれ請負又は代徵の方法に依るもの多く爲めに稅金散逸の虞極めて大であること
（五）　地方歲入の彈力性が缺けて居ること

等其の主なるものである。

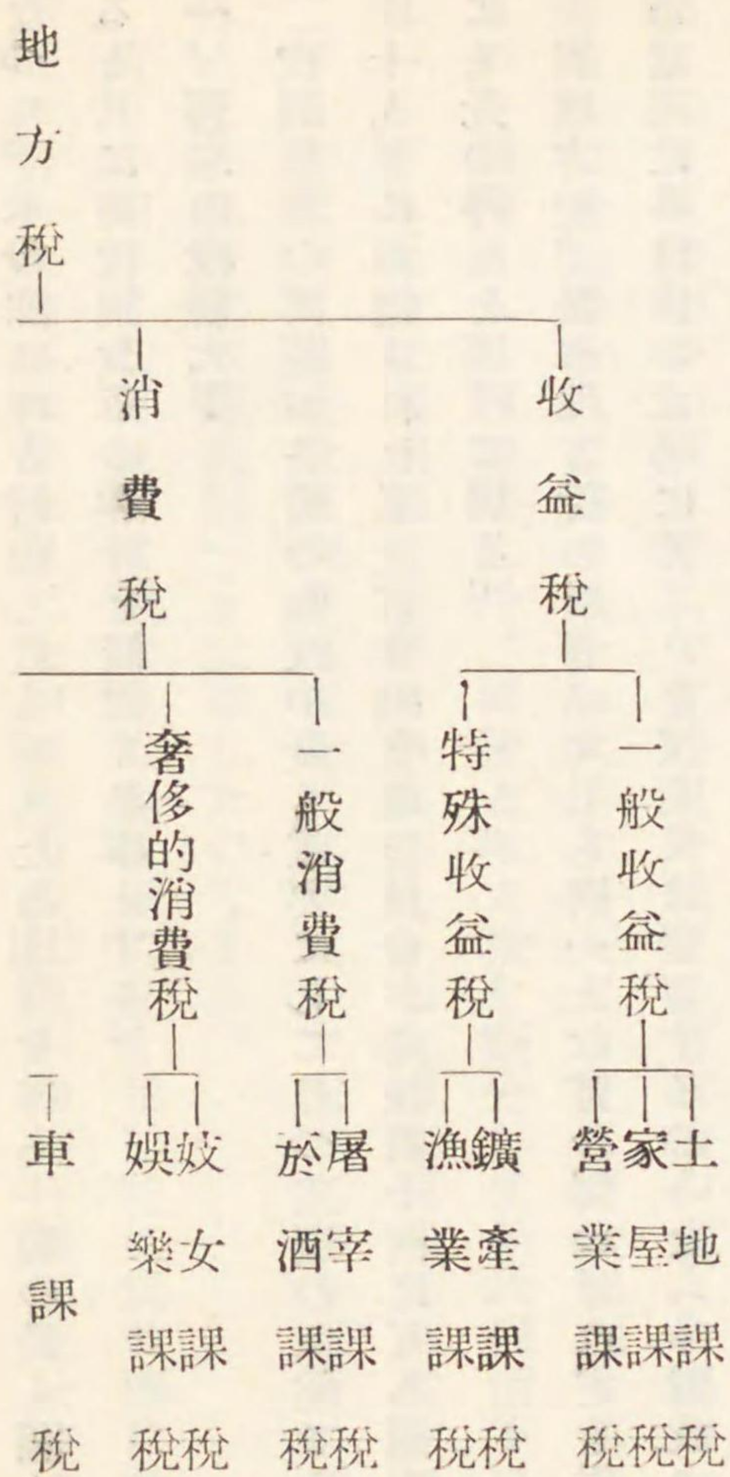
我國建國の際は事情上已むを得ず從來の地方税を其儘踏襲し大同元年九月國地税の劃分を行ひ各省每に分離交錯したる國地税の收入區分を一應明確ならしめ應急過渡的の辦法を講ずると共に後述の如く地方税制の全面的整理改善を企圖し之が準備調査に着手したのである。

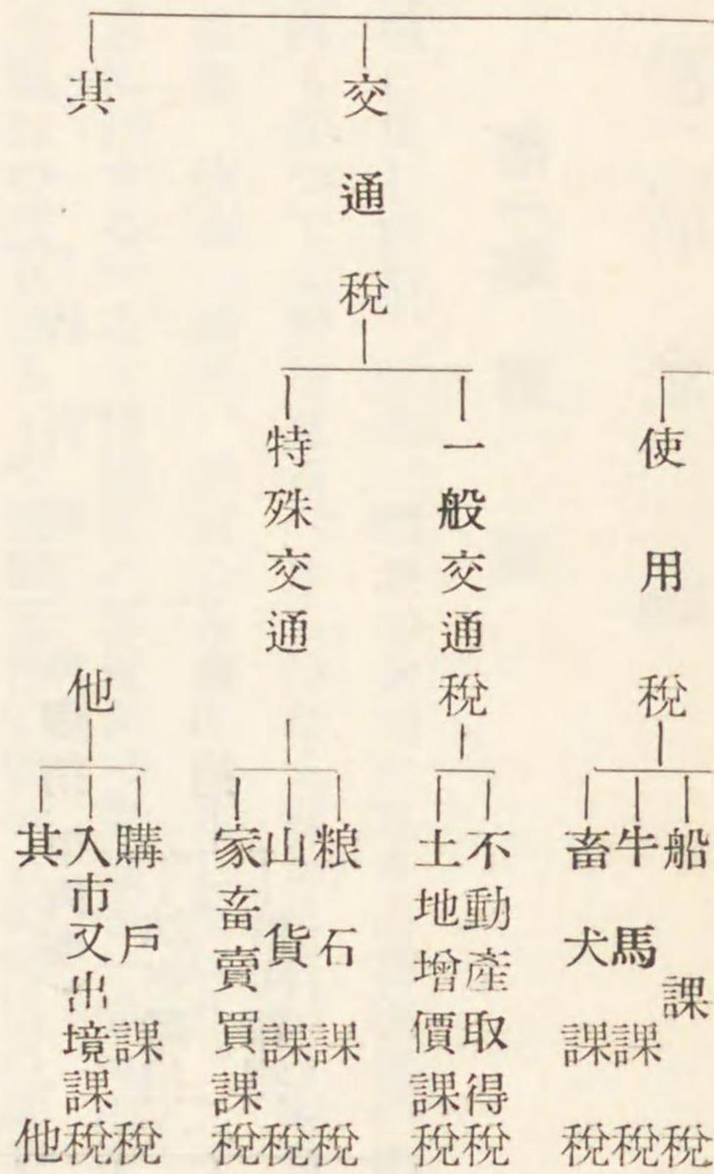
尙ほ地方税制の全面的整理に先立ち大要次の如く二三の特定税種目の統制を試みたのである。

車牌捐(農用車税)の如きは最も移動性に富む物件に對する課税であるから過渡的整理の要を認め大同二年七月動もすれば陷り易き重複課税を嚴禁し賦課の率及方法を統制して低賦課率地への移動を防いだのである。

又木材に對する課税は康德元年八月國税木税の改正を機とし、鑛業に對する課税は康德二年九月實施さるべき國税鑛業税の改正を機とし之を統制し其の賦課率の限度を法定し以て負擔の公正を圖ると共に税源配分の適正を期したのである。

茲に從來の地方税に付其の體系を示せば次の如くである。





二、地方税制改革要領

從來の地方税は前述の如く一部統制を期したもの丶外は概ね從前の制度を踏襲したに過ぎず、從つて可及的速かに之が改善を圖り一面負擔の公正と制度の整備統制を期し他面地方財政の健實なる進展に資すると共に近く日本人課税問題の解決と共に進み日滿渾然一體の實を擧げん事を期したのである。

而して之が整理の方針は第一に現行税制の欠點を是正するに在ること勿論であつて今次の整理に當つては次の諸點に其の重點を置いたのである。即ち、

(一) 負擔に急激なる變動を來さしめざることを念慮し可及的負擔の普通公正化を圖ること

(二) 國税制度との調整を圖ること

(三) 歲入の確保を期すると共に國民の權利の伸張を圖ること

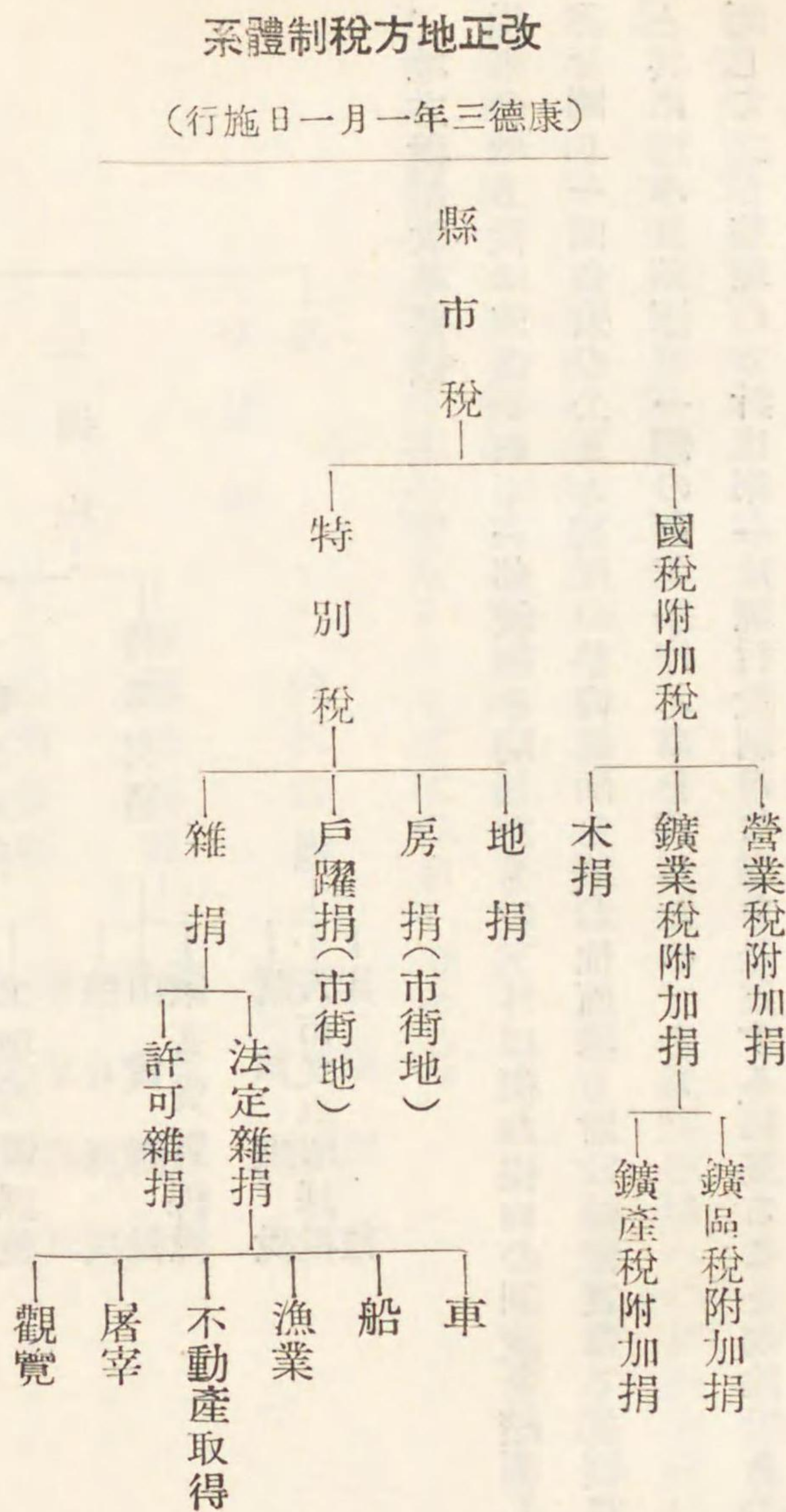
(四) 國家的統制の實を擧ぐること

等之れである。而して從來地方稅は各縣區々に定められたもので何等其の據るべき成法なく監督指導上不便少なからざりしに鑑み稅制改革に當り地方稅法並同法施行規則を制定し以て課稅權の所在を明徵ならしむると共に全國的に統制ある規格の下に課稅權を行使せしむること丶し其の監督指導の周到を期すること丶なつた。

改正地方稅制に於ける體系は國稅附加稅制度と特別稅制度との併用制を採る事としたが之を表示すれば次の如くである。

改正地方稅制體系

（康德三年一月一日施行）



第二節　金融

第一項　概說

本省は由來邊境に位し政治、交通、經濟の全面に亘り自然現象の影響する所大にして其開發他省に比し遲々たるものであつたが金融機關も從つて其發達見るべきものなく僅かに吉林永衡及黑龍江兩官銀號（現滿洲中央銀行の前身）の各分號が省內佳木斯、富錦、依蘭、通河、湯原の各地に存在した以外、二三の錢莊並に當舖を揭げ得たるのみにして一般の地方農民は何等其恩惠に浴する所なく粮棧或は雜貨商、當舖等一部地主資產家階級の前に叩頭するの餘儀なき有樣であつた。

滿洲事變後中央銀行の設立さるゝや濫發紙幣の回收と國幣價の維持に當ると共に匪禍水害と農村恐慌の重壓下に在る對農村應急辦法として春耕、農民、商工復興各貸款を融出し、梗塞せる農民金融救濟に努め來つたが其後政府は更に金融合作社を佳木斯、富錦、依蘭の三ヶ處に設立して相互扶助を基幹とする農村の自力更生に意を用ふる所があつた。尙昨年來大興公司營業の永衡當の進出とも相俟つて漸次地方金融の圓滑を期しつゝある。

現在未だ當省下には外國系銀行の設置を見るに至らないが今般鐵道の開設に伴ふ諸般狀勢の發展と日本人の增加により省城佳木斯に日本側銀行支店の設置さるゝも亦近き將來と見らるゝ。

今省下金融機關を概觀するに新式金融機關、舊式金融機關及特殊金融機關に三大別する事が出來る。

第二項　新式金融機關

新式金融機關として揭ぐべきは滿洲中央銀行支行である。事變前本省內所在の吉林永衡官銀號（依蘭及佳木斯、富錦）並に黑龍江官銀號（通河、湯原）各分號は何れも舊發券行號として確固たる地位を有したが大同元年六月十五日滿洲中央

銀行（資本金三〇、〇〇〇、〇〇〇圓）が東三省官銀號、吉林永衡官銀號、黑龍江官銀號及邊業銀行の四行號を統一、設立さるゝや同年七月一日より當省下各分號も中央銀行支行に改組され其後舊幣の回收を始めとし預金、貸出、爲替、國庫の各部門に對し目覺ましき業務の刷新改善を遂行し、中央銀行本來の業務として紙幣の發行回收、國庫金の取扱、產金の買上げ金利、金融の調節を行つて一般金融界の統制に當る反面又普通銀行として一般商工業及特產資金の供給を行ひ日本各主要銀行（橫濱正金、朝鮮、臺灣、第一、三和、三井、三菱、住友、川崎第百、名古屋、愛知）及世界主要國銀行と爲替取引を締結し又日本郵便局とも連絡して日本全國各地向の送金を取扱ひ且又零細なる庶民預金をも吸收する等一般業務全般に亘り貢献する所大にして之れ新式金融機關として君臨する所以である。尙昨年末來國幣金票等價維持に伴ふ日滿通貨の一元化と之に續いて實施せられたる日本軍部の國幣使用により金票の回收も順調に行はれつゝあり、滿洲國內通貨の統一も近き將來にありと期待さるゝ所であるが又近々勃利辦事處も愈々開業の運びに至り省內更に一支店を增す事となつた。

省城佳木斯支行の營業狀況を見るに左の如くである。

康德二年後半期中銀佳木斯支行營業統計　（中銀佳木斯支行調）

月別	預金	貸出	爲替 受入	爲替 拂出
康德二年七月	678,432.17円 △ 9,027.53	309,977.25円	451,429.75円 △ 10,485.40	811,186.89円
八月	771,610.52 △ 6,742.70	407,241.91	358,504.68 △ 12,759.48	443,367.26
九月	770,431.32 △ 3,699.74	353,488.25	583,590.69 △ 13,595.93	944,502.02
十月	804,314.09 △ 12,649.15	458,663.41	684,773.80 △ 12,497.07	839,017.20
十一月	639,473.33 △ 8,286.63	469,330.98	647,896.70 △ 12,421.50	536,040.59
十二月	616,786.68	570,481.61	808,185.56 △ 7,057.02	501,863.40
合計	—	—	3,534,381.18 △ 67,816.41	4,175,977.36

（註）△印は預金に於ては金票、爲替に於ては日本向の送金を示す

存款種別	康德二年度存入總額	同上支付總額	康德二年十二月末餘額
定期存款	40,389.97円	33,762.27円	6,627.70円
活期存款	9,807,390.62	9,284,698.26	522,692.36
特別活期存款	496,765.73	416,162.39	80,603.34
雜項存款	23,986.03	17,122.75	6,863.28
合計	10,368,532.35	9,751,745.67	616,786.68

（註）金票の存入支付を省く

放款種別	康德二年度貸放總額	康德二年度收回總額	康德二年十二月末餘額
定期放款	29,000.00円	12,000.00円	17,000.00円
定期抵押放款	1,663,523.70	1,220,469.41	443,054.29

滯存透支	578,686.79	478,259.47	100,427.32
合計	2,271,210.49	1,710,728.88	560,481.61

次に康德二年七月より同十二月末に至る下半期に於ける歳出款融地拂資金の受授、郵局資金過超金の受拂、其他預託金等國庫金の取扱額も驚異的數字を示してゐるが其內本省公署の歳出支拂額のみにても九〇九、七二〇圓八〇に達した。

尚大同二年六月公布實施されたる產金買上法により佳木斯支行は康德元年四月以來產金の買上に當つてゐるが昨年中の買上狀況を見れば左の如くである。

中銀佳木斯支行產金買上狀況（自康德二年一月至同十二月末）（中銀佳木斯支行調）

月別	純金量	買上公定相場	價格
一月	瓦 20,147.20	円 3.35	円 67,439.11
二月	11,517.20	〃	38,582.62
三月	24,455.70	3.35 3.45	82,901.68
四月	15,473.06	3.45	58,382.05
五月	29,302.59	〃	101,093.91
六月	46,602.32	〃	160,777.97
七月	33,513.97	〃	112,991.33
八月	53,169.62	3.50	186,093.63
九月	66,403.31	3.50	232,411.52
十月	66,511.90	〃	232,791.61
十一月	38,995.22	〃	146,413.25
十二月	72,414.66	〃	249,960.19
合計	478,486.75	—	1,664,892.87

右の內滿洲採金株式會社よりの買上は純金量四五一、九〇二瓦二九、價額一、五七四、八三五圓四五にして昨康德二年度買上總量の九四%に當り其他の一般商號並に金店より買上量は微々たるものであるが之は又一面產金現地に於ける採金會社の統制權が强化確立されたるものと見られ昨年末實施せられたる爲替管理法による砂金の輸送制限と產金地方の開發により將來當地方の產金買上は益々增加するものと見られる。因に右產金は殆んど總て砂金にして駝腰子、小石頭河子等南溝砂金を主とし太平溝、梧桐河、都魯河等北溝砂金の總てを網羅する。

次に省下中央銀行各支行最近の概況を見るに左の如くである。

康德三年一月分省內各支行營業概況（中銀佳木斯支行調）

支行別	一月末預金殘	一月末貸出殘	一月中爲替受拂 受入	一月中爲替受拂 拂出
佳木斯支行	千円 711	千円 894	千円 1,220	千円 1,085
富錦支行	819	886	918	671
依蘭支行	291	574	682	350
通河支行	39	203	290	106

湯原支行	67	83	125	104
合計	1,927	2,640	3,235	2,316

尚ほ春耕、農民商工復興各種貸款に就ては從來之を行ひ來つたものであるが本年度以降に於ては本省の如き特殊農村事情を有する各縣の實情に鑑み引續き貸款を行ふ事は却つて惡結果を齎すべき憾なしとしないので爾後は主として金融合作社其他機關によらしむる事とし政府としては之等貸款を停止若しくは漸減する方針を以て進んでゐる。

大同二年及康德元年の兩年度に亘り右省内各支行の放出したる此等貸款の狀況を見るに左の如くである。

1、舊吉林省大同二年度春耕貸款

（康德二年十二月末現在）（中銀佳木斯支行調）

縣名	貸付行名 中銀支行	原放額 戸數	原放額 金額	收回額 現金	收回額 轉期	收回額 合計	收回率% 現金	收回率% 轉期	現在金額 戸數	現在金額 金額	收進利息
樺川	佳木斯支行	482	円 46,488.00	円 46,488.00	—	円 46,488.00	100	—	—	—	円 4,278.90
富錦	富錦支行	115	15,537.00	15,537.00	—	15,537.00	100	—	—	—	1,113.89
依蘭	依蘭支行	100	8,745.00	8,745.00	—	8,745.00	100	—	—	—	610.89
合計		698	70,770.00	70,770.00	—	70,770.00	100	—	—	—	6,003.68

2、舊黑龍江省大同二年度春耕貸款

（康德二年十二月末現在）（中銀佳木斯支行調）

縣名	貸付行名 中銀支行	原放額 戸數	原放額 金額	收回額 現金	收回額 轉期	收回額 合計	收回率% 現金	收回率% 轉期	現在餘額 戸數	現在餘額 金額	收進利息
湯原	湯原支行	368	25,614.00	3,253.28	22,360.72	25,614.00	13	87	—	—	2,122.22
綏濱	富錦支行	290	23,000.25	23,000.25	—	23,000.25	100	—	—	—	2,085.79
鳳山	通河支行	65	1,482.50	382.00	1,100.50	1,482.50	26	74	—	—	119.53
通河	同	1,108	71,706.00	1 556.00	49,471.00	51,027.00	2	68	407	20,679.00	4,455.29
合計		1'831	121,802.75	28,191.53	72,932.22	101,123.75	23	59	407	20,679.00	8,782.83

3、舊黑龍江省康德元年度春耕貸款

（康德二年十二月末現在）（中銀佳木斯支行調）

縣名	貸付行名 中銀支行	原放額 現金	原放額 轉期	原放額 合計 戸數	原放額 合計 金額	收回額	收回率%	現在餘額 戸數	現在餘額 金額	收進利息
湯原	湯原支行	38,253.28	22,360.72	1,002	60,614.00	15,243.00	25	794	45,371.00	4,029.77
綏濱	富錦支行	44,326.00	—	550	44,326.00	5,798.40	13	550	38,527.60	2,536.80
通河	通河支行	26,017.00	49,471.00	1,003	75,488.00	1,127.00	1	992	74,361.00	382.43
鳳山	同	407.00	1,100.50	67	1,507.50	1,507.50	100	6	—	226.33
合計		109,003.28	72,932.22	2,622	181,935.50	23,675.90	13	2,336	158,259.60	7,175.33

4、舊吉林省康德元年度農民復興貸款

（康德二年十二月末現在）（中銀佳木斯支行調）

縣名	貸付行名 中銀支行	原放額 現金	原放額 轉期	原放額 合計 戸數	原放額 合計 金額	收回額	收回率%	現在餘額 戸數	現在餘額 金額	收進利息
勃利	依蘭支行	64,992.00	—	742	64,992.00	20,995.00	32	742	43,997.00	6,092.69

同法	富錦支行	15,000.00	—	83	15,000.00	4,362.00	29	83	10,638.00	1,282.99
富錦	同	99,999.00	—	747	99,999.00	28,290.00	28	706	71,709.00	7,382.41
方正	依蘭支行	49,809.00	—	415	49,809.00	14,063.00	28	415	35,746.00	3,727.72
依蘭	同	15,000.00	—	851	150,000.00	33,093.00	22	829	116,907.00	8,008.08
樺川	佳木斯支行	130,000 00	—	1,375	130,000.00	16,845.71	12	1,260	113,154.29	3,167.65
寶清	富錦支行	49,789.00	—	357	49,798.00	—	—	357	49,789.00	—
合計		559,589.00	—	4,570	559,589.00	117,948.71	21	4,392	441,940.29	29,662.54

5、舊吉林省商工復興貸款

（康德二年十二月末現在）（中銀佳木斯支行調）

縣名	貸付行名 中銀支行	原放額		收回額	收回率%	現在餘額		收進利息
		戸數	金額			戸數	金額	
富錦	富錦支行	49	144,000.00	144,000.00	100	—	—	11,852.38
樺川	佳木斯支行	66	147,000.00	98,900.00	67	21	48,100.00	10,683.06
勃利	依蘭支行	7	20,000.00	10,000.00	50	7	10,000.00	1,680.00
依蘭	同	44	52940.00	27,540.00	52	27	25,400.00	5,372.71
寶清	富錦支行	22	20,000.00	—	—	20	20,000.00	2,520.00
合計		186	383,940 00	280,440.00	73	75	103,500.00	32,108.15

第三項　舊式金融機關

本省内舊式金融機關としては銀行及當舖を掲げ得る。即ち從來滿洲に於いて銀行、錢莊及當舖の三つを金融機關として掲げ得たのであるが官銀號を除き一般普通銀行は其經營の放漫、幣制の紊亂、官銀號並に外國系銀行の壓迫等に依り發達極めて幼稚にして加ふるに事變後の政治的不安と相俟つて殆んど其機能を失ひ見るべきものはなかつたが本省に於ても此の例に漏れず從來銀行と稱すべきものなく單に錢莊及當舖が金融機關として存在したに過ぎなかつた。現在本省内の銀行は大同二年十一月銀行法の制定により財政部の認可を經て從來の錢莊が改組されて銀行となつた晋昌銀行を掲げ得るに過ぎない。此外一部糧棧或は雜貨商にして爲替の代理取組を行ふもの或は他地方主として哈爾濱の銀行に於て出張員を派遣し同じく爲替主として中國向爲替の取組を業務とするものがある。

(1) **晋昌銀行**　佳木斯の商號、義興東、福增慶、裕慶祥の合資になるものにして哈爾濱、依蘭、富錦の三個處に辦事處を有して預金、貸出、國内及外國爲替を初め其他一切の業務を行ふも預金は未だ見るべきものなく貸出も其の利息最低日歩五錢最高年利三割の高利にして一般には利用されないが無擔保信用貸出を行ふを以て一部糧棧及商號に對して融資さるゝ所であり、尙山東、河北、天津、上海の各地に取引銀行を有して中國關内向爲替の取組を行ふ。

昨年末の康德二年下半期同行貸借對照表を示せば左の如くである。

（中銀佳木斯支行調）

資産之部（借方）		負債之部（貸方）	
定期放款	円 6,790.00	資本金	円 24,000.00
往來透支	80,286·27	特別公積金	13,500.00
買入外國滙款	46,800.00	前期滚存金	11,040.43

借方		貸方	
催收款項	8,577.73	往來存款	11,943.03
器具	2,196.99	雜項存款	1,494.35
總分行往來	19,744.30	匯出匯款	83,184.32
兌換	52,033.03	總分行往來	15,648.71
現款	4,461.34	兌換	52,033.03
	—	本期純益金	8,045.79
合計	220,889.66	合計	220,889.66

尚佳木斯に於いて爲替業務のみを代理營業するものに豫豊棧（益發銀行）及恒聚銀行瑞祥銀行の各辦事處があり何れも哈爾濱よりの出張員が駐在して爲替の受入のみを行ふが國內爲替は僅少にて哈爾濱の仲繼を經て中國向外國爲替を多く取組むものである。康德二年中爲替の取組額を示せば左表の如くである。

（中銀佳木斯支行調）

銀行名	國內爲替	國外爲替	計
	國幣	國幣	國幣
晋昌銀行	193,779.00	1,215,666.06	1,409,442.06
豫豊棧（益發銀行佳木斯辦事處）	19,026.13	253,882.77	272,908.90
恒聚銀行佳木斯辦事處	康德二年十月設辦事處 6,411.00	132,438.52	138,849.52
瑞祥同銀行	5,720.06	22,504.36	28,224.42
合計	224,933.19	1,624,491.71	1,849,424.90

(2) **當舖** 本省內當舖としては佳木斯、富錦、依蘭、湯原等に十五個を數ふるが今之等の現況を表示すれば次の如し。

省內當舖一覽表

（中銀佳木斯支行調）

所在地	當舖名	開業年月	資本金	經理名又は財東	使用人員	利率	滿期間
佳木斯	永衡當	康德 2・8	円 10,000	姜紹曾	10	月 3分	18ヶ月
同	大昌當	大同 2・3	20,000	李化昌	13	4分	13ヶ月
同	福順當	康德 元・6	14,000	曲子明	6	〃	〃
同	義興當	康德 元・5	40,000	周仁軒	7	〃	〃
同	振生當	大同 2・8	30,000	戰蘭圃	12	〃	〃
同	同和當	大同 2・4	5,000	馬子東	12	8分	4ヶ月
同	大同當	大同 元・4	8,000	北內德市	8	〃	〃
富錦	永衡當	康德 2・10	3,000	馮金增	14	3分	18ヶ月
同	永茂當	民國 10・10	24,000	劉景辰	8	〃	〃
同	義泰當	同 14・4	18,200	周震村	9	〃	〃
依蘭	永衡當	康德 2・6	3,000	何秀庭	10	〃	〃
同	元發當	大同 2・7	13,000	孫紫雲	11	〃	10ヶ月
同	永盛當	康德 元・3	28,000	高月亭	8	〃	〃
湯原	大同支當	康德 2・3	10,000	北內德市	10	8分 50圓以上6分	4ヶ月
鶴立鎭	大同接當	康德 元・3	3,200	陳輔廷	4	〃	〃

第四項　特殊金融機關

省内特殊金融機關として金融合作社と國際運輸がある。金融合作社は康德元年九月公布されたる金融合作社法に基き康德二年一月以來相次いで佳木斯、依蘭・富錦の各地に設立されたるものにして從來單に當舖のみを掲げ得るに過ぎなかつた中小商工業者及農村に對する簡易低利、長期なる資金の融通に當つてゐるが本省内の樺川、依蘭、富錦各合作社は何れも康德二年以後の設立にかゝり未だ其成績を云爲するに至つてゐない。

尙國際運輸は佳木斯に獨立出張所、依蘭、富錦、蓮江口に出張所並に營業所を有し其他樺川、勃利、林口各地に駐在員事務所が存在し運送に附隨する業務として特產及木材、建築材料を擔保とする融資を行ふ。

昨康德二年十二月に於ける省下各金融合作社の狀況を見るに左の如くである。

省内金融合作社現況表

（康德二年十二月末現在）
（中銀佳木斯支行調）

A　負債之部

社別	樺川金融合作社	依蘭金融合作社	富錦金融合作社
社員數	850名	1,004名	440名
出資金	円 4,250.00	円 5,020.00	円 2,200.00
諸準備金	2,500.00	594.00	—
政府貸下基本金	20,000.00	20,000.00	20,000.00
借入金	100,000.00	70,000.00	—
預金及定期積金	10,244.16	33,754.23	—
雜勘定	—	1,686.48	312.20
利益金	6,091.04	6,806.45	3,060.39
合計	28,291.04	137,861.16	140,366.75

B　資產之部

未收出資金	3,296.00	4,016.00	1,760.00
貸付金	83,598.00	83,018.50	—
預金及郵便貯金	42,205.80	40,046.93	19,274.14
雜勘定	1,438.87	1,088.00	1,140.26
損失金	8,750.50	8,151.39	6,107.59
現金	1,082.58	1,540.34	9.05
合計	140,366.75	137,861.16	28,291.04

第五章　産業

第一節　農業

第一項　概説

本省內に於て農業盛大なるは依蘭、佳木斯、富錦を中心とする松花江沿岸一帶である。交通運輸の特殊性を持つが故に土地肥沃なるも開發遲れ幾多の可耕未耕地あり、されば寧安、佳木斯間の鐵道開設は穀倉を開く鍵にして滿洲有數の經濟線と稱せらるるも亦之が爲めである。

特產の大部分は冬季結氷期に農民より粮棧に渡り解氷期に至り初めて哈爾濱市場に搬出せらる。地方粮棧は金融業雜貨商を併せて營むが故に所謂奥地相場と市場相場とは甚しき徑庭があり、茲に於て農民は收益多き阿片栽培の餘儀なきに至るのである。

本省は僻遠の地にあり新省設置以來日尚ほ淺く剩へ產業調査は民政廳產業科の一科に於て之を行ふが故に統計資料不備不詳の點少なからず調査未だ殆んど行はれざるも縣の報告に基き調査せし結果は次表に示すが如くである。

民政部には曩に拓政司を設置して本省內日本移民の指導統制及び內國移民の計畫實施に當れるを以て此後斯方面の開拓助成に俟つもの少なかるべしと思考せらる。

土地利用狀況調査表

（單位陌）　　（康德二年六月末現在 三江省公署民政廳調）

縣名稱	全面積	可耕地 既耕地 現耕地	撩荒地	%	計	未耕地	%	計	不可耕地	%	備考
樺川縣	998,032	137,480	10,120	7.0	147,600	560,632	79	708,232	289,800	29	不可耕地（五七%）は濕地、沼澤地、河川、山岳及不可墾林地等なり可耕地面積中八三%は尚未耕地として放置せらる。既耕地面積中撩荒地となれるもの三〇・三%は主として水害、匪害に基因す、本表は各縣公署の報告を基礎とす。
富錦縣	960,128	90,384	432	0.5	90,816	725,936	89	816,752	143,376	15	
寶清縣	648,328	23,200	1,600	6.5	24,800	46,000	95	480,800	167,528	26	
勃利縣	1,296,000	85,864	10,136	15.6	96,000	420,000	23	516,000	780,000	60	
依蘭縣	1,440,000	320,000	176,000	35.5	496,000	80,000	14	576,000	864,000	60	
方正縣	397,584	26,328	408	1.5	26,736	30,176	53	56,912	340,672	86	
通河縣	1,461,600	28,000	72,000	72.0	100,000	426,000	81	526,000	935,600	64	
鳳山縣	306,000	480	440	47.0	920	156,720	99	157,640	148,360	48	
湯原縣	3,124,800	35,536	42,072	54.1	77,608	299,888	79	377,496	2,747,304	89	
蘿北縣	1,080,000	2,590	480	15.6	3,070	409,500	99	412,570	667,430	62	
綏濱縣	480,688	5,552	19,032	77.4	24,584	437,360	95	461,944	18,744	3	
同江縣	1,440,000	13,848	1,800	11.5	15,648	789,104	98	804,752	635,248	44	
撫遠縣	900,000	1,080	744	40.8	1,824	223,144	99	224,968	675,032	75	
饒河縣	395,110	6,860	3,140	31.4	10,000	290,000	97	300,000	95,110	24	
計	14,928,270	777,202	338,404	30.3	1,115,606	5,304,460	83	6,420,066	8,508,204	57	

（單位 晌—2880弓）

康德二年度各縣播種面積

（康德二年七月一日現在 三江省公署民政廳調）

縣別＼類別	豆類		麥類		高粱		包米		穀子		稻粳子		雜糧		特用及園藝作物		合計	
	上年	本年	上年	本年	上年	本年	上年	本年	上年	本年	上年	本年	上年	本年	上年	本年	上年	本年
樺川	74,461	75,980	42,450	45,950	13,481	13,480	14,000	14,000	25,000	26,000	1,000	892	460	480	998	975	171,850	177,757
富錦	30,558	24,730	32,300	25,680	16,600	21,100	10,800	18,900	11,000	19,200	350	400	7,850	12,960	2,155	3,250	111,613	126,220
寶清	6,795	5,035	6,802	6,530	4,427	3,000	3,954	4,256	2,913	3,183	654	858	358	666	3,136	3,848	29,039	27,366
勃利	13,159	18,532	4,262	5,730	6,182	6,898	6,933	5,191	5,533	5,356	248	333	874	2,126	2,679	2,230	39,870	46,396
依蘭	34,699	41,448	17,628	20,909	9,927	9,601	16,804	14,111	20,078	25,911	1,419	3,577	2,778	2,081	3,979	6,093	107,312	123,731
方正	17,382	15,355	7,360	6,920	3,525	4,622	4,135	3,852	6,062	5,530	350	360	1,645	3,060	1,615	1,960	42,074	41,659
通河	3,744	8,033	873	2,934	755	2,285	3,150	6,251	3,031	5,459	598	1,412	1,964	3,604	953	2,536	15,068	32,554
鳳山	147	128	13	3	15	12	248	276	78	24	—	—	40	22	22	62	563	527
湯原	10,755	11,163	14,646	9,109	1,048	3,006	7,058	5,778	8,464	6,023	1,205	1,766	607	1,351	634	3,175	44,417	39,371
蘿北	1,010	940	60	270	20	20	600	600	600	550	10	50	550	350	115	115	2,965	2,895
綏濱	3,386	3,921	370	1,795	400	760	964	1,945	1,151	1,436	—	—	459	1,014	409	367	7,139	11,038
同江	6,330	4,365	5,100	4,350	200	160	3,600	2,530	2,800	2,830	—	—	190	90	170	230	18,390	14,555
撫遠	443	658	119	245	32	35	719	593	184	196	18	41	56	165	—	—	1,571	1,933
饒河	450	383	15	30	—	-	1,260	3,072	50	35	1,100	820	20	—	166	138	3,061	4,478
合計	203,319	210,671	131,998	130,445	56,612	64,979	74,225	81,355	86,044	101,733	6,952	10,509	17,851	27,969	17,031	22,319	總 594,932	計 650,480

第二項　主要農產作付狀況

本省に於ける主要農作物としては大豆、高粱、粟、大麥、小麥、玉蜀黍等であるが之等主要穀物中の大宗はもとより特產大豆である。尙ほ現に實業部に於て小麥作奬勵により漸次その普及を見てゐるのである。

（單位陌）

農作物作付面積表

（康德二年九月現在 實業部農務司調）

縣名稱	普通作物										工・園藝作物				合計
	大豆	其他豆類	高粱	粟	玉蜀黍	小麥	水稻	陸稻	其他雜穀	計	麻實	荏	其他工園藝作物	計	
樺川縣	55,660	1,012	16,867	27,999	7,590	48,914	337	—	7,930	166,309	169	—	2,192	2,361	168,670
富錦縣	46,585	745	18,634	29,814	13,044	59,629	93	—	8,107	176,651	186	186	9,317	9,689	186,340
寶清縣	11,659	411	2,058	6,172	5,143	6,858	—	—	857	33,158	—	—	1,132	1,132	34,290
勃利縣	13,028	246	3,345	5,633	2,817	7,746	—	—	1,443	34,258	—	—	952	952	35,210
依蘭縣	62,805	1,222	13,753	29,951	13,753	21,393	764	153	5,501	149,295	153	—	8,362	3,515	152,810
方正縣	22,355	242	6,163	10,876	5,196	10,996	60	60	3,023	58,971	60	60	1,329	1,449	60,420
通河縣	12,991	172	4,316	9,926	7,984	4,791	432	43	1,599	42,254	43	—	863	906	43,160
鳳山縣	879	29	205	533	861	147	15	—	100	2,769	—	—	161	161	2,930
湯原縣	18,642	238	6,671	10,721	9,530	8,934	—	60	3,691	58,487	60	—	1,013	1,073	59,560
蘿北縣	760	9	30	578	821	517	60	—	195	2,970	—	—	70	70	3,040
綏濱縣	5,379	191	954	2,256	2,603	4,338	—	—	1,196	16,917	—	—	433	433	17,350
同江縣	4,106	64	128	1,925	2,566	3,079	—	—	436	12,304	—	13	513	526	12,830
撫遠縣	1,873	28	55	827	1,267	551	127	—	342	5,070	—	—	440	440	5,510
饒河縣	671	34	34	671	3,355	470	536	—	671	6,442	—	—	268	268	6,710
計	257,393	4,643	73,213	137,882	76,530	178 363	2,424	316	35,091	765,855	671	259	22 045	22,975	788 830

（單位瓲）

農產物收穫量一覽表

（康德二年九月現在 實業部農務司調）

縣名稱	普通作物										工・園藝作物				合計
	大豆	其他豆類	高粱	粟	玉蜀黍	小麥	水稻	陸稻	其他雜穀	計	麻實	荏	其他工園藝作物	計	
樺川縣	57,218	892	19,465	32,311	9,890	51,213	523	—	8,969	180,481	121	—	—	121	180,602
富錦縣	60,840	730	27,839	42,515	19,996	63,445	181	—	10,936	226,482	135	155	—	290	226,772
寶淸縣	14 655	379	2,879	8.382	7,807	6,872	—	—	1.101	42,075	—	—	—	—	42,075
勃利縣	16,220	217	4,543	7.881	4,318	7,901	—	—	1,817	42,897	—	—	—	—	42,897
依蘭縣	79,700	1,077	18,677	42,710	21,510	21,821	1,483	201	7,069	194,248	113	—	—	113	194,361
方正縣	31,006	219	9 214	15,368	8,402	9,501	119	81	4,169	78,079	43	49	—	92	78.171
通河縣	18,019	155	6,159	14,164	13,405	4,345	854	58	2,184	59,343	33	—	—	33	59,376
鳳山縣	1,211	26	293	761	1,446	133	30	—	137	4,037	—	—	—	—	4,037
湯原縣	24,794	210	9,246	15,138	14,609	9,032	—	79	4,743	77,851	46	—	—	46	77,897
蘿北縣	937	8	41	769	1,233	505	116	—	271	3,880	—	—	—	—	3,880
綏濱縣	6,632	172	1,391	3,003	3,910	4,234	—	—	1,660	21,002	—	—	—	—	21,002
同江縣	4,964	58	165	2,486	3,854	2,870	—	—	560	14,957	—	10	—	10	14,967
撫遠縣	2,160	25	68	1,056	1,837	496	238	—	431	6,311	—	—	—	—	6,311
饒河縣	774	30	42	857	4,865	423	1,005	—	845	8,341	—	—	—	—	8,841
計	**319,130**	**4,193**	**100,022**	**187,401**	**117,082**	**182,791**	**4,549**	**419**	**44,892**	**960,484**	**491**	**214**	—	**705**	**961,189**

作物別陌當收穫量一覽表

（康德二年九月現在
實業部農務司調）

縣名稱	普通作物									工藝作物	
	大豆	其他豆類	高粱	粟	玉蜀黍	小麥	水稻	陸稻	其他雜穀	麻實	荏
樺川縣	1,028	881	1.154	1,154	1,303	1,047	1,553	—	1,131	716	—
富錦縣	1,306	944	1,494	1,426	1,533	1,064	1,941	—	1,349	725	835
寶淸縣	1,257	923	1,399	1,358	1,518	1,002	—	—	1,285	—	—
勃利縣	1,245	881	1,358	1,399	1,533	1,020	-	—	1,259	—	—
依蘭縣	1,269	881	1,358	1,426	1,564	1,020	1,941	1,313	1.285	741	—
方正縣	1,387	904	1,495	1,413	1,617	864	1,976	1,344	1,379	723	810
通河縣	1,387	904	1,427	1,427	1,679	907	1,976	1,344	1,366	765	—
鳳山縣	1,387	904	1.427	1,427	1,679	907	1,976	1,313	1,366	765	—
湯原縣	1,330	881	1,386	1,412	1,533	1,011	—	—	1,285	765	—
蘿北縣	1,233	899	1,358	1,331	1,502	976	1,941	—	1,388	—	—
綏濱縣	1,233	899	1,358	1,331	1,502	976	—	—	1,285	—	—
同江縣	1,209	899	1,290	1,290	1,502	932	—	—	1,260	—	744
撫遠縣	1,153	877	1,245	1,277	1,450	901	1,878	—	1,260	—	—
饒河縣	1,153	877	1,245	1,277	1,450	901	1,875	—	1,260	—	—
計	**1,239**	**904**	**1,366**	**1,359**	**1,530**	**1,025**	**1,877**	**1,325**	**1,279**	**732**	**826**

此等主要農産の移動狀態に就て見るに主要地に於ける搬出狀況は次の如し。

通河　年　一〇、〇〇〇瓲内外
伊漢通　〃　九、〇〇〇瓲〃
三姓　〃　約　九〇、〇〇〇瓲〃
佳木斯　〃　九〇、〇〇〇瓲〃
樺川　〃　三〇、〇〇〇瓲〃
富錦　〃　約　一〇〇、〇〇〇瓲〃

之等は殆んど總べて松花江の水運を利用し解氷期より夏期に亘り哈爾濱に向け輸送せらる。

然るに近く寧佳線の開通はこの「河豆」搬運系統に一大變革を與ふ可く移出用大豆及端境期に於て出廻ると言ふ「河豆」の特種性を失ふ事となるであらう。

第三項　農業經營

本省内に於ける農業經營は嘗て所謂大農法による**トラクター**使用せられたる事なしとせざるも現在絶へて行はるゝ事なく概ね在來の農法による。即ち牛馬騾等の畜力によるもので、農具は數百年來使用し來れる取扱簡單なるもののみ使用してゐる。

農業技術者の見聞談によれば本省内農家は耕作方法極めて原始的なるため單位當り收穫高は低位にして漸く廣大なる面積を以てその收支を補償してゐる。故に面積の廣大なるは農民の資力の大なるをも亦農民の豊裕なることをも意味するに非ず、寧ろ農耕法の後進性に因り農業經營が自然條件に左右せられ居る事實は將來の技術的研究に俟つものが多い。

本省内平均一戸當り人口六人餘にして五〇晌を耕作するに八―九人の勞力を要する事實に徴し勞働力の不足を感ずるは自明の事實である。

永豊鎭湖南營に於ける日本移民の試驗的農耕法の經驗は滿人農民一般の技術向上に資すること大なるものあらんも、未だその域に達せず、將來に殘された實驗であらう。

富錦縣に於ける模範縣村工作の成果は農業技術の向上に資するのみならず破壞されし農村の再建或は新農村の建設に一方法を提示するものとして關心に價するものである。

第四項　農村經濟

本省各縣に於ける農家經濟は從來匪禍甚だしかりしと連年の水災に見舞はれ他面農民生活の基礎たりし阿片耕種を禁ぜられし諸縣等あり、種々原因の爲農村は極めて萎靡不振の悲境にあり、地方財政枯渇の一因をなすものである。されば多年住馴れし農耕地を捨てゝ他に逃避せるもの多く左表の如く不在地主の數亦少しとしない。

不在地主調查表

（康德二年六月末現在 三江省公署民政廳調）

縣別	戸數	不在土地面積 荒地	熟地	納税狀況	失踪事由並年月日	現在管理及利用狀況
鳳山	一三	五六八、〇〇〇円	—	不納	民國年間他住者十二戸大同元年他住者一戸	無人耕種
綏濱	一、三三二	二〇、三〇三、六〇〇	—	無	大同元年匪患失踪	〃
寶清	三	四六、五〇〇	一二九、五〇〇	無	大同元年匪患失踪	〃
撫遠	一三	一四、一七五、〇〇〇	一六、〇〇〇	不納	民國年間他住者三戸不詳者四戸にして他は何れも大同元年匪患水災による他往及無力耕種	〃
方正	五六	—	二、八三八、七六四	〃	事變	〃
依蘭	三六	—	一、〇三六、九三〇	〃	〃	〃
湯原	四〇	七二五、〇〇〇	一、五〇三、四〇〇	〃	〃	〃
勃利	五二	—	三、五四六、三四〇	無	〃	〃
合計	二、三七二	三五、九〇八、一〇〇	九、〇七〇、九三四		〃	〃

本省成立以來治安漸く安定に趨きつゝあり、地方施政日と共に整へらるゝに從ひ之等逃避農民の皈農する者漸增しつゝあるは爭ふべからざる事實であるが將來本省産業開發の先決的條件は逃避農民の招還と共に省外移民の招墾に俟つ所最も大なるべしと思考せらる。

次に本省内土地賣買價格に就ては調査不備の點なしとせざるも大樣次表の如くである。

管內土地賣買價格調查

（康德二年九月末現在 三江省公署民政廳調）

514118

縣別	畑地 上則	畑地 中則	畑地 下則	水田 上則	水田 中則	水田 下則	荒地 上則	荒地 中則	荒地 下則	晌當弓數
樺川縣	97,00	72.00	59.00	66.00	53.00	46.00	26.00	22.C0	15.20	2880
富錦縣	155.70	91.40	80.00	200.00	150.00	100.00	11.00	8.10	5.10	2880
寶清縣	50.00	40.00	20.00	150.00	80.00	60.00	20.00	10.00	6.00	2880
依蘭縣	121.40	82.80	58.40	100.00	70.00	40.00	60.70	41.40	—	2880
方正縣	52.00	40.00	28.00	33.00	26.00	22.00	—	—	—	2880
通河縣	82.50	53.70	28.70	78.70	48.70	27.50	36.20	22.50	10.20	72C0
鳳山縣	11.00	8.00	6.30	—	—	—	4.50	3.50	2.50	2880
湯原縣	49.00	21.60	13.00	90.00	71.40	52.80	28.20	8.50	5.40	2880
蘿北縣	80.00	50.00	30.00	—	—	—	1.00	.60	.40	3600
撫遠縣	33.00	28.40	23.40	40.00	27.40	19.00	2.00	1.40	1.C0	2880
饒河縣	30.00	25.00	20.00	50.00	45.00	40.00	10·00	7.00	7.00	2880
備考	勃利、綏濱、同江三縣未報　單位一晌當り圓									

土地所有關係に就て見るに廣狹の差甚しく、熟地所有地主を大、中、少に區分して表示すれば左の如し。

（滿鐵哈爾濱事務所發行「北滿洲概要」參照）

大地主 稍大	大地主 稍小	中地主 稍大	中地主 稍小	小地主 稍大	小地主 稍小
四〇〇—六〇〇天地	一〇〇—二五〇天地	八〇—一七〇天地	三〇天地	一〇—一五天地	二天地

直營耕地面積は自作及小作を通じて都會に近づくに從ひ狹少となる。都會地附近に於て直營面積狹少にして自家勞力に餘裕あるは副業を持つ場合多し、奥地に於ける地主は直營耕地面積廣く勞力は家畜を使役するも、五〇晌を經營するには八—九人の勞力を要す。

本省内平均一戸當り人口六人餘にして勞働力に不足を生じ將來本省農業開發の爲めには、他省よりの移民招墾を必須的條件としなければならない。

自作農の農業經營に於ける投資率を見るに經營規模の大小、地價の高低、農營地の經濟的位置就中生活物資の獲得に對する難易ありて一樣に斷言し得ざるも大體の標準とも云ふへき數字を擧ぐれば次の如し。

投資項目	投資比率
農耕用地穫得費	七二、五%
建物土墻建設費	一六、九%
農具炊具購入費	三、九%
役畜購入費	三、五%
其他雜買	三、二%

第二節　林業

第一項　分布狀態

本省森林は省內廣く分布せるも小興安嶺地帶に多く而かも有用樹種に富む松花江以東は概略闊葉樹林にして阿爾哈倭集嶺及大青山の一部に針葉樹を存する程度である。

森林面積約二百六拾萬陌、其の立木蓄積量約五千二百五拾三萬立方米を藏し未だ全體的利用開發の期に達せざるも將來ある我國森林の一大寶庫と稱し得るであらう。今各縣別の森林面積及蓄積量を示せば左表の如し。

縣別森林面積並立木蓄積一覽表

（康德三年二月末現在　實業部林務司調）

縣名	森林面積（陌）	蓄積量 針葉樹	蓄積量 闊葉樹	蓄積量 計
樺川縣	二四一、九〇〇	六、七七三、二〇〇	二七、〇九二、八〇〇	三三、八六六、〇〇〇
富錦縣	一、五〇〇	—	一二七、五〇〇	一二七、五〇〇
寶清縣	二九二、三〇〇	一七、五九六、四六〇	二三、三二五、五四〇	四〇、九二二、〇〇〇
勃利縣	一四二、八〇〇	八、四八二、三二〇	一五、〇七九、六八〇	二三、五六二、〇〇〇
依蘭縣	二四、〇〇〇	八四四、八〇〇	一、七九五、二〇〇	二、六四〇、〇〇〇
方正縣	二八二、四〇〇	四七、三一七、二〇〇	二〇、二七八、八〇〇	六七、五九六、〇〇〇
通河縣	二五、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇	二、四五〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇
鳳山縣	一〇八、〇〇〇	三、七二六、〇〇〇	八、六九四、〇〇〇	一二、四二〇、〇〇〇
湯原縣	九七五、九〇〇	八二、九七一、〇一八	一〇七、三二九、四八二	一九〇、三〇〇、五〇〇
蘿北縣	三五〇、二〇〇	一八、三八五、五〇〇	三四、一四四、五〇〇	五二、五三〇、〇〇〇
綏濱縣	三、五〇〇	—	三三二、五〇〇	三三二、五〇〇
撫遠縣	一、五〇〇	—	一二七、五〇〇	一二七、五〇〇
饒河縣	一五三、八〇〇	—	一四、六一一、〇〇〇	一四、六一一、〇〇〇
總計	二、六〇二、八〇〇	一八七、一四六、四九八	二五五、三八八、五〇二	四四二、五三五、〇〇〇

△樹　種

針葉樹　テウセンマツ、タウヒ、モミ類、カラマツ

闊葉樹　カバ類、ドロ類、ナラ類、シナノキ、ニレ等「テウセンマツ」は針葉樹中の主林木にして山脈の中腹以上の上部に分布し、タウヒ、モミ類は之れに次ぐ。「カバ類」「ドロ類」「ナラ類」「シナノキ」は闊葉樹中最も豐富にして針葉樹混淆又は闊葉林を形成す。

△用　途

建築土工用材　テウセンマツ、タウヒ、モミ、カラマツ。

家　具　材　ナラ、シナノキ、ドロ、カバ。

薪　　材　ナラ、カバ、ニレ、其他雜木。

更に森林の管理に就て見るに本省國有林の管理は建國當初に於ては各縣之に當つて居たのであるが其の後林務機關の充實に伴ひ康德元年度に至り初めて實業部直轄の依蘭通河湯原の各森林事務所設置せられ國有林國營の一端を實現するに至つたのであるが引續き康德二年度に於て勃利森林事務所新設せられ三年度に於ては更に方正に增設する步びとなり、茲に

管理機關の整備を見るに至つた。

今其の管轄區域を見れば左の如し。

森林事務所管轄一覧表

（康德三年三月末現在 實業部林務司調）

名稱	位置	管轄區域
勃利森林事務所	勃利縣勃利	勃利縣、寶清縣、饒河縣、虎林縣、及密山縣の全部
依蘭〃	依蘭縣依蘭	依蘭縣の全部、方正縣及樺川縣の一部
方正〃	方正縣方正	延壽縣の北半部、方正縣の一部
湯原〃	湯原縣湯原	湯原縣、綏濱縣、富錦縣、同江縣、及撫遠縣の全部、樺川縣の大部、蘿北縣の一部
通河〃	通河縣通河	木蘭縣、通河縣及、鳳山縣の全部

備考　森林事務所の名稱は近く林務署に改めらるゝ豫定である。

第二項　出材狀況

本省森林よりの出材狀況を見るに森林蓄積に比し人口甚だ稀薄なる爲從來は省内消費のための出材は甚だ少く多くは省中央を貫流する大動脈松花江により哈爾濱に搬出せられた關係上出材地は松花江岸に止つたのであるが建國來地方開發の爲各所に集團部落の建設を見、省公署佳木斯に設置され鐵道亦牡丹江より勃利に延びるに及び出廻先は哈爾濱佳木斯、牡丹江に三分され木材生產も之に伴ひ省全面的に活況を呈するに至つた。今各森林事務所別に康德三年度出材量出材地並仕向地を示せば左の如し。

出材狀況一覧表

（康德三年度 實業部林務司調）

森林事務所名	出材量	出材地	仕向地	備考
勃利森林事務所	一二〇、〇〇〇石	大青山	牡丹江、勃利	
依蘭〃	九五、〇〇〇	三道河子	哈爾濱	
湯原〃	九〇、〇〇〇	湯旺河	佳木斯	
通河〃	一七〇、〇〇〇	大小羅爾蜜岔林河	哈爾濱	方正を含む
計	四七五、〇〇〇			

第三節　鑛業

本省内には砂金、石炭等鑛產埋藏少なからずと推定せらるゝも由來匪賊の脅威と非科學的採掘法により歷年採掘量極めて少なく、又一面從來調査殆んど行はれず鑛產埋藏亦詳かならざるものがあり、鑛產の將來は本格的踏査と採掘の合理化にあると思はるゝのである。

今本省の鑛產に付縣別、產地、鑛種を表示すれば次の如し。

縣別鑛產、產地一覧表

（鐵道總局發行「圖寧・寧佳・林密線及背後地概況」）

縣別	鑛產別	產地名

樺川縣	金鑛	火龍溝、楸皮溝、駝腰子、小石頭河子、大溝
富錦縣	石炭	日切邦河、大青山、富太河、安邦河
羅北縣	砂金	太平溝、安興溝、尼湛河、温和鎭鄕、呼瑪兒双就河、温和鎭鄕烏雲河、嘉陰行、梧桐河
	石炭	都魯河、新甸双龍溝、羊草甸、温河鎭、庫拉畢空河、一張房、實興崗
	黒鉛	黒龍江右岸北緯四七度五五分、東經一三〇度五〇分
	石灰岩	蘇聯領ソユーヅヴスキー對岸、北緯四七度四〇—五五分、東經一三〇度四〇—五〇分
撫遠縣	花崗石	縣城東北五粁
饒河縣	石灰岩	大別拉炕附近
寶清縣	石炭	土山、殊山、五道崗、棒山、桃山、小茄子、徐馬河子、硱子
	砂金	三不管
	鐵鑛	五道崗、青龍山
	石灰	梨樹溝子、太平路
	顔料鑛	桃山、小茄河子
	磨石鑛	小茄河子
湯原縣	砂金	湯旺河、黒全河、晾灘溝、胡家甸大川、五得庫、前小柳河子、梧桐河流
	石炭	鶴立崗、祁里崗、石頭河
	石灰	大葉溝
	大理石	裡公公河

通河縣	銀	樺子山
	滿俺鑛	岔林河
依蘭縣	砂金	東興金廠、黒肯子、馬峰泡
	鐵	牡丹江沿岸
	銀	花子山
	石炭	龍爪溝、巴蘭洲、湯旺河溝
勃利縣	砂金	小石頭子、大石頭子、駝腰子、黒背、鐵嶺
	石炭	桃山、駱駝硱子、吉興河、林口、山東會、龍爪溝、八道溝、小五站、東太平溝、二龍山
	鉛	九龍溝
	銀	二道河子西南依蘭縣界馬糞泡溝附近
	石灰	石灰岔子溝
	花崗石	通天溝南方、石廠溝

尙ほ本省炭鑛として鶴立崗炭礦があり、省內最も著名なるを以て特に該炭礦の概要を附記するであらう。

本炭礦は民國三年土人曹鳳陽に依り發見せられ其の知人沈松年、孫內干等共同して採掘許可願を提出、民國六年許可せられ、翌七年資本金十五萬元を以て興華公司を興せるを以て始まる。然るに幾莫もなくして內紛を起し官辦となす事を議し民國八年官商合辦と爲す事となり省政府より五十萬元の出資を得て組織の鞏化、整備擴大を圖つたが營業不振に陷り、又之を民間會社とし同十五年露天掘に改めたのである。其の結果は產額漸增の傾向を辿り、民國十八年改めて資本金四百五十萬圓の官督官商合辦會社とした。位置は哈爾濱を距る五百餘粁、蓮江口より更に五十二粁の興山鎭に在り、地理的條

件は極めて不利であるが蓮江口まで運炭專用の鶴立鐵道あり、蓮江口よりは夏期松花江により搬出せられ、且つ炭質稀に見る優良なる爲め有望視せられてゐる。

鑛區面積は現在採掘中六方里及民國十八年に江省政府より隣接鑛區九、五方里の採掘許可を得てゐるので合計一五、五方里である。尙ほ炭鑛の炭層は比較的地表に近く現在露天掘に依り採掘個所は三個所である、現鑛區には炭層六あり、各層の厚度は第一層六三呎、第二層一二呎、第三層一一八呎、第四層二九呎、第五層五八呎、第六層一三五呎である。尙ほ新鑛區に付實地探査の結果新たに六層を發見し其の埋藏量は三億三千五百萬屯に及び露天堀採掘可能にして其の實收炭量三千萬屯と稱せらる。

採炭狀況に就て見るに四ケ所に露天堀を爲し其の面積は合計約四一、五〇〇坪。最深所八〇尺に達してゐる。採掘されたる石炭は**エンドレス**により捲揚げられ**エンドレス**は四〇馬力にして此の動力を起す**ボイラー**六個がある。

本礦は滿洲事變後種々なる事情により發展を阻害せられ昨今は從業員の給料支拂迄支障を來した程で經營困難を告げてゐる爲め先般來國際運輸と石炭販賣に關する商議を練り、又滿鐵に借款を申込みたるも未だ具體的進捗を見ず。

第四節　畜産業

本省に於ける畜産としては何等見るべくもなく多くは農民の役畜に供せらるゝのみにして何等品種の改良、皮革工業等の生産加工的方途の講ぜらるゝを見ず、將來斯方面に就て品種改良、獸疫豫防等技術的指導を施す必要がある。

茲に省内家畜頭數に付縣別に表示すれば次の如し。

家畜頭數表

（康德三年九月末現在　三江省公署民政廳調）

縣別	牛	馬	騾	驢	緬羊	山羊	豚	鷄	鵞
樺川縣	6441	12410	3872	25	795	251	18882	12410	301
富錦縣	10707	17290	2069	107	82	115	47741	184839	255
寶清縣	3830	1870	335	26	—	217	8176	6309	—
勃利縣	1951	6123	1635	111	249	100	18541	14075	331
依蘭縣	34323	68181	4358	827	—	24	34096	63280	—
方正縣	3230	5120	592	200	—	32	15300	18080	—
通河縣	998	3071	101	60	—	212	4218	15635	78
鳳山縣	85	59	10	12	—	—	1220	957	8
湯原縣	2918	4330	330	59	—	80	14177	25362	862
蘿北縣	616	613	—	—	20	—	1300	1240	32
綏濱縣	940	1040	166	6	135	—	3357	5647	194
同江縣	351	1520	745	25	153	—	2897	18731	—
撫遠縣	652	304	3	—	—	—	997	1909	11
饒河縣	650	481	5	1	10	—	550	12800	10
合計	676920	122412	14821	1959	1444	1082	171432	381274	2061

備考　同江縣の緬羊153は山羊を含む

第五節　水産業

本省は其の中央部に松花江の貫流するあり、更に北部、東部國境に黒龍江、烏蘇里江二大水系を控へ淡水魚を豊富に産するも交通不便にして消費市場を有せず、地方民の消費に充さるゝに過ぎない。魚類は鯉魚、鯽魚、鱖、鯿、鰄條魚、草根魚、鱘、遍花魚、狗魚、鯰魚、鱧、鰉魚、鮭等多數に上り撫遠縣の如きは年産額六〇萬斤と稱せらる。茲に本省內水産に付概要表示すれば次の如し。

水産調査表

（康德二年六月末現在
三江省公署民政廳調）

縣別	産地	漁船數	漁業戶數	漁業人口	漁獲量 數量(升)	漁獲量 價額(元)	備考
樺川縣	松花江	三二	不明	一五四	一五、〇〇〇	一二、五〇〇	自給自足
依蘭縣	松花江 牡丹江	三五	四五	一五〇	二〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	〃
方正縣	黒河江	二	不明	一八	一七八、〇〇〇	二六、七〇〇	〃
通河縣	松花江	二〇	三六	一三八	四〇、〇〇〇	二、四〇〇	
湯原縣	松花江	四	四	四〇	八、七〇〇	八七〇	
綏濱縣	松花江	四	四	二〇	五〇、〇〇〇	四、〇〇〇	
饒河縣	饒河口子	一〇	三	二三	二〇、〇〇〇	三、〇〇〇	

第六節　商・工業

（一）商業

本省は其の地理的偏在と交通不便、文化低き爲め商業活潑ならず、由來哈爾濱の一背後地をなせども特記に價するものはない。從來哈爾濱及松花江沿岸埠頭市場間に於ける特産取引は先物取引に依る事としてゐるが先物取引に二種あり、一は開江載、他は明水載と稱す。開江載は七月より初まり、平年は翌年舊六月一日、潤年は舊五月一日までに受渡完了を要する舊大豆、舊小麥取引にして明水載は五月頃より開始され最終航までに受渡完了をなす新穀取引である。大豆取引は開江載を主とし、小麥は出廻の關係上兩者共に行はる。

本省內に於て哈爾濱へ向け移出せらるゝものは前記特産大豆、小麥にして三姓、佳木斯、富錦を三大中心地としてゐるのである、然るに圖佳線開通の曉には當地方商業狀態も自ら變遷あるべく、前記特産市場が從來松花江沿岸都市に限定せられしに反し生産地に近き鐵道沿線に新たに集散發達するであらう。

更に從來對蘇貿易盛んに行はれたるも滿洲國成立と共に此等交易禁止せられたるを以て黒龍、烏蘇里兩江沿岸地帶住民は大打擊を蒙り殊に物價關係よりして哈爾濱其他北滿中心都市より日用品の購入をなすは價格高價なるに反し蘇聯よりの物資は比較的低廉に購はれ其の運輸交易地理的に便益少なからざるを以て必然的に經濟交易關係を斷絕する能はざる實情にあり、禁止後と雖も依然密貿易盛行してゐる。故に之が取締に就ては國境警備を嚴にすると共に密貿易取締を勵行する必要あるも物價關係前述の如きにして之を現狀に放置するに於ては到底根絕を期する事は出來ない。要は低廉なる物價を沿岸住民に提供するにあると思惟せらるゝのである。

省內各縣商務會一覽表

（康德二年十一月末現在
三江省公署民政廳調）

商會名	會長名	副會長名	董事數	執務職員數
佳木斯商會	張元度	劉樹屏 曲君相	一八名	八名
樺川縣商會	王樹魁	劉景春	—	五名
富錦縣商會	趙祿	胡佩卿	二四名	八名

寳清縣商會	王浙生	廉海靑	一五名	五名
勃利縣商會	李丕渭	張書之	九名	七名
依蘭縣商會	王連富	王喜林	一六名	五名
方正縣商會	馬兆麟	陳淸海	一八名	四名
通河縣商會	孫朝翰	王希舜	一五名	四名
鳳山縣商務會	滿樹春	胡海泉	四名	—
温原縣商務會	張恆鐸	李鴻猷	三名	三名
蘿北縣商務會	丁蘭盛	曲敬軒	七名	四名
綏濱縣商務會	牟惠卿	許硯卿	—	三名
同江縣商務會	范治軒（代理）	—	—	一名
撫遠縣商務會	王彥	王景瑞	—	一名
饒河縣商務會	邢克仁	張宗侯	二五名	二名

（二）工業

工業に就ては油房、製粉、釀造（燒酒）の三者を以て大宗となし外に製材工場、石鹼工場、煉瓦工場、皮革工場等あれども何れも取立て記述すべきものではない。

（一）油　房

廉價なる原料を豐富に產するが故に囑目さるべき工業なるも組織の近代化即ち製產方法の機械化、販賣市場の獲取に於て新生面を打開せざる限り其の存在は危ぶまれてゐる。

油房は加工が簡單なるのみならず、原料と生產品との價格差僅少にして之れが爲め加工賃低廉にして通常原料値段の一割內外である。斯くの如く生產品と原料との値鞘狹きは利潤を僅少ならしめ、流動資本の不足と關連して相場下落に當つては工場をして彈力を失はしむる憾がある。

（二）製 粉 業

佳木斯、富錦は其の背後地に小麥作好適地を有し且つ圖佳線の開設は市場搬出の便宜を齎すであらう。**グルーテン**含有量多き本省小麥は**パン**原料として好適なるを以て其の將來は有望なるべしと思考せらる、現存せる依蘭、佳木斯、富錦の小麥工場は專ら下流地方消費を目標とし、運送費の關係により哈市內日本製品に對し市場を維持してゐる。

（三）釀　造（燒酎）

在來の組織を以て地方民の需要に應ずる程度のものなるも、地方には重要部門たるを失はず、將來鐵道開通、交通發達するに於ては低廉なる酒精を原料とする新高粱酒の進出を可能ならしめ、將來組織技術の改革をなさざる限り衰微の外なかるべしと思惟せらる。

各縣家內工業一覽表

（康德二年十二月一日現在 三江省公署民政廳調）

工業別／縣別	油房	燒鍋	磨房	備考
樺川縣	三	四	三	
富錦縣	九	三	三	
寳清縣	八	二	三六	

勃利縣	一八	五	二五	
依蘭縣	一四	一一	二	（九月一日現在調査）
方正縣	九	四	四	（九月一日現在調査）
通河縣	二	一	二	
鳳山縣	｜	｜	｜	
湯原縣	九	五	一八	
蘿北縣	五	一	三	
綏濱縣	｜	｜	｜	
同江縣	四	｜	三四	
撫遠縣	一	｜	｜	
饒河縣	｜	｜	｜	

第七節　阿片行政

第一項　概況

滿洲國內に於て罌粟栽培を許容せられてゐるのは東北部及西南部のみにして即ち之を嚴密に列記すれば東北部に於ては本省內富錦、同江、撫遠、饒河、寶淸五縣及濱江省虎林一縣とし、西南部に於ては熱河全省及興安西省林西縣及克什克騰旗である。即ち本省に於ては上記五縣に於て現に罌粟栽培を許されてゐるのであるが、由來該栽培に就ては當初財政部專賣總署は各關係機關と協議の上政府本來の阿片政策に鑑み罌粟栽培は之を特殊地域を選び特定地方に集約的に之を行はしむる事としたのである。而して本省の地は由來省民は罌粟栽培を以て生業とし衣食せるもの多く實に該栽培は本省荒地開發の先驅をなすものであると言つても過言ではあるまい。されば滿洲建國と共に阿片專賣制を設け罌粟栽培を禁止する事としたのであるが、多年の因襲に馴致され來れる本省の如きに於て急激に禁止を斷行するに於ては其の省民生活に致命的打擊を蒙るべきは自明の處である。故に當局は前記五縣に從來通り之を許容する事とし爾今漸減の方針を以て進み、新たに農業技術を授くると共に地方民をして漸次他に轉向せしむる事としたのである。更に本年度よりは省內に稍々もすれば行はれつゝある密栽培の取締を嚴行すると共に許可栽培地の指導をなすべく省公署總務廳總務科內に煙政股を設け此等所管事務を掌る事としたのである。

第二項　縣別概要

本省に於て罌粟栽培を許容せるは上述の如く撫遠、饒河、富錦、同江、寶淸の五縣とし、撫遠、饒河兩縣は最も特色を有し、擧縣該栽培を營むものである。

今以上五縣に付省公署現地調査員の報告に基き縣別に煙政の概要を記述するであらう。

(一)　撫遠縣

當地罌粟栽培は民國初年頃より創始せられ當初は自衞團自ら之に當り每年收獲期には治城に於ける行政機關並駐屯軍隊に貢物として煙土若干を贈與し中央吉林省署の禁止令に對し該監督機關をして之を默認せしめてゐた。縣署に煙政專任機關無く縣長の直接命令を以て業務は署內各局科にて分任してゐる。地方煙政は各區（五區）警署之に當り種煙には勿論許

可證の制度無く自由栽培に流れ課稅段別査定には實測を爲さず把刀式に依れり即ち割漿時縣署より派遣されたる委員は各區に於て該區警署と協力し割漿に從事する人夫に依り三把刀（六人）を一畝となし地方稅一元を徴收し、受災時も同樣段別を査定してゐる。

本縣康德三年度各區分配指定面積は次の如く分配されたるも該分配率は昨年二年度實在面積に根據を置きたるものにして實際の現地實情に副ひたるものと云ひ得ず、以て再調査を必要とす。

◉康德三年度各區分配煙地指定面積

栽培區別	分配面積
第一區	七〇〇畝
第二區	一、二〇〇〃
第三區	一、三〇〇〃
第四區	六、五五〇〃
第五區	二五〇〃
計	一〇、〇〇〇〃

本縣康德元年度實在面積八、一四三、九六畝（七四六戶）康德二年度指定面積一〇、〇〇〇畝、實在面積九、一〇三畝八分を報告しあるも實際は一二、〇〇〇畝を超ゆるものと推定せらる。全縣可耕地は約三萬畝あれば三年度指定面積一萬畝は其三分一を占め之を富錦、同江に比すれば約三倍の過多なるも他に何等農作物無き本縣としては之を急激に減少するは現在漸く逃民を招還しつつある當縣として頗る適宜を得ざるものにして三年度指定面積一千頃は大體に於て實情に即したるものであらう。

本縣罌粟耕作禁止後の主要代償業としては先づ魚業を指摘さるゝも當縣魚業從業者は殆ど其大半は哈爾濱、富錦等に定住せる採魚專業者の集團にして縣民の從業者は半農半魚の極少數なるものである。而かも魚業は年により好作凶作ありて其投機性は種煙に勝るとも劣らざるものあり、縣當局は魚業從業者に對しては其交易額の十分一に充當する高稅を課し最良年にして約一萬五、六千圓を徴收し、縣全戶一千八百戶中魚業其二割、種煙約三割、半農半魚四割、其他一割にして其他農產物中に包米、谷子等あるも勿論之を代作物となすには其農業階梯に根本的改良を要する現狀である。

煙土の生產率は富錦、同江の夫れに二倍し先づ一畝當り三十乃至四十兩を採取し得康德二年度は凶作にて全縣平均三十兩である。煙質は饒河產に次ぐ良質にして全縣生產量最少限度三十萬兩の中康德二年度大東號收納量饒河收納所に十萬兩東安鎭收納所約十四萬兩、殘り六萬兩は現地消費と密輸である。密輸經路は主として蘇聯方面にして黑龍江沿岸滿人（殆ど苦力）に依り密賣せらる。其流出量每年五、六千兩に過ぎず（各農戶に在りては殆ど吸飲す）縣城に二軒の私設零賣所あり、煙土は總て自由賣買なるも現在の公定價格は饒河、寶淸に次ぐ一兩平均一元二角の極安に在り、當地に於ける阿片法實施の具備條件は先づ交通完備である。

東安鎭に於ける大東號の收納は該號從業員が總て地方人にして縣收納者に對し極めて公平妥當なるため惡風評皆無なるものの如く地方煙政關與者即ち各區警察官は殆んど建國以前の當事者を其儘任用しあるを以て所謂煙匪なるもの多く從つて之等が煙政關與に附隨する舞弊行爲は割漿時に最も多く本縣各區の地理的位置の好條件と交通不便に因る縣當局の監督不行屆と相俟つて殆んど絕へざる現狀たるとのことなるも之が防止は上述の諸情勢に因り極めて困難にして之等に對する縣當局の人事行政の根本的改善に俟つの外無し。

（二） 饒河縣

本縣は罌粟栽培の先驅をなし、富錦、同江と共に三十年來の歴史を有し、擧縣阿片を以て依存してゐる特殊縣である。煙館數百二十軒は全縣城戸數の一割餘を占め賭博場大小三十一個所、旅館三十二軒、飯館子百五十軒は其の大半を占め此の深山僻地の僅かに五千人を擁する一小邑に絢爛たる絹布に包まるゝ窈窕美人を到る處に見受くるのみにて既に本縣城が暗黑面を多分に有し居ることを窺知し得るであらう。阿片に明け阿片に暮るゝ街上養犬は魔藥に醉倒れ扒利をひく畜手は魔醉に其の役を怠る。全人口五千の中男女老若四千は悉く害毒に犯されあり、主要雜貨商四十數戸は總て阿片取引業者にして專賣制度を圏外に取締不可能なるまゝに自由賣買を爲してゐる。

當縣は本省の特殊縣にして縣下四區中三、四兩區は一般行政も未だ匪賊の手に在り、從つて煙政も現在二區のみ縣當局にて管掌してゐる。當局の地方武器收納後各區警察には武器の配給無く從つて施政威力なき爲地方各區煙政は保甲を行はしめつゝあるも之を統制する縣の專任機關無く種煙證も發行せず、全然自由栽培にして栽培税は一畝一元を徵收するも徵税根據なく不確實である。只各栽培戸より各自該區保長に自己栽培面積を報告し各保長より該報告畝數を縣當局に報告し縣當局はそれに依り保長をして徵税を代行せしめ徵税執照を發行してゐる。故に實際面積は往々にして報告段別の二倍以上に達する事あるも縣當局の之が再調査等將來の希望にして、匪區に在りては匪賊側に於て之を模倣し畝當り矢張り一元の徵税をなしつゝあるが、匪區と縣現行行政區と雙方に亘れる地帶は兩方面よりの徵税を强要されある現狀である。

康德元年度の縣當局に報告されたる煙地は五十餘頃にして康德二年度は百二十四頃十畝なるも全縣（匪區共）實際作付面積は五百頃に達する見込である。本縣には未だ何等煙政と稱するに足るものなく縣當局と匪賊側には種煙を一種の財源と見て此の財源を雙方にて分割しあるに止まり、從つて災害發生煙地に對しても只受災者の報告が該管轄區保長を通じて縣署に提出され直に受災煙地として認可さるゝの處置に止まる。康德三年度分縣內各區指定面積は次の如く配當を終了してゐる。

◉康德三年度各區分配煙地指定面積

區別	保別	面積
一區	小南河	一〇、六六〇
	三人班	二、五三〇
	關門咀子	七、七五〇
	小北溝	二、五〇〇
	大化河	二、一〇〇
	西南岔	一、二五〇
	小別拉炕	二、五三〇
	大別拉炕	二、五一〇
	七里沁	三九〇
	小計	三二、二二〇
二區	小佳河	一、三六〇
	東安鎭	一、四二〇
	小計	二、七八〇
總計		三五、〇〇〇

備考　三、四兩區及二區一部は純然たる匪區にして三年分指定面積の配當は未だ到底其の時機に非ずして其整備望み得べくも無い

（三）富錦縣

本縣は饒河、同江兩縣と共に罌粟栽培の最も古き歴史を有するも由來農民は松花、烏蘇里兩江氾濫等の天災に見舞はれ他面舊吉林省當局より殆んど絶へて顧みられず、匪害亦少なからざりし爲め僅かに投機的性質を有し耕作階梯の比較的少なき種煙に依り漸く其疲弊に堪へ來り、正當農業は全く忘却されたる爲折角の美田も年中半歳の投機に利用さるゝのみにて他に何等作物無く又住民の大半は光緒末年山東大饑饉の逃民を以て占められ從つて耕作も移動性を有し省當局は勿論縣當局と雖彼我財政窮乏と相俟つて之に何等抑制をなし得ず、農民は永年煙匪と二三次の表面禁止の縣令以外何等强制的指配を受けず自由栽培に流れ煙政と稱するものは無かつた。斯くて滿洲國建國され匪團より新國家に接收されてより僅かに之に統制を加へられたものである。而かも指配者當局が之に財源を見出したる程度の統制にして康德二年度迄殆んど自由栽培の域を脫せず殊に本縣等は耕作面積も中央の指定に二倍超過したる狀態である。

縣公署内に煙政專任機關無く警務局が主體となり各施政内容に依り或は內務局、財務局と合作し分掌してゐる。地方縣下各區（七區）に在りては區警察署が該區煙政の責に任じ警察署より隨時保甲に轉令し間島省の指定したる種煙證に倣つて栽培許可證を各栽培者に交付し同時に其一聯を栽培戶より徵收して縣に於て之を整備し畝當り一元を地方稅として徵收してゐる。然るに許可證の普遍程度即ち徵稅根據の確實性に就ては疑義を生ずる點多々あるを免れず。

煙地實測には先づ各區に在りて地方關係機關にて之が初查をなし縣當局より臨時雇傭の覆查員を派遣して覆查をなさしめ受災時にも實測時同樣の階梯を履行し各派遣員には相當額の旅費を支給し其の證憑書等保存しあるも各派員並地方干與者の行爲は往年の煙匪の關係に見るも斷じて絕無たるを保し難い。

康德三年度分縣內各區面積配當は未だ配當されず省公署の制定したる種煙證等配付されたる後配當する豫定である。

◉康德元年度各區別栽培戶及實在栽培面積表

區別	栽培戶數	實在栽培面積
第一區	二、〇三六	一、五六九・六六晌
第二區	一、五四一	八一一、二六〃
第三區	一、一六一	七七七、九八〃
第四區	四四八	一一四、五〇〃
第五區	一、四〇一	五六三、八〇〃
第六區	三三九	九九、三〇〃
第七區	八八三	四一九、九二〃
計	七、八〇九	四、三五六、〇二〃

尙ほ本縣々城より寶淸に至る七米幅の國道敷設の爲め栽培中止されたる烟地多く又若干雹災等もあり、之が整理未了の爲め未だ縣公署に確定數無きも康德二年十二月末迄の課稅查定面積既に一千二百頃を超過し、之より被災面積を扣除するも一千二百頃は下らざるものと思惟す。全縣可耕地面積は十一萬八千晌あり、罌粟栽培は約十分の一を占む。

一千二百頃の烟地の中約二割は租地にして鎊靑（土地を借りて耕作收穫後收穫量を地主と四對六の割合にて分割す）も若干あり、租貲は一畝烟土三兩とす。栽培稅は種烟者負擔とす。烟土三兩の租貲は極安にして（普通一畝十元）當縣種戶は大體に於て他縣に比し經濟的に餘程餘裕あるものゝ如く康德三年分指定面積一、〇〇〇頃に對し縣當局に於ては「該指定面積は全縣可耕面積の約十分の一にして種烟を副業と爲す可く當縣としては妥當なる面積にして萬一過多とならんか當縣唯一の作物小麥の拂底を來たし之が隣接各縣に及ほす影響少からず」と主張し居るも尙之には今後速に縣下各區に付き

充分なる基礎調査を爲すを要す。次に縣當局は未だ縣下各區の指定面積分配を爲さざるも分配根據を可耕地面積と人口率に依る事とせるは勞力不足又は種烟を農家副業となす點より當を得たる方策であると思ふ。

尙ほ當縣は本省中第一位に數ふべき一等縣にして縣乃至縣民の裕福なること省內第一位にあるも罌粟の代作物としては農產物として縣全體的に小麥、大豆、高粱、粟、包米等あり、比較的有望視さるゝ魚業は地方的竝時期的に若干正業乃至副業となしつゝあるも共に永年全縣民の依據したる罌粟耕作の禁止後の代作物としては極めて貧弱なるものにして漸減法に依る三年五年後の全禁止は縣當局の栽培稅收納手數等の縣唯一の財源を失し縣民にとりて當局の特殊對策ある外金融的に或は經濟的に餘程の衰微あるを免れざるものと思惟せらる。

烟土產出率は地方に依りて多少の相違あるも一畝當り上地三十五中地三十四下地二十五兩なるものゝ如く（完全に割漿して）種烟が縣民經濟に與る役割を例示すれば次の如し。

當縣生產阿片は其品質極めて好く烟味は普通六回吸飮して烟灰となるも當縣產阿片は十回以上吸飮するも尙ほ烟味殘るものありと言ふ。

△富錦縣城鎭西門外　王某

試作面積　一晌八畝　自作

收入	金額	摘要	支出	金額	摘要
收穫阿片	七〇〇、〇〇	收穫量阿片五〇〇兩單價一、四〇〇內二〇〇兩は割漿人夫賃として現物給付のもの收穫量一畝當二七兩八分	公課	二五、三八	田賦一、四四畝捐二、〇五栽培稅一八、〇〇轉費三、八八
			材料	四、一〇	
			器具消却	五、〇〇	
			肥料	—	堆肥にして人夫賃及運賃を要するのみ
			栽培人夫賃	九〇、八八	自家勞力五九、三八　傭人三一、五〇
			割漿人夫賃	三〇七、〇〇	阿片現物給付二〇〇兩@一、四〇〇二八〇、〇〇食費二七、〇〇
			雜費	一七、五〇	牛馬耕費一五、〇〇　肥料運搬費二、五〇
			利益金	二五〇、一四	
合計	七〇〇、〇〇		合計	七〇〇、〇〇	

備考　利益金　二五〇、一四（一畝當　一二、八八）
　　　外自勞力　五九、三八
　　　計　三〇九、五二（一畝當　一七、二〇）

△富錦縣第五區　劉某

試作面積　五晌地　小作

收入	金額	摘要	支出	金額	摘要
阿片收穫	一、四〇〇、〇〇	收穫量一、〇〇〇兩單價一、四〇內四〇〇兩は割漿勞賃として現	公課	六六、〇〇	畝捐五、七〇栽培稅五〇、〇〇
			地代	一二五、〇〇	一畝當二五、〇〇
			材料費	一〇、〇〇	
			器具消費代	一〇、〇〇	
			耕作人夫賃	一三一、一二	內自家勞力五九、三八年雇分一二、七二日雇四九

計	一、四〇〇、〇〇	物給付す　收穫量一畝當一〇兩	割漿人夫賃	五六〇、〇〇	阿片四〇〇兩現物給付分　單價一、四〇〇
			割漿食費	一一、七〇〇	食餐延三六〇人一日一人三二未五、〇〇
			雜費	四〇、〇〇	
			利益金	三三〇、八九	
			計	一、四〇〇、〇〇	

備考　利益金　三三〇、八九（一畝當　六、六一）
　　外自家勞力　五九、三八
　　計　三九〇、二七（一畝當　七、八〇）

△富錦縣城鎭南門外　某

試作面積　一晌二畝

收入	金額	摘要	支出	金額	摘要
阿片收穫量	五〇二、〇七	收穫量三三一、九兩　平均單價一、五一五四圓	地代	四八、〇〇	一晌四〇、〇〇
			公課	—	
			材料及器具消却	二四、八五	
			肥料代	二、五〇	
			人夫賃	三〇八、六四	內譯別記
			雜費	八一、五〇	車馬賃四四、五〇人夫食費三〇、牛馬耕作代六、延二三〇人
			利益	三七、五八	
計	五〇二、〇七		計	五〇二、〇七	

人夫賃內譯
整地　七五人　　播種　二五人
調製　一六
割漿　一三〇人　｝　二五一、五四

右の如く生産されたる烟土の處置に就て述ぶるに從前は佳木斯、哈爾濱方面より密買者入縣し現地公定價格より若干高價に密買し之を上記方面に搬出せるも現今は殆んど大東號に收納されあるが如し。康德元年分實際栽培段別四、三五頃六〇二畝に對する生産量は一畝平均二十五兩として一百十萬兩なる可きに大東號收買量は四十五萬七千餘兩にして收買率は四〇%に過ぎず。自家消費量は大約一割位のものなれば結局全生産量の半は主として上述方面に流出さるものである。康德二年度も亦大約之に同じ。尚大東號に收納さる烟土の品質が七割もの其大半を占むるを見ても僞物混入技術上達せるを見る事が出來る。換言すれば密輸の準備工作の着々として進みあるを窮知し得るであらう。

次に外縣よりの移流民に對する種烟許可の適否に付種々調査したる處（移流苦力を除く）樺川縣方面より移流する者最も多く約三割を占め蘿北方面は之に次ぐ。外省よりは旅費の關係にて入縣する者僅少なり斯る移流者は大體に於て租地若くは鎊青なるもの多く全般的に耕地廣き爲め契約至極容易なるものゝ如く樺川縣縣境一帶に最も多く此種移流民は罌粟收穫後は栽培稅未納の儘逃亡する者多き爲該方面の元年度徵稅成績は縣全般成績に比し約二割方劣り縣當局の意向は該移流民の種烟は可能限度の制限を加へ度きものゝ如くである。

尚ほ地方烟政關與者の流弊に就ては縣當局に於ては關與者には斯るもの絕無にして未だ醜聞或は種戶よりの密告等一度

も之に接したること無きも却つて種戸が自己の栽培に虚僞の報告をなす等烟弊は寧ろ爲政者より縣民に在りと稱してゐるが一般民より聽取したる處に依れば當縣は栽培戸一戸當り生産量多き爲め（一戸平均種烟面積五畝强）甲長保長に對する五兩十兩の贈賄は隨所に行はるゝもの丶如し。

（四）同江縣

本縣の煙政が饒河縣に次ぎ縣財政農民經濟上から見て重要性を具備する事言ふを俟たざるも全縣六區中第四區五區の兩區は全然濕地にして住民もなく種煙區は第一、二、三、六の四區のみである。縣署に在りては煙政の專任機關無きも警務內務の兩局にて分掌し居り隨時前任警察署長葛海春（縣庶務股）と稱する者を主班として五、六名の專員を臨時雇傭し調査班を組織し諸調査取締に任じてゐる。康德二年は種煙證も間島省の指定したるものを發行して實際畝數は三四八・八九二畝（栽培戸四、八五四）あり、縣當局に於て煙政の重要性を比較的認識せると縣內治安極めて良好なると相俟つて新國家の阿片政策を全縣に徹底せしむるに必要なる基礎調査等比較的完備してゐる。

縣下各區の煙政は各該區警察署に於て干與し、保甲甲長之を援助し煙地實測等保長甲長に全責を負はしめ彼等の調査申告に依るも疑義ある際は上述の調査班の踏査に待つも此の間責任者に對しては縣當局は極めて嚴格なる處置を常に準備してゐる。地方于與者の煙弊等絶無とは云ひ得ざるも極少なること言ふを憚らざるもの有り、被災煙地の調査も煙地實測の例に漏れず康德三年度分縣內四區の配當指定面積次の如し。

區別	畝數
第一區	一〇、〇〇〇
第二區	一九、〇〇〇
第三區	四、〇〇〇
第六區	二、〇〇〇
合計	三五、〇〇〇

徵稅は他縣同樣一畝一元を地方稅として縣財務局直接徵收しつつあり。

◉康德元年度實在畝數

區別	栽培戸數	實在面積
第一區	七七七	二、六一五
第二區	二、四八七	一一、五八二
第三區	三四一	一、四五三
第六區	一三一	一、五五九
計	三、七三六	一七、二〇九

◉康德二年度實在畝數

區別	許可畝數	災害畝數	實在課稅畝數
第一區	八、二八八、二	三、四二八、一	四、八六〇、一
第二區	三九、九六二、	一四、五二二、一	二五、四四〇、八
第三區	二、五五一、三	一、〇四九、五	一、五〇一、八

第六區	三、〇八六、五	—	三、〇八六、五
計	五五、八八八、九	一八、九九九、七	三四、八八九、二

康德元年、二年兩年度實査畝數上記の如くして既耕地面積全縣一九、〇〇〇晌である。上述の如く四區五區の兩區は夏季降雨期は一帶に濕地となり住民殆んど無く第二區は全縣中の心藏地なり保甲制確定しありて煙政も三縣中最も整備しあるものの如く從つて密耕作も絕無とは云ひ得ざるも極少なること一般情勢より窺知し得る所である。康德三年度の比額三百五十頃は先づ時宜を得たるものと認む。畝當り生產率は縣當局の調査にては十四、五兩となり居るも之は勞力の不足したる二年度の煙地にて完全なる採汁を爲し得れば富錦同樣二十五兩乃至四十兩は收穫し得るものと思考せらる。

罌粟耕作禁止後の代作物は小麥大豆の農產物と若干魚業あるのみ。本年よりは豚の改良種の養畜を爲し縣の心臟部たる第二區に實施する計畫である。縣當局の意向としては厳禁前一、二年之が籌備期間を與へ農業指導員を入縣せしめ比較的多き肥地利用に當を得たる研究を爲さば耕作禁止も或は可能なるものの如く又當縣は蘇聯との國境線他縣に比し最も長きを以て國策上から見るも禁止の可能性濃厚なるものと思考せらる。

生產品の品質は第六區生產のもの最も優良にして二年度は三十五萬兩を大東號に收納したるも收納に際し駐屯滿軍の大東號威赫に依り各生產者より收賄したる案件諸所に發生す。

從前は**ハバロフスク**富錦方面に相當量の密輸ありたるも先年の露支戰爭より國境地帶に防壘を敷設し要塞地帶となりたるを以て該方面への密輸は跡絕したるものの如し。

尙當地は滿人の外縣外省よりの移入栽培は無きも二年度は朝鮮人の栽培するものあり、彼等の脫稅多かりしを以て本年は佈告宣傳を以て滿人の鮮人に對する土地貸與に保證人を必要とする事とし制限を加へてゐる。

（五）寶清縣

縣署內に煙政專任機關無きも煙政業務は縣署職員並地方各區警察署長にて煙政委員會を組織し該委員會及警務、財務の兩局に於て管掌してゐる。地方各區（七區）煙政は各區警察署並財務分局に於て之に當り保甲は煙地實測及既徵栽培稅の送款等の保護のみにて其他主要業務には關與しない。尙栽培に當つては許可制度無く全く自由栽培にして課稅段別査定には右委員會より委員を派遣しあるも勘定を爲さず只一體に目測を以てし受災時の調査も同樣極めて寬容に流れてゐる。

栽培稅は每畝一元を地方稅として財務局に於て徵收しあるも栽培農戶に現金納付の財力無き爲め生產現物を以て之に替へあるもの多く其現物は縣公署を仲介として大東號に納入されてゐる。

康德三年度指定面積の各區分配を次の如く終了す。

區別	分配面積
第二區	三、五〇〇
第三區	三、〇〇〇
第四區	三、五〇〇
第五區	三、〇〇〇
第六區	三、五〇〇
第七區	三、五〇〇
計	二〇、〇〇〇

備考　第一區は城區にして栽培地なし

本縣康徳元年度指定面積一五、〇〇〇畝實際栽培面積一四、〇〇〇畝康徳二年指定面積一五、〇〇〇畝實在面積一七、四五九畝にして全縣可能耕地二六〇、〇〇〇〇畝あり、種煙地は其十分の一に滿たない。査するに本縣は大同元年度迄全縣に亙り、李杜の兩匪蟠踞し反滿抗日義勇軍を組織し居たるため逃民等あり、全農民極度に疲弊せるためであらう。三年度指定面積二〇、〇〇〇畝は全縣可耕地面積より見れば適當なるも右の如き縣民の疲弊に因り或は該段別は若干過多たるを免れ得ざるものと云ひ得るであらう。縣署の意向としては先づ一五、〇〇〇畝迄を適宜とせるものの如し。耕作禁止は上述の農戸疲弊に因り現在直ちに之を實施嚴行するは不可能とは云ひ得ざるも農戸經濟破壞の懼れ多分にあり罌粟耕作は其生産量平均一畝二十五兩（農戸は大東號の强制收納を避くるため其半數を報しあり）とし最少限一晌地一百五十元の純益あるも目下地方的に奬勵しある稻は約十元餘高粱十二、三元、粟十五元、小麥二十元、黄豆二十元の純益ありて種煙の百五十元に比較すれば全く數倍の差がある。

縣當局としては現在此の農家極度に疲弊し他に何等活路無く行詰れる農民經濟の打開策として先づ茲四、五年は種煙に依る外全く他に援助法無く種煙を以て唯一の糧となしてゐる。

尚本縣は地理的關係に依り農家の活動期たる春耕期より夏季にかけて全縣准可耕地殆んど濕地となり從つて縣城への貨物出廻期に於ける各區より縣城への四通路は泥土路と化し交通頗る不便となるため煙土以外の運搬に條件を有する貨物は結局販賣價値極めて低下され煙土のみ右條件に副ひ種煙の必需性は漸次擴大されて來たるものである。

次に生産品に關して、康徳二年度大東號收納量は全縣約五萬兩にして全縣推定生産量約四十萬兩より見れば收納率極めて悪しきも上述の交通不便と收納期間の短きに因り縣城への集貨率悪しく今尚各生産者の許に蓄藏されあるものゝ如し。大東號の收納に對する風評は極めて良好にして收納者に於ては殊に日系職員を該號内に駐在せしめあるを非常に滿足してゐる狀態である。煙土の密輸は從前民國時代に富錦方面及樺川縣境方面に相當數量流出したるも現今は上述の地勢と縣城を離るゝ四十支里の四周圍殊に樺川縣境方面に匪賊猖獗するに因り多量の流出は無きもの丶如し。縣城には三軒の私煙館（公許のものなし）ありて零賣煙土は總て官制の包裝紙を使用しあるも中味は勿論私煙に外ならず。饒河縣城同樣街上煙土の滯貨多く從つて價格も一兩一元の極安相場にて吸煙者多く兒童にして既に中毒しある者も少なからず、煙質も饒河の夫れに餘り劣らず、各戸に於て阿片は全く公然と慰安物に供され居る狀態である。

全縣人口約五萬餘にして移入民は奉天人多きも殆んど家族を帶同し定住化したるものにして外縣外省より季節的移入耕作者極めて少し。地方煙政關與者の煙弊に關しては或は絕無とは云ひ得ざるも縣公署に於ては煙政關與者の惡弊の招來し易きに鑑み前記委員會に於て關與者は各關與範圍の施政業跡を總て公表公佈すべく嚴重に規定しあるを以て煙弊も或程度迄は防止し得るものと謂ふべく縣公署に對する農民の密告等之に接したること無し。

第六章　交通・通信・土木

第一節　鐵　道

第一項　圖佳線（豫定線）

本省内に於ては鐵道の便見るべきものなく國鐵としては鮮滿國境圖們と本省々城佳木斯を繫ぐ圖佳線の完通計畫を進められてゐる。嘗だ本省に於ては濱綏線沿線牡丹江より北上し省境林口を經て本省内に入り勃利に至る間假營業をなしつゝあるが勃利、佳木斯間は本年解氷期を待つて敷設に着手し本年末敷設を了へ、明康德四年末を期して本營業を開始する豫定である。斯くして本區間開通の曉には前記圖們佳木斯間を繫ぐ圖佳線として松花江の水運と共に本省内の大動脈となり東滿地方交通の幹線をなすに至るべく之が經濟的意義は言ふに及ばず其他百般の社會文化的影響亦尠からざるべきであらう。

第二項　鶴立線

本鐵道は佳木斯の對岸蓮江口を起點とし鶴立鎭炭鑛の所在地興山鎭に至る五五、六粁の私設鑛山鐵道である。本鐵道は資本金三百萬圓鶴立煤鑛公司（もと百五十萬圓廣信公司九十萬圓吳俊陞出資）の經營とし、敷設費百二十萬元であつたと稱せられてゐる。民國十五年建設に係り、材料及車輛は舊東支鐵道より購入せる爲め軌道は五呎である。もと運炭專門の路線なりしも其後一般の客貨も取扱つてゐる。

第二節　水　運

第一項　松花江

一、航運沿革

（一）露國の進出　史乘に見ゆる松花江航行の起原は安政五年七月露國極東ムラビヨフが璦琿條約締結の歸途、松花黑龍兩江の合流點同江より上流約二十一粁を遡江し、この地より小舟を以て三姓迄水路の視察を行はしめたるを嚆矢とする。その後露國政府は數回に亘り遠征隊を組織し水路の狀態、船舶の可航區域、沿岸の物資等を詳細に調査し、漸次その勢力を松花江下流に移植した。西比利亞鐵道の建設にあたり多數の勞力及食糧を松花江沿岸に求むるを便とし、一八九七年黑龍江汽船會社及民間の船舶を松花江に入れ航路を開拓するに至つた。續いて北鐵建設材料及鐵道用品をハバロフスクより水路哈爾濱に輸送する目的を以て船舶部を設け江上を盛んに航行した。然るに偶々團匪事件に際會し露國は支那の虛に乘じ北滿地方を蹂躪し、江域一帶は悉く露軍の占領する處となり、遂に松花江の航行權をも掌握するに至つた。

（二）露支抗爭時代　一九〇七年支那側は之に對抗し江上の勢力を挽回する目的を以て、東三省總督徐世昌は松黑郵航總署を傳家甸に設け汽船五隻、來多四隻を購入し活躍せんとせしも、經營的能力に於て到抵露國の敵ではなかつた。一九〇九年支那側は突然松花江稅關を開設せるも、露國側の抗議に遭ひ、結局翌年八月松花江航行に關する議定書成立し遂に支那側は露國の松花江航行權を公認するに至つた。

然るに一九一七年露國革命起り內政紊亂し西比利亞地方も統制を缺ぐに至りし爲め、露國商船は四分五裂し江上の露人船主もその持船を賣却するもの續出し此の間に日本その他外國汽船會社擡頭し、就中支那の戊通公司、廣信公司船舶部、東亞輪船公司等續々現はれ松花江に於ける支那勢力は著しく增大した。斯くて支那は一九二〇年六月第二松花江上に於け

る露國船舶の航行を禁止し、續いて同年十二月全江に亘りて外國汽船の航行を禁止した。

（三）支那側の航行回復　その後に於ける支那側の航行狀態を見るに、一九一七年露國革命後鮑貴卿が官民合辦の戊通公司の改組を見たるも、その經營法宜しきを得ず創業以來缺損を續け、一九二五年自ら破産を宣告した。於茲東三省は松花江の航行を專ら官營とし、之が經營主體として東北航政局を設立せるも是亦業績芳ばしからず、特に曾つて露國より沒收したる東北海軍江運處々屬の船舶の委任經營を受くるに及び一層不振に陷つた。依つて一九二六年十二月航政局自ら盟主となり官民船舶の競爭を抑壓し且つ自己の利益を擁護する目的を以て、東三省政府を動かし東北聯合航務局なる一種のシンヂケートを組織した。同聯合は東北江防艦隊航運部、東亞輪船公司、奉天航業公司、濱江貯蓄會等松花江に於ける大船主を網羅せるものにして、その加入船舶數は汽船五十三隻、來多七一隻、戎克十六隻にして松花江の總船舶の八割を占めて居た。然るに尙も聯合航務局は個人營業の船主との競爭に堪えず再び奉天政府の力を藉りて個人船主も强制し一擧に哈爾濱官商航業聯合會なる前回より强力なるシンヂケートを組織し運賃の約二五％の値上を發表した。依つて江岸商務團の反對に會ひ遂に地方商人はハベロフスク向け大豆輸出許可請願運動を起しその抗爭頗る激甚を加へ、一九三一年八月に至り遂にこの新聯合は解散するの已むなきに至つた。

その後東北航務局を中心とする官營船會社、奉天航業及東亞輪船の民有船會社を統一せる聯合は殘存せるも、之等の營業形體は全く獨立し僅かに一部の營業及通關手續を航務局に委託せるのみにして、眞の聯合形體はは已に失はれてゐた。一九三二年の航行開始期には北滿一帶に亘る政情不安の爲一般船主は航行を休止するに至つた。

（四）滿洲國時代　日軍の出動に依り下流の治安は維持され軍は下流駐屯部隊との連絡の爲、臨時松花江水運委員會を組織し、東北航務局の船舶の一部を使用し定期航路を開始せるを以て一般船舶も亦之に倣つた。松花江委員會は大同元年七月解散しその業務を滿鐵に引きつぎたれば滿鐵は使用船舶を航務局より賃借してその年の定期運行を異狀なく完了した。之より先滿洲國は國有鐵道及港灣の經營と共に水運の經營を滿鐵に委囑する處ありしかば、鐵路總局は運行の將來と民間船主の利益を考慮し官民船舶を糾合し新しく聯合形體を組織し、之れを哈爾濱航業聯合會と稱し同年十二月十二日滿洲國交通部の設立許可を受けた。現在に於ける加入會員は東北航務局、東北江運局、東北商船學校、東北造船所、廣信航業處、松黑兩江郵便局、江防艦隊、鐵路總局の八官署と民間の四七名所有汽船合計一〇七、戎克一三一來多七一隻である。

二、松花江の自然

松花江は次の四航區に分ち、その自然的狀態より航運狀況を視ることが便利である。

（一）水源地より吉林迄（五九五粁、上流山岳區）水源地より吉林に至る五九五粁は之を上流山岳區と稱し、水量少なく到る處淺瀨を爲し急流の爲め航行能力乏しく汽船の定期航路は行はれない。僅かに吉林より五〇粁上流に吃水淺き汽船が航行するに過ぎない。只この地方獨特の平底船が各支流の河へ埠頭より吉林迄薪、枯枝、石炭、農產物等を輸送するのみである。

（二）吉林より嫩江合流點迄（三九二粁・上流航區）本區域を二區に分つて說明す。

（1）吉林より松花江驛迄　この間を山間區域と云ひ、開江期間中は小汽船及戎克の往復頻繁にして地方開發に資する處が多い。吉林烏拉間はその左岸に山脈伏起し五棵樹、老小溝附近は高さ數丈の丘陵斷續し所々に懸崖がある。一般には肥沃なる平野に大小の都邑を包含し松花江の背後地として最も開發された地方である。

（2）松花江驛より嫩江合流點迄　此の間を平野區間といひ、北滿の平野を極めて自由に灣曲し西北流してゐる。川幅は下流に至るに從ひ益々廣く松花江鐵橋附近にては增水時約一粁。減水時三〇〇—三五〇米、扶餘附近にては增水時四—五粁或はそれ以上に及ぶことがある。水深は伊通河、飲馬河兩支流より流出する砂土の爲め僅か二呎にも達せざる

處多く、却つて上流吉林、松花江驛間よりも淺く而も年々河床が變更する爲めこの區間の航行は頗る困難とせられてる北岸は扶餘縣にして耕地能く拓け南岸は德惠、農安の兩縣を除く外南郭爾羅斯前旗の未開放地である。北岸五家站附近より扶餘に亘たる間砂土蜿々として連なる。

(三) 嫩江合流點より哈爾濱迄(二四五粁、中流航區) 嫩江合流點より哈爾濱迄は之を中流航區と稱し廣漠坦々たる平野を流るゝが故に草原江區とも云はれる。松花江本流は北西より南東に向ひ流れ來れる嫩江を合するに及び方面を一變し南東に向ひ流れる。哈爾濱に於ける川幅は平水時に一粁を超ゆるも減水時には五百米に降り哈爾濱鐵橋下に於ける川幅は六五〇米に過ぎない。然しこの區間は平水時に於ても汽船の航行に何等の不自由を感じない。

(四) 哈爾濱より河口迄(六九五粁、下流航區) この間は下流航區といひ、松花江の最も生命とする處である。哈爾濱を中心に汽船並に戎克の往復頻繁にして航路標識も完備し航行安全の區間である。區間を二分して說明する。

(1) 哈爾濱より三姓(牡丹江河口)迄　此の間三四〇粁は高原航區といひ水面の勾配甚だしく普通の場所にても百分の二から五までにして瀬と淀とか順序良く並んで居る。この區間に三姓の淺瀨といふのがあつて哈爾濱より三一五—三四二粁の地點に於て延長二七粁に及び最も有名なるものである。淺瀨は水深平均三、四呎にして減水甚だしき時には一呎半に達することがある。現在この淺瀨の浚渫工事行はれつゝあるを以て完成の曉には安全な航行が行はれるであらう。

(2) 三姓より河口迄　三姓下流は之を下流山岳地とも稱し三姓よりツバン村迄にして河床の移動少なく水深は五—二〇呎或はそれ以上にして船舶の航行上非常に便利である。川幅は上流三二〇米下流八五〇米である。ツバン村以下合流點迄の最下流域は所謂草原區と名づけ、その間網の目の樣に分流し多數の洲又は淺瀨を形成し、河岸は平坦にして眺望展け小柳や雜草に蔽はれたる草原をなして居る。本航區は航行上水量充分なるも、その河床絕えず移動する爲め絕

對安全とは云ひ難い。

三、松花江を航行する船舶

現在松花江を運行する船舶は汽船、來多、戎克等の營業用のものと之等の船舶を保護し沿岸の治安維持に當る江防艦隊の軍艦とがある。其等總數は八百を超へ從業員七千五、六百人に及んでゐる。いま之等につき順を追ふて一應の說明を試みる。

(一) 汽船　汽船は更に之を細別して荷客船、曳船、來多、プロペラ船の四種とすることが出來る。

(1) 荷客船　旅客の輸送を主たる目的とし、甲板に船室を設け船艙に若干の荷物を置く。

(2) 曳　船　單に貨物を積載せる戎克又は來多を曳船するものである。

(3) 來　多　普通にはバルジともいひ、多く鐵製なるも稀に木製のものもある。但し自航力はない。

(4) プロペラ船　昭和十年夏より哈爾濱航業聯合局に依り始めて試みられたるものにして、時速三十五哩の快速旅客船である。

(二) 帆船　帆船は一名風船ともいひ、航行に當り順風の際には風力を利用して帆步し、然らざる時には櫂又は棹を用ゆ。順風と雖も淺瀨の個所にては擱座の危險を防止する爲め棹を用ゆる。吉林、哈爾濱間を航行する帆船には次の如きものがある。

(1) 改　綀　舳艫とも少しく上部に灣曲し而かも正形をなし檣は多く一本を有してゐる。船體の大小に依り數個の船艙あり船首、船尾の船艙は船夫の寢室又は厨房にして、中央檣の前後は貨物の積載に當てゝある。浸水の防禦と操舟の容易の爲甲板は船側及船尾に設けてある。

(2) 槽　船　形狀前者に似たるも船體稍寬廣にして船底更に扁平なることが特長である。

（3）對　子　樹拉船ともいひ又威呼ともいはれてゐる。梭に似たる細長い小舟二隻を連絡するからこの名が起つたものであらう、中央に檣を立て船艙、甲板共に缺け、吃水極めて淺く穀物の運搬に用ゐられることがあるけれども、多くは吉林下流に於て薪炭、缸子、粟稈等の嵩高品の輸送に用ゐられる。

（三）軍艦　現在江防艦隊に屬する軍艦は利綏、江靖、江平、利濟、江通の五隻の砲艦にして、噸數は二〇〇噸乃至二七五噸、速力四、二節乃至九節である。

以上各種の船舶とも、松花江は河床の狀態、水量の關係上之に適應する特殊の船體の構造を必要とする。吃水淺く積載量を增加する爲には船幅を增加する必要あれども、その結果船舶の操縱は困難となり航速の減ずることは已むを得ざる處であらう。

四、松花江の航運

鐵路總局の一分局たる水運局の指揮下にある哈爾濱航業聯合會は事變後航行杜絶に陷りたる黑龍江、烏蘇里江の航行を昭和八年に至りて復活せしめた。即ち滿洲國船舶は松花江を下り、黑龍江の本流を遡りて大黑河に至り漠河に達した。九年度には烏蘇里江を遡りて虎林にいたり、遂に興凱湖に達し、又松花江上流方面に於ても九年度哈爾濱、扶餘、吉林の航路を拓き、嫩江に於ては江橋、齊々哈爾への航路を復活した。

（一）航路　九年度末の調査に依れば聯合會が有する航路は哈爾濱、富錦間約六一四粁、哈爾濱、黑河間約一、六一八粁、黑河漠河間（室葦迄延長の豫定）八二七粁、哈爾濱、虎林間（興凱湖迄延長の豫定）一、二八六粁、哈爾濱、江橋間（齊々哈爾迄延長の豫定）約五〇三粁、哈爾濱、吉林間約七三八粁合計三、八三七粁に達した。

一九三二年迄に開放せる航路表

（1）哈　市・富　錦間　哈爾濱、滴打咀子、烏河、石頭子、新甸、木蘭縣、東瓜樓、盆林河、伊漢通、德墨里、小羅勒密、三姓、宏克力竹籬、湯汪河、蓮江口、佳木斯、蘇口屯、新城鎭、綏濱、富錦縣（以上松花江）六一四粁

（2）哈　市・黑　河間　哈市、富錦（以上松花江）拉哈蘇々、兆興鎭、興東、太平溝、佛山、寶興山、朝陽、烏雲、常家屯、上道幹奇克特、璦琿、黑河（以上黑龍江）一六一八粁

（3）黑　河・漠　河間　黑河、三站、庫馬爾、古站、呼瑪河、倭西門、連崟、漠河、洛古河、額爾古拉河（以上黑龍江）

（4）哈　市・虎　林間　哈市、富錦縣、同江縣（以上松花江）綏遠（黑龍江）交界牌、青海魚廠、嵩通、國富鎭、東海鎭、圍山鎭、虎林（以上烏蘇里江）

（5）虎　林・興凱湖間　虎林、穆稜河口、倒木溝、湖信口子、四道米子、黃岡、高麗屯、龍王廟（以上烏蘇里江）

（6）哈市・齊々哈爾間　哈市、北滿洲、長春嶺、達戶、肇州、馬克圖、大賚（以上松花江）康家屯、五家坎子、多訥河、江橋站、齊々哈爾（以上嫩江）

（7）哈　市・吉　林間　哈市、大賚、扶餘、公爺府、五家站、老少溝、銹水甸子、漢浪河、四家子、烏拉街、九站、吉林（以上松花江）

（二）配船

大同二年度に於ける配船の狀況を示せば次の如くである。

航路	使用船	隻數	一往復所要日數	就航回數
哈市・富錦線	客船（定期）	一〇	一〇日	一日一回
同上	客船（臨時）	四	一〇日	月十二回
同上	貨客船	五	一五日	同一〇回

航路	使用船	隻數	一往復所要日數	就航回數
黑河・漠河線	客船	三	一二日	月八回
哈市・三姓線	貨客船	二	八日	同九回
哈市・大賚・扶餘線	客貨船	三	一二日	同八回

富錦・黒河線	客船(定期)	二	九日	同	六回	扶餘・吉林線	同	三	一〇日	同	二回
哈市・黒河線	客船	六	二一日	同	八回	漠河・璦琿線	同	一	一五日	同	二回
哈市・虎林線	客船(定期)	九	二一日	同	十回	大賚・江橋線	同	一	一〇日	同	三回

(備考 哈爾濱航業聯合局各航路運航日割は廣告として政府公報に所載せられる)

(三) 碼頭 碼頭とは埠頭の意にして口子、船站又は船站口とも云はれる。哈爾濱に於ける碼頭は護岸及荷物揚場の施設を有するも、他の土地の碼頭は單なる自然的埠頭に過ぎない。而して之れが管理は鐵路總局哈爾濱水運局に屬してゐる。

(1) 哈爾濱に於ける碼頭

碼頭名	護岸延長	繋船能力	上屋及倉庫	野積場	荷役能力	使用別
八區	一、八七七	三一	五、六八一・七平方米	六六、五〇九・三平方米	四、七〇〇一日瓲	北鐵との連絡
頭道街	三二六	八	一、二五三・五	七、九九〇・〇	—	船客の乘降
十二道街	四六八	一〇	一、三〇六・七	八、六五五・〇	—	貨物又は船客の乘降
中央大街	四、三一八	三一	九五五・三	六一、八九七・三	—	石炭及薪の陸揚
三棵樹	四二〇	八	六、四三八・〇	一七、〇〇〇・〇	三、五〇〇	國鐵連絡埠頭

(2) 松黒兩沿岸(哈爾濱を除く)に於ける碼頭

碼頭名	護岸延長	繋船能力	上屋及倉庫	野積場	荷役能力	使用別
富錦	一、七六〇米	二五	—	—	一、五〇〇瓲	一般貨物
滞川	一、二〇〇	—	—	—	—	同
佳木斯	堤防一、二八一 二、二〇〇	四	—	—	—	同
蓮江口	堤防一、四〇〇 六〇〇	六	—	五三、八四二	三、〇〇〇	鶴立炭積込
三姓	五四四	四	—	—	二、五〇〇	一般貨物
黒河	一、〇七八	棧橋一隻の外數隻繋留	六九〇	—	—	同

鐵道總局に於ては康德二年七月十一日碼頭營業規程及碼頭料金の改正を試みた。その要旨は度量衡の基準を統一し料金の計算を明示し一般に料金の低減を行ない、特に哈爾濱下流碼頭に於ける雜貨の料金は從來高率の嫌ありたるを以て、哈爾濱と同率として利用者の負擔を輕くした。(滿鐵社告第百四十一號、第百四十二號)

尚北滿交通史上に新面目を發揮する事業として注目されてゐるものは哈爾濱驛と濱江驛とが結ばれ、更に之に依りて松花江運行の船舶と國鐵との船車連絡がいよ〳〵實現せることである。之は哈爾濱鐵路局と航業聯合會とが北滿産業開發並に貨物輸送の取引の便を計る爲め拉賓線經由北鮮鐵と京濱線經由滿鐵線の二大路線と、松花江の貨物とを結び付けたるものである。

(四) 輸送

(1) 旅客運送

旅客輸送の最も多い時季は毎年北滿に向け集團的に移民する勞働者の來往を見る四、五月頃なるも、最近滿洲國の發展に伴ひ官吏、調査員又は各種工事建設關係者の往來著しく累年增加の一路を辿つてゐる。

(2) 貨物輸送 松花江沿岸は極めて物資の豐富なる丈如何にその水運が物資の輸送に役立てるかを次表に依り示すことにする。

(大同二年度調) (單位瓲)

積地	大豆	小麥	雜穀	石炭	木材類	其の他	合計
哈爾濱	—	—	一、六八八	三、五一〇	—	三五、九九二	四一、一九〇
三姓	七二、一一〇	九〇四	五八六	一〇三	五、三〇六	二一一	七九、二二〇
佳木斯	三〇、八三八	一五、八二四	五八九	一、七八四	二五〇	九三七	五〇、二二二
富錦	三四、八〇七	三四、七〇一	一、三三二	—	一六	九七三	七一、八二九
其他	九五、三六四	二一、三一三	一〇、二二二	一四八、六一三	四六、六六八	四九、七四三	三七一、九二三
合計	二三三、一一九	七二、七四一	一四、四一七	一五四、〇一〇	五二、二四〇	八七、八五六	六一四、三八四

（備考　松花江に關しては滿洲事情案内所編松花江に據る）

第二項　黑龍江

一、概　說

本江は其の流域の廣さに於て世界諸河川中第十二位、其の流程に於て第十一位にあり、源を西比利亞地方に發して滿蘇國境をなし、**オホツク**海韃靼海峽に注ぎ全面積百八十萬四千三百平方露里の廣大なる流域を有してゐる。長さはシルカ、アルグン兩河の合流點より二千六百九十六露里總ての支流を合するときは一萬八千七十六露里にして、此の中舟及筏を通ずる區間は六千四百六十六露里、大船を通ずる區間は七千七百六十二露里、又汽船の通ずるは後者の中六千六百七十九露里である。斯く黑龍江の流筏又は船舶の運行に適する區間を通算すればその延長實に一萬四千二百二十八露里に及ぶ。

黑龍江はその水源よりアルバシン迄は針葉樹に覆はれたる岩壁の間を東に流れ河幅は比較的大きくない。アルバシンの附近より兩岸に立ち並びたる山岳は、漸次河岸を遠ざかり往々好適なる谷地を形成し、それより下流は南東に流れ若干の支流を合せて川幅を增し數個の水道に岐れ、砂にて成れる低き島々を形作る。

山は再び呼瑪附近より相迫まり兩岸より之を壓するも、左岸の二大支流たるゼア、ブレヤ兩河間にありては大平野江岸に横はり遠く北方に延びて居る。ブラゴェンチュエンスクを去るに從ひ川幅は一層增大しブレヤ河口に於いて黑龍江は處々に島嶼を浮ぶる洋々たる大流となる。ブレヤを合せたる後河は再び針葉樹及濶葉樹にて覆はれ岩質の兩岸の間を流れ、松花江の之に注ぐ下流に於いて阿爾哈倭集嶺の支脈又左手よりブレインスキー山脈が接近してゐる。

烏蘇里に近づくに從ひ本流は幾多の深く且つ廣き水道に岐れ數多の島嶼を有し兩岸は再び低い緩傾斜となる。烏蘇里江よりキシ湖迄の八百露里の間、黑龍江は北に流れ、河幅は一―一五露里にしてハバロフスクよりは低地の間を流れ、ソフイースクの上流約七十露里よりアルグン河との合流點迄は沼澤多き地方を流過してアルグンの河口附近にては兩岸は山地となる。黑龍江は若干の分流となり韃靼海峽に注ぎ、アムールスキー、リコンの名の下に有名なる大入江を形成し、川幅は江口に於て十四露里に達するが、一般には不同多く百二十五サーシエン（一サーシエンは七尺）より二露里の間を上下してゐる。水深も亦不同にして十四―二〇ウエルショーク（一ウエルショークは約一・五寸）深い處で數十サーシエンに達する。

江はその全長に亘り航行可能にして概して卓絕せる性質を有するも、只支障となるものは上流の淺瀨である。然し若干の例外を除いては悉く脆弱なる岩石より成り而も歐洲の大河に比し淺瀨が比較的小なることや、增水が夏季に於て行はれる特長がある。この河の氾濫は氷の解ける春に起らずして夏七八月の交その上流地方に降雨の夥しい時節に起る。この時には河川が岸を越へ江岸の谷地に注ぎ、往々にして江岸を荒凉たる土地と變化せしむることがある。夏の初又は秋に減水

し、上流にては汽船の通ぜぬことがある。又水位の高低は著しく七、八月の交には、平水時よりも七サーシェンも水嵩が增すこともある。結氷は徐々に進行し大概九月三十日より十月二十五日迄の間で、解氷は四月五日より六月七日迄で、航行期間は凡そ百五十三日から二百二日間位である。黑龍江は航行の關係から左の三區に分つことが出來る。

（一）上流　上流はオノン河口ボクロフスキーに始まりブラゴエに終る八百四十露里の間にして平均流速一時間五、六露里にして七十五の淺瀨がある。その中二十二は最底水深三・五呎なりしが一九〇九年には十一ウェルショーク迄低下したことがある。

（二）中流　中流はブラゴエより哈府にいたる八百六十露里にして、左よりゼヤ及ブレーヤ、右より松花江及烏蘇里江の四支流を合せて水量著しく大となり、中流には十六の淺瀨がある。水深は減水時七呎以下に達することがあるが此の區間は水量の少ない年と雖も吃水四呎の船舶の航行には差支へない。中流の流速は一時間五露里にして、淺瀨に於て八露里である。山の近い所にては時に霧ありて航行を妨げることがある。

（三）下流　下流は哈府より河口にいたる間にしてアルグンの大支流及若干の小支流を合せ、吃水十呎の沿岸航路汽船の出入差支えない程度である。下流四百露里は吃水十六―一八呎の近海航路船を通じ更に下流百五十露里は大洋汽船も航行自由である。

二、黑龍江の航運沿革

黑龍江に於ける航行は一八四六年に始まり一八五四年ムラビョフがシルキンスキー工場にて建造せるアルグン號に搭じて下流マルインスク迄下航せる後は船舶の航行は益々確實なる基礎を得、一八五七年には民間の汽船現はれ一八七〇年にはその數二十五隻に達した。一八七一年政府は補助金を與えて特殊會社に黑龍江の定期航路を開かしめ會社はニコラエスク、システレスク間に郵便旅客航行を爲す義務を負ふた。

この定期航路の爲め東部西比利亞の諸都市の交通活況を呈し民間に於ても何等政府の補助なく汽船及艀船を作り一八九二年には二十隻の鋼鐵製汽船と、五十隻の艀船を有する黑龍江貿易會社が創立された。一八九六年には汽船の總數は一六〇隻、一九〇〇年には一六三隻、一九〇六年には一九二隻となり、又汽船にあらざるものも一八九六年の一四五隻に對し一九〇六年には二四五隻となつた。

然るに露本國の政治的革命の影響は遠隔の植民地色彩の濃厚なる西比利亞にも波及し、俄かに船舶營業は不振を極むるにいたり、且つソ聯の國家基本を爲す私有財産制度の絕對的否定は江上の船舶をも沒收せんとせる爲、船主は爭つて哈爾濱に廻航せしめた。而してとり殘されたる船舶は、現在國營ソヴェート商船隊として就航しつゝある。現在はアルグン河より黑河にいたる約一、七〇〇支里、松花江にいたる約三、〇二〇支里、ウスリー江にいたる五二八〇支里の間は可なりの數に上る船舶が航行してゐる。之等の航路上最も航業の盛なるは黑河と同江との間である。

滿洲國側に於ける江上の航路は已に松花江の項に於て說明せる通り富錦、黑河間、黑河漠河間及哈爾濱、虎林間の三定期航路がある。

三、最近の航行水路問題

（一）滿ソ水路協定問題　滿ソ國境を流るゝ黑龍江、烏蘇里、アルグン等の國境河川航行の問題は一八五八年の璦琿條約に依り規定されたるも、露國は舊帝政時代より支那の國威の揚らざるに乘じ屢々有利な地位を占むるに至つた。滿洲國はその成立と同時にこの不利益なる條約を撤廢し、平等にして且つ圓滑なる河川航行を實現すべく、新協定の意思を以てブラゴエ駐在滿洲國領事をして、蘇聯側と交涉せしむるところありしも、ソ蘇は技術家の四散を名としてこれを回避し

た。

然るに一方滿洲國は軍艦商船の實力航行を敢行せるを以て、ソ側も從來の態度をすて、大同二年六月會議開催の用意ある旨回答せるに依り、旅券に外交査證を要求した。然るにソ聯は飽迄水路會議を地方問題として、やがては滿洲國承認を結果する旅券の査證を拒絶せしため、會議は遂に中止せらるゝの已むなきに至つた。

翌九年の解氷期に於て滿洲國にては國境河川に航路標識の單獨設立の件を哈爾濱航政局よりソ聯黑龍江航政局に通達し同年六月二日哈爾濱より銅山、寗安の二船をして作業に上らしめた。於茲ソ聯側も屈して六月十二日より大黑河に於て水路會議豫備會議が開催された。ソ聯側は一九二二年ソ支間に締結された協定を基礎とすべきを主張せるに對し滿洲國側は斯る不平等のものに據ることを斷乎として反對し、一切平等の上に於て討議せんことを要求した。斯くて雙方協定範圍を技術問題に限り且つ平等の立場に於て協定することに定まつた。八月七日に第一次正式本會議を開催し九月四日哈爾濱航政局とソ職側黑龍江航政局との間に調印が成立した、その要旨は

（１） アルグン河・黑龍江、烏蘇里江、興凱湖に於ける滿ソ兩國の船舶航行は各河川の水道範圍に於て共同施設に依る航路標識に依り障碍なく之を行ふこと。

（２） 所定水路に於ける航行の最善條件の保障、必要なる航路標識施設維持、並各種掘鑿、浚渫其の他の作業を共同事業として双方各四名の委員を以てする委員會を組織すること。

（３） 共同技術會は此の種事業に必要なる豫算及計畫を作製し、その執行を監督し支出決算を審査決定すること。

（４） 双方は兩岸に於ける建標作業及その監督を各別に自岸に於いて單獨に行ふものとす。浚渫其他一切の水路上の作業は共同とし、一般の作業費は共同技術委員會の審査決定せる豫算を以て双方同額を負擔すること。

（二） 水路技術委員會と三角洲問題 右の協定に基づき滿ソ水路協定技術委員會は同年十月十三日大黑河に於いて開催され

（１） 航行章程の改訂

（２） 來年度に於ける共同豫算の作製

（３） 共同委員會規定

等を審議せんとせしも會議劈頭滿洲國側は烏蘇里江、黑龍江合流點の三角洲に於ける滿洲國水路に、ソ聯政府の航路標識を設置したることは、水路協定の違反なることを主張しその撤回を要求した。水路協定の規定に拘らず、ソ聯側は合流點の淡路島大の三角洲を全く自國領として取扱かひ種々の構築を行へるのみならず、同島と滿洲國との中間をなすカザケウイチ水道に標識樣のものを設置せることは、烏蘇里江と黑龍江との連絡を遮斷せるに等しく、斯くては滿洲國の交通軍事上到底默認し難き處にして、結局水路問題は根本的解決を待たざる可からざるに至り、共同委員會は一頓挫を來した。

第三項　烏蘇里河

烏蘇里江は東部ソ滿の國境河川にて、支流饒力河と穆稜河とは滿洲國側より流入しスカンヂャ河は興凱湖より流出して之又國境の一部をなすものである。烏蘇里本流はその河口に至る迄での河谷の狀況その全流に亘りて極めて緩平の相を爲し、河岸には極めて廣大なる氾濫區域を有してゐる。故に河岸は楊柳繁茂し人身を沒する程度の草叢の繁みがある。山時にその右岸に迫るも餘り高からず、スカンヂャ河の河口より河は多數の細流に分裂し大迂曲を爲す。河口よりイマン迄の間に於いて二十五ケ所の淺瀨が發見され、その中最も恐るべきはロンチャコーフスキー淺瀨で水深減水時に於いて二呎半となる。穆稜河より上流スンガチャ河までの間には、水深最減水時に於いて二呎半を出でない淺瀨

が四ヶ所ある、興凱湖は水面々積三、八五〇平方露里、灌漑區域一四、三〇〇平方露里を有する一大貯水盤である。湖の北岸及水面の北半は滿洲國に屬し、東岸は濕潤の低地なるも西岸は乾燥せる高地にして居住の好適地である。同湖の水深は七―一九呎にして湖上の航行には何等の支障なきも、湖岸が緩傾斜をなして居る關係上安全なる碇泊地を有せず、而も暴風の襲來頻々たるものがあるから、湖上往來の船舟は相當船體の堅牢を必要とする。

航行上最も障害となるものは同湖と烏蘇里との連絡を爲すスカンヂャ河の出口附近の淺瀨である。スカンヂャ河の出口は湖の東南部の楊柳類の繁茂した一望無變化の低地の中にありて、餘程此の附近の地理に通ぜるものにあらずは、その通路を見出すことは困難である、スカンヂャ河は一九〇露里の長さを有し、その河床は屈曲多く低平なる地域を横流し增水の際には遠く河岸を溢流して大汜濫を起す。河幅は廣からず一五―二五サージェンにして加ふるに流路の迂曲彎折鋭く大汽船の運航は不可能なれども、一一〇呎の汽船が往復した記錄がある。

烏蘇里の水路を爲すものは本流の烏蘇里江と饒力河、穆稜及スカンヂヤの支流にして烏蘇里河には吃水四呎餘の船舶が航行し、その他の三河には戎克の往來盛にしてその舟行の時季は鮭の溯江期と同一期間である。饒力河は滿水時には汽船中流迄溯江し、穆稜河は密山迄溯行することが出來る。

烏蘇里江の開江は四月中旬にして開江後約一週間は流氷續き、時には氷塊堆積して山と築き流水の堰き留めらるゝこともある。烏江の航行は已に松花江の項に於て述べたるが如く、哈爾濱航業公司經營の哈爾濱、虎林間の定期航路ある外、虎林より龍王廟にいたる航路が開拓されて居る。

第四項　其他支流

本省は北部國境を黑龍江に劃し東部は烏蘇里河に境し中央部は松花江を貫き此等三大河は本省の大動脈を爲すものであるが之等に注ぐ大支流として牡丹江、饒力河等を初め大小支流の省内を縱横に縫ふもの多く何れも沿邊一帶に沃野を展開してゐる。

今之等支流の主なるものに就て見るに黑龍江支流としては街律河、鶏蛋河、霍倫喀河あり松花江には螞蜒河、岔林河、西北河、八里河、倭肯河、湯鴨莊河、梧桐河、都魯河、柳樹河、哈達河、安邦河等支流を有し、烏蘇里江に注ぐもの饒力河、畢拉音河がある。就中牡丹江及饒力河は其の最もたるものであるが牡丹江は其の流れ稍々急なる爲め舟航の便少なく僅かに木材の輸送を生命とするも隣接濱江省内諸鐵道の便開くると共に木材も亦之等に吸收せられ往時の運材量なく、又饒力河より烏蘇里河を經て黑龍江に至る水路も木材運送路として見るべきものあるも開發利用遲々たるを免れない。

第三節　空　運

由來滿洲は航空文化の恩惠に浴せず、纔に往々外國航空機の飛翔、通過するに當り其の立寄地としての用を爲すに過ぎずして、全く航空文化の圏外に取殘されて來たのであるが、吾國は其の建國と共に文化建設の工作手段として、航空事業の勃興に努めて來たのである。殊に吾國は其の地理的關係上、將來國際航空路を把握すべき使命を有し、且つ國内の事情亦航空事業の發達を促すべき礎地を備へてゐる。

即ち世界航空先進國は何れも國内及國外に亘り、其の航空路擴張に餘念なくして何れも世界航空路圖上、空疎なる東亞の空を目指して航空路開拓の手を延ばさんとして居り、滿洲は將來之等國際航空のメインラインを抱擁すべき地歩を占むるものと謂ふべく、又吾國は其の國内交通機關未だ全たからず、即ち鐵道の敷設未だ密ならず、道路不備にして地方の交通設備は不完全且つ不安の域にあるもの多く、殊に北滿の地方は一層其の感を深ふするものがある。斯かる事情は吾國が

國土尨大にして而かも其の大部分が平原であり、氣流、氣象の好條件と相俟ち、航空機は最も安全、確實にして而かも快速なる交通機關として利用せられ發達すべき自然の數を有すると言ふべきである。故に政府は航空事業の確立を企圖し、滿洲航空會社を興して政府の保護奬勵の下に航空事業を經營せしめ、同時に交通部路政司に於て之が取締に關する事項を掌らしむる事としてゐる。

斯くて滿洲航空會社は大同元年十月二十六日設立せられ、旅客貨物、郵便物等の航空輸送を經營し全滿主要地間を飛翔し至大の便益を齎してゐるのである。

本省に於ては前述の如く鐵道開設遲れて其の便なく、三大水系を有するも其の利用亦全からず、道路は槪ね低濕地にして利用意の如くならず、夏期は道路交通不能なるを以て水運に依り凍結期は自動車、馬車、橇等により辛じて交通し得る狀態にあり、東北僻遠に偏して交通路線は極めて未發達の域に置かれてゐる。されば他省鐵道沿線主要地と本省內主要地間の迅速なる交通は航空の便に俟つの外なく、從つて航空線の一般利用者剎到して常に滿員の活況を呈してゐる。

今本省主要地を中心として航路を見るに左の三大線である。（滿洲航空會社調）

（一）哈爾濱—依蘭—佳木斯—富錦（每日一回）

（二）牡丹江—勃利—佳木斯—依蘭（每週日、水、金三回）

（三）哈爾濱—牡丹江—八面子—半截河—密山—虎林—饒河—富錦（每週往路日、水二回、復路月、木二回）

而して之等三線の距離及所要時間を見るに次の如し（滿洲航空會社調）

（距離）	二五〇粁	七五粁	一四〇粁	計四六五粁	
（一）	哈爾濱	依蘭	佳木斯	富錦	
（所要時間）	一時二〇分	二五分	四五分	計二時間三〇分	

（距離）	一六五粁	一一〇粁	七五粁	計三五〇粁
（二）	牡丹江	勃利	佳木斯	依蘭
（所要時間）	五〇分	三五分	二五分	計一時間五〇分

（距離）	二八〇粁	二七〇粁	一〇〇粁	四〇粁	一五〇粁	一〇〇粁	二〇五粁	計一、一四五粁
（三）	哈爾濱	牡丹江	八面子	半截河	密山	虎林	饒河	富錦
（所要時間）	一時二五分	一時間三五分	四〇分	一五分	五〇分	四〇分	一時間一〇分	計六時間三五分

備考　前記（三）哈爾濱—富錦間東部廻線は軍用線にして原則として軍專用とし空席ある時に限り一般旅客を取扱ふ。

第四節　道　路

第一項　路　線

滿洲は由來本格的道路建設なるもの絕へてなく、行く處として泥土膝を沒するてふ狀態におかれてゐたのであるが、其の原因の一は農本國たる滿洲に於ては春、秋に亘つて耕耘し冬期結氷の期に及んで其の生產物の輸送を爲す事に依つて、農業經濟の調節が圓滿に行はれつゝある事實である。即ち嚴冬行く處として道のない季節に於ても、農耕を了つて閑散期にある人馬の努力と車輛とは直ちに生產物の輸送に充用せられ、彼此相利するの事情にあるのは當に農業合理化の一重點と謂ふべきである。從つて道路の建設は過去に於て必ずしも顧るの要なき狀態であつた。

然るに滿洲國の將來は斯くの如き原始的交通狀態に甘んずる事を許さず、即ち農業に於ては四時運輸の便あるに依り、其の生產物の價格調節を計り得ると共に、更に又一般貨物の迅速なる輸送と國防、治安維持並に急速に自動車運行を目的

とする道路の建設を必要とせざるを得ないのである。

即ち國防を嚴にし、治安の全きを維持し得るならば、國家凡百の事皆其の緒に就き翕然として其の繁榮を望む事を得るもので之れ國道建設の重要なる理由の一である。又自動車運行が自由なる國道の四通八達するならば、國內の交通系統は面目を一新し之に依り內政機能の敏活と、經濟力の增進は期して待つべきものであつて、且又國道建設により地方民に授職の機會を與ふる事は、疲弊せる農村救濟の效果を舉げ得る事となるのであつて、之れ國道建設の重要なる理由の第二である。

上述の如く國道建設の重要性に鑑み大同二年三月三日國道局設立せられてより國道建設に當る事となつたのである。各主要地に建設處を設け而して曩に國道建設籌備事務に當つた關東軍特務部が立案せる十ケ年六萬粁建設計畫を基本として國道三ケ年七千粁建設計畫を樹立し之に要すべき經費一千五百萬圓は建國公債を以て支辨せらるゝ事となつた。斯くして大同二年末までに三 七〇〇粁建設を完了し之れが經費七四〇萬圓を費したのであるが第三ケ年度即ち康德元年度に於ては之を一般財源に移し當初の計畫に多少の修正を加へ總額一、四六〇萬圓を以て約三千粁を建設する事としたのである。更に康德二、三年度に於ては一、九九〇萬圓を以て三千五百粁を建設する事となり斯くの如くにして康德三年末に於ては四千二百萬圓を投じて約一萬二百粁の國道を建設する事となるのである。

次に本省內に於ける道路に就て見るに陸路は水運の大動脈たる松花江に沿へるものと江岸より奧地に派出するものとがある。而して從來三姓を以て當地方政治交通の中心とし近來亦富錦、佳木斯の二邑勃興すると共に之等三都邑を中心とする交通日に多きを加へ從つて省內道路も概ね此等三都邑を中心として發達してゐる。

然れども本省の地は大小河川各地に横はり之等に對する橋梁架設せらるゝもの極めて少なく又隨所に濕地、沼澤地多き爲め此等道路の交通運輸に利用さるゝは僅かに冬季結氷期に限られ夏季は殆んど陸路交通杜絕し水運によるの外はない。

本省內國道として主なるものは富錦、寶清及佳木斯――勃利間の二線である。此外主要道路としては哈爾濱より同江に至る一、〇〇〇餘支里、依蘭、勃利間一三八支里、富錦、寶清間二五四支里、綏濱、蘿北間等がある。其他主要道路を列記すれば次の如し。（數字は粁數）

（1）哈爾濱――通河――依蘭――湯原――佳木斯

（2）哈爾濱――方正――依蘭――佳木斯
（二六〇）（二一五）（二三〇）

（3）佳木斯――樺川――富錦――同江――撫遠
（八〇）（二六〇）（一一五）（二五〇）

（4）佳木斯――湯原
（六〇）

（5）方正――烏吉密（珠河縣、東部線）
（二三五）

（6）依蘭――寧安
（三〇〇）

（7）依蘭――勃利
（一三八）

（8）依蘭――密山（昔日は哈爾濱方面より密山地方への移民通路たりしも現在は殆んど使用する事なき爲め破損荒廢す）

（9）樺川――寶清

（10）富錦――寶清――密山
（二五四）（二四〇）

（11）富錦――饒河（低地に通ずる道路にして殆んど使用せず）

（12）撫遠――饒河（四二二）

（13）饒河――寶清（四〇〇）

第二項　自動車運營

從來長途自動車營業をなさんとする者は中華民國制定の長距離自動車公司條例及長距離自動車公司許可證發行規則に據り各省に於て管理規則等を制定し省長營業許可をなし、事業出願者は中華民國人に限り一ケ年を限度としたが各省區々にして舊吉林省に於ては實業廳主管の下に出願者に對し省長許可を與へ自動車鑑札を附與し汽車換照費として毎年大洋十二元を三期に分ち納付せしめてゐた。

然るに各省とも許可稅及車捐の增收に重きを置き一路線に數人多きは十數人に許可せる例もあり從つて自然營業者間に競爭を生じ、採算を度外視せる運賃を以て營業し或は不合理なる經營方法に依り車輛の改善、道路の補修等を顧慮せず事業成績振はず冬期に於ける副業的氣分を以て營業せらるゝ狀態であつた。之に鑑み地方交通機關として又文化產業開發及び治安工作上普及發達を助長せんが爲め國內同一の法令下に之を統一し又特許に就ては一定方針の下に交通部大臣之を總括すること、なし以て國內に於ける事業全般の統制を計ることゝなつた。此に於て交通部より大同二年二月二十五日（訓令第四十三號）「長距離自動車營業の許可に關する件」發せられ「從來各官廳より長距離自動車營業の許可證を受けたる者は須く…三月二十五日迄に管轄縣公署及省公署を經由し本部に屆出づべし、若し期限內に屆出を爲さざる者は直ちに其營業許可を取消す」ことゝせられ又同年五月三十一日（敎令第四十三號）交通部の官制を改正し自動車運輸事業の統制は

該部の管轄に歸せしめらるゝ事となつた。斯くて從來舊吉林省公署實業廳に於て主管せる長途自動車營業許可の件は大同二年六月十四日を以て交通部に移管した。而して國營自動車運輸事業の經營は國有鐵道の滿鐵委任經營と共に其の附帶事業として等しく之を委任する事となり爾來同社は鐵路總局をして之が經營に當らしめてゐるのである。

新法令自動車運輸許可章程並に自動車交通營業法は目下審議中に依り同年十一月二十三日訂正書式調查案に關する件發布以來自動車運輸許可章程を援用しつゝあり、事業の健實なる發達を期せんが爲め從來の濫許制を排し一路線一營業主義を採ると共に基礎鞏固なる經營者を許可するの方針である。

今本省自動車運營の實況を見るに本省の地は大小河川縱橫に貫流し然かも之等河川には橋粱の架設せらるゝもの極めて少なきを以て自動車通路として之等河川の橫斷不可能の狀態にあり、殊に地方一帶は濕地沼澤隨所に橫はるを以て夏季運營は殆んど停滯の已むなき狀態に置かれ冬季結氷期のみ辛じて行はれてゐる。

されば本省內自動車運營路線は左記の如き鐵路總局經營のものと民營の二種に分たるゝも其數極めて少なきのみならず此等路線と雖も前記事由の爲めに夏季運營するもの殆んどなく何れも冬季のみ利用せらるゝものである。

管內長途自動車國營路線

區間	經過地	粁程	摘要
哈爾濱―同江	通河、三姓、佳木斯、富錦	六九二粁	
佳木斯―勃利	永豊鎭、湖南營	一八四〃	

管內長途自動車民營路線

（康德三年三月末現在 三江省公署民政廳調）

區間	經過地	粁程	摘要
依蘭—勃利	双河鎭	一六〇粁	屯墾團經營
佳木斯—勃利	永豊鎭、湖南營	一八四〃	同
富錦—集賢鎭	永安屯	六〇〃	滿人經營
富錦—寶清	柳大林子	一四〇〃	同

第五節　通信

第一項　郵務

事變前に於ける滿洲の郵政を見るに、一九一三年東三省は東三省郵界となり奉天に管理局を設け、舊吉林省内に於ては長春（現新京）、吉林、哈爾濱に一等郵局を設けてゐたが後東三省郵界は南、北滿洲の二郵界に分割せられ、哈爾濱に管理局を設け北滿洲郵界を管轄せしむる事とした。從つて本省は哈爾濱郵務管理局の管轄下に置かれ長春、吉林に一等郵局を設け其他の重要地に二、三等郵局及代辦所及信櫃を設け、必要に應じては市中の要所に信箱、信筒を設置し、村落には鄉間信櫃其他の集配機關を置き、而して此等郵便物遞送は、汽車による汽車郵路、汽船による汽船郵路、民船による民船郵路、配達夫による郵差郵路の四に大別さるゝが、交通機關の見るべきもののなき舊吉林省に於ては前三者に比し、郵差による遞送が最も重んぜられてゐた。郵差は歩差、馬差の二とし、豫め發着時間表を作成して豫定日時間に遞送せしむる事としたが、重要都市間を除いては普通二日又は三日に一回とし、甚しきは一週一回配達したのである。

滿洲國政府は大同元年四月一日を以て國內郵政接收を宣言し、新たに郵便切手、葉書を制定し、大同元年八月一日を期して滿洲國內に於ける郵政權の接收を斷行することに決し、七月十一日交通部郵政司より郵便法、爲替法、預金法等に關する條例を正式發表した所、南京政府は之に對し、滿洲郵政封鎖令を發し、七月二十四日以後全滿郵政局は一齊に閉鎖され一時郵務停止の已むなきに至つたが、政府は緊急善後策協議の結果、實力を以て接收することゝなり二十五日完全に接收を終へ、郵務司に於て國內の郵政を統制し奉天、哈爾濱に郵政界管理局を設置し、重要都市の順序に一、二、三等郵便局を設くることは從來と異なる處はなかつた。

康德元年十二月一日地方行政制度改革の實施せらるゝや之と呼應し、交通部は郵政局官制第四條に依る郵政管理局管理區域を改正し、同日より實施することゝなつた。即ち奉天、哈爾濱の外更に新京に管理局を設くる事となつた。而して本省內各縣は哈爾濱郵政管理局の管下に屬するものとし各縣に各郵局を配置して郵務を行つてゐるものである。

啻だ本省內は前述の如く交通機關未開未發達の爲め之等交通機關に依存する郵件の遞送極めて遲滯するを免れず、松花江岸地方は比較的便利なるも奧地及黑龍江沿線地帶の諸縣は一週一回餘の配達あるのみにして、冬季は中央新京地方よりの郵件遞送は一ケ月以上を要するを常としてゐる。唯依蘭、佳木斯、富錦等航空路開設地に航空便の遞送せらるゝ便あるのみである。

今本省內郵局及各取扱事務に付表示すれば次の如くである。

省內郵局所在地及取扱事務

（康德三年三月末現在　交通部郵務司調）

局名	開局年月日	位置	快遞郵件 別配達	保險信函 價格表記書狀	保險箱匣 價格表記箱物	代收貨價 掛號郵件 代金引替通常	開發滙兌 爲替振出	兌付滙兌 爲替拂渡	國際滙兌 外國爲替	國際滙兌（辨理限滙事務） 外國爲替（振當國に制限あるもの）	國內特殊包裏 國內特殊小包	國際包裏 外國小包	國際代收貨價包裏 外國代金引替小包	郵政儲金 郵便貯金	汽機通運 汽車又は汽船の通ずる地	國內小爲替	滿華爲替	引受時刻證明	滿日通常爲替 及滿日小爲替	滿日電信爲替
富錦	大同元、九、三十	富錦縣西南二道街	○			○	○B	○B		○	○B	○		○		○	○乙	○	○	
依蘭	〃元、十、六	依蘭縣魚市街				○	○B	○B		○	○B	○		○			○乙		○	
方正	〃元、十、四	方正縣東南大街				○	○B	○B			○B			○			○乙			
佳木斯	〃元、十、八	寶川縣、佳木斯東大街	○			○	○A	○A		○	○B	○		○		○	○丙	○	○	○
樺川	〃元、十、四	樺川縣東十字街路北					○B	○B			○B						○乙			
撫遠	〃二、二、二	撫遠縣城西大街					○C	○C									○甲			
饒河	〃二、二、十	饒河縣城					○C	○C									○甲			
寶清	〃二、一、五	寶清縣南大街					○C	○C												
勃利	〃二、二、十二	勃利縣正陽街					○C	○C									○甲			
同江	〃二、二、八	同江縣朝陽街					○C	○C									○甲			
通河	〃元、九、二	通河縣西南大街				○	○B	○B			○B						○乙			
蘿北	〃二、二、十三	蘿北縣肇興鎭					○C	○C									○甲			
綏濱	〃元、十、十二	綏濱縣日昇街					○C	○C		○							○甲			
湯原	〃元、十、十六	湯原縣中興街					○C	○C			○B						○甲			
林口	康德二、八、二十	勃利縣林口					○B	○B		○	○B	○		○	○				○	

備考　取扱事務欄には當該事務を取扱ふものに就き○印を附し取扱金額に制限あるものには其の制限額に依り八百元は$^{A}_{(甲)}$四百元は$^{B}_{(乙)}$一百元は$^{C}_{(丙)}$の略號を記入す、但し國內特殊小包欄のBは五百元迄とす

第二項　電信・電話

滿洲に於ける通信業務就中電信、電話、通信施設に就ては由來何等見るべきものなく發達遲々たるものであつたが、滿洲建國以來地方治安の維持、產業の開發、經濟の發展、文化の向上に資せんが爲め郵政の確立と共に電信、電話事業の普及、發達を企圖し先づ日、滿合辦による電信、電話會社を設立し大同元年九月一日より事業を開始せしめ、通信施設の改善、擴張を圖つたのである。即ち同社は其の創設と同時に電信施設としては北滿、熱河及京圖線、拉濱線等新設鐵路沿線に電信機械の新設改良をなし、又主要地間の電信回線新設及電信方式變更改良に努め、新規回線の完備を期してゐるのである。斯くの如くにして各地との通信容易となり、殊に北滿地方の如き由來施設の見るべきものなかりし地方に於ても省內各主要地間の通信、連絡の便開け此等通信施設の擴張は文化の開發を促し、產業の開發、治安の確立上至大の貢獻をなしてゐるものと謂はなければならない。

尤も本省の地は由來此種通信連絡機關缺如し不便少なからざるものがあつた。されば本省成立以來電燈會社に於て漸次電信網の敷設に努めつゝあり、逐次電信網を整へ各地通信連絡の便月と共に開けつゝあるのである。尚ほ本省に於ては治安關係上省公署警務廳に於て警備電話の架設を急ぎつゝあり、之が豫算を計上して經費の令達を受け昨年度に於て依蘭、同江間敷設工事を初めとし各地間の連絡を密ならしむべく努めてゐる。更に本年度に於ても依蘭―同江、富錦―寶淸、連江口―鶴立崗、梧桐鎭―鶴立崗、勃利―依蘭、方正―延壽等各地間の架設を計畫し警備連絡上萬全を期せんとしてゐるのである。

第六節　土木事業

第一項　概説

建國以前の土木行政は全く無統制にして單に軍閥の自己活動に必要なる軍事道路の築造のみに專念し、河川の如きは何等施設する事なく松花江、牡丹江、烏蘇里江及其支流等は毎年降雨期に氾濫し人畜農作物に及ぼす影響夥しく産業上支障する處少なからざるものがあつた。されば滿洲建國後民政部（土木司）は各省を指揮督勵して在來道路の維持修理及河川の改修に努め省内道路行政の面目を一新し河川改修工事見るべきものがあつた。然るに本省の地は東北僻遠にして從來比較的施設乏しく放任の狀態にあり、されば本省成立以來本省地區の特異性に鑑み特に之等土木事業の遂行に努め、康德元年度より二年度に至る間一、七六二粁の道路築造を行ひ、從前顧られざりし幾多河川の橋梁架設をなし此等土木工事に就ては或は國庫補助により或は地方住民賦役により鋭意土木事業の促進を計つてゐるのである。

康德二年度土木事業費としては民政部より道路維持費二、四六〇圓、護岸維持費一七〇圓、水陸連絡維持費一、三三〇圓、河川改修費二三、〇三〇圓令達せられたるを以て先年度と同様重點主義に基き緊急必要なるものより施工してゐる。

又省城佳木斯都邑計畫に就ては康德元年縣起債九十二萬圓（財政部特殊投資會計）を財源として同年以降康德四年まで三ケ年計畫を以て計畫遂行に當る事とし先づ元年度三十萬七千圓を借入れ事業に着手し爾來着々工事を進めてゐるのである。

第二項　實施狀況

以上概記せる如く本省土木事業に就ては本省成立以來鋭意進捗してゐるのであるが之等土木費としては民政部令達に係るものと住民賦役によるものとあり今此等土木事業に付康德二年度來の實施狀況を表示すれば次の如くである。

康德元年度土木事業費配付及實施狀況一覽表　（三江省公署民政廳調）

箇所名 縣名	箇所名 市區名	工種	延長（米）	幅員	工費	費目	施工方法	着手竣工年月日	摘要
樺川	佳木斯	道路補修 木橋架換	一九〇 五・六	一五・〇 一〇・〇	二、二〇〇・〇〇	道路改修費	請負	康德一、六、二 一、六、三〇	
同	同	道路改修	一九〇	一五・〇	二、五〇〇・〇〇	道路維持費	同	一、六、一 一、六、三〇	
同	同	都邑計畫			一三、三〇〇・〇〇				吉林省より康德元年度樺川縣に豫算配付を受けたり
小計	―	―	―	―	一八、〇〇〇・〇〇	―	―	―	
依蘭	依蘭	護岸	二八〇		二、四〇〇・〇〇	護岸復原費	請負	一、六、一 一、六、三〇	
同	同	道路補修	一、〇〇〇	五・〇	二、〇〇〇・〇〇	道路維持費	同	一、六、一〇 一、六、三〇	
同	同	堤防	一箇所		一五、六〇〇・〇〇	補助堤防補修費	同	一、六、一 一、六、三〇	

同	同	護岸	三三〇		三、〇〇〇・〇〇		同		吉林省より康德元年度依蘭縣に豫算配付を受けたり
小計	—	—	—	—	三三、〇〇〇・〇〇	—	—	—	
通河	通河縣城地內	道路改修	三〇〇	一〇・〇	六四〇・〇〇	道路改修費	請負	一、六、一一 一、六、三〇	
通河	通河縣城地內	護岸	五〇		一、二〇〇・〇〇	護岸復原費	請負	一、六、一 一、六、三〇	
小計	—	—	—	—	一、八四〇・〇〇	—	—	—	
富錦	硯台山夾道林子	道路改修	六、八〇〇	五・〇	一、五〇〇・〇〇	道路改修費	請負	一、五、一〇 一、六、三〇	
小計	—	—	—	—	一、五〇〇・〇〇	—	—	—	
撫遠	撫遠縣城地內	道路改修	一、〇〇〇	五・〇	一、五〇〇・〇〇	道路改修費	請負	一、六、一 一、六、三一	
同	同	護岸	四〇		五〇〇・〇〇	護岸維持費	同	一、六、一 一、六、三一	
小計	—	—	—	—	二、〇〇〇・〇〇	—	—	—	
同江	同江縣城地內	道路改修	五四〇	三・〇	五〇〇・〇〇	道路改修費	請負	一、六、一 一、六、三〇	
同	同	護岸	四、八六〇		一、七〇〇・〇〇	護岸復原費	同	一、六、一 一、六、三〇	
小計	—	—	—	—	二、二〇〇・〇〇	—	—	—	
綏濱	綏濱縣城地內	道路改修	一、六八〇		一、〇〇〇・〇〇	道路改修費	請負	一、五、二〇 一、六、一〇	
同	同	護岸	二〇九		三、〇〇〇・〇〇	護岸復原費	同	一、六、一 一、六、三〇	
小計	—	—	—	—	四、〇〇〇・〇〇	—	—	—	
方正	方正伊漢通間	護岸	七〇		一、〇〇〇・〇〇	護岸復原費	請負	一、六、一 一、六、三〇	

同	同	道路改修	三、六〇〇	四・〇	三六〇・〇〇	道路維持費	同	一、六、一 一、六、三〇	
小計	—	—	—	—	一、三六〇・〇〇	—	—	—	
湯原	縣城東桦廠	護岸	五〇〇		六〇〇・〇〇	護岸復原費	請負	一、六、一一 一、六、三〇	
同	同	道路改修	八〇〇	五・〇	八〇〇・〇〇	道路維持費	同	一、六、一一 一、六、三〇	
小計	—	—	—	—	一、四〇〇・〇〇	—	—	—	
寶清	大孤山鮑家店	道路修築	一、四〇〇	七・三	五〇〇・〇〇	道路維持費	請負	一、六、一〇 一、六、三〇	
小計	—	—	—	—	五〇〇・〇〇	—	—	—	
饒河	縣城	道路補修	一、〇〇〇	五・〇	一、〇〇〇・〇〇	道路維持費	請負	一、六、一〇 一、六、三〇	
小計	—	—	—	—	一、〇〇〇・〇〇	—	—	—	
鳳山	縣城	道路工事	七五〇		五〇〇・〇〇	道路維持費	請負	一、六、一 一、六、三〇	
小計	—	—	—	—	五〇〇・〇〇	—	—	—	
蘿北	興東鎭	道路改修	一、〇〇〇	二・〇	八〇〇・〇〇	道路維持費	請負	一、六、一〇 一、六、三〇	
小計	—	—	—	—	八〇〇・〇〇	—	—	—	
合計	—	—	—	—	五八、一〇〇・〇〇	—	—	—	

康德二年度土木事業費配付及實施狀況一覽表（三江省公署民政廳調）

箇所名 縣名	箇所名 區名	工種	延長(米)	幅員	工費	費目	施工方法	着手竣工年月日	摘要
蘿北	徐家屯	橋梁架替	一六・〇	四・〇	六〇〇・〇〇	道路維持費	請負	康德二、一〇、一〇 二、一一、一九	

小計	—	—	—	—	六〇〇・〇〇	—	—	—	
同江	同江縣城	橋梁架替	四・〇	四・〇	三〇〇・〇〇	道路維持費	請負	二、一〇、二五 二、三、三一	
同	同	護岸工事	三六〇・〇		一八、七二七・〇〇	河川改修費	請負	二、一二、一 二、三、三一	
小計	—	—	—	—	一九、〇二七・〇〇	—	—	—	
鳳山	孫家船口	橋脚工事	一組		一、二七五・〇〇	道路維持費	請負	二、一〇、一五 二、三、三一	
小計	—	—	—	—	一、二七五・〇〇	—	—	—	
依蘭	依蘭縣城直東會	護岸工事	一〇・〇	上巾一・〇 下巾〇・三	一三六・〇〇	護岸維持費	請負	二、一一、二〇 二、三、五	
同	同	同	七九・〇	同	一、〇〇〇・〇〇	水陸連絡維持費	請負	二、一一、二〇 二、三、五	
同	縣城飛行場間	道路改修工事	三、〇〇〇・〇	二・五	二、三二五・〇〇	補助警備用道路改修費	請負	二、八、一 二、一二、一〇	
同	雙河鎭興隆鎭	防護堤工事	一、八〇〇・〇		一、一九七・〇〇	補助部落防護施設費	請負	二、一一、二〇 二、三、三一	
小計	—	—	—	—	四、六三八・〇〇	—	—	—	
通河	通河縣城	護岸工事	八〇・〇		二、〇〇〇・〇〇	河川改修費	請負	二、九、三〇 二、一一、三〇	
小計	—	—	—	—	二、〇〇〇・〇〇	—	—	—	
方正	方正縣城伊漢通間	道路改修	五、〇〇〇・〇	一〇・〇	二、五〇〇・〇〇	補助警備用道路改修費	請負	二、一一、一〇 二、三、三一	
同	會發恒	防護堤工事	一、四〇〇・〇		九三一・〇〇	補助部落防護施設費	請負	二、一一、二〇 二、三、三一	
小計	—	—	—	—	三、四三一・〇〇	—	—	—	
湯原	縣城東柈廠間	道路改修	五、〇〇〇・〇	二・〇	一、五〇〇・〇〇	補助警備用道路改修費	請負	二、一一、二八 二、三、二七	

同	東柈廠竹簾鎭	防護堤工事	一、一五〇・〇		七六四・七五	補助部落防護施設費	請負	二、一一、二八 二、三、二七	
小計	—	—	—	—	二、二六四・七五	—	—	—	
勃利	縣城林口間	道路改修	水拔橋梁六個所		一、〇〇〇・〇〇	補助警備用道路改修費	請負	二、一一、二〇 二、三、三一	
同	林口	防護堤工事	一、六〇〇・〇		一、〇六四・〇〇	補助部落防護施設費		二、一一、二〇 二、三、三一	
小計	—	—	—	—	二、〇六四・〇〇	—	—	—	
綏濱	縣城	防護堤工事	一、〇〇〇・〇		六六五・〇〇	補助部落防護施設費	請負	二、一二、一〇 二、三、三一	
小計	—	—	—	—	六六五・〇〇	—	—	—	
饒河	東安鎭外四ケ所	防護堤工事	二、五五〇・〇		一、六九五・七五	補助部落防護施設費	請負	二、一一、二〇 二、三、三一	
小計	—	—	—	—	一、六九五・七五	—	—	—	
樺川	曲家營	防護堤工事	五〇〇・〇		三三二・〇〇	補助部落防護施設費		二、一一、二〇 二、三、三一	
小計	—	—	—	—	三三二・五〇	—	—	—	
合計	—	—	—	—	三七、九九三・〇〇	—	—	—	

康德二年度補助縣官舍營繕費支辦縣官舍建築工事一覽表

（三江省公署民政廳調）

箇所名 縣名	箇所名 區名	工事名稱	面積	金額	施工方法	着手竣工年月日	摘要
綏濱	綏濱縣城	參事官公館及職員宿舍建築工事	二三八・〇	七、〇〇〇・〇〇	請負	康德二、一〇、一〇 二、一二、一〇	
通河	通河縣城	同	二三八・〇	六、〇〇〇・〇〇	同	二、一〇、一 二、一一、三〇	

實清	實清縣城	同		二三八・〇	六、〇〇〇・〇〇	同	二、九、一 二、一〇、三一
計				七四一・〇	一九、二〇〇・〇〇		

自康德元年至康德二年間賦役に依る道路修築表

(三江省公署民政廳調)

縣名	路線數	道路延長	道路幅員	賦役延人數	摘要
樺川	二	一九二粁	自四米 至一〇米	一九二、〇〇〇人	主に冬季自動車道路として急築
富錦	一	一七二	〃	一七二、〇〇〇	〃
寶清	一	一八〇	〃	一八〇、〇〇〇	〃
勃利	一	六四	〃	六四、〇〇〇	〃
依蘭	三	三六四	〃	三六四、〇〇〇	〃
方正	三	六〇	〃	六〇、〇〇〇	〃
通河	三	一四八	〃	一四八、〇〇〇	〃
鳳山	一	三二	〃	三二、〇〇〇	〃
湯原	三	一四四	〃	一四四、〇〇〇	〃
蘿北	一	九〇	〃	九〇、〇〇〇	〃
綏濱	三	一五〇	〃	一五〇、〇〇〇	〃
同江	一	九〇	〃	九〇、〇〇〇	〃
撫遠	二	四六	〃	四六、〇〇〇	〃
饒河	一	三〇	〃	三〇、〇〇〇	〃
計	二六	一、七六二	〃	一、七六二、〇〇〇	出役一戸平均一〇、九人

第七章　文教

第一節　總説

第一項　教育方針

大同元年三月一日滿洲國成立するや先づ文教局建國の精神を宣明にする必要あり、次いで同二十五日國務院令第二號を以て各學校をして從來に於ける三民主義及び黨義教科書を一律に廢止すると共に王道主義の下に國家觀念の培養禮儒の尊重を旨とせる文教方針を提示した。本省に於ても立國の精神及び文教部の方針に則り吉林省教育方針を定め以て具體的實現を期したのである。即ち

一、三民主義國民黨義に換ふるに王道主義を以てし、王道の眞義に基き建國の理想を明暢にし國家觀念の涵養に力む

二、人格の陶冶を基本にし勤勞自助の精神を振作し、以つて道德教育の確立を期す

三、環境に即し、實生活に適應する教授訓練を施し以つて產業教育の徹底を期す

四、國民生活に必要なる知識、技能を授け健全なる身體發育の促進を計る

以上の教育方針に基き教材の一大取捨を行ふと共に授業に當り常に補足的講授をなさしめ日語を普及せしむるにも單に語學の上達を期するのみならず眞の日本精神の理解と日本文化の吸收を目的とし仍つて以て混然たる日滿融和の精神を把握せる第二國民の涵養をなさんとした。學校其他の施設方面に於ては先づ國民普通教育の普及を圖らんが爲め事變以來未だ開校するに至らざるもの、開校を促進し縣立中學校は遠からず之を省立に移管し縣をして專ら小學校教育に當らしめ又

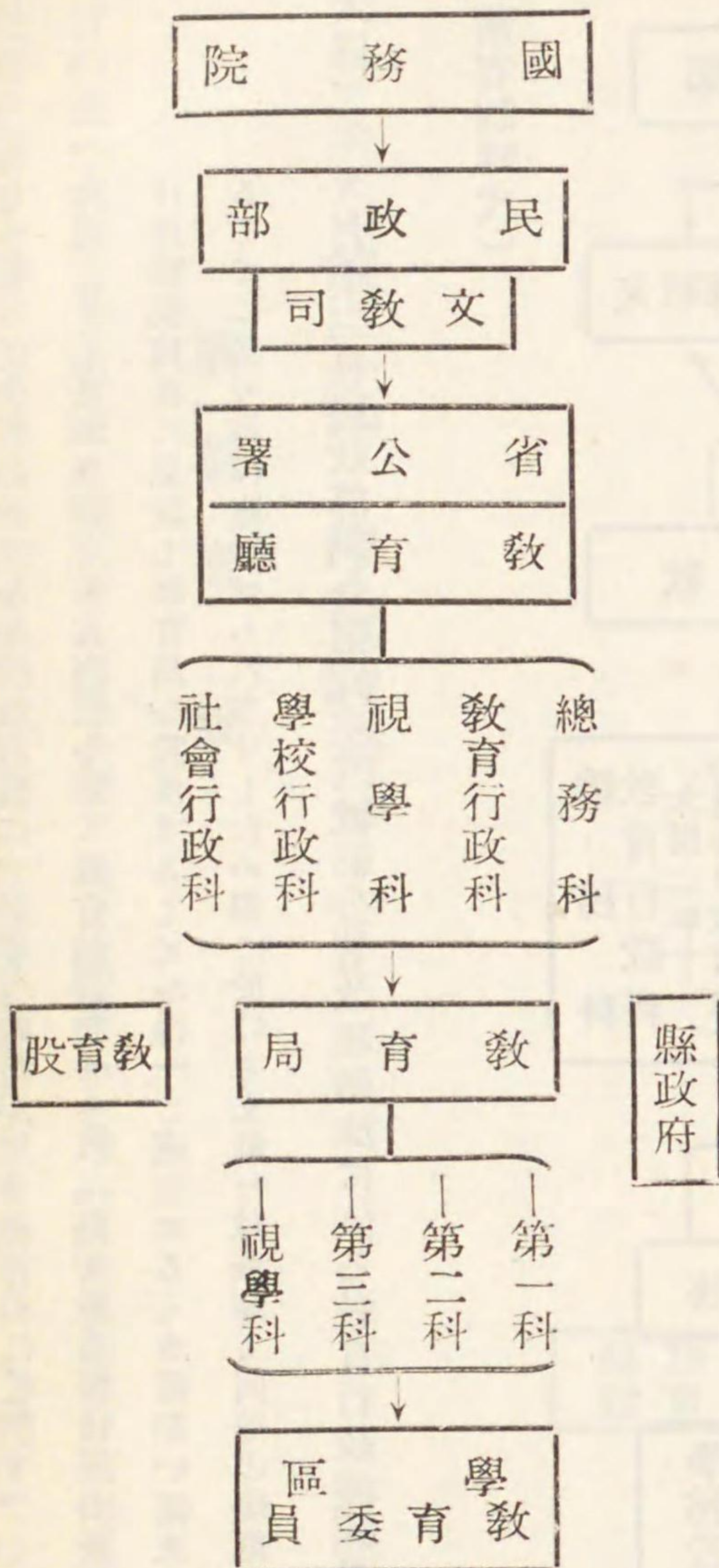
私塾、私立學校を指導監督し小學校教員の檢定、諸研究會、講習會を設け質的向上を期し從來文科偏重主義中學校に實科を增設し更に產業教育の普及を期せんとしてゐる。又康德二年五月二日御煥發あらせられし回鑾訓民詔を奉戴し詔書の精神の普及を圖り以て日滿一德一心にして永固不可分の關係を適確に認識せしめんとしてゐる。

第二項　教育行政機構

教育行政機構に就ては建國以來三次に亘る改革が行はれたが今之について沿革的に摘記すれば次の如くである。

（一）大同元年三月九日付敎令により各部官制公布より大同元年七月二十五日に至るまでの教育行政機關系統表

（舊省制時代）

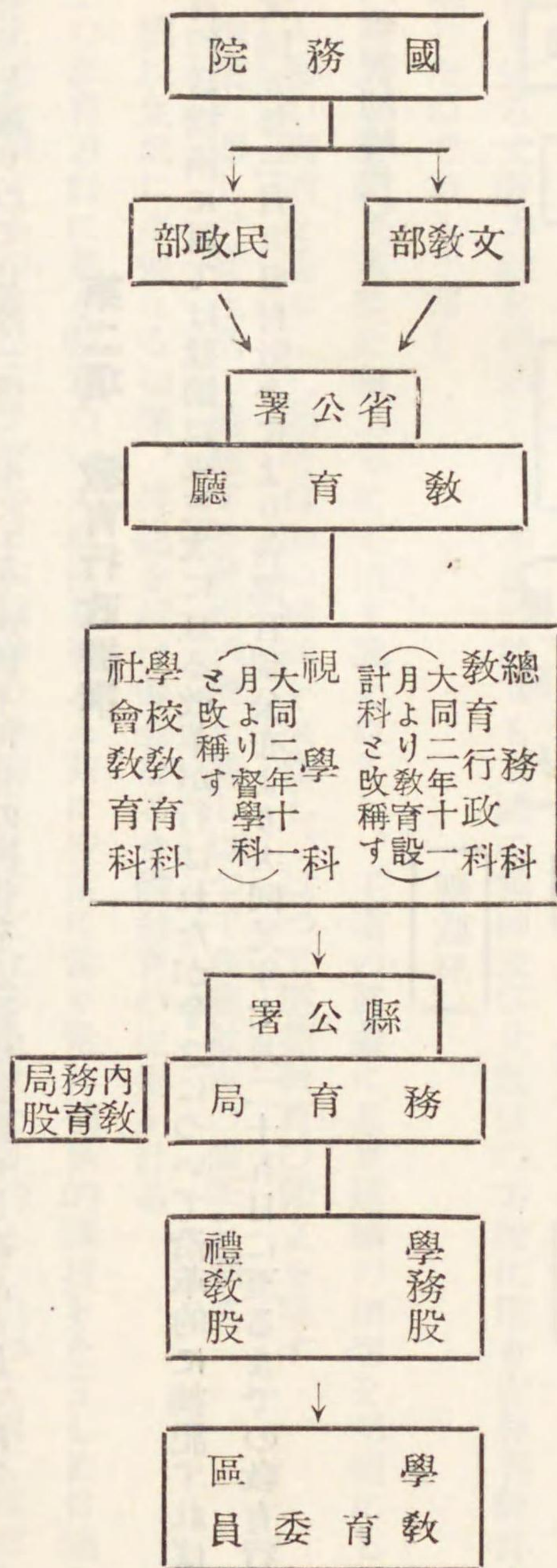


（註）一、大同元年七月二十五日文教司廢止せられ新に文教部設立せられ省公署教育廳は民政部及文教部の指揮監督を受くることゝなり教育廳學校行政科を學校教育科に、社會行政科を社會教育科に改稱す。

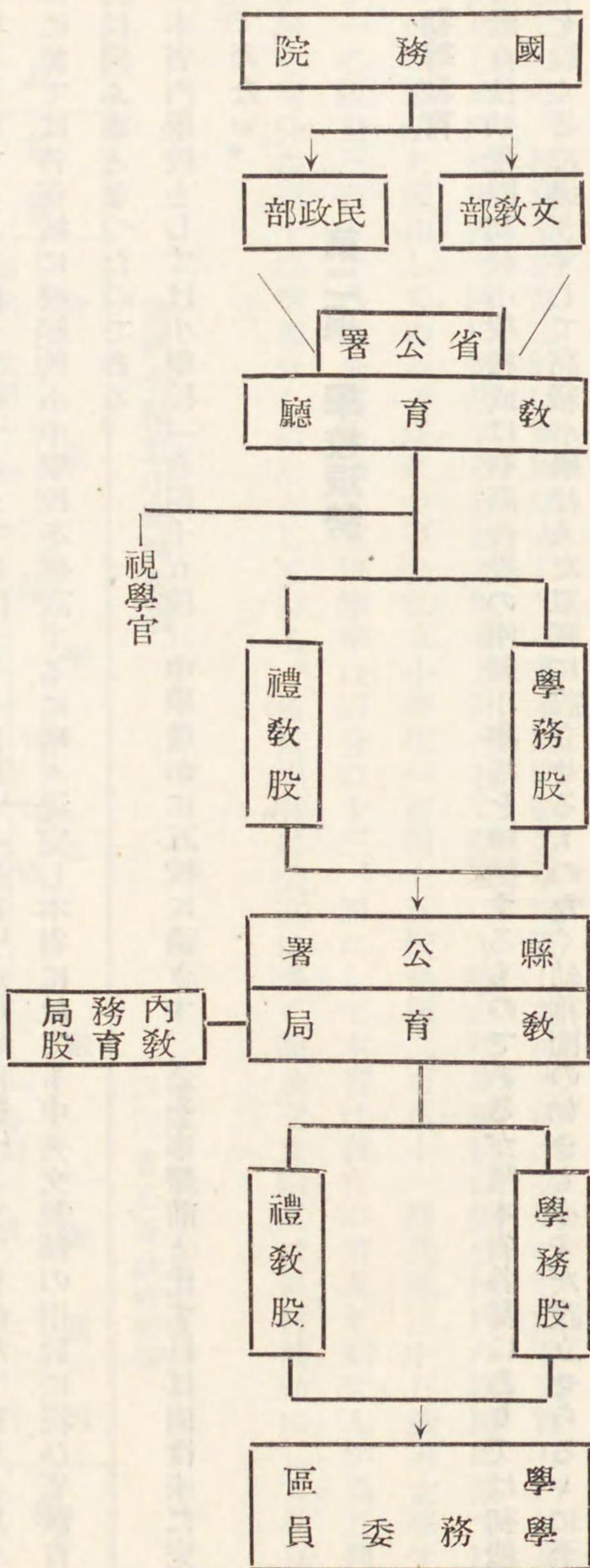
二、大同二年七月五日教令第五四號を以て縣官制公布せられ「縣文教事務は縣公署內務局にて掌轄し特に必要と認めたる場合は民政部總長に呈請し教育局を設置することを得」と規定せるも本縣制が從來の縣制度に比し變革甚しく且現狀に則せざることに依り遂に施行せられざりしため縣に於ける文教行政機關も何等の變更を見ず。

（二）大同二年九月十二日民政部訓令第五三三號縣公署改組辦法に依る教育行政機關系統表

（舊省制時代）



（三）康德元年拾二月新行政制度實施後に於ける文教行政機關系統表



第二節　學校教育

第一項　概　說

本省の地は由來東北僻遠に偏して交通不便、人口稀薄なる爲め教育を初め文化施設の進步著しく遲れ民度低く住民は文化的恩惠を蒙る事なく、概ね未開盲昧の狀態に放置されてゐたと稱するも過言ではあるまい。殊に滿洲事變勃發するや管下各地は匪賊反軍の巢窟と化し、教員、學生悉く離散し、校舍は或は此等兵匪の破壞する處となり、或は軍隊の臨時兵營

に充てられ、學校は閉鎖の已むなきに至り教育は一時停頓狀態に陷つたのである。降つて大同二年初期に至り治安漸く收まると共に省教育廳は極力學校の復興整備に努むる處あり、日と共に復舊するもの多きを加へたるも經費及教育人材の缺如と教科書の普及を缺ぎ漸く開校せるものと雖も設備不完全にして單に外形を整ふるに過ぎず、新國家王道教育の實効は期すべくもない實情に置かれてゐた。

然るに康德元年十二月省制改革により本省の獨立新生するに及び學校の移管行はれ、省當局は文教本部の指示に從ひ之れを契機として教育方針の確立、文教の刷新向上を斷行する事となり先づ學校の量的擴大と質的改善に資せんが爲め地方教育狀態の實地調査に着手したのである。更に康德二年二月一日より文教部訓令第九十七號に依り改名行はれ省市縣立學校に各地名を冠すると共に「完全」の文字を削去し「初級」「高級」或は「兩級」の文字を使用する事となり、之と共に文教部に於ては各省城に模範的小中學校を建設するに略々決定し本省に於ても中央文教部の指針に從ひ省教育の本格的刷新向上に向ふ事となつたのである。

現に本省內學校としては小學校一百四十五校、中學僅かに五校に過ぎず、之を事變前と比すれば尙ほ未だ完全復舊の域に達してゐない。

第二項　學校現勢

(一) 初等教育

初等教育は幼稚園初級小學校或は初高合設の兩級小學等を總括するものであるが唯本省各縣にありては初級小學或は兩級小學を設くるに過ぎずして高級小學は未だ單獨に設立せるものなく幼稚園の如きも亦未だ設立せらるゝに至らず。小學は縣立私立に分つことを得、學科目は初級は修身國語日語算術音樂體育常識作業にして高級は他に孝經自然衞生地理歷史を授け女子は他に家事裁縫の二科を授く。修業期間は初級四年高級二年にして教科書は總て文教部國定或は審定教科書を使用してゐる。授業及訓育方針は新國民としての基本道德觀念を培養し並に生活上必須の智能を充實し內は民族協和を遺憾なからしめ外は世界大同に進展するを以て根本方針としてゐる。入學の程度學級の編成校內の組織に就ては未だに多く民國時代の舊法を採用してゐる。現在全省公私立小學校一百四十五校初級二百八十一級高級三十五級男女學生一萬四千七百二十一名教員三百六十八名全省學齡兒童修學率は百分の十三、四にして本省は教育の普及を期せんが爲五個年計劃を以て就學率を百分の三十迄增加せしめんとしてゐる。各校經費は公立は多く縣公署支給或は區村補助にして私立は設立者の負擔とす。

省內公私立小學調査表

（康德二年十一月末現在 三江省公署教育廳調）

縣別	校數	級數			學生數							職員數			經費
		高級	初級	計	高小 男	高小 女	高小 計	初小 男	初小 女	初小 計	合計	男	女	計	
樺川縣	三	六	三八	四五	一三〇	一五	一四五	一、二八六	六二三	一、九〇九	二、〇五四	四九	一一	六〇	二九、九七〇・〇〇
依蘭縣	二四	七	五五	六二	二〇六	五	二六二	二、八〇五	六九五	三、五〇〇	三、七六二	六三	一七	八〇	四〇、七五二・六〇
富錦縣	二四	四	四八	五二	七五	五三	一二八	一、七二三	四三一	二、一五三	二、二八一	四八	九	五七	二七、八二九・〇〇
勃利縣	一四	二	一九	二一	三七	一	三八	七九〇	一〇九	八九九	九三七	二二	三	二五	一〇、二〇九・〇〇
同江縣	一六	一	二三	二四	三五	—	三五	九六三	一四四	二〇七	一、一四二	二四	三	二七	六、四四四・〇〇
通河縣	七	五	二一	二六	五九	八	六七	四〇〇	二五七	六五七	七二四	一六	六	二二	六、一三二・〇〇
湯原縣	九	三	二〇	二三	一〇七	—	一〇七	七二	二二一	九三三	一、〇四〇	二二	三	二五	一〇、九八八・〇〇

綏濱縣	一〇	一	一三	一四	六二	—	六二	四七九	一一六	五九五	六五七	一三	二	一五	四、四八四・〇〇
方正縣	六	二	一六	一八	四九	—	四九	七〇六	九二	七九八	八四七	一九	三	二二	一一、八六〇・〇〇
饒河縣	二	一	四	五	一六	—	一六	一三〇	四三	一六三	一七九	六	一	七	三、五四六・〇〇
寶清縣	三	一	二	三	三七	三	四〇	四七七	一二七	六〇四	六四四	一三	—	一三	八、八四六・〇〇
鳳山縣	三	—	三	三	—	—	—	六一	一三	七四	七四	三	—	三	一、二六六・〇〇
蘿北縣	三	—	八	八	—	—	—	二三五	五〇	二八五	二八五	八	一	九	四、〇六八・〇〇
撫遠縣	三	一	三	四	一三	—	一三	五七	二六	八三	九五	四	四	四	二、五三〇・〇〇
總計	一四九	三五	二八一	三一六	八一五	一四六	九六一	一、〇八三	一、九四八	一三、七六〇	一、四七三	三〇九	五九	三六八	一六八、九一四・六〇

（二） 中等教育

本省官公私立中等學校は僅に五處に過ぎず、依蘭師範學校が康德元年五月恢復し師範初中各二學級を設くる以外には樺川富錦依蘭各縣が初級中學一處各三四學級を設くるのみ。尙富錦は外に私立黎明女子中學一處あるも級數少く學生亦多からず、校內設備も簡略にして不完全の點少なからず、たゞ教職員は何れも相當の經歷を有し職務に精勵なるを以て教授成績觀るべきものがある。

課程標準教育方針は總て文教部大同元年以後指示のもの及舊吉林省公署制定のものに準據してゐる。

此等中等學校概況を表示すれば次の如し。

省內公私立中等學校統計表

（康德二年十月一日現在 三江省公署教育廳調）

校名	校長姓名	級數 高中	級數 初中	級數 計	學生數 高中 男	學生數 高中 女	學生數 高中 計	學生數 初中 男	學生數 初中 女	學生數 初中 計	合計	職教數 男	職教數 女	職教數 計	年支經費	經費來源	成立年月	恢復年月	備考
省立依蘭師範學校	劉緒宗	二	二	四	七三	六	七九	五六	一九	七五	一五四	八	—	八	一〇、五二〇・〇〇	由國庫開支	民國元年七月	康德元年五月	
樺川縣立初級中學校	盧國士	—	三	三	—	—	—	八八	一七	一〇五	一〇五	八	—	八	七、八四〇・〇〇	由縣款開支			
依蘭縣立初級中學校	薛增票	—	四	四	—	—	—	九八	三〇	一二八	一二八	九	—	九	七、六五〇・〇〇	〃	民國七年八月	大同二年四月	
富錦縣立初級中學校	張進忠	—	三	三	—	—	—	九七	—	九七	九七	九	—	九	八、二八二・〇〇		民國十六年三月	大同元年六月	
富錦縣私立黎明女子中學校	李景旗	—	一	一	—	—	—	—	一八	一八	一八	三	一	四	七八〇・〇〇		大同元年三月		縣補助七百八十元
總計	五	二	一三	一五	七三	六	七九	三三九	八四	四二三	五〇二	三七	一	三八	三四、七六二・〇〇				

（三） 私塾

本省は前述の如く一般學校教育遲々として振はず、舊有學校にして閉校の儘復舊を見るに至らざるものあり、他省に比し學校數極めて僅少であるが一方私塾は之等諸學校の僅少なるに比し比較的多數を占め一般地方兒童の學習は之等私塾に俟つ所少なくない。唯だ之等私塾は其の規模極めて小さく舊態依然たる實情にあり、相當の改革、整備を必要とするもの多く、學校の增設普及に伴ひ漸次整理せらるゝに至るであらう。

省內各縣私塾狀況統計表

（康德二年十月一日現在 三江省公署教育廳調）

縣別	私塾塾數	級數 高小	級數 初小	級數 計	學生數 高小 男	學生數 高小 女	學生數 高小 計	學生數 初小 男	學生數 初小 女	學生數 初小 計	塾師數 男	塾師數 女	塾師數 計

樺川縣	〃	五六	—	五六	五六	—	—	—	一、〇二二	五四	一、〇七五	五六	—	五六
依蘭縣	〃	五一	—	五一	五一	—	—	—	八四九	二七	八七六	五一	—	五一
富錦縣	〃	一〇九	—	一〇九	一〇九	—	—	—	一、八四五	一三八	一、九八三	一〇九	—	一〇九
勃利縣	〃	一九	—	一九	一九	—	—	—	三九五	二〇	四一五	一九	—	一九
通河縣	〃	二二	—	二二	二二	—	—	—	四六五	三四	四九九	二二	—	二二
湯原縣	〃	五三	—	五三	五三	—	—	—	一、〇〇五	五一	一、〇五六	五三	一	五三
綏濱縣	〃	二	—	二	二	—	—	—	二〇	五	二五	二	—	二
方正縣	〃	三〇	—	三〇	三〇	—	—	—	六五九	七〇	七二九	二九	三	三二
寶清縣	〃	九	—	—	—	—	—	—	三六七	二	三六九	一〇	—	一〇
蘿北縣	〃	五	—	—	—	—	—	—	四八	九	五七	五	—	五
同江縣	〃	無												
鳳山縣	〃	〃												
饒河縣	〃	〃												
撫遠縣	〃	〃												
總計		三五五	—	三五五	三五五	—	—	—	六、六七四	四一〇	七、四八〇	三五四	四	三五八

第三節　社會教育

第一項　概説

克く舊來の惡習を矯正し醇正美俗を保持し誠實剛健なる國民を養成し醇厚篤實なる社會を創生せんが爲めには社會民衆に對する教育の普及徹底を期せねばならぬ。然るに由來滿洲に於ける學校教育は萎微不振を極め、就學兒童も一部の子弟に限られ其數全人口の一割に過ぎず、無學文盲なるもの九割の多きに上つてゐた。而かも本省に於ては其の地域東北僻遠に在り、教育、文化施設見るべきものなく、殊に滿洲事變後學校閉鎖するもの相亞ぎ、現に漸く復校を見つゝあり、之等學校教育の不備を補ひ、民衆の教育、智識の向上を圖らんが爲めには社會民衆に對する社會教育施設は最も緊要であると言はねばならない。

第二項　社會教育機關

今本省社會教育機關を見るに、此種方面に就ても一般學校教育と同樣特記すべきものはないが先づ其の中樞をなすものは民衆學校である。當省としては一般民衆の成人教育、常識涵養の爲め各校に民衆學校各一級を附設する事とし、以て失學者に對する習學の途を講じてゐる。而して文教本部より補助を受け之を各民衆學校に配給し其の内容を整へつゝあるが一般學校教育の向上と相俟つて漸次此種社會教育の充實を圖り教科書に就ては文教部に申請し奉天省教育廳編纂のものを指定し暫行的に之を使用せしめてゐる。

現在本省所屬各縣に於ては既に民衆學校四十八班を開設し尙ほ擴張增設に努めてゐる。

本省内縣民衆學校現況表

（康德二年十月一日現在 三江省公署教育廳調）

縣別	班別	縣別	班別	縣別	班別
樺川	六	富錦	五	寶清	二
勃利	四	依蘭	六	方正	四
通河	三	鳳山	二	湯原	五
蘿北	二	綏濱	二	同江	三
撫遠	二	饒河	二		
合計	四八班				

備考　康德二年度文教部より配布されたる一、七〇〇圓は級數に應じ各縣に配布す。

又民智啓發上最も必要なるべき圖書館に就ては現在特筆すべきものなく依蘭圖書館は曩年水災により流失して現存せず樺川縣、僅かに萬有文庫七百十册を有するに過ぎず、暫く中學校内に保管せられてゐる。湯原、通河兩縣は圖書館の施設せるも藏書數僅少にして民衆の閲覧に供するに足らざる狀態である。されば本省に於ては文教部訓令により各縣に圖書館設立方を命じ、鋭意之が普及に努めてゐるのである。

此外社會教育機關としては敎化團體がある。就中樺川、依蘭、方正三縣に萬國道德會紅卍字會等各分會を有し夫々學校を設立し、一般智識向上の途を講じ講演を行ひ、家庭研究所を設くる等社會教育に任ずると共に一般社會事業に從ひ社會人心の敎化醇正に努めてゐる。

省内教化團體一覽表

（康德二年十月一日現在 三江省公署教育廳調）

縣別	團體名	場所	主管人	設立學校及學生數	備考
樺川	萬國道德會	西街路北	單依善	崇德小學校一處 學生二〇九名	
	博濟慈善會	北二道街	李國卿	義務小學校一處 學生五五名	醫藥棺木粥飯施捨場所附設
	紅卍字會	南里裡	曲子明		
依蘭	紅卍字會	北門裡	王子和	慈化小學校一處 學生六〇名	
	萬國道德分會	〃	閻琦	慈惠小學校一處 學生五九名	家庭研究社附設
	〃	太平鎭	李榮春	小學二處三級 學生一三〇名	
方正	萬國道德分會	崇祀街	時承運	義務女子小學校一處 學生八四名	講演所附設

更に人心敎化機關としては樺川、方正、湯原、通河四縣に文廟の設置あるも概ね其の建築簡略にして久しく修理を施さず多くは修築改造の必要あるのみならず當局としては省城に新たに此種文廟を設置し以て文敎の進むべき處を明かにせんとしてゐる。

尚ほ日滿協和不可分の關係に鑑み各地に日語講習所設置の機運漸く熟し現に本省内に於ても樺川、依蘭、富錦、方正、通河、勃利、湯原等諸縣に設置せられ、修業年限は一年乃至半ケ年とし其他縣に於ては目下設立準備中である。

又省内青年の體育的見地より體育聯盟中央事務局組織の趣旨に則り、教育廳内に地方事務局を附設し教育廳長を以て理事長に當て、各縣に對しては縣體育會の即時設置方を促し漸次體育觀念の普及に努めてゐる。

第四節　宗　教

第一項　概　說

本省内に於ては宗教としては大樣佛教、道教、基督教、回教、在理教の五宗派とし佛教は多く禪宗派に屬し道教は金山龍門兩派、基督教は新舊兩派あり、回教に於ては何等派別を有しない。此等各教は何れもその宗旨に則り人心の敎化淨淸に活動してゐるのであるが各宗派共資產に乏しく大いに見るべきものはない。其の維持方法として佛、道兩教は每年信徒の香火料寄進、又は臨時的信徒寄附金の外不動產收入等によるものである。回教に於ては牛羊屠宰費を徵して維持資金となし基督敎に於ては信者の寄附及總會の補助等により夫々維持せるものの如く其の資金額に就ては詳かでない。又各宗廟宇建物に就ては特に著名なるものはない。依蘭縣城内關岳廟は年代最も古く、南關帝廟は其の建築最も宏壯である。又通河縣城西南隅には大雄寶屋あり、富錦縣城東門裡には大佛寺あり其他綏濱縣城東北隅大悲寺、同江縣三法寺、寶淸縣前金山寶安寺、對面城露應寺、回教淸眞寺等其の尤もたるものである。基督教に於ては建物なく唯だ樺川縣東門外天主堂は目下修建計畫中である。

第二項　各派布教狀況

（一）　佛教

樺川縣悅來鎭に大同佛敎會（主管者徐福堂）あり、信徒男一三二、女一七五人、方正縣佛敎會（主管者修玉勤、李安其他）に於ては團體組織なり信者數詳かでない。

（二）　道教

道教に於ては別に團體組織なく、其の宗派は多く金山、龍門派に屬し各地に廟宇を有してゐる。佛教の僧侶に相當する道敎傳道師は道士（淸居、伙居の別あり）と呼び多くは醉生夢死の生活をなし概ね世道人心の敎化は望むべくもないが道敎は其の國民性を基調とせる實生活の理想と合致せる爲め觀、宮、廟（娘々廟、關帝廟、武聖廟、城隍廟）等全滿各地に存してゐる。

（三）　基督教

(1)　舊敎　樺川縣東門外天主堂あり墺國牧師其他布敎師九名、信徒男一二六、女九五名を有す。又富錦縣城南二道街天主堂あるも前記樺川縣天主堂の指揮を受け一切の行事布敎を行ふ。

(2)　新敎　樺川縣西大街浸信會あり、信徒男二八、女一四名を有す。其他富錦縣城南二道街、依蘭縣城内、湯原縣城、通河縣城等夫々敎會を有するも何れも極めて小規模である。

（四）　回教

樺川縣城回教淸眞寺（主管者馬立身）及イスラン協會佳木斯分會あり、敎徒男二五二、女一三二人を有す。其他悅來鎭イスラン協會分會敎徒男四五、女二八名、依蘭縣城楚木街回教淸眞寺（主教李盛宣、分會長韓雲泉）富錦縣南三道街イスラン協會分會（主管者韓同信）通河縣イスラン協會分會及淸眞寺（敎長楊潤陞）があり、何れも信徒數十名を有してゐる。

（五）　在理教

觀世音菩薩を本尊とし聖衆古佛の靈光により自ら八戒を守り後世安樂を主眼とし自ら淸淨を持す。其の敎義は佛、道、儒三教を混合、佛教の法、道教の行、儒敎の禮を取り正身修身、克己復禮を宗旨とし八戒（香、紙、像、鷄、猫、犬、烟、酒）の内烟草、酒を二大戒とし禁酒禁煙を行ふ。敎祖、邱祖、羊祖の位牌を祀り、其の禮拜處を在理公所と稱し本省各地に本公所存置す。

各宗派分布狀態以上の如くであるが之等宗教團體中基督教及イスラン協會は附設事業として育英事業に携はり地方子弟

教育上裨益する處少しとしない。即ち樺川縣天主堂附屬女子要理小學校、富錦縣天主堂附設私塾、同基督教會附設四育小學、富錦縣イスラン協會分會附設清眞初級小學、樺川縣佳木斯イスラン協會分會附設初級小學校等之れである。

第八章 社會・衞生

第一節 社會事業

第一項 概說

滿洲國は王道立國を國是として建國以來民衆の爲めの政治を標榜し、國利民福を計り、特に社會事業は其の社會行政上の重大事業たるに鑑み、民衆を災患より救ひ人民の福祉を增進して來たのである。

即ち中央に於ては民政部地方司に社會科を設けて專ら賑恤救濟、公私社會事業の助成發達を圖ると共に、地方に於ける社會事業行政の監督助成に任ずる事とし、又地方に於ては各省公署民政廳行政科並びに各縣公署內務局に於て夫々社會行政を辦理する事としてゐる。更に他方此等行政の補助機關を設置して、社會事業の連絡、統制並に協調を計る事の事業遂行上緊急なるに鑑み、大同元年十月社會事業家懇談會を國務院會議室に開催して官民各方面の意向を徵した結果、舊奉、吉、黑三省及新京、哈爾濱兩特別市に夫々官民合同社會事業聯合會を組織し、更に上記各地方社會事業聯合會を聯絡、統制せんが爲め大同三年二月民政部內に中央社會事業聯合會を組織した。

而して本聯合會は各地事業團體と統制連絡を保ち全國該種事業を統制補助し、逐日活動を進めてゐるのである。

社會事業に就て先づ特筆大書すべきは、皇帝陛下は夙に人民の福祉、休戚を御宸念あらせられ社會事業の發展に大御心を注がせ給ひ、執政にあらせられし大同元年三月御內帑金二十萬圓の御下賜あり。又登極大典に際して特に社會事業振興の御思召を以て御內帑金一百萬圓を御下賜遊ばされ、國務總理大臣に優渥なる勅語を賜つたのである。此に於て政府は恩

賜金を以て恩賜財團普濟會を設立し、各種社會事業の奬勵、醫藥救療の普及に資し以て濟生の方途を講じ、聖意の高厚に酬ひ奉らん事を期したのである。

此外政府としては中央社會事業聯合會を經て各地方團體に對し、年々補助を與へ、銳意事業の振興、人民の福祉增進に努め、災禍救濟、義倉制度確立、方面委員制度助成、阿片吸飮禁止運動等萬般の社會事業に意を用ひてゐるのである。

第二項　救濟事業

本省の地は建國當時一部は舊吉林省に他は舊黑龍江省に屬してゐたのであるが、地位東北に偏して治安紊れ民生を虐ぐる事夥しく、加之北滿地方には大同元年六、七月の交、未曾有の大水災あり、人民の慘苦其の極に達し、之が救濟は焦眉の急を要するものがあつた。されば舊吉、黑兩省に於ては東北水災救濟委員會を組織し直ちに救濟策を講ずる處あり、民政部に於ては同年訓令第五六六號を以て中央北滿水災救濟委員會救恤費として五〇萬圓を發給し、舊吉林省に五萬圓、舊黑龍江に八萬圓を交付せられ之を現本省管內被害地、依蘭、富錦、方正、樺川、同江、通河、湯原等各縣に分配したのである。

此外日本　天皇陛下御內帑金、執政御下賜金、省長寄附、官吏義捐金、其他救濟粮穀を同樣前記各縣に分配する事とし冬季酷寒を控へて衣食住に窮せる被害民の救恤を行つたのである。

翌大同二年度に於ては本省の地は天候順調にして植付狀態亦比較的良好なりし爲め、農民漸く愁眉を開き原生の思ひがあつたが、越へて康德元年六、七月の交、一ヶ月に亘る降雨により河川の氾濫あり舊吉黑兩省當局は中央と相諮り應急對策を講ずる事とした。即ち特賜水災救濟金（全滿一八、五〇〇圓）水災善後費（中央政府第二豫備金全滿六〇〇、〇〇〇圓）難民救濟金（民政部難民救濟費全滿五〇、〇〇〇圓）其他義捐金を支給し、就中現本省管內に於ては右特賜水災救濟

金として通河縣（一〇〇圓）湯原縣（一〇〇圓）綏濱縣（一〇〇圓）同江縣（二〇〇圓）各縣に支給すると共に湯原縣には水災善後金二、〇〇〇圓を配給する事とした。

更に本省成立以來に於ては康德二年一、二月の交冬季極貧者救濟金として佳木斯（三〇〇圓）及省內各縣（九〇〇圓）に夫々配給し、冬季嚴寒時に於ける極貧者救濟に當てたのである。

尙ほ康德二年春中央民政部に災歉地方救濟委員會成立し、基金三、〇〇〇、〇〇〇圓を以て農家疲弊救濟の爲め粮石買付をなし之を貧農に貸付或は散放を行つたのであるが、本省內に於ては種々事情の爲めに各貸付又は散放を行はなかつたのである。

第三項　義倉制度

康德二年八月三十一日民政部令第一四號を以て、義倉管理規則制定公布せらるると共に本制度の助成確立に資せんが爲め、之に要する基金及倉庫建築補助費を全縣に交付し、各縣に於ては之を基礎として每年穀物を徵收、積立て災害地窮民をして地方自主的救濟に當らしめると共に更に進んで民食不足を補給し、或は生業資金を貸與する等防貧事業を兼ねしむる樣機能の擴充徹底を期した。

本事業助成に要する資金は既に康德二年度豫算中に、義倉補助費として三百萬圓計上せられたが、內二百萬圓は之を以て本年凶作地救濟のため糧穀を買付け地方窮民に配給せられたもので、右糧穀を今秋農民より回收せられ縣義倉の基金に繰入れられ其の確立に資することゝした。

左に本制度の實施要領を略述すれば

一、全滿各縣に倉庫建築及基金の補助金を交付し一齊に實行せしむ

二、民政部大臣は各縣義倉に付夫々の最小貯蓄數量を定む
三、粮穀を以て徴收積立するを原則とす
四、各縣には縣長の諮問に應ずる爲義倉委員會を設置す
五、一畝に付毎年八合（新度量衡法に依る）以下の粮穀を徴收し、商工業者其の他よりも之に準じて徴收す
六、貯蓄粮穀の用途は散放、貸出及平糶の三とす
　イ　散放は非常災害の際の應急救濟を目的とす
　ロ　貸出は民食補給及生産資金の貸與を目的とす
　ハ　平糶は粮穀の需給及價格の調節を目的とす
七、或制限の下に餘剩穀款の一部は之を社會事業の助成費に支出する事を認む

本省に於ける義倉の狀況を見るに本省の地は他省に比し由來此種施設極めて遲れ何等施設の見るべきものなき實情に置かれてゐたものであるが、本省成立に次いで康德二年八月末前記義倉管理規則公布せられ、從來の義倉改革を斷行する事となり、本省に於ても特に地方農民の窮狀に鑑み之が改革整備の急を要するものあり、民政本部より義倉倉庫建築補助費として一一、九二〇圓、基本補助金一七、〇五二圓を支給し以て義倉制度の擴充徹底を計る事とした。之等補助金の縣別內譯左の如し。

縣別補助費割當表　（民政部地方司調）

縣名	基本補助費	建築補助費
樺川縣	二、七二八	二、七五〇
富錦縣	二、〇八〇	八〇〇
寶清縣	一、四四九	九〇〇
勃利縣	一、一七七	四七〇
依蘭縣	二、七四五	三、〇〇〇
方正縣	一、六三七	五六〇
通河縣	一、二六二	五〇〇
鳳山縣	一一九	一二〇
湯原縣	一、一七七	八〇〇
蘿北縣	二三九	四〇
綏濱縣	九二一	四八〇
同江縣	四六〇	四八〇
撫遠縣	一八八	一九〇
饒河縣	八七〇	九〇〇
計	一七、〇五二	一一、九二〇

向ほ本省舊來の義倉狀況左表の通りであるが更に將來前記義倉制度確立方針に基き鋭意舊來の義倉に就ては之に改修を加へ向ほ新規に義倉を新築し以て之が確立に努めてゐる。

省內各縣義倉倉庫狀況表　（康德三年四月末現在）（民政部地方司調）

縣名	倉庫所在數	間數	容量	倉庫價格	備考
溿川縣	1	—	5,000石	—	
富錦縣	2	12	1,000	871,046吊	
寶清縣	2	—	200	2,100元	但シ私倉
勃利縣	6	—	900	900元	
依蘭縣	0	0	0	0	制度アルモ倉庫ナシ
方正縣	4	23	3,700	660元	内私倉1
通河縣	1	2	500	500元	
鳳山縣	0	0	0	0	義倉制度ナシ
湯原縣	—	—	—	—	
蘿北縣	—	—	—	—	民倉借用
綏濱縣	0	0	0	0	設立計畫中
同江縣	0	0	0	0	積穀停止
撫遠縣	—	—	—	—	
饒河縣	—	—	—	—	
計	16	37	11,300石	4,160元 871,046吊	

義倉貯畜穀款狀況表

（康德二年四月末現在）（民政部地方司調）

縣名	現存倉之穀款數目		貸出穀款未回收數目		所有現存倉及未回收穀款數目		備考
	穀	款	穀	款	穀	款	
溿川縣	0石	0元	0石	3,024元	0石	3,024元	
富錦縣	0	吉387,721吊	0	0	0	387,721吊	
寶清縣	565	364.61	0	001,273.85	565.00	1,638.46	
依蘭縣	0	0	0	吉3,883,332吊930	0	吉3,883,332.930	倉庫ナシ
勃利縣	46	0	0	—	49.00	0	
方正縣	0	0	1,014.722	0	1,014.722	—	
通河縣	0	0	0	125.70	0	125.70	
鳳山縣	0	0	0	0	0	0	制度ナシ
蘿北縣	0	0	0	0	0	0	民倉借用
綏濱縣	0	0	0	0	0	0	計畫中
同江縣	0	0	0	0	0	0	停止中倉庫不明
	614	364.61 吉387,721吊	1,014.722	4,423.55 吉3,883,332吊930	1,628.722	4,788.16 吉4,271,053.930	

第四項　社會事業團體

本省に於ては社會行政機關として省公署民政廳に行政科を置き社會事業を管掌せしめ各縣には縣公署內務局あり、夫々此種事業を司る事としてゐる。

本省内社會事業團體としては概ね縣公署設立に係る二ケ所を除き他は民營に屬し、何れも諸宗教團體の設立に係るものであるが僅かに十指を出でず、而かも之等團體の所在は同省十四縣中僅々六縣に過ぎず。現存せるものに就ても概ね財政困難の爲め經營難に陥り辛じて事業を繼續せるもの少しとしない。

殊に本省の地は由來東北僻遠に偏して社會文化施設遲れ從つて之等慈善的諸團體も振はざる實情にあり、數的にも質的にも極めて微弱なるものたるを免れない。此後省政の宣揚と共に官民一體となり此種事業の促進を圖り、省民をして眞に新政の惠澤に浴せしむる事蓋し民政の重要問題たるを失はない。

茲に本省内社會事業團體に付其の概要を見るに次の如し。

官營民營社會事業團體一覽表

（康德二年十二月末現在 三江省公署民政廳調）

◉樺川縣

▲民營事業

(1) **新京博濟慈善分會**

地址　佳木斯北二道街

設立年月　民國十八年十二月

設立者　蕭靜璞、關秀峰

宗教別　佛敎

會員　一百二十名

目的　道德宣揚、公益事業遂行

沿革及事業概要　民國十八年十二月阿城同仁慈善分會として創立、康德元年九月改組し、新京博濟慈善分會と改稱す。此間民國十九年三月事務所を建設し、次いで大同元年水災難民收容所を建て翌二年醫院を增設して窮民の救恤、施棺、施粥等慈善事業に從ひ更に康德元年義務校を新設し貧民子弟の教育に任ずる事とし、之等經費は何れも會員の寄附に仰ぐ事とす。

(2) **萬國道德會**

地址　樺川縣城東南隅

設立年月　民國十四年三月

設立者　王有發、楊俊紀、振剛闞、鴻息

會員數　七十七名

目的　人心敎化風俗醇化

沿革及事業概要　民國十四年山東總會により設立、孔敎宣布、道德宣講を開始し、翌十五年秋孔廟を建立に着手し次いで十六年秋竣工と共に孔敎宣布を初めたのであるが十八年秋滿洲事變勃發と共に事業停頓の已むなきに至つた。次いで大同二年四月新京總會派員視察の上事業の再興を行はしめ家庭研究社講演社を設置し、男女義務小學を建て子女並に有志をして學識傳習せしめ以て人智向上、道德宣揚に努む。

(3) **萬國道德會佳木斯分會**

地址　佳木斯正陽大街西頭路北

設立年月　民國十二年七月

設立者　王永成、魏文基、孫毓蘭等五名

會　　員　一二四名

目　　的　民智啓發、道德宣揚、世界進化、人類共榮

沿革及事業概要　本分會設立と共に會員より寄附を募り義學一班を創設し、翌年三班に増設せるも民國十四年經費不足の爲め一時閉鎖の餘儀なきに至る。次いで十六、七兩年省賑濟會より百元の補助を受け賑濟事業を行ひ、二十年秋義務女校一班を設け大同元年二班に增設、更に男校二班を增設する事となり、同年秋傳習班を設立し二ヶ月修業として六十一名の修業者を出す。更に講演社を組織し、巡回講演團四團を以て各地を巡遊講演せしむると共に六合屯、太平川に兩支會を設立し義務女校一班を置く。

◉富錦縣

▲民營事業

(1) **熱奉吉江四省慈善聯合會富錦分會**

地　　址　富錦縣五區三排興安鎭本街

設立年月　民國十五年八月

設 立 者　王富、王榮、王文魁、姜珍

會 員 數　五十名

目　　的　救濟及敎化

沿革及事業概要　民國十七年男女義學各一班創設、十九年紅卍字會職員會及醫院附設し、哈洋八百餘元を徵募し藥品を購入す、之れより先民國十七、八、九年に亘り富、樺兩縣道路橋梁の修築を行ひ大同二年哈達墨河の橋道及富樺兩縣界橋道修理を行ふ。又民國十六、七、八年錦西、錦縣及山東、東北、賑濟金を募集し、次いで大同二年本縣大水災に際し逃難民の救濟に任じ越へて康德元年春穀類三百餘石を募集窮民を恤濟す。

◉依蘭縣

▲官營事業

(1) **依蘭縣救濟院**

地　　址　依蘭商埠地

設立年月　康德元年六月

設 立 者　依蘭縣長

目　　的　殘疾老年疾患等自活し得ざる窮民の救濟

沿革及事業概要　創設以來日尙ほ殘きも既に殘疾老患の救濟衣食の給與等を行ひ現に收容人員男女二十四名に及ぶ

▲民營事業

(i) **世界紅卍字依蘭分會**

地　　址　依蘭縣城内警察局胡同

設立年月　民國二十年舊曆八月

設 立 者　闞漢宸

宗 敎 別　儒、釋、道、耶、回五敎一體

會　　員　六十五名

目　　的　慈善救濟事業
沿革及事業概要　民國二十年八月育嬰所一ヶ所、大同二年春臨時施診所一ヶ所を設けたるも同年秋經營難の爲め一時休止し、翌二年十月施粥廠を設け、棉衣一百五十件を施給す。又連年棺木を施捨し毎年百個前後に及ぶ。

◉通河縣

▲民營事業

(1) **通河縣慈善會**

地　　址　通河縣城東南隅
設立年月　民國七年五月
設　立　者　吳　鎭
宗　教　別　孔教
會　　員　三十二名
目　　的　死者埋葬供養、勸善宣講、慈善公共事業
沿革及事業概要　民國七年有志發起の下に文廟建設、慈善會を組織し義學及醫院を設立し、連年施棺を行ひ、十一年義倉三個を建て翌年施粥鍋を設け更に翌年娘々廟を興し小學一班を設く。十五年分會一ヶ所を十八年小學二班を增設次いで今日に至るまで連年道路橋梁の修築等一般公共事業を行ふ。

(2) **通河縣理善勸戒烟酒會**

地　　址　通河縣城

設立年月　民國八年四月
經　營　者　趙顯堂會員四〇名
目　　的　禁酒戒煙

◉湯原縣

▲民營事業

(1) **施粥廠**

地　　址　湯原縣城市場
設立年月　大同二年十一月
設　立　者　張德山
目　　的　貧民救濟
沿革及事業概要　大同二年十二月本縣々長縣行政會議に諮り募金設立せるもので爾來殘廢無靠の貧民を收容、死者の埋葬等を行ふ。

(2) **湯原縣慈善會**

地　　址　湯原縣城
設立年月　民國十一年五月
經　營　者　姚織光
會　　員　二十五名
目的及活動　文廟修理及施粥

(3) **湯原縣基督教浸信會**

地　　址　湯原縣城
設立年月　大同元年二月
經營主體　哈爾濱基督教會
會　　員　一二〇名
目的及活動　傳道及慈善事業を目的とし附設醫院を有す。

(4) **湯原縣貧民所**

地　　址　湯原縣城
設立年月　民國五年
目的及活動　貧民救恤を目的とし毎日三十名收容投宿せしむ。

◉同江縣

▲官營事業

(1) **同江縣公署醫療所**

地　　址　同江縣城海關街
設立年月　康德元年十月
設　立　者　同江縣公署
目　　的　民衆の健康保護促進
沿革及事業概要　本所は康德元年十月縣公署に於て設立すると共に經費は該公署豫備費中より支出する事とし一般

民衆の救診治療に應ずる事とし、施療、臨時治療、傳染病豫防、緊急症或は症害救護の五に分ち診療及衛生指導を行ひ毎日就診者十數人乃至二十數人に及ぶ。

(2) **一善堂戒烟酒會**

地　　址　同江縣城
設立年月　民國十二年二月
經　營　者　呂永昌
會　　員　一二名
目的及活動　禁烟戒酒を目的とし毎年約百名の共鳴者を出し設立以來既に一、〇〇〇名に及ぶ。

◉綏濱縣

▲官營事業

(1) **貧民救濟院**

地　　址　綏濱縣城
設立年月　康德元年十二月
設　立　者　縣公署
目的及活動　貧民救濟を目的とし毎日四、五名、現在百數十名を救濟收容す。

◉勃利縣

▲民營事業

(1) **勃利縣清心教會**

地　址　勃利縣城
設立年月　大同二年三月
設立主體　回教(楊子芳)
會　員　四〇名
目　的　回教布教

◉寶　清　縣

▲官營事業

(1) 庇寒所

地　址　寶清縣城
設立年月　大同三年一月
目　的　貧民庇寒

◉方　正　縣

▲民營事業

(1) 救濟院

地　址　方正縣城
設立年月　康德元年六月

◉鳳　山　縣

▲官營事業

(1) 庇寒施衣所

地　址　鳳山縣城
設立年月　康德元年十月
設立者　縣公署
目的及活動　貧民救濟を目的とし冬季庇寒施衣、施粥を行ふ。

第二節　協和會三江省事務局

第一項　概　説

滿洲國協和會は滿洲建國直後建國精神の作興と民意暢達を圖るべく大同元年七月二十五日國務院會議室に於て發會式を擧げ、爾來三年有半民族協和の樂土建設の爲め活動を續けてゐる。而して其の綱領とする處は

一、宗　旨　王道の實踐を目的とし、軍閥專制の餘毒を剷除す。

二、經濟政策　農政を振興し、産業の改革に勉むる事により國民生存の保障を期し、共産主義の破壞と資本主義の獨占とを排す。

三、國民思想　禮教を重んじ、天命を樂しみ、民族の協和と國際の敦睦とを圖る。

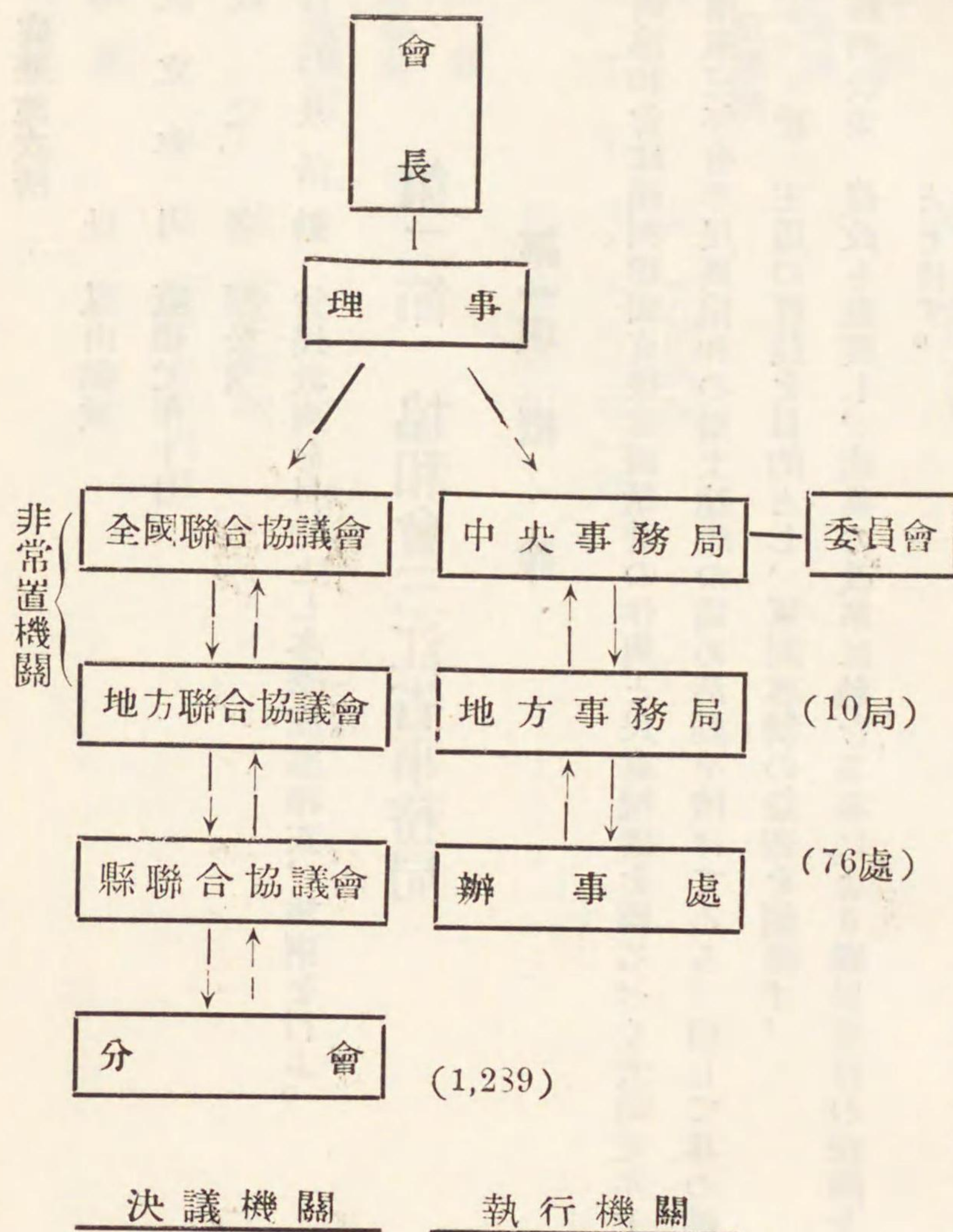
の三眼目とし、建國思想の普及宣揚、匪徒の剿討宣撫、人心の教化指導に當り次の如き恒常的諸工作を實施してゐる。

(1) 精神工作→（宣撫工作
　　　　　　　（教育工作

(2) 厚生工作→協調工作／斡旋工作／生活向上工作

(3) 宣德達情工作（政治的工作）→聯合協議會：全國聯合協議會／省聯合協議會／縣聯合協議會

而して之が實施に當り左の如き統制機構と組織とを以て本來の使命遂行に當つてゐるのである。



尚ほ協和會を構成する分會は職業別、民族別、地域別、宗教別等の少なきは五人多きは數百千人を以て組織され其の數現に一、二八九に及び全滿各地に普く存在してゐるのである。該數は整理完了の分のみを擧げたのであるが更に未整理の分を加ふれば約三十萬となる見込である。

第二項　沿革概要

本省の地は東北僻遠にして交通、通信の便絶へてなく大同元年三月滿洲國建國せらるゝも建國の動機、精神に就ても一般民衆は之を詳かにする能はず、滿洲事變勃發の噂は徒らに人心を動搖せしめ、建國前後に至るまで人心は極めて不安定の狀態にあつた。されば當局は先づ此等民衆に對し建國の理想を宣傳普及せしむる必要切實なるを以て大同元年五月哈爾濱特別工作本部を中心とせる工作班第一班は針尾、金子、呂維清（殉職）胡耀先等相携へて匪賊跳梁、暗雲低迷せる本地方に挺身出動し、松花江下流、依蘭、樺川、富錦、同江の諸地方に涉り約二ケ月間の決死的工作を行ひ民衆宣撫、建國精神普及の第一着手として相當効果を收めたるもの、如くである。之れ本地方に於ける協和會宣撫工作の嚆矢とす。

次いで大同元年十月中村金滿氏は前記工作を引繼ぎ第一回日本移民團に伴ひ佳木斯に至り、永久的工作に入るべく協和會佳木斯辦事處を開設したのである。而して開設以來日語學院の開設、巡回宣撫等を行ひ本格的活動に入らんとせしも大同二年春、哈爾濱地方事務局の命により中村氏は哈爾濱に引揚ぐる事となり、佳木斯辦事處は一時活動停止の已むなきに至つた。

斯くて大同二年八月に至り宮崎、朱兩氏、中村氏の後を引繼ぎたるも幾莫もなくして再び兩氏職を退き爾後富錦辦事處矢部主事をして佳木斯地方工作をも併せ行ふ事とせるが之れ亦何等爲す所なく越へて翌年三月依蘭に於ける土龍山事件勃發となつた。而して謝文東匪反滿抗日の逆宣傳は治安紊亂、人心動搖其の極に達し、民衆は其の適歸する處を知らず混沌

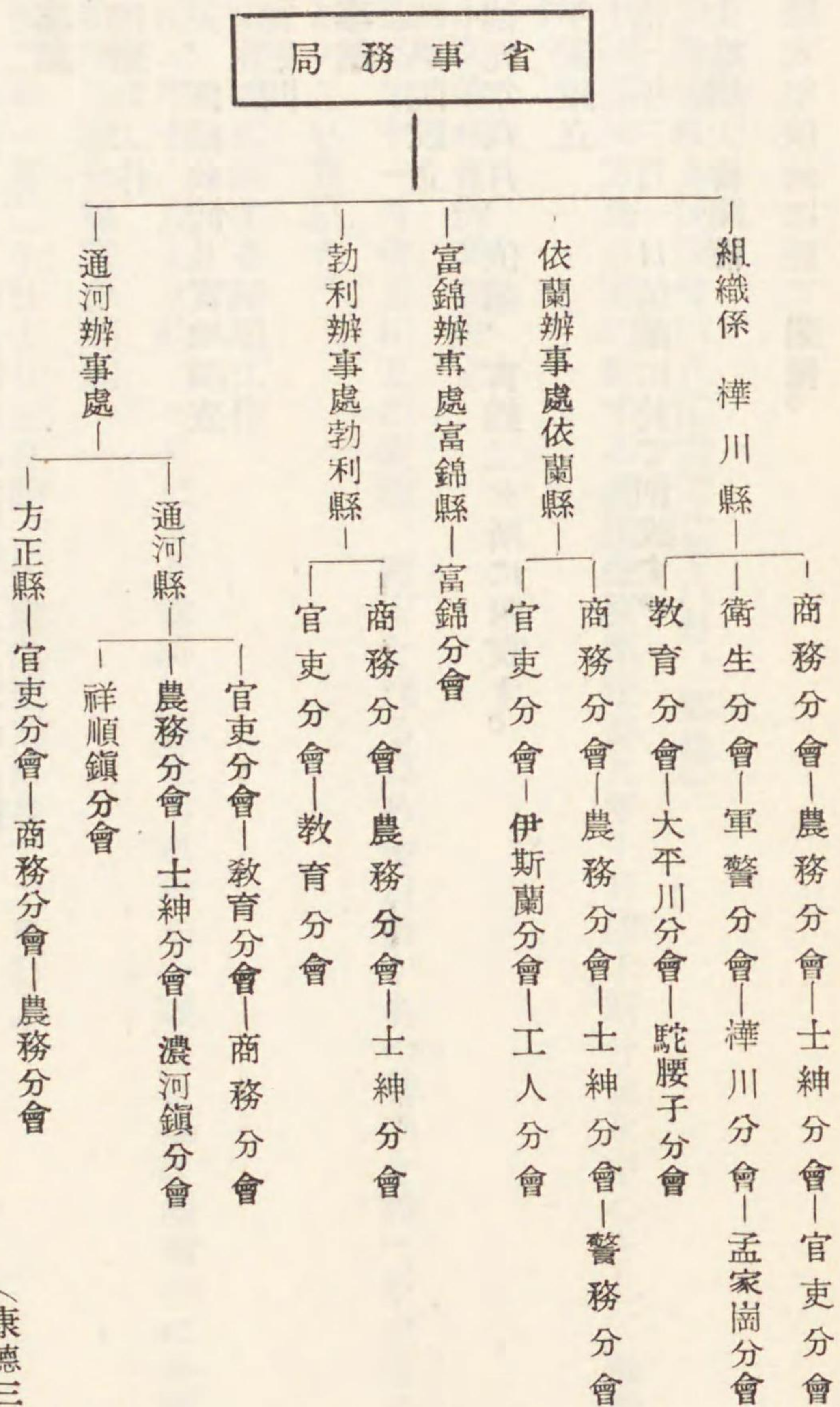
たる狀態を招致したのである。されば土龍山事件の重大性に鑑み協和會中央事務局に於ては山口次長自ら哈爾濱地方事務局淺野、大平其他數氏を帶同、依蘭に赴き先づ依蘭地方事務局を獨立設置して鋭意民衆宣撫、民心安定に努むる事となつた。而して又佳木斯に於ては大平孝を主事とする佳木斯辦事處を再建し土龍山事件後の民心宣撫、思想善導、一般調査等全般に亘り活動を開始した。大平主事は同年七月まで在勤の後中央事務局に轉勤し爾後主事欠員のまゝ殘存處員引續き活動を續けてゐたのであるが康德二年八月中央事務局の組織擴大强化方針に基き、各省々城に省事務局を設くる事となり、翌月依蘭地方事務局を佳木斯に移して此處に三江省地方事務局の開設となつたのである、開設と同時に初代事務長として淺野十郎氏就任し、前後半ヶ年間在任して大いに活動する處あり、本年三月協和會人事異動により古田末二氏淺野氏に代りて事務長となり、三月末着任を見たのである。

本省事務局管下に於ては現に依蘭、富錦、勃利、通河四辦事處を置き各辦事處の下に各種分會を有してゐるのであるが之等辦事處及各管內分會を表示すれば次の如し。

管內辦事處一覽表

（康德三年三月末現在三江省事務局調）

配置個所	名稱	管轄區域 責任區域	管轄區域 附屬區域
佳木斯	省事務局組織係	樺川縣	湯原縣
依蘭	依蘭辦事處	依蘭縣	
富錦	富錦辦事處	富錦、綏濱兩縣	寶清、同江、撫遠、饒河、蘿北各縣
勃利	勃利辦事處	勃利縣	
通河	通河辦事處	通河縣	方正、鳳山兩縣



（康德三年三月末現在三江省事務局調）

第三項　主要工作概要

1、**宣傳工作**

(1) 治安工作班隨行、宣撫、宣傳工作

(2) 宣傳ポスター、パンフレツト、小册子等宣傳資料頒布

(3) 演藝大會、講演會、座談會の開催

(4) 滿洲國建國、帝制實施紀念日に對する特殊行事

(5) 日本滿洲國承認記念日に於ける特殊行事

2、慈善事業

(1) 施粥

康德元年舊正月前を期し地方貧民に粥、麵粉、粟等を施す

(2) 施藥

協會藥(康德元年度)恩賜藥品(康德二年度)の施給

3、奉仕事業

(1) 軍民融和工作

(2) 水災、匪禍救濟及實地調査

(3) 軍警慰問

4、教化事業

(1) 日語學院設立

康德元年八月、依蘭、富錦二ケ所に附設す。

(2) 青年團設立

康德三年三月一日依蘭に於て創設す。

(3) 學生雄辯大會開催

康德元年依蘭に於て開催。

5、其他

(1) 警察隊犧牲者後援會設立(康德元年八月、富錦)

(2) 日本關西地方風水害に對する義捐金募集康德元年十月佳木斯分會を中心として募集し中央事務局を經て被害地に送金す。

(3) 佳木斯協和會俱樂部設立

康德元年十一月會員相互の親睦、慰安を謀る爲め會員數十名の贊助を得て設立せるも康德二年三月經費其他の關係により之を閉鎖す。

(4) 謝文東匪に對する歸順工作

康德元年十二月より約二ケ月に亘り當時依蘭地方事務局全職員を擧げ側面的に歸順工作を行ふ。

(5) 依蘭地方聯合協議會開催

康德二年一月二十日より三日間、依蘭俱樂部に於て之を行ふ。

(6) 全國聯合協議會に代表參加

(7) 煤炭委員會設置

康德二年富錦縣聯合協議會の決議により地方煤炭の不足による價格暴騰を防止し併せて需給の圓滑調節を圖る事とす。

(8) 樺川縣聯合協議會開催

康德二年十一月樺川縣各地分會代表を招集、治安、行政、社會、稅制、金融、產業、交通、教育其他の問題に關する意見開陳並に協議を行ふ。

尙ほ以上の外土龍山事件以來依蘭地方事務局管下に於ける各分會の活動を摘記すれば次の如し

1、土龍山問題調査及善後對策考究（康德元年五月）
2、民衆慰安演藝大會開催（康德元年五月）
3、農民銃器回收延期請願（康德元年五月）
4、遊藝映畫大會開催（康德元年六月）
5、宏克力渡船問題に關する請願（康德元年七月）
7、依蘭縣城防水築堤に關する促進工作として請願運動をなし、市民大會を開催之れを指導す（康德元年八月）
8、鐵道附設問題支線架設請願（康德元年八月）
9、三江報分社設立に伴ふ援助及發展助成（康德元年八月）
10、縣聯合運動會に縣當局と協力（康德元年八月）
11、協和旬報發刊（康德元年九月）
12、日本軍艦大連入港に當り見學勸誘斡旋（康德元年九月）
13、會員座談會開催（康德元年十月）
14、在依蘭日本憲兵隊犯罪者搜索に對する援助
15、日滿軍警慰安大會開催（康德元年十一月）
16 「時」の宣傳（康德元年十一月）
17 課說問題研究委員會設立（康德元年十一月）
18 日本軍除隊兵に對する記念品贈呈

19、謝文東匪皈順工作協力
20、住民相互の融和斡旋（康德元年十二月）

第三節　衞生行政

本省は舊吉、黑兩省の各一部併合による新設省にして其地僻陬に位し、住民の衞生思想幼稚にして衞生諸施設極めて不完備なる狀態にあり、南滿地方の夫れに比すべくもない。されば本省は其の開設以來茲に一年有餘の間、衞生行政の刷新を企圖し銳意民衆衞生思想の普及向上、衞生諸施設改善、西漢醫、藥舖等の設置指導統制に任じつゝあり、以下其の大要を概記する事とする。

（一）公醫配置

省內十四縣中鳳山、蘿北、綏濱、撫遠四縣を除きて他は悉く公醫の配置をなす。尙依蘭縣湖南營、樺川縣永豐鎭二ヶ所には拓務省より公醫各一名派遣され移民地診療に從事してゐる。

（二）福民診療所設置

康德二年度富錦、依蘭に福民診療所設置し、更に本年通河、依蘭縣湖南營に增設さるゝ豫定である。

（三）衞生試驗室設置

省公署內に衞生試驗室設置計畫せられ旣に器具機械整備したるを以て近く細菌檢査、化學分析等實施し得べく衞生上多大の功果を擧ぐるものと豫想さる。

（四）醫學講習會並研究會

佳木斯、富錦、依蘭、寶清、勃利に醫學講習會を開催し、三ヶ月乃至六ヶ月間西漢醫の醫學的智識普及向上を計る事と

し、會期終了後は補備教育として引續き醫學研究會を設け二ヶ月一回開催し更に毎月一回省より醫學雜誌を發行しつゝあり、其成績頗る良好である。

（五） 施療實施狀況

縣警察に於て施療券を發行し貧困者救濟に當り、更に各縣は治安工作班を編成し公醫之に參加して普く僻地民衆に施藥治療し省に於ても亦同樣工作班を作り施療を實施してゐる。

（六） 傳染患者隔離病舍設立

佳木斯市內に傳染病隔離病舍設立せられ、患者收容能力二十五名にして本年度更に細菌檢查室、藥局等增設計畫中である。

（七） 風土病調查狀況

治安未だ確立せざると交通の關係上其の詳細を調查し難きも今日迄に判明せるもの二種あるも其の一はカシンベック氏病にして方正縣、勃利縣及湯原縣西方山地に散在す。他は甲狀腺腫にして饒河縣、湯原縣に散見す。

（八） 藥草產生調查

本省內藥草產生調查を行ひ此後共治安の確立と共に之が栽培を奬勵する事とし將來を期待してゐる。

（九） 衞生思想普及宣傳

惡習矯正、結核、寄生蟲豫防等に對する「ポスター」、衞生映畫に依る宣傳、公務に依る衞生講話等を實施せしめ更に井戶、便所の改良圖案を配布して之が施設改善を計る。

（十） 妓女檢黴成績

康德二年一月より各縣に亘り妓女の檢黴を實施し性病の防止に努む。

（十一） 三江省衞生委員會設置

衞生思想普及宣傳、衞生諸施設改善、西漢醫、藥舖指導等の目的を以て本會を設置し、各縣を統制して縣衞生委員會をして實行に任ぜしむる事とし、本年五月第一回總會開催の豫定である。

（十二） 帝政實施記念病院建設計畫

帝政實施記念病院を佳木斯に建設する事とし本年十月頃之が竣工の豫定である。

公醫及開業醫數 （康德三年二月末現在 三江省公署警務廳調）

縣別	城內外	公醫	醫者 西洋醫	醫者 漢法醫	醫者 西洋齒科醫	醫者 漢法齒科醫	醫者 計	總計	備考
樺川縣	內	一	一五	三七	二	—	五四	五五	
	外	一	一	二〇	—	—	二一	二二	
富錦縣	內	一	九	二五	—	—	三四	三五	
	外	—	—	一〇	—	—	一〇	一〇	
寶清縣	內	一	二	五	—	—	七	八	
	外	—	—	—	—	—	—	—	
勃利縣	內	一	三	一三	—	二	一八	一九	
	外	—	—	一六	—	—	一六	一六	
依蘭縣	內	一	六	一三	—	—	一九	二〇	
	外	一	—	一二	—	—	一二	一三	
方正縣	內	一	四	一六	—	—	二〇	二一	
	外	—	—	一八	—	—	一八	一八	
通河縣	內	一	七	二〇	—	—	二七	二八	
	外	—	一二	—	—	—	一二	一二	

湯原縣 內	湯原縣 外	蘿北縣 內	蘿北縣 外	綏濱縣 內	綏濱縣 外	同江縣 內	同江縣 外	撫遠縣 內	撫遠縣 外	饒河縣 內	饒河縣 外	計
一	—	—	—	—	—	一	—	—	—	一	—	一二
三	三	一	—	三	—	一	—	—	—	二	—	七一
五	一九	六	—	六	三	—	—	一	—	九	—	二五六
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	四
八	二二	七	—	九	三	—	—	一	—	一三	—	三三三
九	二二	七	—	九	三	一	—	一	—	一四	—	三四五

衛生指導官配置

康德二年度管內施療患者數

（三江省公署警務廳調）

種別＼縣別	樺川縣	依蘭縣	湯原縣	勃利縣	富錦縣	方正縣	寶清縣	同江縣	計
施療人員	八四	二九二	四七四	五〇八	一九六	一一	六八三	三一	二、二七九
施療延人員	七三五	一、七八三	一、四六七	二、四一〇	二、〇八六	九〇	七九四	七八	九、四四三

康德二年度省內傳染病患者發生死亡表

（三江省公署警務廳調）

病名＼縣名	法定傳染病 傷寒或類傷寒	班疹傷寒	赤痢	天花	鼠疫	霍亂	白喉	流行性腦脊髓膜炎	猩紅熱	計	痲疹	水痘	風疹	再歸熱	流行性耳下腺炎	流行性感冒
樺川縣	一	一	三	九	—	—	—	—	—	一四	—	—	—	—	—	二四
富錦縣	七	二	(二) 二八	—	—	—	—	—	二	(二) 三九	(五) 二八	六	一〇	—	六	(二) 四六
寶清縣	(二三) 六五	(七) 一六	(二二) 四四	(一五) 二五	—	(三) 一三	(一三) 三四	(一四) 二三	—	(九七) 二二〇	(一九) 五〇	(三三) 六七	(二九) 五四	二	(八) 一六	(三一) 一一七
勃利縣	二三	五	四八	四	—	三	三	—	三	八九	二	—	一	—	二	四三
依蘭縣	四	八	—	—	—	—	—	—	—	一二	—	—	—	—	—	—
湯原縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七	八	三	—	—	(五三) 一七〇
蘿北縣	—	—	—	(四) 一八	—	—	—	—	—	(四) 一八	—	(一二) 五五	八	—	九	(二二) 九一
綏濱縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	二一
同江縣	二六	三一	三七	(五) 一六	—	—	—	—	—	(五) 一一〇	(二五) 九九	(四九) 四九	(三〇) 四一	(二) 一二	九二	(五) 一一〇
合計	(二三) 一二六	(七) 六三	(二四) 一六〇	(二四) 七二	—	(三) 一六	(一三) 三七	(一四) 二三	五	(一〇八) 五〇二	(四九) 一九五	(九四) 二八五	(五九) 二一八	(二) 一一四	(八) 一二五	(一一三) 六二二

格魯布性肺炎	—	—	二〇(七)	—	—	五	三	—	四	三二(七)
痛疾	—	三	三七(一一)	—	—	四八	七〇(八)	—	六〇(一九)	二一八(三八)
丹毒	—	六	一八(一)	—	—	—	九	—	—	三三(一)
散血及膿毒症	—	二	二	—	—	一	四四(五)	—	七	五六(五)
産褥熱	二	二	—	—	—	二三	一九(二)	—	二	四八(二)
破傷風	—	三	三三(三)	一	四	二八	二(二)	—	六四	一三五(四)
恐水病	—	—	一二(三)	—	—	—	—	—	—	一二(三)
百日咳	三	二一(三)	五八(一七)	一	—	五八(一)	一二(四)	—	—	一五三(二五)
癩病	—	—	—	—	—	一二	一	—	—	一三
結核	—	四〇(二一)	八五(一七)	一六	七	四五	—	三四(三)	九(四)	二三六(三五)
梅毒	—	七八	四七	五	四	二一	四四	—	七	二〇六
淋毒性諸症	—	一七	四〇	六	一〇	三八	五〇	—	一七	一七八
脾脫疽	二	—	二	—	—	一	—	—	—	五
沙眼	二	四二	四三	三三	二八	二	二一	—	四	一七五
寄生蟲病	—	二	一九	二	—	二八	四三	—	二	九六
其他	四	六	六	—	—	四四	—	—	—	六〇
計	三七	三一八(三一)	七二八(一七八)	一三一	五三	五四二(五四)	四八一(五四)	五六	八七九(一三四)	三、二一五(四四一)
總計	五一	九四八(三三)	九四八(三七五)	二一〇	六五	五四二(五四)	四九九(五八)	五六	九八九(一三九)	三、七一七(五四九)

備考　括孤内の數字は死亡を示す。

各縣阿片零賣人表

（康德三年二月末現在 三江省公署警務廳調）

縣名	零賣所數	縣名	零賣所數
佳木斯縣	六	鳳山縣	—
樺川縣	(一八五) 七	湯原縣	(二〇〇) 六
富錦縣	(六七三) 八	蘿北縣	三
寶清縣	(三〇四) 三	綏濱縣	(一四一) 三
勃利縣	(九一) 九	同江縣	(四四) 三
依蘭縣	(一四三) 一二	撫遠縣	(二〇六) 一
方正縣	(一九七) 六	饒河縣	一
通河縣	(三一九) 五	計	七二

備考　括孤内の數字は吸食證發給數を示す。

第九章　司法・檢察

第一節　概　說

司法運用の適否は直ちに民生に重大なる影響を及ほし延いては國家興廢の岐るゝ所たる事は古今の事例に徵して明かな處である。此の意味に於て一國の司法制度を確立し其の運用の公正を期するは治國平天下の最大要件でなければならない我滿洲國は王道國家であり、司法に於ける王道とは「辟以て辟を止め、刑は刑無きを期す」であるから建國以來司法部の方針も此の見地より全國を擧げて舊來の司法制度整備に傾倒された。

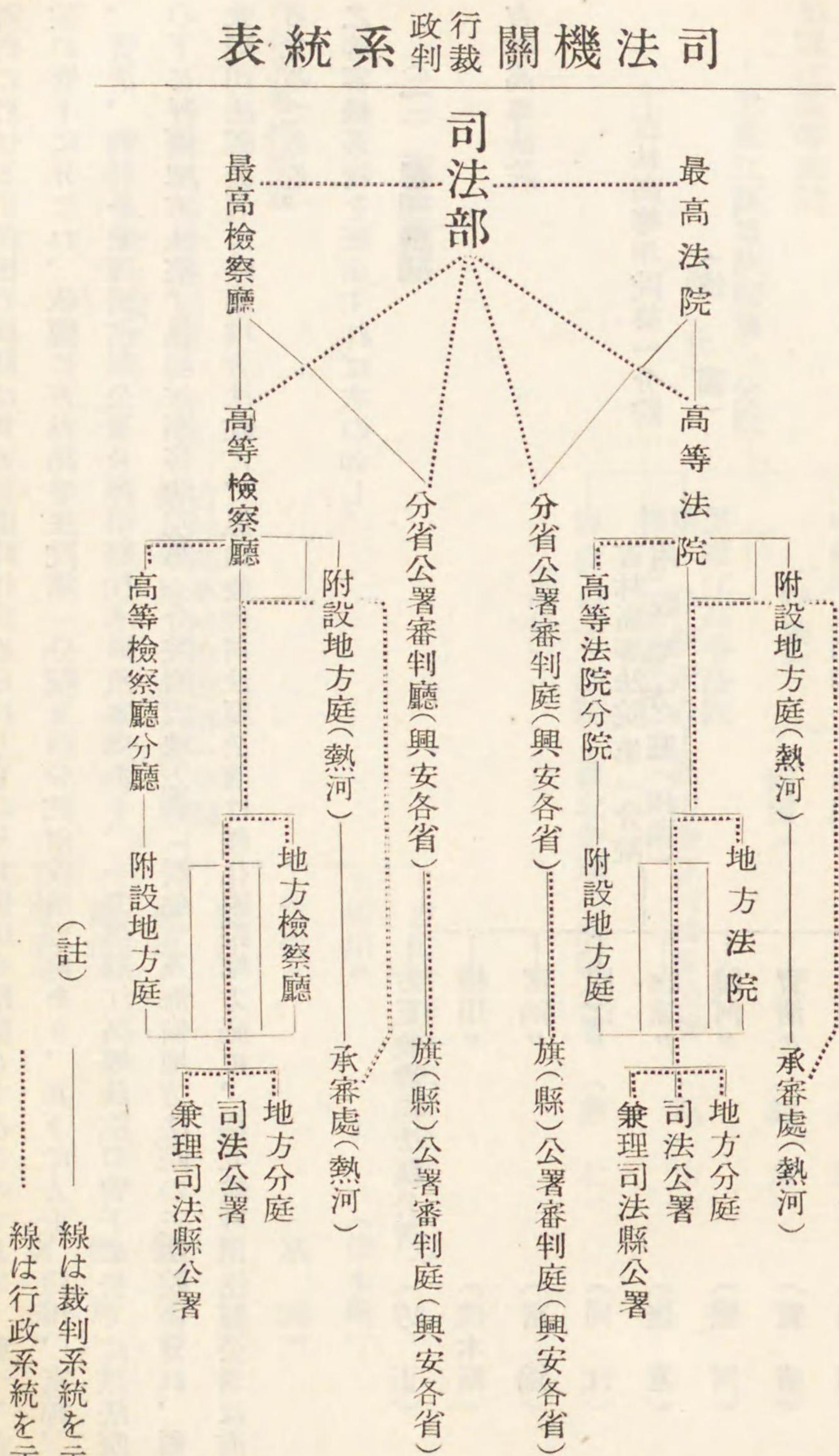
由來滿洲の司法制度は張軍閥の專制に委ねられ司法機關の如き一般人民の幸福を念として設けられしものでなく、恰かも軍閥搾取機構の一部を形成せる如き觀を呈し、而かも縣司法檢察事務は縣公署に於て兼理せられ、行政官たる縣長は此等司法事務を代行するもので行政、司法兩權の劃分せらるゝ事なく、殊に嚴正なるべき司法の運用は極度に歪曲せられて法の威信地を拂ふ有様であつた。

我國建國以來司法部は茲に鑑みる處あり、常に司法の公正を保障する爲めに制度の改革、人事の刷新を目標として鋭意努力を續けて來たのである。

要するに建國以來の司法部の業績は、初期は言ふまでもなく他部のそれと同じく基礎的組織の整備であり、續いて建設又は改良計畫の實施時代に入らんとしてゐる。殊に領事裁判權の撤廢を前提として先進日本の司法官吏を任用して、司法官の質的向上を計ると共に行刑制度の改善刷新を計り、一面司法學校を開設して司法人材の養成を圖つてゐる。

現行審判機關は四級三審制をとり、中央最高法院の下に各級審判機關を設け、又檢察制度に就ても最高檢察廳の下に法

院と同様審判系統を設けてゐる。今現行司法機關系統を圖示すれば左表の如くである。



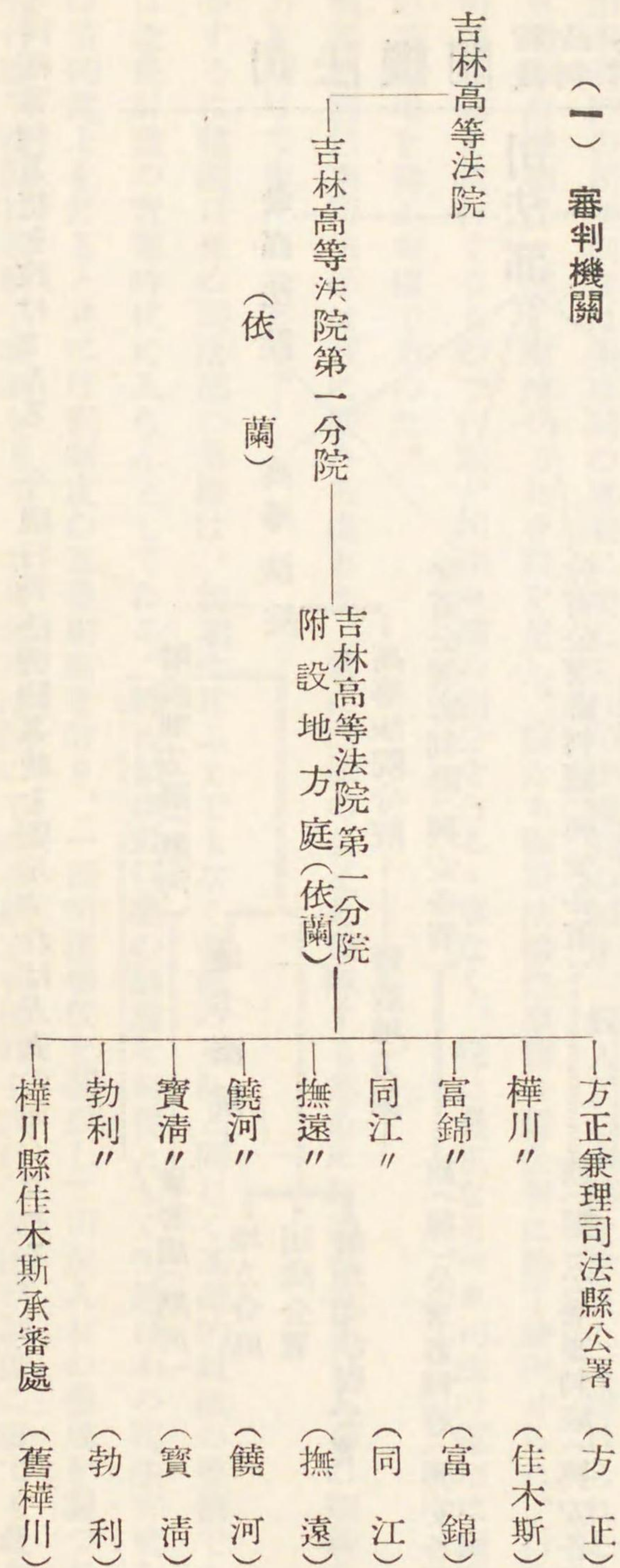
（註）　——線は裁判系統を示す
　　　……線は行政系統を示す

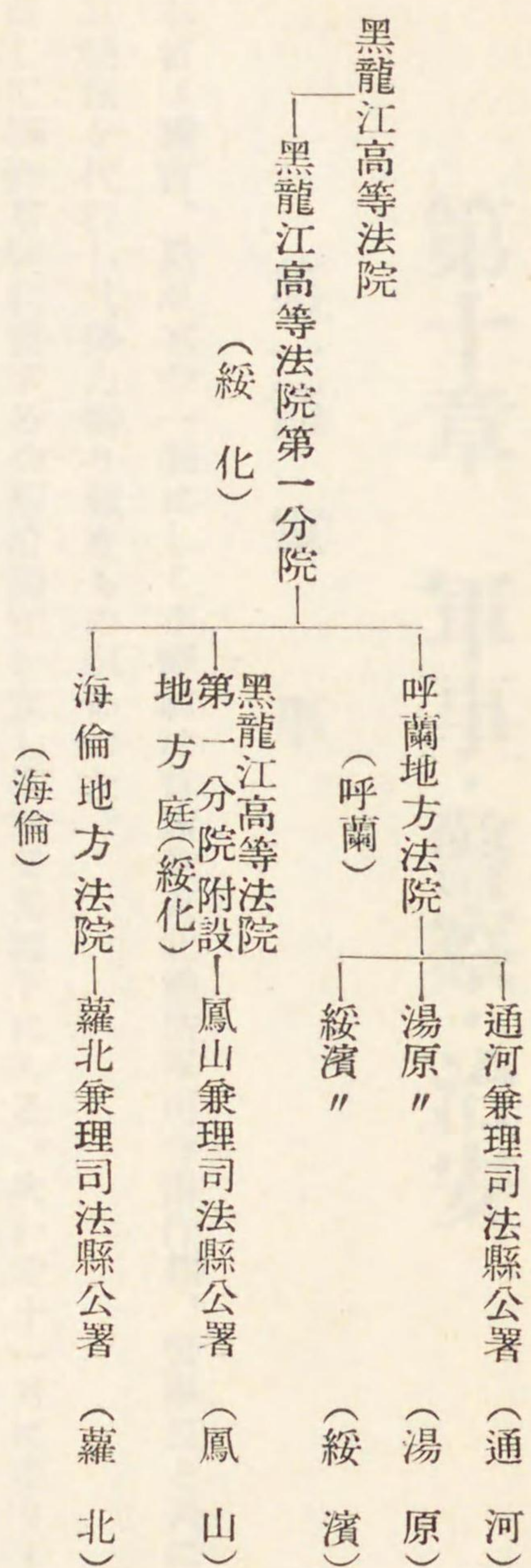
第二節　審判・檢察機關

本省内に於ける司法檢察機關は舊省制度時代定められしものを其儘現在踏襲してゐるのである。從つて吉林及黑龍江高等法院の管下に分たれ、依蘭に吉林高等法院第一分院及該分院附設地方庭あり、其下に方正、樺川、富錦、同江、撫遠、饒河、寶清、勃利各兼理司法縣公署及樺川縣佳木斯承審處あり、一方黑龍江高等法院の管下に於ては該法院第一分院（綏化）の下に呼蘭地方法院、黑龍江高等法院第一分院附設地方庭（綏化）及海倫地方法院の三法院に分れ、通河、湯原、綏濱三兼理司法縣公署は呼蘭地方法院に、鳳山兼理司法縣公署は綏化附設地方庭に、蘿北兼理司法縣公署は海倫地方法院に屬するものである。

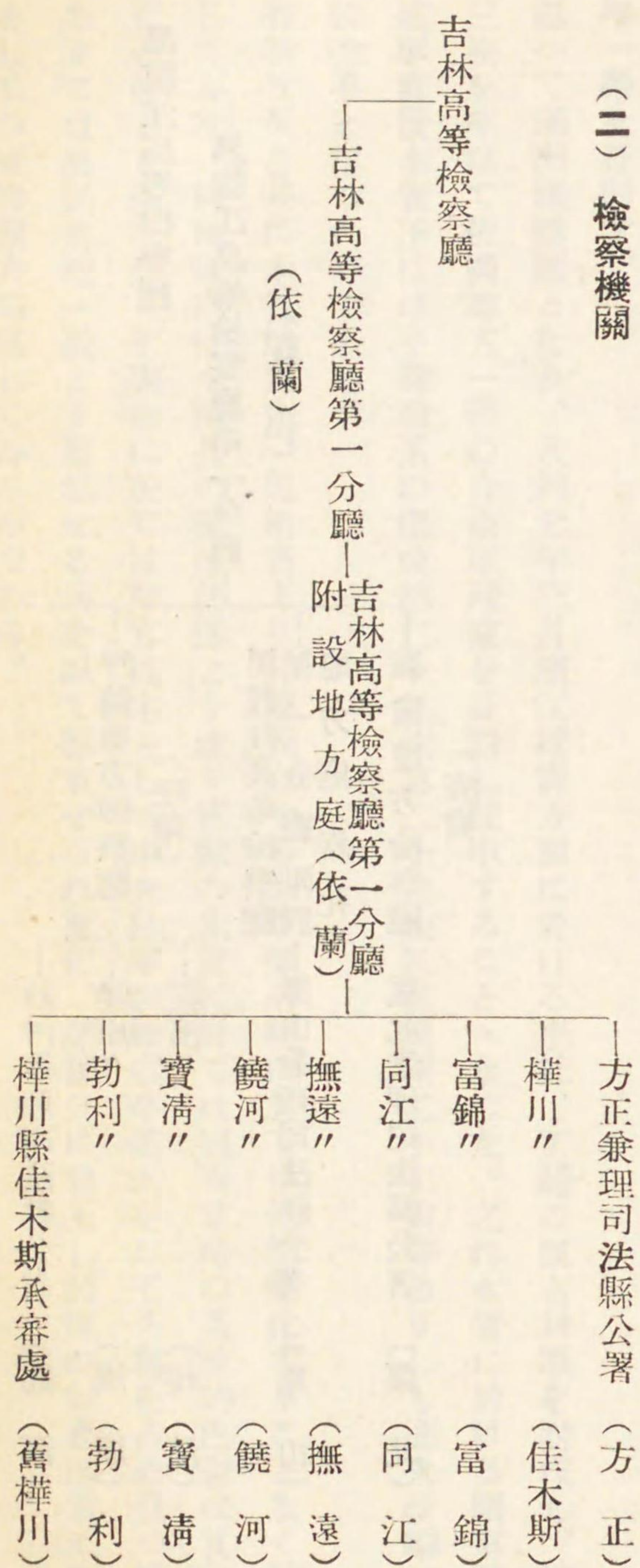
今之等審級系統を表示すれば次の如し。

（一）審判機關





（二）檢察機關



黒龍江高等檢察廳
├黒龍江高等檢察廳第一分廳（綏化）
│├呼蘭地方檢察廳（呼蘭）
││├通河兼理司法縣公署（通河）
││├湯原〃（湯原）
││└綏濱〃（綏濱）
│├黒龍江高等檢察廳第一分廳附設地方庭（綏化）─鳳山兼理司法縣公署（鳳山）
│└海倫地方檢察廳（海倫）─蘿北兼理司法縣公署（蘿北）

第十章　軍事・警察・治安

第一節　軍事

本省は舊吉、黒兩省の一部にして事變前は首席兼東北邊防軍司令張作相、張學良と共に奉天にありし爲参謀長たりし熙洽其職務を代行し其勢力侮り難きものがあつた。

而して滿洲事變勃發するや熙洽獨立を宣し省軍又其隷下に入る。次いで十一月に至り干琛徵吉林勦匪軍司令に任ぜられ（之れより曩干琛徵は熙洽の下に東省鐵路護路軍副司令に任ぜらる）舒蘭、德惠、楡樹、五常、阿城、濱江の各縣を討伐し該地一帶を征討す。

越へて滿洲國建國となり、大同元年三月濱江延壽方面に於ける李杜、丁超の反吉林軍を討伐し、續いて五月騎兵第二、第三旅を率ひて依蘭地方一帶の自衛軍殘黨を征討し駐屯することゝなつた。之れ本省に於ける國軍駐屯の始めである。

建軍直後本省下には干琛徵系の混成第二十二旅第二十三旅及混成旅二十七旅等ありしも逐次改編せられ康德元年十二月省制改革となつたのである。

省制改革と共に本省は舊吉、黒兩省より分離獨立せるも軍部系統に於ては依然變化することなく第四軍管區依蘭地區と稱してゐた。同地區內は步騎兵の混成部隊より成り軍隊の素質に於ては建軍當時の系統的色彩は其後の改編と逐次の欠兵補充とにより漸次薄らぎ現在に於ては軍官は主として中央陸軍訓練處卒業者を以て大部を占め且つ日系軍官介在し、士兵にありては農民其他一般より募集せる兵を以て組成せられ軍紀、訓練日に向上し討匪の如きは常に優秀なる成績を擧げ國軍としての威容漸次整備してゐるのである。

更に本省の地は東部及北部に於て烏蘇里、黑龍江兩江を以て蘇聯と接壤し、舊來蘇聯の重壓に惱まされてゐたのであるが我國建國以來友邦日軍の協力により此等國境地帶の防備を固むると共に國境河川警備に就ては精銳なる江防艦隊を置き終始沿江を上下航行して國境の警備に任じ其の裝備日と共に充實し、成果見るべきものがある。

更に一方本省の地は松花江、黑龍江、烏蘇里三大河川を還らし殊に黑龍、烏蘇里兩江は蘇、滿國境を形作り、國防上重大意義を有するが故に哈爾濱を本據とする江防艦隊は不斷に之等河川の防衛に任じ、水陸相呼應して國防の萬全を期してゐる。

斯くの如くにして國軍は省內の治安肅正に任じ、外は蘇聯に備へて外敵を防ぎ內外國防の重責に任じて逐次國軍の偉容を整備發揚してゐるのである。

第二節　警察行政

第一項　行政機構

全國警察行政に就ては官制上中央民政部大臣之を掌理し（興安各省を除く）民政部警務司に於て管掌し、地方に於ては各省省公署に警務廳を置き、夫々省內の警務行政を掌らしむる事としてゐる。

即ち本省に於ても省公署に警務廳を置き省下警察機關を統轄し、省城佳木斯に佳木斯警察廳を、各縣に警務局を設け管下に警察署及分駐所を配置す。

(1)　**省公署警務廳**

本省警務廳は總務、民政、敎育三廳と同樣省公署を構成する一部門にして廳內に警務、特務、司法三科及督察官室を置き、省內警察機關を指揮監督し、警察事務を管掌す。

(2)　**佳木斯警察廳**

佳木斯警察廳は之を省城佳木斯に置き廳長は省長の命を受け管內警察事務を管掌し警察分駐所一〇ヶ所を配す。

(3)　**縣公署警務局**

縣長は省長の指揮監督を受け一般行政及警察行政を管掌してゐるが、警務局長は此の補助機關として警察行政を掌る。而して縣內を數區に分ち、區には警察署を置き更に樞要の地には數個の分駐所を配して縣內警察行政を執行す。

(4)　**森林警察隊**

森林警察隊は治安維持會費より支辨せられ縣警務局長を第一次監督官とし省警務廳長を第二次監督官として特に森林地帶警備に任ずるものである。

(5)　**佳木斯地方警察學校**

本省は其の成立直後康德二年一月省治安維持會主催により佳木斯地方警察官練習所を開設し、警長以上百數十名の幹部敎育を實施し相當成績を擧ぐる處あり、次いで同年八月地方警察學校令の公布と共に本省々城に本令による警察學校設立せらるゝ事となり、前記佳木斯地方警察官練習所を母體として本警察學校開設の運びとなつた。本校は高等科、普通科、講習科の三科に分ち高等科は幹部敎育、期間四ヶ月、普通科は新採用警士養成、期間三ヶ月、講習科は特務、司法、保安其他特殊警察事務に關する特殊警察敎育、期間一ヶ月を實施するものにして開設當初高等科五十四名を收容し既に康德三年二月卒業し本年度に於ては高等科第二期及第三期各五〇名を順次引續き收容し、普通科第一期生五〇名を十月より收容講習科第一回十五名を二月十日收容せるを初めとし逐次第二、三回の講習を行ふ事としてゐる。職員としては校長は警務廳長之を兼ね敎官一、助敎一、警長一、警士一を有し他に日系巡官二名を臨時招聘して職員の不足を補はしむ。

第二項　警務行政一般

本省は由來舊吉、黑兩省に屬して地域的に偏在せる關係上稍もすれば警務指導に統一確立を欠ぎ最も重要なる特殊地帶

なるに拘らず舊兩省中心地域より放棄されし感なしとせず、警察行政の不振不統一なりしに鑑み省公署開設と同時に警務行政に關する統一的指導の必要を感じ、康德二年二月左の如き警務指導方針を確立した。則ち

（一）本省の治安を他省と同一水準に高むる爲め警察の主力を非常時警察即ち討匪行動に指向す。

（二）恒久的治安の確立は警察の鞏化にありとし「武裝行政警察の完成」を目標とす。

而して之が爲めには內部的組織に於て各警察署に相當の討伐力を保有せしめ署員は周到なる戰鬪訓練により管內の行政治安兩警察の萬全を期す。

斯くの如く以上の積極的討匪肅淸工作に主力を傾くると共に他方警察隊の質的向上改善を圖り警察官練習所を設けて警察官の養成に當り、省遊動警察隊、依蘭、湯原、通河、方正、勃利、森林警察隊の配備を實現し、銳意警察力の充實に努めたのである。

警察官練習所は康德二年地方警察學校令により成立せられたる佳木斯地方警察學校と改められ現に上述の如く警察官養成訓練を行ひつゝあり、警察隊は本年に入りてより軍政部所管に移され治安警察の本分に向つて活動してゐるのである。

斯くの如くにして本省成立以來警務行政改革鞏化に努むる處あり、而かも本年度に於ては治外法權撤廢の機運に進み漸次警察權も徹收せらる豫定であるから省當局としては一層治安の確保と警察力の刷新充實を必要とするのである。而して本年度の警務指導は大槪從來の方針に則り內は警察機構の整備と人的要素の向上を圖り外は剿匪と危險物件の取締整備に付諸工作を續行し、鎭撫と豫防の萬全を期してゐるのである。此等事項に付特に重點を指摘すれば次の如し。

（一）警察綱紀の肅淸

警察官の匪化乃至通匪の跡今尙ほ跡を絕たざるものあるを以て省當局としては深く其の禍根を究明し上級警官をしてよく下級警官の心的指導に當らしむる必要がある。

（二）警察官の敎育訓練

警察官の敎育訓練に就ては本省成立と共に佳木斯警察官練習所を設け次いで康德二年十月地方警察學校令の公布により佳木斯地方警察學校設置せられ銳意警察官の敎育訓練に任ずる處あり、本省の特異性に鑑み一層之が充實を圖ると共に給與の改善と相俟つて所期の目的達成に努めてゐる。

（三）行政警察の鞏化確立

(1) 行政警察中心主義本年度に於ては特に行政警察中心主義を**モツトー**とし縣城はもとより各區警察署も絕對的に獨立行政官廳として體裁內容を完備せしめ之を鞏化し所轄自衛團を統制し警察署所在地を中心とする一定の安全圈を設定せんとしてゐる。

(2) 行政警察の組織

行政警察の組織に就ては警察署は一區一署主義をとり土地の狀況により分駐所を設くる事としてゐる。

警察署人員の決定は所管地の人口、土地の狀況及匪狀等を參酌して一署（分駐所共）約三〇名を最少限度とし、極度の人員分散を避くる事とし其以下の場合は所在の自衛團を以て之を補充せしむる事としてゐる。

(3) 裝備

各人に有效なる銃器を携帶せしめ各署の防禦施設し各種の訓練と相俟つて威力警察の實質を具有せしむ。

(4) 先主觀念の打破

永年の慣行上討匪は警察隊の任務にして行政警察の任務に非ずとする先主觀念を打破し管內の討匪は一に署長の全責任たる事を自覺實行せしむ。

（四）警察官の給與待遇改善

各縣共警察官の給與待遇は十分ならざるも前年度に比し俸給不拂等の事なく今後財政的充實と共に不斷の改善を期してゐる。又前年以來地方費支辨の警察官及自衛團の死傷恤金が治安維持會より支給せらるゝ事となり之等は警察官の待遇改善上好結果を齎してゐる。

（五）保甲制度の確立

保甲制度に就ては逐次進歩改善せられつゝあり、本年度に於ても若干の縣を指定して重點を指向する事とし此等指定縣はもとより其他各縣共一層鞏化確立を圖つてゐるのである。

（六）其他

警察活動の方面に就ては戶口調査の實施、民間銃器の回收、保安及衞生事項の改善、政治思想匪の檢索等複雜多岐であるから此等方面に就て鋭意進歩刷新に努めてゐるのである。

第三節　治安概況と肅清工作

第一項　治安概況

本省の地は東北僻遠にして治安紊れ一昨年三月土龍山事件以來世人の印象に深き處であるが本省成立以來軍警の間斷なき討伐により漸次治安の確立に向ひ來たるも冬季間に於ける大匪團の食糧、物資並彈藥の缺乏は春季に於て著しく刺激を與へ賊の進出活動を過敏ならしめてゐる。即ち管內に於ても最も人口稀薄にして警備手薄き鳳山縣公署は昨年三月一日匪首墨林一派に襲擊せられ、餘燼未だ盡きざる昨年三月九日には趙尙志、謝文東、李萃堂、明山、亮山等の合流匪は方正縣

城を襲擊したる實情に鑑み、各縣に連絡して聯防警戒を爲さしむると共に日滿軍警の協同に依る一齊討伐を決行し、徹底的各匪團の潰滅を期したのである。爾來匪勢頻りに衰へ、大匪團は分散的小匪團に轉向し隨時合流して部落襲擊の擧に出づるも、夫は軍警の徹底的討伐に依る逃避途上の餘儀なき窮策たるに過ぎなかつたが、近來胡匪、土匪の多くは反滿抗日又は共產系匪の煽動に依り漸次政治匪化せむとする傾向に在るを以て、特に注意を行ひ純匪にして可能性ある匪團には歸順工作を施し、各匪團に對しては綿密なる偵緝網を張り、一層徹底したる對策を考究してゐるのである。

即ち方正、依蘭、勃利縣方面の謝文東、趙尙志匪、湯原、綏濱、蘿北縣方面の夏雲階匪、饒河縣方面の李學萬匪は該地方に於ける匪賊の主導者にして何れも共產匪、反滿抗日匪と目さるゝ思想匪が其の指導權を有する事は此後の對匪工作上由々しき關心事である。今や秋季肅清工作に於ける徹底的討匪工作により謝文東、趙尙志匪は其の根據を失ひ湯原、通河方面の山間に屛息するの餘儀なきに至つた。然れども本省の地は蘇聯と接境し此等有力思想匪の盤據する事は國防上又由々しき大事にして本省としては今後警察力の充實鞏化、交通、通信機關の整備と相俟つて積極的保甲制度の鞏化、集團部落等の建設により民衆を集結せしめ自衞自防の確立を期し以て恒久的治安維持、國防充實工作に進まねばならぬ。

茲に康德元年三月世人の耳目を聳動せしめたる土龍山事件を概述し、同時に本省成立以來最近に至る主要事件に付概記すれば次の如くである。

◉土龍山事件

康德元年三月十日首魁謝文東の示唆逆宣傳に逆上せる土龍山を中心とせる附近部落農民の反亂にして（一）日本軍の土地買收反對（二）銃器回收反對（三）種痘反對を强調し、土龍山に於て日軍飯塚少將（當時大佐）以下二十數名を虐殺せるものである。

本事件の動機及經過に就て概記するに先づ大同二年、同三年謝文東は土龍山東北方約四十支里依蘭縣第三區八虎力の保

董に就任せるが、大同三年二月日本軍の土地買收銃器回收に着手すとの噂を聞くや山龍山農務會長井止揮及同人息子井龍潭と謀り土龍山を中心に各部落に到り民衆を煽動して「土龍山附近一帶の農民團結し、大衆の壓力を以て日本軍の土地買收、武器回收、種痘に反對するを要す、此の機會に於て彼等の暴威侵略を抑壓せざれば益々侵蝕し遂には我々民族は生命の安固を保つ能はざるべし、農民奮起せよ」とて謝文東總司令となり井龍潭を副官に、泰秀臣を團長となし、農民約五百を叫合、東北民衆軍と名稱し、附近一帶の宣傳示威運動を敢行す。茲に於て一般農民は悉く謝文東の趣旨に雷同し、部落民にして出動するものを勸說優待し益々反滿抗日意識を濃厚ならしめたのである。

其後各部落を游動宣傳をなし若し之に反對する者あらば之を懲膺し康德元年三月四、五日頃土龍山に到着部隊を東北民衆自衛團と命名、各團員は赤布に東北民衆自衛軍第何團と記したる腕章を左腕に附し、全員小銃各一を携行し又各團は東北民衆自衛軍第何團と記したる赤旗を所持する事とし以上銃器を所持する者約七百名にして他に農民の暴動化したる者全部を合する時は約六、七千を算す。

三月九日午前十時頃先づ土龍山警察署(隊)を襲擊二十餘名の武裝解除を爲す。

斯くして康德元年三月十日午前九時頃依蘭縣方面の偵察員より「日本軍來土す」との情報を齎せるあり、茲に於て謝文東は益々警戒を嚴にすると共に之を殲滅すべく命令す。

第二團長曹子但は之が命令を受け、直ちに横黛山下の塹壕に據り殲滅を期すべく集中射擊の準備完了待機し山上に展望哨を設け監視せしむ。午前十一時頃乘用自動車二臺「トラック」三臺に分乘し飯塚少將の率ゆる日滿軍は部落道路上の塹壕前にて急停車せるを以て待機中の第二團の主力は突如之に對し一齊射擊を爲す。此の時乘用自動車より拔刀せる飯塚少將は横黛山に向け突進せるが之に對し第二團は一齊に猛射擊をなし包圍攻擊の態形をとりたるに「トラック」より輕機を所持せる者下車抗戰せるが、包圍匪團の猛射に遭ひ、悉く致命的銃創を受くるに至つた。

此の戰鬪の結果日軍二十餘名及滿軍二十餘名戰死せるが、戰鬪終了後副司令井止揮は更に命令し日滿軍の軍服兵器彈藥（輕機二、小銃三十餘挺）及飯塚聯隊長の軍刀肩章を掠奪し、總司令部に引揚ぐ。之より先、日滿軍依蘭方面より來土せるの報に接したる謝文東は副司令井止揮をして依蘭警備軍の總指揮に任ぜしめ、其他豫備軍をして應援に向はしむ。

斯くして應援軍は戰鬪終了後現地に到着せるが來援隊は士氣益々揚り、日軍戰死者に對し凡有暴虐行爲を爲したのである。

斯くして土龍山西方四支里横黛山下に於て飯塚少將以下を殲滅せしむるや東北民衆自衛軍の意氣揚り益々反日滿意識を熾烈ならしめ、殊に謝文東は日軍恐るゝに足らずとて士氣を鼓舞して土龍山に駐留を主張せるが、幹部の强固なる退却意見及日軍飛行機の爆擊を慮り三月十一日土龍山東方五十支里半截河に向け出發する事となつた。

一方土龍山近傍に消集し居りたる約一萬餘の暴民は日軍の全滅を聞知するや大いに謝文東部隊の行動を賞讃せるが、日軍の飛行機の爆擊を慮り漸次避難するもの續出するに至つた。

其後謝文東は「今後日軍に對抗せんには强大なる東北民衆自衛軍の充實にあり」となし東方及南方地區に蟠踞中の匪賊と連絡一團となりて日軍に抵抗すべく移動し三月十二日午前九時頃半截河に到着せるが、降雪多くして軍の行動意の如くならず半截河に宿營す。

其後各地に於て糧食の徵發、馬匹の徵發等を爲し、逐次移動す。而して其の主なる戰鬪次の如し。

(1) 三月十九日半截河に日軍飛行機の襲擊に遭ひ董團長以下三十餘名戰死す。

(2) 三月二十一日斗洵子に於て「トラック」三臺に分乘せる（輕機三を有す）日軍の襲擊を受け謝文東は自ら部下を指揮し要擊の結果三十餘名の戰死者を出す。

(3) 三月二十二日斗洵子南方九里六に移動到着宿營準備中日軍の追擊を受け、前方十支里大八浪河中間高地を占據對抗

せるが、機關銃及山砲の猛射を受け死傷數萬を出す、當時謝文東は極度の狼狽の結果飯塚聯隊長より掠奪せる軍刀を放棄南方に、副司令井止揮は他方に逃走し、副官井龍潭は負傷す。

(4) 三月二十四日大八浪南方四十支里五道溝に於て再び集結、明山、亮山匪も合流全員約五千を算す。

(5) 五月初旬湖南營日本屯墾隊を襲擊せるが、頑强に抵抗、交戰五時間、利あらずして副司令井止揮戰死し部下百數十名戰死負傷數十名を出す。

◉本省成立後の主要事件

(一)鳳山縣城襲擊

康德二年三月一日午前五時三十分頃鳳山縣公署前方約五百米の地點に駐在せる第一區警察署員三十名中十二名は突如叛變し自宅に於て就寢中の警察署長を射殺し殘餘の署員十八名の武裝解除をなしたる上墨林匪の一部匪首耀中國の指揮する約五、六十名の匪賊と合流して主力を以て縣公署を包圍襲擊し一部を以て縣城內の掠奪を敢行せるものである。

(二)方正縣城襲擊事件

康德二年三月九日早曉縣公署東南、東北隅より匪賊若干侵入せしを以て衛兵は直ちに之と應戰擊退せるも旣に縣城東南部には多數の匪團闖入し城內に侵入せる匪團の一部は民家に放火し一面掠奪を擅にすると共に他面縣公署は匪首趙尙志の率ゆる二百餘名に包圍せられ、聯公署參事官以下職員、軍警必死の防戰をなし通河駐屯軍よりの應援を求めて漸く擊退せるものである。

(三)饒河縣四合川自衛團叛變事件

康德二年四月二十一日饒河縣四合川自衛團三十名は曩に皈順せる王福森の部下より嚴選し王福森を團長として自衛團として四合川に配置せるものであるが偶々警察署員と衝突し、署員を武裝觧除せしめ銃器彈藥を奪ひ更に署員の所持金、被服、寢具、糧秣等其他金品を奪取せるものである。

(四)勃利縣連珠崗襲擊事件

康德二年五月十二日午前一時頃匪首金山、趙司令、李延綠等の率ゆる合流匪約三百名は小銃二百五十、拳銃五十、輕機關銃二を有し勃利縣第三區連珠崗に來襲、同地警察署と交戰四時間に亘れるも衆寡敵せず、署員敗退の已むなきに至り之に乘じて匪は署內に侵入、保管中の長銃六其他金品を强奪、住民六名を拉致衣類物件を掠奪逃走す。

(五)趙尙志匪方正縣三道屯襲擊事件

康德二年六月一日匪首趙尙志、東來好、王營等の率ゆる約三百名は方正縣第六區三道屯に侵入軍警の頑强なる應戰にも拘らず四日間に亘り掠奪を敢行し民家全部を燒失人質二十名を拉致四日午後二時三道河子方面に逃走す。

(六)通河縣富鄉屯襲擊事件

康德二年七月二日午前十一時匪首耀中國、要三勝、雙龍の合流匪百餘名は通河縣第一區富鄕屯部落の電話架設を切斷し縣公署との連絡を斷ち襲擊し來るを以て警察署員、自衛團等極力防戰したるも衆寡敵せず遂に賊は同部落に侵入放火掠奪を擅にして逃走せるものである。

(七)湯原縣竹簾鎭襲擊事件

康德二年七月十二日午後十一時半頃匪賊一部は江南樺川縣より竹簾鎭東方附近の對岸に渡り匪首双山、閻王匪約百名と合流し翌十三日午前二時三十分匪首双山、閻王の率ゆる百名は湯原縣西南方竹簾鎭に襲擊し來り民家に放火し人質三十名を拉致逃走せるものである。

(八)蘿北縣鳳凰鎭襲擊事件

康德二年七月十八日午後十時匪首中央の率ゆる六十名匪鳳凰鎭謝保長方を襲擊し同地警察隊と交戰せしも賊は民家二軒

に放火し住民十五名を死傷せしめ人質三名を拉致逃走す。

（九）綏濱縣洲崎參事官殉職事件

康德二年八月三日蘿北縣境にありたる中俠占五省の合流匪七十餘名は早朝來移動を開始し、福興屯襲擊を爲すべしとの情報縣公署に入手せるを以て洲崎參事官は直ちに警務指導官以下警察隊員より成る討伐隊を組織し福興屯に急行、同區向陽村に於て敵匪と遭遇交戰を開始し洲崎參事官は奮戰之れ努めたるも遂に敵彈に殪れ名譽の戰死を遂げ警察隊員十數名の死傷者を出す。

（十）依蘭縣笠原指導官交戰負傷事件

康德二年八月十日樺川縣境方面に掃匪出動中の依蘭縣笠原警務指導官の指揮する討伐隊三十名は管內第四區曲家營附近に於て匪首打一面、金山好の合流匪六十名と遭遇激戰の末敵匪に多大の損害を與へ笠原指導官は右胸部貫通銃創を受け、藤本指導官の率ゆる急援隊四十名の應援を得て討伐隊は敵匪を追擊す。

（十一）趙尙志匪方正縣沙河子襲擊事件

康德二年八月十九日趙尙志匪部下百數十名は方正縣沙河子を襲擊、部落を燒却す。該匪は延壽縣方面より潛入し小羅勒密河河合附近に在り沙河江子駐屯軍武裝解除の機を窺ひ夜中軍營舍を襲ひたるものである。

（十二）依蘭縣宏克力匪襲事件

康德二年八月二十日狄青山好、占青川、東洋、公平、占山、占山好等合流匪は河陸兩面より宏克力を襲擊、警察隊員及自衛團員と交戰二時間餘に及び民家十四戶を掠奪、人質二十數名を拉致逃走す。

（十三）鶴立崗煤炭公司列車襲擊事件

康德二年八月二十四日午前九時頃夏雲階匪は蓮江口發客車連絡列車の顚覆を劃し、鑛山鎭に向ふ途中、蓮江口東北方四十粁の地點に於て豫て軌道犬釘約二百本を拔取り待機中列車の脫線するや賊は列車內に闖入乘客日人四名、滿人三十名負傷、警乘兵一名を拉致乘客所持品を掠奪し車體に散油放火して逃走せるものである。

（十四）依蘭縣興隆鎭襲擊事件

謝文東、趙尙志、李萃堂、合流匪約四百名は舊曆八月十五日仲秋節を期し依蘭縣第五區興隆鎭を襲擊せんとし、九月九日大百順溝を占據せるも雙河鎭、太平鎭駐屯滿軍出動を察知し突如十一日午前四頃中刀𨦭南方三滿里の地點に包圍隊勢を採り、自衛團五十名の出動を見たるも約十倍の匪勢を有する賊は更に城內に侵入民家に放火暴虐掠奪の限りを盡し住民五十名を人質拉致逃走す。

（十五）天元匪國道局トラツク襲擊事件

康德二年九月二十六日午前八時半頃橫道河子を出發せる國道局**トラツク**は佳木斯に向け皈還途中彌坂峠に指懸るや東側高地より天元匪の率ゆる匪團二百名の襲擊を受け運轉手一名戰死、二名重輕傷を受け辛じて右**トラツク**は佳木斯に逸走皈還、右匪報に接せる縣警察隊七十五名は向川指導官指揮の下に討伐に出動す。

（十六）反日明山匪採金會社トラツク襲擊事件

康德二年九月二十六日午前九時石頭河子採金地を出發せる採金會社佳木斯出張所警備隊二十名採金調查員六名搭乘せる**トラツク**は佳木斯へ皈還途中午後七時半頃南崗日軍兵營附近にて明山匪に遭ひ輕機關銃の猛射を受け警備隊員は之に應戰せるも衆寡敵せず死傷者數名を出し逃走す。

（十七）勃利縣林口警察署匪襲事件

康德二年十月十七日午後四時林口警察署に檢擧せられたる匪首順天龍を留致、取調中の處同月二十七日夜該匪首部下五十名は匪首奪回の爲め警察署を包圍襲擊せるも幸ひ警察署員は同地駐屯日軍及憲兵分駐所員、領事館警察署員の應援を得

て撃退す。

（十八）打一面匪廟嶺警察分駐所襲撃事件

康德二年十月二十四日午後七時頃匪首打一面の率ゆる騎馬匪三十餘名は佳木斯東南方廟嶺警察分駐所を包圍襲撃し警官と交戰、撃退せられたるも退却の際孫警長の子及部落民一名を人質として拉致、子供を奪回すべく單身敵地に入れる孫警長及拉致人質を銃殺す。

（十九）趙尙志匪依蘭縣吉興河部落襲撃事件

康德二年十一月十七日趙尙志匪二百餘名は勃利縣大青河方面より依蘭縣第四區吉興河甲長宣起方襲撃の目的を以て部落に侵入、自衛團長宣起は部下十一名を指揮して之と應戰數時間後辛じて之を撃退す。

（二十）通河縣岩本、鎌田兩指導官殉職事件

康德二年十二月一日午前四時通河縣清河鎭に於て匪首謝文東以下四百名の匪賊襲撃を受け岩本、鎌田兩指導官以下二十餘名奮戰せるも衆寡敵せず遂に兩指導官以下縣警察隊員三名戰死、八名負傷す。

（二十一）勃利縣森林警察隊屯所襲撃事件

康德三年三月六日夜匪首王陰武、北俠の率ゆる約百五十名匪は勃利森林警察隊屯所を急襲交戰二時間にして遂に撃退せるも之が爲め千葉警佐以下警察隊員八名、伐採業者三名戰死、負傷者約十名を出し銃器馬匹を掠奪せらる。

（二十二）湯原警察隊襲撃事件

康德三年三月十九日午前一時頃、共產黨系匪首戴洪濱、閻王、文武の合流匪百餘名は湯原縣城東方叉八氣森林警察隊分駐所を襲撃、翌二十日午前三時更に拉心河森林警察隊本部を急襲し警察隊員と交戰せるが賊匪は遂に宿舍内に闖入銃器其他金品を掠奪逃走す。此れが爲め森山警佐以下警官四名、伐採業者三名の戰死者を出し、燒失家屋六軒、銃器、被服等の掠奪せられて甚大の損害を蒙むる。

以上主要事件の大様であるが之等に付康德二年度匪狀統計を表示すれば次の如くである。

康德二年度匪狀、匪害統計表

（三江省公署警務廳調）

區別 ＼ 月別		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
討伐回數		92	67	61	125	164	155	168	201	152	160	143	126	1,668
實匪數		59	57	44	92	95	123	127	128	112	117	109	113	1,175
延匪數		4,855	3,120	4,011	9,368	9,299	9,059	8,588	8,436	9,581	8,694	8,931	10,244	94,186
匪首數		1,910	2,025	2,025	2,130	4,460	2.370	2,320	2.375	2,300	2.238	2,200	2,200	29,553
現出回數		85	64	57	113	132	111	122	134	84	83	89	65	1,140
討伐人數		4,375	2,351	3,492	6,857	5,659	4,825	4,794	3,461	3.565	3,622	3,997	3,802	51,800
匪	死	49	8	22	59	112	50	113	71	184	62	71	78	829
	傷	58	16	34	25	113	17	104	44	67	78	151	66	773
	捕	24	2	14	5	—	2	3	10	4	1	17	22	104
	銃	28	8	25	27	28	22	20	43	113	38	48	38	438
	彈	26	20	6	63	266	10	192	313	37	279	311	6	1,529
賊	馬	55	19	107	22	62	23	10	14	13	42	59	46	472
	檢擧人員	—	—	—	—	—	—	—	—	35	257	116	—	483
損	人員被害	22	24	32	12	33	28	8	13	12	9	29	15	237

討伐隊 死	4	3	13	8	20	—	5	17	10	3	16	9	108
傷	—	—	10	13	15	3	20	27	36	15	26	6	177
拉	12	—	4	—	8	—	2	2	7	14	6	1	56
銃	4	—	—	29	30	22	29	13	20	30	21	70	268
彈	—	—	—	40	825	—	167	221	313	74	—	3,970	5,610
馬	5	—	1	4	1	—	—	—	—	5	2	2	35
住民害 死	3	5	3	4	17	9	25	19	24	7	9	8	331
傷	4	3	3	7	9	10	5	16	12	4	5	4	84
拉	13	42	66	20	140	259	247	273	240	138	87	166	1,691
銃	13	6	1	1	11	27	31	12	20	4	1	—	227
彈	—	40	—	—	1	—	3,094	145	936	71	—	—	4,287
馬	11	87	227	48	118	325	118	225	318	177	148	244	2,046
戶數	231	53	43	—	16	88	157	1	251	1	16	6	863
現金	235	373	16,951	529	61,665	185	503	3,505	6,970	192,650	800	1,736	286,102
其他	1,194	68	55	860	16,810	2,532	3,566	8,577	56,362	185	—	9,390	99,599
一出沒匪數平均	2.5	1.5	1.9	4.3	2,08	3.7	3.7	3.6	4.1	3.8	40.5	4.6	
一匪平均收入	円 .86	1.07	2.35	.11	5.8	.38	·23	.69	3·03	.11	.49	7.49	
一匪團平均員數	32	35	46	23	47	21	18	18	20	19	201	19	

本表により康德二年內に於ける治安狀況を考察概評するに

（一）出沒回數八月の二一一回を最高とし年頭初に於ける數字に比し歲末に於て倍加す。

（二）匪首數に於ては年當初より漸增し之亦歲末に至り倍加せるを示してゐるが之は管內より烽起せるもの、他管內より侵入せるものもあるべく、又從來分明せざりしものが調査の徹底精密を加ふるに從ひ判明せるものあるによるものと稱し得るであらう。然れども概して匪首の增加は疑ふべからざる事實にして匪首の增加は出沒の回數に正比例し憂慮すべき狀態にある。

（三）出沒延匪數も前二項に正比例し漸增し十二月最高に達してゐる。以上三項目に亘る數字は漸增の傾向を示し、匪數は五月の四、四六〇を最高とするも平均二千二、三百前後にして此間匪賊の死傷逮捕一千七百餘に達するも其數字に變化を示さざるは彼等が常に部下の補充に意を用ひ民衆を巧に懷柔し其の不足を補ふに易々たるを思はしむ。

（四）之に對する討伐回數は漸減し、討伐人員は終始大差なきも回數に正比例すべきは當然にして之が漸減傾向は蓋し匪の行動神出鬼沒にして常に日滿軍警の虛を窺ひ急襲し巧みに其の足跡を晦まし追迫を許さず、且つ極寒と交通不便の爲め行動意の如くならざるに基因するものであり、何れとするも形勢尙ほ樂觀を許さゞる現況にある。

更に匪襲による被害に就て見るに

1、匪賊の死傷逮捕者一、七〇〇餘に對し討伐隊並住民の死傷拉致者は二、五七〇名に達す。

2、每月一四〇回以上の出沒と二一四名の死傷者拉致者を出す。

3、一縣每月十數回の匪襲を見、討伐隊は夏季は道路の泥濘、冬季は極寒にして交通機關杜絕の山間僻地に東奔西走して奔命に疲るゝ狀態である。

4、捕獲銃器と匪賊の掠奪銃器とは其の數相敷き彼等は其の補充に綽々たる餘裕を示し捕獲馬匹四七二頭に對し被掠奪馬匹は四倍に達す。

5、被掠奪物資金品は二七、五〇〇圓に達し其他記錄に漏れたる物品も多かるべく燒却家屋の損失等を考慮し、農作物等に對する被害を合すれば其の被害狀況思ひ半ばに過ぐるものがある。

右數字は管下一般に平均したるものにして國境僻遠阪地は沼澤地多く住民稀薄にして物資豊かならず、從つて多數部隊を擁する匪團蟠踞を許さゞる爲め勢ひ人口物資の豊かなる松花江岸殊に交通比較的便利なる方正、依蘭、樺川、通河、湯原、勃利地方を根據とし或は山間道路を經、或は河川を渉りて對岸に及び巧みに軍警の虛に乘じて隨時隨所に出沒し、而かも管外に於ける匪賊にして概して狂暴性を有す。即ち康德二年一月設置せられたる森林警察隊は質に於て武裝に於て最も優秀なりと稱せらるゝも本年三月に至る迄既に六ケ所の襲擊を受け其の被害甚大なるに徵しても明かなる處である。又松花江岸唯一の交通機關たる總局自動車も今冬季間數回の匪襲を受け人品に對する被害夥しく省內に於ては苟くも非武裝の安住、通行を許さず遺憾乍ら治安狀態良好なりと稱する事は出來ない。

第二項　治安維持肅清工作

(一)　省治安維持會

省治安維持會は本省成立後康德二年二月以來省公署警務廳內に事務機關を移管設置し從前依蘭地區警備司令部顧問部に於て管掌せし事務を引繼いだのであるが移管後は專ら省內治安狀態に鑑み一大特別治安工作の必要を痛感し先づ各縣治安維持責任者を省公署に召集し今後の方針を示達すると共に交通通信網の完成、警察の整備鞏化並に集家法實施等を計畫し更に進んで樺川、依蘭、湯原の三縣をして治安上の模範縣建設特別工作を計畫し現に實行中である。

又警察官吏の素質向上の如何は治安維持上重大影響あるを以て康德二年一月佳木斯に警察官練習所を開設し九月末迄に三期に亘り現職縣警察幹部總員一四六名の訓練を終了したのである。尤も同年八月地方警察學校令發布により佳木斯地方警察學校設置せらるゝ事となり、前記練習所は之を地方警察學校とする事となつたものである。

其他飛行機格納庫の新設治安維持功勞者の表彰、保甲制度實施、自衛團の整備、日本軍治安工作の援助等成績大いに見るべきものありと雖も如何せん各縣の財政極度に疲弊し未だ自力更生の實力なく、省內治安維持は今後重點主義による中央の方針と相俟つて機構改變後に於ける省治安維持會の活動に期待せらるゝ所極めて大なるものあり、今後益々重責を加ふと思惟せらるゝのである。

尙ほ本省治安維持會現在役員左の如し。

委員長	東北地區防衛司令部高級參謀	遠御	中佐
委員（幹事長）	北境地區防衛隊參謀	佐武	少佐
委員	北境地區防衛隊副官	俵	少佐
〃	同隊附	河田	少佐
〃	富錦守備隊附	安田	中佐
〃	佳木斯守備隊附	宮崎	中佐
〃	依蘭守備隊長	小柴	少佐
〃	佳木斯獨立第二十四大隊附	岡田	少佐
〃	佳木斯憲兵分隊長	江草	大尉
〃	佳木斯顧問部	氏家	中佐

〃　（常任幹事）　依蘭地區顧問部　東宮少佐
〃　〃參謀長　王錫蝦
〃　饒河顧問部　神田大尉
〃　領事館佳木斯警察分署長　高野警部
〃　三江省公署總務廳　樋口廳長
〃　三江省公署警務廳　對馬廳長
〃　三江省公署總務廳　富田總勢科長
〃　三江省公署民政廳　杉山經理科長
〃　三江省公署警務廳　宮崎行政科長
〃　三江省公署警務廳　村井警務科長
〃　（常任幹事）　三江省公署警務廳　武藤司法科長

（二）省宣撫小委員會

前記治安維持會に於ては之が指導の下に治安維持宣撫工作の實施機關として宣撫小委員會が置かれてゐるのであるが本會は康德二年九月十七日成立、省公署總務廳長を委員長、總務科長を副委員長とし關係科長並に外部機關（北境地區防衛隊、憲兵分隊、協和會等）を以て委員を講成し省內宣傳機構の確立を促進し統制ある指導の下に匪賊剿滅工作並に宣撫工作を行ふものとし、省宣傳指導班を各縣に派し縣に於ける宣傳工作を指導促進してゐる。而して各縣には縣宣撫小委員會あり從軍宣傳班、治安工作班等を組織し各縣內治安工作に努めてゐる。

更に本省に於は昨秋來他省と同樣日本軍指導の下に省宣撫小委員會其他軍警官民協力して秋季肅淸工作を實施し省治安確立上顯效を齎してゐるのであるが其の方針、要領並に實施狀況次の如くである。

◉秋季肅淸工作

△方針

一、軍部の實施する討伐と緊密なる連繫を保持し滿洲國治安擾亂の源泉の根絕を期す。

二、宣傳對象の本體を一般民衆に置き匪側の實施せる宣傳により汚染せられたる對日滿觀念を是正して匪民の分離に導くと共に民衆に掃匪觀念を透徹せしめ保甲法等に依る自衞組織の鞏化を促進す。

討匪宣傳は主義として行はず。

三、宣傳の効果は意氣と熱によりて招來するものなることに着意す。而して意氣と熱は宣傳に任するもの自體が日滿兩國の建國の理想と兩國の關係の正確なる認識及其の光顯は眞正なる和平に到達する唯一の途なる信念の把握に依りて發生することを銘肝す。

四、宣傳の組織は量よりも質の主義により定め宣傳の實行は戰鬪の實行なる意氣を以てし戰鬪に於ける軍隊の水火も辭せざる行動を直ちに移して宣傳實行の信條とす。

五、宣傳實施に伴ひ軍の討伐企圖を部隊に漏洩せざることにつきては深甚の注意を拂ふ。此の點に關し常に軍部の指示を受くるものとす。

△要領

一、宣傳工作實施の重點を左の如く定む。

勃利、方正、依蘭、湯原、饒河の各縣

二、重點指向地域の宣傳工作は第一期（討伐行動開始に至る間にして九月下旬に至る間）第二期（討伐行動間にして十

一月中旬に至る間）第三期（日滿分散配置以後）に區分し概ね左記目的の達成を期す。

第一期

1、宣傳準備として左記を明かにす。

イ、縣內匪賊の色彩、系統及宣傳狀況

ロ、一般住民の匪賊に對する意嚮

ハ、思想的、政治的、指導者、策動分子の有無

ニ、蘇聯乃至共產政策に對する住民の感想

ホ、日滿軍警の治安工作に對する一般民衆の感想、特に不滿の諸點

2、右の結果に基く宣傳腹案の實施及ビラ、ポスター等の準備をなし本腹案に於て住民の實情を對照とし日滿觀念を是正、匪民の分離、匪掃觀念の徹底保甲法等に依る自衞組織の羣化等の宣傳具體案を定む。

第二期

從軍宣傳班（員）を編成して討伐隊に跟隨せしめ討伐隊宣傳主任、將校又は軍隊側の治安工作班指導の下に宣傳を實行す

第三期

日滿兩軍の威力的背景の下に治安維持、組織の羣化擴大を促進すると共に滿洲國側治安擾亂の源泉根絕に協力す。

而して本期は宣傳實行の重點とする省縣全機關の活動を要する時とす。

三、重點指向以外の地域に在りても右の主旨により宣傳を實行す。

△實行方法

一、第一期

1、前記要領（第一期）に示す宣傳情報を省縣公署に於て蒐集査覈す。宣撫小委員會、協和會は各其獲得せる情報を最寄省縣公署に連絡す。

2、從軍宣傳班員の編成を準備し且宣傳の教育をなす。

イ、宣傳班員の編成を定むるに際しては少數なるも適任者を得ること。

又大なる小數單位よりも少なる多數單位の效果的なることに着意す。

ロ、縣內に行動する各討伐隊に對しては總て宣傳班（員）を附隨せしむることを努む。

ハ、口頭宣傳に重點を置く關係上良質の通譯を得ると共に省縣通譯の總動員を行ひ一時擧げてこの目的に使用す。

ニ、重點方面縣にて二ケの從軍班を編成する場合の組織の一例左の如し。

甲從軍宣傳班	乙從軍宣傳班
縣長	參事官
日系指導官	同上
內務局長及屬員	同上
日系協和會員	滿系協和會員
醫師	同上
通譯（日系を可とす）	同上（滿系を可とす）

右の如き大なる組織はその人を得ざる時は却つて機能發揮に不便なるを以て日系宣傳員一、通譯一、又は良質の滿人宣傳員一、良質の日人の通譯一の宣傳班を有利とすること多し。これが爲此等は縣公署に求むる外宣撫小委員會協和會員に求む（協和會員と通譯のみを各號なる班の直接軍隊に從軍するを求む）。又良質の通譯のみを討伐隊に提供

し討伐隊長の宣傳企圖の傳達用に供す。

ホ、醫療による宣傳は從軍宣傳より分駐發後の宣傳（第三期）に有利なるを以て從軍宣傳班內に必ずしも含むを要せず。

ヘ、軍は機密保持の必要上縣に對して從軍宣傳班の差出し區分はその行動開始の直前に開始するを一般とするを以て班の編成伸縮の融通性を附して準備を完成し以て待命するものとす。

ト、通譯往々にして個人的怨恨關係を晴さんが爲に軍隊、公權濫用を要請し或はその怯懦よりして匪情の幻影錯覺的報告をなし迷惑を及ぼすこと少なからざるを以て之が使用に着意を要す、特に鮮人通譯に於て然り。

3、省內に省長、各廳長、關係科長、協和會、事務局員等を以てする指導班を編成す。

二、第二期

從軍宣傳を實施す。之が爲め

1、各縣に於ける從軍宣傳班の差出區分場所等は關係軍隊指揮官より縣に事前に通牒を發し又は縣より連絡者の派遣を求めて傳達することあり、省縣當局は努めて積極的關係軍隊に連絡を保持するものとす。

2、宿營給養等は自力によるを主義とするも關係軍隊と常に密接に連絡を保持することを要す。

3、討伐實施地方の警察署長、保甲長、牌長、地方名望家等の利用に着意すると共に彼等の通匪行動により匪賊に逆用せられざる事に注意す。

第三期

分散配置確立後に於ては軍隊と地方宣傳機關との關係固定するを以て其の時期に至り連絡關係自然判明（要すれば統一指定す）するを以て從軍宣傳班を解體し省縣宣撫小委員會、協和會が各々その本然の使命に基き協力一致して各所在地軍隊に結合し以て前記要領、（第三期）に示す宣傳目的達成に邁進す。特に本期は宣傳の時期的重點にして宣傳實行の主體は省縣自體に存することを意識し全省、全縣を上げて此の目的に集中す。醫療機關を活用する場合は重點方面に使用す。

（三）集團部落建設計畫

本省治安維持會は省治安確立上前記の如き活動とを續けてゐるのであるが更に治安肅淸、產業開發上の見地より集團部落建設計畫を樹て左の如く之を實施せんとし着々之が實現に努めてゐるのである。

◉集團部落建設の趣旨

本省管內集團部落計畫は治安肅正及產業開發の上に劃期的發展を期する爲め之を實施せんとす。

集團部落建設は滿洲國內の如何なる地方にも適用し得る性質のものにあらず、人口の密度、土地所有形態其の他自然的農耕條件に左右さるる關係上治安肅正の手段として單に農家の集團化のみを圖らんとすれば幾多の障害に逢着すべく之れ集團部落を中心とする農村經濟の確立を必須の條件として企劃指導せざるべからざる處にしてこは過去に於ける現地方集團部落建設經過に徵し自明の理である。

現在本省管內の治安狀況に鑑み討伐と共に匪民の分離工作を徹底的に實施すべきものと思考せらる。されば集團部落建設の匪民分離促進に於ける效果も亦過去の經驗により明かにして幸ひ本省は人口密度小なる事及び可耕餘地の豐富なる事等部落建設に至極適當なる條件に惠まれたるは本計畫實施の可能を物語るものである。

一葦帶水蘇聯に接する當省治安の混亂は國防上又對民衆思想對策の上に絕大なる障害たる㕝々を要せず。他省に比し

集團部落建設計畫は遲れたりと雖も之等經驗に徴して本省建設計畫の萬全を期す。
玆に本省康德三年度以降對民衆工作の一基點をこれに置き所期の目的を貫徹せんとす。

◉集團部落建設の意義及目標

一、治安上の意義

(1) 秋期治安肅正工作成果の持續及擴大
(2) 居住の集中による共同防衛の賦與又は强化
(3) 匪賊地帶に於ける散在部落の根絶により匪賊の糧道を絶ち以て之が自滅を計る
(4) 自衛意識の鞏化により匪民結合の紐帶を崩壞せしむ
(5) 牒報網の整備

二、經濟上の意識

(1) 集團による利便より部分的協同經濟組織の樹立(組合組織の具體化)
(2) 農事の積極的指導

三、集團部落計畫に關し特に留意すべき事項

現在の技術程度を以てする經營の合理化上自己耕作地の中央又は最も近接せる地點に住居を定むるを至當とするも現在治安肅正工作の一方法なる集團部落は之に幾分逆行せる感あるを以て集團後に於ける各農家の耕地配分關係、住居と自己耕作地との距離等には可及的不都合なき地點を選擇するを要す。

民衆の立場より見れば自己生存の維持の爲通匪をなすは特殊地域に在りては環境上已むを得ざる場合もあるべく該地域に於ける匪民分離工作延いては全面的治安工作の核心は自己生活維持の爲に通匪せざる物的基礎を創造し之を育成して自衛力を鞏化し農家經濟の暴力による破壞を防禦し彼等の生活を脅威する存在に對しては敢然起ち得る可能性を民衆に徹底せしむるを要す。

武力討匪は經濟討匪の裏付掩護を得て其の效果を發揮し得るものにして二者其の一を缺ぐ跛行討匪は徒に精神物質の浪費を招來するのみ。經濟討匪の主要對象は匪賊と良民との間を彷徨する細農にして實に細農對策こそ治安工作の本質を爲すものとし彼等の健全化を圖り匪賊との結合を打破せんには彼等の生活基礎を確立するを要すべく現在の與へられた條件の下にては前述の如く先づ第一に

(1) 耕地の配分に於ては農家經濟の自立に必要なる限度を保證し
(2) 農業技術の改良
(3) 副業の指導
(4) 農業協同經營により協同利益を助長せん爲農具利用組合其の他初歩的協同組合を設置し民衆の協同訓練を爲すを要す。

等を實施し

之等の工作は匪賊蟠踞通過の地帶にありて散在せる時は殆んど不可能にして集團化することによりて始めて可能となるものである。

四、耕地の配分に關して

集團部落結成に當り之が基礎を確立せんが爲には第一に考慮すべきは集團部落を中心とする耕地の配分である。

本省に於ては南滿の各縣に比較して熟地面積の比較率は甚だ小にして殊に集團部落建設を要する地區に在りては治安の關係より荒地、廢荒地等の未耕地を相當有し此の點甚だ好條件である。各縣の集團部落建設地區は右の條件を具備し縣當

局者の積極的指導と相俟つて集團部落に對する民衆の自發的建設意識の普及高調は本省に於ける集團部落建設の可能性と將來性を保證するものである。

◉集團部落建設順序

一、部落建設地區調査

(1) 治安狀況

(2) 匪民の關聯狀態

(3) 土地の所有形態耕地の分布狀態

(4) 概括的農民生活狀態

(5) 農耕役畜、耕具の所有狀況等

二、宣傳宣撫工作

(1) 前記建設地區調査の結果集團部落建設適地には直ちに縣公署其の他關係者主體となり宣傳宣撫工作を爲す。

(2) 集團部落建設地區農民に對して集團部落建設趣旨を徹底せしめ農民の自發的發動を爲さしむ樣工作す。……各縣實施完了現在實施地區等あり

三、材料運搬

建築材料其の他部落建設所要材料を冬期結氷期間中に集團部落指定地に搬送せしむ。……各縣實施中

四、經濟上の絶對必要條件

(1) 部落建設共同設備費の補助

部落防護、道路建設、電話架設等の公共的費用は中央の援助に仰ぎ省の統制の下に縣が之を實施す。

(2) 家屋建設助成金及營農資金の貸與

家屋建設助成金及營農資金は縣債とし之を農民に轉貸す

家屋建設助成金貸與方法

一集團部落を甲とし其の牌を單位とし縣官吏指導の下に所要の建築材料を縣にて購入を斡旋し建築せしむ。即ち農村に交換經濟を持込むことを避け可及的に現物貸與の方法を以てす。

營農資金の貸與方法

營農資本は之を種子、役畜、農具に大別するを得（土地、勞働は別とし又肥料は本省農家にては現在一般に使用せず）縣が主體となり所要種子、役畜、農具を購入し現物にて貸與を爲す。

(3) 小作料の免除

現在荒廢せる耕地に生產力を賦與する故地主も小作料は開墾後三箇年間免除することも贊同す。而してこは一面當地方に於ける小作習慣である。

(4) 地租及諸公課の免除

建設期二箇年間は農家の生產力擴張の爲地租（畝捐）及諸公課を免除す。

五、借款の償還方法

初年度農業經營費二十五圓竝家屋建築費三十圓合計五十五圓の借入金を二箇年据置四箇年年賦償還の形に於て通計六箇年後に完濟す。

償還の具體的方法

借入金の償還は農業經營に依つて生ずる剩餘を以て是に充當す。即ち出來秋の收穫高より時價にて計算したる現穀を

以て縣に納付せしめ縣は之を現金に換へ中央に償還するものとす。
過去三箇年に於ける春耕資金の經驗に鑑み農村に於ける現金の金融は困難なるを痛感したるを以て茲に現物貸與、現物償却を原則とし縣公署が一意專心事業を完成する決心である。現穀の徵收に就ては義倉の經驗により亦義倉倉庫の利用により可能の自信を有す。

六、警備

(1) 建設期

集團部落建設期は日本軍、滿軍の警備的援助を煩はし縣警察隊等積極的防護に當り農民の定着に至る迄匪害を被らざる樣特に注意す。

(2) 建設後

集團部落建設は彼等の環境の自衛を圖る爲保甲制度を完備し自衛團の組織內容の强化を圖り特に部落相互間の連防に留意す。

七、道路、通信網の完成

(1) 道路

各集團部落相互の連繫協助を圖る爲部落間の道路建設、縣內主幹線に通ずる道路等の完成を期す(道路は大部分賦役とし橋梁補助金を支出す)

(2) 通信網

電話架設に當つては可能なる範圍に於て電柱は地元負擔とし電線其の他器具を補助金を以て支出す。

◉集團部落建設要綱

建設豫定

縣數　十三縣(所管十四縣中撫遠縣を除く)

部落數　八三箇處

戶數　八、九九七戶

人口　四〇、三四七人

重點縣　饒河、依蘭、湯原各縣

◉康德三年度集團部落設定表

一、方針

(1)、集團部落は確實に實行可能なるもののみを選び本年度は最少限度に止むること。

(2)、設置の場所は治安上必要なる箇所を選び警備の責任を持ち得る範圍とす。

(3)、當局者に於て具體的計畫を有し且つ熱意ある縣に對してのみ補助す。

(二) 康德三年度各縣集團部落實施數表 (案)

縣名	箇數	縣名	箇數	縣名	箇數
饒河	一〇	依蘭	一二	鳳山	一
綏濱	二	勃利	二	通河	四
湯原	六	方正	二		
合計	三九				

（三）康德三年度集團部落補助費支出豫算表（案）

種目	金額	算出根據 單價	算出根據 實施數	備考
部落共同防護費	六五、〇〇〇	一七〇〇	三八箇處	決議濟
警察署防護費	四、八二〇			
道路修築費	一〇、〇〇〇			實行計畫完成と共に多少移動あるものとす
電話架設費	八、三〇〇			
豫備費及事務費	一、八八〇			
合計	九〇、〇〇〇			

第四節　保甲制度

（一）保甲法制定趣旨

國內治安維持の爲には專ら其の任に當る警察力の充實を必要とするは勿論なるも、一般國民の自警自衛心に基く機關の援助を得るに非ざれば到底其完璧を期することを得ざるは敢て贅言を要せざるところであつて、滿洲に於ても建國前既に此趣旨に基く自衛機關、警察の補助機關として保衛團其他の組織は周時代より秦漢、唐、宋、元明、清民國時代を通じてあつたのである。

然れども之等の組織は其の立法の趣旨に拘らず當局者に其の人を得ざること、運用宜敷きを得ざること、匪賊の橫行甚しきこと等の原因に依り概ね之等は形式化し、職業化し、特に事變後の混亂時代に於て一時官の統制紊れたる虛に乘じ地方住民の自治自衛たるの任務を忘却し團丁も多くは雇傭に依り或は歸順兵の改編に依るもの等にして理想的保衛團の制全く破れ、素質不良者の集團化してゐたのである。之等職業的自衛團は地方財政の窮乏せる今日人民にとり過重の負擔たる多額の經常費を要し而も團丁の大部分が素質不良の者なるを以て俸給の不拂反滿分子の煽動其の他利己不平等に依り或は背反匪化するの危險性も極めて多く其の實例も亦尠なからざるを以て之を徹底的に革正するに非ざれば地方の治安は保し難い。之れ即ち新たなる保甲制度を採用し民衆の最も苦痛とする經費を最少限度に止め且つ上述の如き危險性少なき純然たる義勇奉仕の自衛團の確立を計る所以である。

保甲制度は前述の如く支那の古き傳統を有するものにして民度低く而かも軍警の力不充分なる地にありては理想的の制度と言ふを得べく特に過渡時代にある吾滿洲國に於て然りである。

此に於て滿洲建國後大同二年七月治安維持會の設立を見るや先づ不良保衛團の淘汰整備を行ひ新たなる保甲制度に基く純然たる義勇奉仕の自衛團たらしめん事を企圖したのである。之より先大同二年四月敎令第二十六號を以て暫行保甲條例及暫行保甲條例施行準則、次いで同年十二月敎令第九十六號を以て暫行保甲法を公布し民政部令第二號を以て暫行保甲條例施行細則を定め更に大同三年民政部訓令第九十五號を以て之が實施に關する訓令を發したのである。保甲條例保甲法共に舊慣を參酌し保甲の制を設け隣保友愛を以て相倚り地方安寧を保持せんとするものである。

（二）保甲法實施要領

(1)　本法の施行せらるゝは當分の間人口極度に稀薄なる興安各省を除く地域（保甲法附則第二項）とし奉天市哈爾濱特別市の如く省、區長官に於いては治安の狀況に依り本法の施行を要せずと認めらるゝ地方は民政部大臣の認可を得て施行せざることを得る事（保甲法第二十三條）として保甲制度が必ずしも永久的施設たるを要せず國民の政治思想の發達警

察制度の充實改善と共に將來は斯かる制度の不必要なる時期來るべきことを豫想してゐるのである。

(2) 保甲制度は大體從前の比閭隣里保甲等の制に則り、先づ戸に基礎を置く牌を最小單位とし凡そ十戸を以て編成し村又は之に準ずべき區域（鎭又は郷の如き）内の牌を以て甲を編成し一警察署管内の甲を以て保を編成するものとし例として市街地に於ける甲のみは凡そ十牌を以て編成せしむることとし、尙ほ地理上交通上其他特別の事情に依り縣長又警察廳長は一警察署管内を二保以上に分つことを得る事とした。又保及び甲には住民の緊急の危害を警戒防禦するため其の地居住の壯丁を編成して自衞團を組織せしむることゝした。

(3) 各保甲及牌には各長を置き警察署長の指揮監督を受けて盜匪の警防に努め褒賞救恤、自衞團の事務監督經費の徵收戸口調査及銃器取締に付き警察官吏の補助等の事項等を掌めらし、其等の任務遂行の爲め保及甲に於いては夫々規約を設け此の規約遂行のため褒賞並に五圓以下の過怠金の規定を設け、更に住民を教誡して同樣犯罪事件の發生を防止するため牌を單位とし牌内の住民にして内亂罪、外患罪、銃砲取締規則違反其の他直接治安に重大なる關係を有する罪を犯したものあるとき其の牌内各家長に對し警察署長に於いて各々二圓以下の懲罰金を課し得る連坐責任制度を採る事とした。

(4) 從前の自衞機關が職業化し役員及び團丁が多額の俸給を受け益々地方民を窮乏せしむるの結果を招來し自衞機關本來の使命を沒却し傭兵に類する自衞團の發生も尠からざりしに鑑み保甲法實施に當つてはそれに要する費用を最小限に縮限し一般民衆の負擔を輕減せんとして保甲牌の役員及自衞團は全部其の土地の住民を以てし事務費其他警備出動の際に於ける現物給與等に要する費用等已むを得ざるものは此の制度に依つて利益を享受すべき各家長の負擔とし所有土地其他の資産に應じ公平に分擔せしむるものとした。

(三) 本省保甲制度實施狀況

由來本省管内樺川、同江、鳳山、方正各縣の幾部を除くの外全縣に亘り形式上保甲制度を實施したるも實質的効果思はしからざりし實情に鑑み隨時各縣に廳員を派遣して或は治安工作其他の機會を利用して之が改善に努力し殊に昨年四月十二日民警司第二、一六二號を以て保甲制度特別工作實施に關する件通牒以來指定縣たる樺川、富錦（依蘭は五月二十九日附にて富錦に變更の旨通牒あり）の兩縣は勿論其他の各縣に對しても特別工作指定縣に準じ實施すべく指示し更に廳員を派遣して實地指導並實績を監査し着々實施遂行に努むる所あり、既に相當成績を收めてゐるのであるが今本省該制度實施狀況を表示すれば次の如し。

保甲制度實施狀況調査表

（康德三年十二月末現在 三江省公署警務廳調）

項目／縣別	警察區數	保甲數 保數	保甲數 甲數	保甲數 牌數	自衞團 團數	團員數 無給 常備	團員數 無給 豫備	團員數 有給	團員數 計	武器 長銃	武器 拳銃	武器 其他	討匪狀況（自7月至12月） 戰死	討匪狀況 戰傷	討匪狀況 拉致	賞罰件數 連坐（自7月至12月） 內亂	連坐 外患	連坐 公危	連坐 叛徒	連坐 盜匪	連坐 火藥	罰 過怠	褒賞	救恤	警察官數 行政	警察官數 警察隊
樺川縣	7	8	188	1.930	188	105	3.171	—	3.276	—	—	—	—	1	2	5	—	—	—	—	—	—	—	—	713	—
富錦縣	8	8	101	2.778	52	951	—	—	951	992	52	—	3	4	4	—	—	—	—	—	—	—	-	1	435	—
寶清縣	6	7	69	797	6	—	2,273	207	2,480	207	—	—	2	2	2	—	—	—	—	16	54	—	—	—	82	140
勃利縣	5	7	60	1,135	42	52	33	514	599	522	44	-	6	1	-	—	—	3	—	—	—	1	11	3	153	72
依蘭縣	6	6	273	2,708	59	1,082	217	—	1,299	832	32	336	3	3	1	—	—	—	—	1	—	—	1	—	310	336
方正縣	6	7	94	985	32	651	—	—	651	533	25	29	7	5	42	—	—	—	—	—	—	—	8	4	95	257
通河縣	4	4	64	583	64	380	1,159	—	1,539	321	6	508	2	—	2	—	—	—	—	4	3	—	12	—	89	174
鳳山縣	3	3	5	36	3	183	—	—	183	183	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45	117

湯原縣	7	8	89	1,219	31	328	437	—	819	478	57	319	1	—	5	—	—	—	1	—	—	2	10	4	137	231
綏北縣	4	4	21	162	4	—	335	—	335	90	23	148	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	96	57
綏濱縣	6	33	330	30	102	480	—	—	582	90	3	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	61	—	62	82
同江縣	3	4	21	456	19	359	609	—	986	359	—	—	3	—	1	—	—	—	—	—	—	—	4	—	49	26
撫遠縣	5	5	16	164	5	105	20	—	125	60	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	205	—
饒河縣	2	12	70	551	9	—	—	16[illegible]	160	150	30	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	155	166
計	72	89	1,104	13,834	544	4,352	13,734	881	18,967	4,717	289	1,340	31	19	56	5	—	3	1	22	57	3	107	13	2,626	1,718

尙ほ管下各縣自衞團に就て見るに管下各縣とも區警察署長を中心とし縣長に於て自衞團の統制監督を爲しつゝあるも、管內の多くは職業的自衞團なるを以て常に之が改革を促進して來たのである。然るに地方治安の關係竝特種事情潛在の爲遽に斷行し難き狀況なるも本省としては目下左記方針に基き着々實現を期せむとし現に好成績を收めてゐる。

(1) 職業自衞團を逐次廢止し之に替ふるに保甲法に依る自衞團を組織すること。
(2) 前項の目的を達する爲先づ地方事情複雜せず、改編容易なる地方より改編し康德三年十二月迄には全縣の改廢を完了すること。
(3) 改編に依り問題を惹起する處ある地方は問題の中核を把握し解決及改編すること。
(4) 改編計畫を立案報告し計畫通り出來ざるものは其の都度警務廳長に報告し指揮を承くること。
(5) 從來の自衞團員にして適當なるものは成るべく警察官吏に採用し不適當と認むる者は學識實力の如何に不拘絕對採用せざること。

(6) 改編に當りてはよく住民に其の意圖を徹底せしめ了解を與へ民心の動搖なからしむること。

以上の方針に基き保甲法に依らざる職業的自衞團を逐次改廢し一面警察力を充實して義務的自衞團の鞏化を圖り治安の確立を期せむとしてゐるのである。管內自衞團の內容成績は別表に之を示す。

此等自衞團の內容成績に就ては最近の統計なきも之を康德二年八月末の調査に徵すれば次表の如くである。

自衞團內容成績表

（康德二年八月末現在 三江省公署警務廳調）

種別 縣名	團及人員數 團總數	團及人員數 人員	康德二年度豫算	改革 團數	改革に依り人員の增減(△)	表彰數 團數	表彰數 人員	將來の對策	備考
津川	一九一	七、六九九	—	三八	△二五四	—	—	義勇自衞團をして、只管訓練しあるもなし、豫算には計上	全部、義勇自衞團に改め現地訓練を行ひつゝあり
富錦	五二〇	九五〇	五七、四三七・八〇	—	—	五	七五	全部義勇奉仕の自衞團に改編しつゝあり	
依蘭	六三	一、二六三	一三〇、一一六・〇〇	六〇	△一、一〇三	六	一〇	同	
湯原	一六	八四四	—	—	—	—	—		
同江	三	九六八	—	—	—	—	—		
綏濱	六	三一〇	—	—	—	—	—	義勇自衞團に改善しつゝあり	自衞團は警務局長統制し、毎月招集し、訓練しつゝあり
寶淸	六	二〇七	—	—	—	—	—	同	

勃利	三六	六八九	一〇、九一四・〇〇	—	—	—	—	逐次義勇自衛團に改編しつゝあり	
方正	三三	六〇四	七、二四八・〇〇	—	—	—	四	同	
通河	六四	一、五三九	五、〇〇三・三〇	四	△一二四	三	三	同	將來表彰せむとする團三、人員三名あり
鳳山	五	一八三	一、五八九・〇〇	—	—	—	—	同	
蘿北	八	三九五	—	—	—	—	—	同	
撫遠	五	一〇五	—	—	—	—	—	職業的自衛團なきため豫算に計上せず	
饒河	一〇	二三六	三三、九〇〇・〇〇	—	—	—	—	自衛團をして將來警察隊に改編せむとす	近く表彰の自衛團一あり
計	九八四	一五、七九二	二四六、二〇八・一〇	一〇三	△一、四七〇	三三	一〇一		

第十一章　邑鎭誌

◉佳木斯

此地は本省々城たり、又樺川縣々城にして松花江に沿ひ蓮江口下流約二哩の對岸に在り、哈爾濱、撫遠間の中間にして哈爾濱より四三七粁の地に位す。

當地は宣統二年治縣せられてより縣城となりしも民國二年に至り縣公署は樺川に移され其後滿洲建國後更に縣公署を此地に移したのである。更に康德元年十二月省制改革と共に三江省成立せらるゝや省城として省行政の中心となつたのである。

又背後地に永寶鎭、七虎力の日本植民地あり、近く圖佳線此地に敷設されんとして繁榮の一途を辿りつゝあり依蘭を凌ぐ狀態である。殊に當地は省公署所在地となると共に三ケ年計畫を以て都市計畫を實施する事となり縣起債九十二萬圓を民政部特殊投資會計より借受け目下着々計畫實施しつゝあり、豫定の康德四年を以て計畫を完了するは至難なるべきも、何れは省城として都市の面目を整ふるも遠きにあらざるべしと思考せらる。

現在市街としては東西に走る主要道路と東門寄りの埠頭に通ずる道路が最も繁華にして此區間に商戶が櫛比してゐる。道路は舖裝設備なく、好天の日は乾土黄塵吹き上げ雨天は泥濘膝を沒すと云ふ。人口既に二萬を越へ戶口亦四千數百戶に及ぶ。

由來此地は蘇々屯の補助港として埠頭を設くるに至つたものであるが蘇々屯は前面に永久的淺瀨あり、不便多きに反し此地は水深大にして如何なる減水時と雖も毫も支障なく、且つ埠頭の延長も約四支里に及ぶを以て今や松花江沿岸第一の

良埠頭となつたものである。爾來松花江畔の商港として發達し現在商業頗る繁盛を極めてゐる。此地は大體特產物の集散地として發達せるもので大商戶は殆んど糧棧業を營み他の雜貨商は此等糧棧業に寄生するものである。近く圖佳線開通の曉には其の終端驛として特產物の集散地となり、糧棧業者を中心として發達すべく一方鐵道による輸入貨物の荷卸地として松花江下流第一の中心都市となる見込みである。

特產としては大豆の當地出廻年五千車、小麥は松花江沿線第一位にして年約一千車と稱せらる。康德元年度は北滿一帶不作の爲め多少減少せるも其後引續き增加の傾向である。當地出廻特產は冬期馬車により出廻る事なく夫々保管せられ陽春五月松花江水運開航と共に船舶により哈爾濱方面に輸送せらる。穀物移出高年約九萬乃至十萬瓲と稱せられ、雜貨、鹽、石油、麻袋等年約一萬瓲を移出する。移出貨物は全部哈爾濱より仕入れられ年額約四萬五千瓲と稱せられてゐる。而かも大部分船舶によるもので冬期自動車によるものは極めて少數である。爲めに冬期は一般に物價騰貴す。圖佳線開通の曉大連―哈爾濱―佳木斯の距離と淸津―寧北―佳木斯の距離比較より觀れば當地輸入貨物の大部分は北鮮經由となるのみならず、依蘭以下の松花江下流地方は殆んど北鮮背後地となり、之れが哈爾濱に及ぼす影響亦僅少ならざるべしと思考せらる。

工業に就て見るに當地工業は未だ幼稚の域を脫せず、製粉工場二、油房三あるに過ぎず、油房は機械力を利用せず人畜力に依るものにして其の生產力も僅少である。

金融機關としては滿洲中央銀行支行、晋昌銀行、永衡當外六當舖、金融合作社等あり、外に國際運輸出張所に於て附隨事業として特產建築材料等を擔保として融資し金融比較的圓滑である。

公共機關としては省公署、縣公署、木石稅局、電報局、電話局、稅捐局、郵政局、屯墾隊、慈善會、濟貧所、商務會、農務會國軍騎兵第二旅司令部、鹽倉、協和會三江省事務局、中央銀行支行、北境警備隊、國道局出張所、三江報社等あり、日本側機關としては居留民會、國際運輸出張所、日本守備隊、憲兵隊、領事館警察署等がある。

◉富　錦

此地は本省東北部松花江河口同江より約三十五浬の上流右岸にあり、丘陵地多く松花江下流に於ける要衝の地に當り、富錦縣々城である。

當地は一名富克錦とも稱し、もと三姓副都統の管下にあり、光緖六年旗官協領を置かれ、其の管轄する所であつたが同三十二年臨江州の管下に入り分防巡檢を置き統治したのである。後多少の變遷はあつたが宣統元年獨立の縣治となつた、之れ現在の富錦縣である。

現有人口三萬に垂んとし街は繁華にして道路もよく整ひ、商店內の貨物は豐富にして其の九〇%まで哈爾濱經由の日本商品である。

官民公共機關としては縣公署を始め、稅捐局、電報局、電話局、郵政局等の官公署、農務會、商務會、敎育會等がある。

當地は松花江岸に於て哈爾濱に次ぐ富裕なる商業都市で物資亦甚だ豐かにして城內には數十萬の資產を有するもの十指を數へ特に義泰號なる大地主兼貸家業者の如きは資產二百萬と稱せられてゐる。資產家の多くは糧棧、雜貨商、吳服商又は製粉業を營む。又當地が阿片栽培地を背後地とする關係上阿片を繞る取引に從事するもの少なからず。之れ即ち富錦の發達が阿片に依存せりと稱せらるゝ所以である。滿洲事變後一時反軍の占據する處となり、其の撤退に當り多くの物資車馬等の略奪を蒙り大同元、二年度は市況稍々沈滯し商家の減少を見たが治安の恢復に伴ひ舊態に復して來たものである。

特殊工業としては油坊、燒鍋、皮革工場、石鹼工場、火磨等である。住民は農、漁、商等に從事し、北部は松花江に沿ひ

奧地一帶は沿岸地方に於ける最も肥沃なる地として農產物及畜產物極めて多い。產物としては小麥約三十四萬石大豆約一萬五千石、高粱約一萬石、粟二萬五、六千石、玉蜀黍約一萬石、葉煙草約五萬斤等農產物の外に豚毛、狐皮、虎皮及木材等である。

輸移出入貨物は單に哈爾濱との取引あるのみならず、黑龍江、烏蘇里江筋とも關係を有し下流筋に於ける最大取引地たり、黑龍江及烏蘇里沿岸に輸送せらるゝ麥粉及小麥は年額二千瓩である。

移出穀物	年約	一〇〇、〇〇〇瓩
移入貨物	年	一〇、〇〇〇瓩(麻袋、鹽、石油を除く)
移入石炭		一〇、〇〇〇瓩
移入木材		一二〇、〇〇〇瓩
移入薪		二〇、〇〇〇クボ

又南方に良質阿片の產あり、大豆、小麥の產亦相當量に上り、黑河虎林方面にも移送せられてゐる。

◉寶　淸

此地は南北に流るゝ河川分水嶺の高原地帶である。北に流るゝものは烏蘇里へ、南は松花江へと注ぎ、山岳地帶の一邑をなす。

當地は淸初に三姓副都統の管下に屬し、光緒三十三年縣治を布かん事を奏請許可を得、民國元年初めて分防經歷を經、臨江縣即ち現今の同江縣に隷屬したものであるが後臨江縣の一部と密山縣との各一部を割き民國二地設治局を設け、同五年改めて寶淸縣を設置する事となつた。次いで此地は民國七年築かれたものであるが由來交通の便なく僻遠に位して發達遲々として見るべきものなし。人口約七千に及ぶ。

商業に就ては產業不振、交通不便の爲め市況衰微の極にあり、市內商工業者の主なるものは僅々八戶に過ぎない。一般に運賃關係上物價高く冬期は富錦に比して二、三割高、夏期は二倍となるもの尠くない。糧棧なきを以て油房燒鍋の特產商に取扱はるゝか又は富錦糧棧に直接取引せらるゝかである。

工業としては釀酒二、油房四あるも規模小にして特記するに足らず。

公共機關としては縣公署、稅捐局、郵局、農務會、商務會、鮮人民會等である。

◉勃　利

此地はもと依蘭縣の治域に屬せし地にして光緒三十三年既に縣治を布かんとしたが民國三年省吏を派して實地を調査し設治局を置き民國六年五月初めて置縣せられしもので俗に四站と稱せられてゐた。

勃利縣々城にして圖佳線豫定線の一驛となるべく、既に牡丹江より當地まで假營業をなしつゝあり。最近著しく人口增加し、戶數八百人口七千人(康德元年九月)と稱せられ其後尙ほ增加しつゝある。蓋し地方民が匪賊を免るゝ爲めの都會集中と鐵道敷設計畫の樹立せられたるによる。市街は東西大街等六間路を以て成り、商店は其の十字街に櫛比す。交通關係より見るに冬季は依蘭までの二四〇支里を定期バス運行し尙ほ不定期バスは梨樹鎭、密山、桃山、牡丹江等へも貸切運行するが未だ匪賊の危險なしとしない。電話は縣城より依蘭、古城鎭に通ず。

物資としては北方依蘭を經由するもの、南方梨樹鎭を經由するものの二路あり、鐵道敷設後は此等經路一變するものと思考せらる。又此地は近く大青山の森林あり、建設材料に富み、石炭は此地より東南七粁の地點に產し又附近一帶は地味佳く水質良好なる爲め農產多し。

商業に就ては最も殷盛を極めしは民國十六、七、八年にして爾降大同二年迄漸次衰微し商民は匪襲に苦しめるも康德元年に入り治安の恢復と共に商民俄かに激增し現在市況は極めて活氣を呈してゐる。商品仕入先は依蘭、梨樹鎭であるが大

商店に於ては依蘭經由哈爾濱との直接取引を爲せるものもある。各商店の取引方法は大概信用取引なるも銀行なき爲め仕入商品に對する代金の支拂は甚だしく不便を感じ、年三、四回依蘭への出市を機會に決濟を爲す等、變則的決濟法行はれ又現金取引も相當行はれてゐる模樣である。

近來經濟狀況を見るに鐵道工事の進捗と共に早くも急激なる惡化を齎しつゝあり、殊に特產の搬出經路は早くも一變せんとし此地は新たに集散市場の地位に代らんとしつゝある。從來一軒の糧棧をも有せざりし當地に既に依蘭商人進出して糧棧開店を計畫するもの出で、之に滿鐵測量隊及守備隊の來るに及び市況頓に活氣を呈するに至つた。現在商戶は大小合して約六十戶を算し二十餘軒の雜貨吳服商を除き他は皆小資本である。

工業に就ては事變前製粉業一ありしも業績擧らず、且つ運輸資金續かず休業の儘今日に至つたが最近一般景氣の復活により爾起計畫せられ、他に燒鍋二、磨坊二、油房四あるも何れも舊式小規模のものである。

公共機關としては縣公署、郵政局、電話局、稅捐局、日滿軍隊、商務會、農務會等がある。

◉林　口

此地は由來名も無き山間の僻地にして康德元年春迄は僅かに一軒の民家を有せるのみであつたが、圖佳豫定線の一驛となるべく、鐵道敷設工事の開始と共に工事請負者の進出に次いで守備隊及滿鐵工事區の駐在あり之に關聯して地方人の進出を見るに至り俄かに一部落を形成せるものである。

現在主要交通路は古城鎭を經て東南梨樹鎭へ六〇粁、北東勃利へ九〇粁、南寧北へ一二〇粁とし、林口寧北間は自動車の便あり、又最近牡丹江より當地を經て勃利に至るまで鐵道假營業を開始せられてゐる。

此地は寧佳線中寧北、勃利と相並ぶ主要驛たるべく林寧線、寧佳線兩豫線の分岐點をなしてゐる。又市街の近くに林口炭坑を有し更に西大青山、北大青山の林場を控へ將來鐵道開通と共に木材集散地として有望視せられてゐる。林口炭坑は市街の北二粁の地點に在り、其の炭田は遠く古城鎭に及び炭質亦撫順炭に勝ると稱せられ、既に滿洲炭礦會社の手により採掘準備中にして康德三年度は六萬噸の出炭計畫ありと謂はれ之が開發に大なる期待を持たれてゐる。

◉三　姓　（依蘭）

此地は依蘭哈達とも稱し依蘭縣縣城にして哈爾濱より三三二粁、松花江、牡丹江の合流點に位する古都である。市街は三百年來の歷史を有し松花江筋に於ける唯一の古都として面影を留めてゐる。即ち清初に於て地方の族長を三姓管頭として統治せしめたが康熙五十四年此地に城を築き始めて駐防兵を置き協領をして之を統御せしめ雍正十年に至り副都統を置く事とした。後光緒八年三姓廳に改め同三十一年更に依蘭府となし宣統元年治域の南境一部を方正縣に分割し、民國二年依蘭縣と改稱せるものである。之より先、光緒三十一年日清條約に依り商埠地として開放せられ統治機關として宣統元年東北路道を設置したが民國三年依蘭道に改め界隈十二縣を管轄する事となつた。

此地は滿洲建國前年八月松花、牡丹兩江氾濫の爲め未曾有の水災に見舞はれ市街は殆んど全滅に瀕したるも其後逐年復興し現在人口約二萬七千を數へ松花江以東に於ける大都市の一として市街の面目整備してゐる。

主要官公署其他機關としては依蘭縣公署、警備司令部、稅捐局、中央銀行支行、商埠局、高等法院、監獄、郵政局、警務局、鹽倉、森林事務所、木石稅局、電信電話局、農務會、商務會、教育會等がある。

又埠頭としては江岸中最も重要なる地位を占め商業頗る繁盛である。依蘭縣内は穀物の產に富む外牡丹江上流一帶は森林地帶として其名高く、木材及毛皮を產す。されば此地を集散地とする物資は大豆、小豆、高粱、粟、麻、木材等の農林產品と毛皮、魚類、眞珠、砂金等であるが其最高なるものは北滿特產小麥、豆類約四十萬石と推算され哈爾濱、ハバロフスク其他露領地方へ搬出されてゐる。木材、毛皮等は牡丹江上流より來集し、哈市方面に輸出さるゝものが多い。

次に工業としては製粉二、油房二、精米一等あり總て工業製品は本縣の需要を滿すに止まるも最近は哈爾濱方面より安

價なる工業製品の進出あり、各業者とも操短されてゐる狀態である。

尙ほ當市は日本商品宣傳、販路擴張の爲め三姓貿易館なるものあり、佳木斯、富錦に分館を置き將來斯方面の活躍を囑目せられてゐる。

金融に就ては滿洲中央銀行支行あり又國際運輸も特產融資として十四萬圓貸付を行つてゐる。此外當舖三軒あり各資本金一萬圓內外とし、錢莊三軒あるも之等は皆哈爾濱に在る錢莊の出店にして資金乏しく大した活動を見ず。

◉方　正

當地は遠く金時代に於ては烏濟赫部の一部たりしものと稱せられ、元代に在りては呼爾哈萬戶府の管下に在りしが淸初雍正十年新たに設置せられたる三姓副都統の管下に隷し光緖三十二年同副都統の廢止せらるゝや翌三十三年現在の方正縣の地域及松花江左岸通河縣の地域に亘りて大通縣を置き本縣域は大通縣の一部であつた。然るに宣統元年吉林省の境界を變更し松花江を以て吉黑兩省の境界とせる爲め當時松花江を挾みて左右兩岸に亘れる大通縣は二分せられ其の左岸を通河縣とし右岸を本縣としたのである。當時戶數僅かに七十戶、人口三百五十人と稱せられたが現在は一千六百戶、人口八千三百人を算し松花江對岸には通河縣城あり、當地附近は土地豐饒である、尙ほ大同元年夏大洪水に見舞はれ侵水による被害甚大であつた。

公共機關としては縣公署、稅捐局、郵政局、電報局、小學校、農務會、商務會等がある。

◉通　河

此地は本省西南部、松花江に沿ひ螞蟻河との合流點に近く別名を岔林河と稱す。哈爾濱を距る二三〇粁、人口約一萬一千と稱せられ通河縣城である、此地に治縣せられしは光緖三十一年にして當時大通縣と稱してゐたのである。もと吉林省依蘭縣に屬し其の管轄地域は松花江を中心とする南北岸一帶なりしも光緖三十三年吉林、黑龍江兩省巡撫の上奏により松花江を以て吉、黑兩省の境界となすに決し縣を兩分して江南を方正とし江北を本縣として民國三年現縣名に改めたのである。

產業としては由來農林業盛んに行はれ鮮人の水田經營をなすもの數百に及ぶ。現在此地方より伐採する木材は年產三萬と稱せられ材種は松、柏等である。穀物年產額二萬噸とし、消費地は哈爾濱、佳木斯、富錦等である。而して移出穀物一萬噸內外とし移入貨物は平均年三千三百噸內外である。

工業方面に於ては製材工場、油坊、石鹼工場、鑄物工場等がある。

公共機關としては縣公署の外に森林事務所、中央銀行支行、守備隊、公安局、鹽倉、農務會、商務會等がある。

◉鳳　山

此地は鳳山縣々城にして通河の東北部、濱江省との省境に近く交通不便にして、產業亦見るべきものなく、特記に價するものなし。

◉湯　原

此地は古名を湯旺河と呼び松花江と旺河の合流地點附近にあり、湯原城より松花江畔湯原河、蓮江口へバスの便がある人口一千餘、輸出農產年額二萬五千噸、木材一萬本とし、輸入雜貨年額三千噸と稱せらる。

當地商工業としては油房四、燒鍋二、雜貨二五、穀棧一あり、建國當初匪禍の爲め商況不振なりしも漸次恢復の途にある。

公共機關としては縣公署、稅捐局、農會、商會、郵局、電報局、滿洲中央銀行支行等がある。

◉興 山 鎭

此地は省城佳木斯對岸蓮江口を起點とする運炭鐵路鶴立線の終點にして蓮江口より五五六粁の地方にあり一名頭河とも

言ふ。

當地は鶴立崗炭礦地として知られ鶴立煤礦公司の所在地である。鶴立煤礦公司は初め民國三年土人曹鳳陽により發見せられ、其知人沈松年、孫丙午等が共同して採掘許可願を當局に提出し民國六年許可せらる。翌七年資本金興華公司を組織したが内紛を起して官辦と爲す事を議し民國八年官商合辦と爲す事に決定、省政府より五十萬元の出資を得て組織の鞏化整備擴大を計つたが營業不振、炭礦缺損の結果を見、又民間會社として露天掘に改むる事とした。其の結果は產額漸增の傾向を辿り、民國十八年改めて資本金四百五十萬圓の官督官商合辦株式と爲した。位置は地理的條件に於て頗る不利であるが運炭鐵路たる鶴立鐵道を通じ夏期は松花江水運の便あり、且炭質稀に見る優良品なる爲め有望視せられてゐる。

◉蓮 江 口

此地は松花江を距てゝ省城佳木斯の對岸にあり、鶴立炭礦への鐵道基點たる當地は人口一萬人、埠頭は一九二七年の建設に係り、石炭積出を主とする碼頭である。佳木斯とは發動汽船及端舟を以て連絡してゐる。

◉蘿 北

此地は興東とも稱し、もと興東道臺の駐在地として知らる。清初黑龍江副都統の管轄に屬し、光緒三十二年對露國防上及邊境開發の爲め興東兵倫道署設置され、光緒三十四年遜河以南の地を劃して興東道を置き挓蘿山北に駐在すると同時に蘿北直隸廳設置の裁可を經たるも實現を見ずして止む。民國元年興東道を廢し始めて蘿北縣設治局を置き二年治縣せられしものである。本省の最北端に位す。

人口五〇〇に過ぎず、大部分は滿人なるも他に少數鮮人、露人あり、又「オロチョン」族約百名居住し之等は主として狩獵に從事してゐる。

住民の大部分は農業に從事し、大豆、高粱等を耕作してゐる。

◉綏 濱

此地は松花江に沿ひ富錦と相對し古名を敎來密と稱す、人口三千四百人を算し、住民は主として農、商、手工業及漁業をなす。公共機關としては縣公署、稅捐局、郵局、農商務會等がある。

◉同 江

此地は松花江右岸、黑龍江との合流點に位し、一名拉哈蘇々とも稱し同江縣々城である。然るに市街は狹小にして一漁港に過ぎず、人口約一、五〇〇、富錦の稅關出張所があるが阿片產地たると共に密輸出入の地として有名である。

當地はもと三姓副都統の所轄地なりしも光緒三十二年此地に臨江州を創設し宣統元年臨江府に昇格し新設の樺川、綏遠州及富錦を管轄せしめたるも民國二年更に改めて臨江縣と稱す。

然るに臨江の縣名は東邊道に同名あるを以て種々支障あり、遂に同江と改稱するに至つたものである。

產物としては穀類比較的多く年產額一萬瓲と見られ、其の移出年約一千瓲内外とし貨物移入亦同樣一千瓲内外と稱せられてゐる。

尙ほ此地は國境を距る僅かに四〇浬の地に在り蘇滿關係上今後重要視さるべき地點である。

公共機關としては縣公署の外に商務會、郵政局、電話局、稅關分館、警備隊、憲兵隊等がある。

◉撫 遠

「カザケウイツチ」水道入口十粁の地點にあり、滿洲國最東北端の都邑にして縣公署を初め行政諸機關及公共團體の所在地である。戶數七〇戶、人口二七〇名に過ぎず、半農、半漁を生業とし、阿片を產出す。昔時は滿蘇交通並に水運上重要なる地點として繁榮したが現在は市況振はず殆んど密貿易によつて成立つてゐるものと稱せらる。然し乍ら現在も尙ほ黑龍江並に「カザケウイツチ」水道を距て蘇聯に對する爲め政治上の重要地たるを失はない。

同江及東安鎭に電信電話の連絡がある。

商業としては十二、三戸の商家あるに過ぎず、附近には海青鎭、蒿通等に少數あるも小資本にして哈爾濱、富錦等より物資を購入し其の年販賣額三萬元に達するものを最大とする狀態である。而かも農業に乏しく、商況不振を極めてゐる。又太平山には小規模の油房一個あるのみにして工業見るべきものなし。公共機關としては縣公署、代理郵便局、電話局、税捐分局、農務會、商務會、小學校、航業聯合局代理處等がある。

◉饒　河

此地は烏蘇里に沿ひ撓刀河との交流點にあり、沿江最大の邑鎭をなし地名を饒刀口と稱す。宣統元年密山府の東北境を割き新たに置縣せられしものにして當初は此地の西南九十支里倭敏（一名小桂子）なる地に縣公署を置き密山府に屬せしも民國二年其の隷下を脱し同五年當地に移轉せるものである。

戸數一、四〇〇餘戸、人口約六、三〇〇餘人を算し縣公署、農務會、商務會、電話局、税捐局、郵局、小學校等公共機關がある。

當地は阿片及農產物の集散地であるが縣外に移出するもの殆んどなく地方消費大部分を占め又當地方特有の養蜂業の市場として年一、〇〇〇布持の蜂蜜を集散してゐる。然るに由來匪賊の跳梁により縣內疲弊し商品の消化力なく不況を呈し日用品たる石油、燐寸、鹽等は蘇聯よりの密貿易より、砂糖、綿布、麥粉等は哈爾濱より移入せらる。

第十二章　結　論

第一節　警務指導刷新方針

本省の地は前章縷述せる如く東北僻遠にして交通、通信拓けず、治安紊亂せる事は土龍山事件以來世人の印象に深き處であり、本省成立以來軍警の間斷なき討伐により漸次治安恢復の曙光ありと雖も未だ治安確立尙ほ望み難く殊に本省は治安上重要なる特殊地域をなすに拘らず、舊吉、黑兩省中心地域より放棄せられし傾向ある爲め警務指導の統一確立を欠ぎ警察行政は不備不振の實情に置かれ治安上由々しき宿題を有してゐたものである。されば本省成立以來當局は銳意警務指導刷新に努むる處あり、先づ治安第一主義に則して警察の內容充實、匪賊の掃滅を期すると共に治外法權撤廢の準備工作の爲め警察行政の整備を圖り明朗三江省の基礎確立を期したのである。

而して之が根本方針實現の爲め左の如き要領に基き所期遂行に努むる事としてゐるのである。即ち

一、民間武器の徹底的回收

（1）　保甲牌長農商會長を介して住民によく理解せしむ

（2）　隱匿兵器の發見を獎勵す

（3）　從來の許可銃を再檢討す

（4）　彈藥は所持數を限定し殘餘を回收し時々檢査を行ふ

（5）　鍛冶屋等の修理處を調査す

（6）　銃砲火藥商の狀況を明瞭ならしむ

（7）武器流入の經路を調査し其の源泉を斷つ

二、自衞團の整理强化

（1）職業自衞團には整理縮少の方針を以て臨む

但し保甲制自衞團を以て逐次之に替へ警察の補助機關として其の存在をより効果的ならしむ

（2）自衞團の指導は「保の治安は保にて」「保境安民」の標語の下に排他的ならざる精神的農民道場的ならしむ

（3）自衞團の連鎖防備網を速やかに設定す

（4）自衞團への彈藥補充は眞に必要缺くべからざる者に就き功績を審査の上最少數を交付す

（5）匪襲に際し成績不良の自衞團は武裝を解除す

匪化者通匪者を出したるとき亦同じ

（6）自衞團員より匪化したる者は將來絕對に歸順を許さざるを主義とす

（7）縣内に模範自衞團差當り一、二ヶ所を作り逐次之を全縣に普及せしむ

三、消匪工作

（1）通匪援匪の探索徹底

（2）優秀なる密偵を選定派遣し適確なる情報を得るに努む

（3）人質としての被拉致者を明瞭ならしむ

（4）無風安全圈を署所在地中心に二十乃至三十粁以内に設定し逐次擴大强化す

（5）討匪戰法を演練し射法の正確を期す

追ひ廻はし式の討匪法は効果少し。側攻包攻退路遮斷奇襲剿討暗殺等千變萬化の戰法を以てす

縣内匪首の剿討は緩急の順序を定め全員執念深き一點射を試みるを要す

（6）縣境省境の協同討伐を勵行す

（7）無住地帶を設定し監視を嚴にす

（8）討匪行には必ず宣撫用品を携行し討伐の効果を大ならしむ

（9）都市防禦及署防禦の施設を完全し匪襲に備ふ

（10）縣城にのみ日軍、滿軍、治安隊、警察、自衞團と重複集中するを避け之を縣城外に適宜配置す

（11）匪民分離は消匪工作の第一期作業とす

四、保甲法の徹底普及

（1）「保の治安は保にて」「保境安民」の觀念を深刻ならしむ。而して逐次建國精神を體得せしむるを要す

（2）地方土豪紳商も保甲長を尊重し其の傘下に入り善良なる保民たらしむ

（3）人民には官憲に信賴する樣仕向く

（4）連坐罰を正確に實施し善行美談者を褒賞奬勵す

（5）家事の繁閑を考慮し保甲長（代理者にても可）出頭割表を作成し一週一回保の狀況報告をなさしむ

（6）署員又は分駐所員中に保甲連絡係を置き巡回連絡をなさしむ

五、阿片の取締

匪賊と阿片は影と形なり阿片行政さへ完全に行はれなば匪賊は生命線を斷たるゝに等しかるべく、零賣所の保育、私烟館の排除密作の皆無等犇々と取締を嚴ならしむ

六、賭博の禁止

國家興隆の基は國民精神の剛健にあり、賭博は國民放浪化の主因である。放浪性は匪化の危険を孕む現地の實相に囚れて國家的大計を誤るなきを期す。只取締りに寛嚴宜しきを得るを要す。

七、特高網と思想對策

係に其人を得特高網を擴大强化して思想匪、政治匪等の潜侵入を警防し特に超特高は鋭意土豪劣紳役人教職員等の知識階級に不逞者なからしむるを要す

八、衛生思想の向上

（1）衛生工作は掃匪工作に優るとも劣るものにあらず

（2）風葬の悪弊は逐次改善躾付くるを要す

（3）糞便汚物の仕末を衛生的ならしめ請負清潔會社は督勵を嚴にするか又は解散し當分之を自營す

（4）種痘は嚴に勵行せしむ

（5）滿醫に洋醫法を補備教育し民衆の衛生思想向上の爲め街頭に進出せしむ

（6）漢醫、公醫は勿論衛生擔任職員は日常松花黒龍烏蘇里牡丹江等の上流沿岸の衛生狀況を審らかにし人畜の防疫に手落なきを要す

（7）日軍又は滿軍所屬の獸醫官を中心に日系滿系の獸醫會を組織し獸疫豫防、獸智の向上を計る

九、縣警察充實刷新

（1）警察署の組織

行政警察は都市或は縣城と其他の地域により人員を異にするも一警察署の人員は約三〇名を最少限度とし極度の人員分散を避く。

署長は所在自衛團を指揮監督し警務局長の認可を承けて分駐所の受持區域を定む

警察署には土地の狀況により分駐所を設置す。分駐所の人員は概ね十名以上とし所在自衛團員を補助として勤務せしむることを得

此際注意すべきは訓練不充分なる人員を以て形態のみを整ふるの最も危険なる事である。

署長は警佐又は巡官とし警察事務の繁閑により巡官の署僚を置き分科は概ね暫行縣官制による警務局の分科に從ふ

分駐所長は巡官若くは警長とし署長の命を受け受持區域に於ける一切の警務を掌る

（2）裝備

行政警察の現狀は其執行振りに威力無く所在自衛團を統制するに充分ならず

故に各人に有効なる銃器を携帶せしめ威力警察の實質を附與するを要す

（3）警察官吏の任用並待遇

警察官の任務は重大にして官憲の民衆に對する觸角なるを以て其の任用に於て普通教育を終へたる者を理想とするも現下の狀勢に於ては識字者にして身體健全なる者より考試の上採用するを主旨とす

警士最低一〇圓警長一五圓巡官三〇圓警佐四〇圓乃至六〇圓を標準とし縣豫算の許す限り優遇するものとす

但し縣に於て特別の事情あるものは此の限りに非ず

尙賞與負傷病死等の諸手當出張宿泊料等の支給に手落なく以て身分の保證と威信の保持に努む

（4）教育訓練

崇高なる精神の涵養と敏速果敢なる討伐行動及圓滑なる事務の進歩は教育訓練に俟たねばならぬ

教育は指導官に於て全責任を負ひ場合によつては附近日滿軍に依賴し訓練に努む

イ、一般教育

規律心の養成は警察官に必須の要件である。嚴に警察官吏教養規定を勵行し以て効果を收めんとす

特に點檢及點檢直後の短時間教練は最も効果的なるものとす

衞生法、救急法、兵器收入法には特に熟達せしむるの外滿系には日本語、日系には滿洲語を修練せしむ

ロ、練習所教育

警備力統制を機として行政的警察の飛躍をなさんが爲には全縣必ず練習所を常置し警察全員の約一割を交代入所せしめ絶えず教育を繰返すを要す（補備教育と稱す）而して教育の第一目標は「武裝警察の完成」にあり、之がため現職若くは新募の警長警士に約一ケ月の教育（戰鬪本位）を施し（初等教育と稱す）猶優良者には更に二、三ケ月の周密なる教育を施す（高等教育と稱す）

練習所の學生には隨時必要に應じ匪賊討伐に參加せしめ實戰指導をなす

幹部の教育は省に於て擔當するも尚各縣は機會を捉へて實務向上を圖るを要す

ハ、其他

地方警察學校の行ふ幹部教育には優良者を選定派遣し卒業後は某期間之を利用して縣警察官の教育に利用す

各縣警察官標準定員表

區別	康德二年十二月現在			康德三年度		備考
縣別	總人口（單位千）	主要都市	警察官數	所要警察官數	治安隊配置表	
濘川縣	一五一	濘川 一〇（佳木斯三五）	六〇八	六一〇	一〇〇	
富錦縣	一七七	縣城 三〇 集賢鎭 四	四一六	四二〇	—	
寶清縣	五二	縣城 七	二一〇	二一〇	二〇〇	
勃利縣	八五	縣城 一〇 林口 八	三一二	三一〇	一三〇	
依蘭縣	一七五	縣城 二六	六二四	六三〇	二〇〇	
方正縣	六八	縣城 九	二一六	二七〇	二〇〇	
通河縣	五三	縣城 一四	二二七	二八〇	二〇〇	
鳳山縣	二	—	一六五	一六〇	一〇〇	
湯原縣	八七	縣城 五	三二六	三三〇	二五〇	
蘿北縣	八	縣城 二	一五三	二〇〇	—	
綏濱縣	二〇	縣城 三	一二四	一七〇	—	
同江縣	三五	縣城 三	一二六	一六〇	—	
撫遠縣	八	—	一九五	一九〇	—	
饒河縣	二九・	縣城 七	三〇二	三〇〇	—	
合計	九五七	—	四、〇〇四	四、二四〇	一、四〇〇	

備考

一、警察官數は警務局人員を除く

二、三江省總人口百十萬と見積り三〇六名平均に對して警察官一名の割に定む

三、縣警察練習所には常に所要學生數を收容教育を行ふと共に地方匪情により之を所要に應じ討平に使用することを得

四、治安隊設置なき故地方匪情に鑑み各縣にて縣財政を考慮し必要に應じ二〇〇以內の工作警察班を置くことを得

第二節　産業開發方針

本省の地は由來東北僻遠に偏して文化振はず治安紊れ經濟産業の開發は交通機關の欠如と共に何等見るべきものなく本省開設に當りても省公署實業廳の設置すら見ず、殊に大同元年康德元年二回に亘る火災匪禍に見舞はれ住民は離散し耕地は放擲して荒撫に任ねられ産業は日と共に衰退の過程にあつたのである。其後治安の好轉と各縣産業指導により近來漸く回復の緒に就きつゝあるも今尙ほ判明せる八縣に於て逃亡者二、一二七二人其の所有荒地三五、九〇〇晌撩荒地九、〇〇〇晌に及ぶと推計せられてゐる。

康德元年度作付面積は四〇八、七七一陌であつたが康德二年度に於ては四九〇、六五一陌に增加し十二%强の增加率を示し收穫高に於て各縣夫々二〇%餘の增加率を示してゐる。本省産業は大豆を主産物としてゐたが中央政府の小麥作物獎勵方針に呼應し、小麥作に轉換せしむる爲め優良小麥種子の配給を行ひ康德二年度小麥作付面積は元年度の夫れに比し二倍方の增加を示し總作付面積一七八、三六三晌に達するに至り濱江省に次ぎ第二位にあり顯著なる成績を收め得たのである。

本省總面積は一〇七、五〇〇平方粁なるも人口九一二、〇〇〇餘に過ぎず、一平方粁當り人口密度八、五人に止まる。可耕地四六、六〇〇陌の中既耕地は九、六〇〇陌、全可耕地として取残されてゐる狀態にあり、優に二百萬の人口を收容するに充分である。農業のみならず本省の包藏する林産、牧畜、水産、鑛産等豐富なる資産の開發は交通機關の整備と共に内外人移民の招墾を行ひ以て未墾未開地の開拓に當らねばならない。殊に本省内には日本移民の移植開拓せらるゝあり、之と同時に内國移民を入れ開拓に當らしむる意圖を有し、先づ本年度に於ては南滿地方より六千餘の難民を招還せしめ以て開墾の第一歩を踏出さしむる豫定である。

更に本省に於ては産業の量的進歩と共に質的向上をなさしむべく將來の指導に俟たねばならない。例へば優良小麥種子の配給は質的改良向上の一方法であり、此後も改良增殖の爲め擴大せらるべきであらう。而して今や國立農事試驗場の佳木斯に設立せらるゝ事となりたるを以て之を契機として各縣、農事試驗場及苗圃の設置を行ひ統一的指導により本省天惠の十分なる利用開發を期してゐるのである。

以上の如く本省産業開發の方針に就ては省當局に於て鋭意具體的方策を立案計畫しつゝあり、東北僻遠に取残されたる荒撫の陬域にも今や産業開發の斧鉞を下されんとしてゐるのである。

今本省産業開發方針に付、個條的に摘記すれば大要左の如きものであらう。

一、實業廳設置

本省資源の開發は農、林、水、鑛産業等多種多樣にして之が基礎的調査はもとより開發の實績をあげんが爲めには現行制の如き單なる民政廳産業科一科を以てしては到底其の目的を達する事能はず、殊に治安工作より經濟建設工作に入らんとするに於ては實業廳を設置し、人的陣容を整へ以て資源開發に當らしむるは緊急必然の根本問題である。

二、産業改善施設

（1）　縣産業指導官並に農林技術員の配置

（2）　農業、林業、水産、工業各種試驗場の設置

（3）　苗圃、原種圃、採種圃、模範場の設置

三、農業智識の普及並實業教育の實施

（1）　小、中學校に於ける實業教育の實施

（2）　中等實業學校の設立

四、恒久的對策

（1）阿片代作としての優良小麥種子の配付

南部諸縣の阿片栽培禁止に伴ひ阿片の代作として優良小麥種子の配付を實施せる結果其の効果極めて顯著にして富錦樺川兩縣の如きは其の生産額に於て夫々全滿一、二位となつた。目下佳木斯農事試驗場に於て小麥新品種改良三號及扶餘の試作中なるを以て結果良好なれば直ちに增殖計畫を樹立し在來小麥品種と置換する方針である。

（2）模範村の設置

（3）撩荒地の復舊

本年開江期と共に本省綏濱縣に對し六千餘の難民を招還し撩荒の復舊に就かしむ。

尙今年度計畫の集團部落建設の進捗に伴ひ依蘭、湯原、饒河を中心とし相當の復舊を見る見込である。

（4）獸疫防除

獸醫の配屬と共に昨年より省内獸疫の防除を實施し併せて省民に對する家畜衞生思想の涵養に努む。

今後の具體的方策としては佳木斯並寧佳線沿線を中心とし日本軍及日本移民團と連絡を緊密にし一大防疫陣を張らんとす。

（5）農産品評會の開催

昨秋、樺川、富錦、依蘭、湯原の四縣に於て最初の農畜産品評會を開催せしが今後も漸次各縣に於て實施せしめ品種の改良增殖に資せしむ。

（6）優良種苗の配給

今年佳木斯に省營苗圃を設置し今後現地生産の優良苗木を以て各縣に配給す。

（7）農家副業の奬勵

農家副業は家畜を以て第一とし養蜂、養狐等を奬勵す。

（8）諸農作物の改良增殖

佳木斯農事試驗場設立せられ育種を以て主事業となすを以て新品種の出現と相俟つて優良作物の改良增殖に當る今年は湖南營日本移民に米國種煙草の試作を行はしむ。

（9）諸家畜の改良增殖

先づ豚の改良に着手し今年は實業部に種豚バークシヤーの配付を受け各縣に配給す。一方省營種畜場の設立迄暫行的施設として永豐鎭日本移民團に上記種豚を配付し種豚の生産に當らしむ。

役畜の不足は近年とみに著しく本省に於ても之が對策を考究中である。先づ今年の試みとして富錦縣模範村に於て優良種牛を購入貸附し生産犢に對して奬勵金を交付し增殖に當つてゐる。

此の結果に依り積極的に增殖計畫を樹立する方針である。

馬は馬政局に對し優良種馬の貸與を申請してゐる。

（10）緬羊の改良增殖

康德元年永豐鎭日本移民團に對し日滿緬羊協會よりコリデール種牡羊四〇頭と呼倫貝爾索倫旗より蒙古羊五一四頭が入れられ日本移民により飼育されたる結果羊毛の歩留、洋脂、强力、土砂の混入等の諸點に於て非常に改善され蒙古在來種はもとよりコリデール種との雜種に於ても飼育成績甚だ良好なる結果を得た。

この原因は即ち緬羊飼育に對し本省の自然條件の好適に基因するものと思考さる。特に山岳、森林牧野に圍繞され蒙古風から保護されてゐる事或は降雨量稍々多くして幾分過度の乾燥を和げ又緬羊飼育の處女地たる關係上病害の脅威

少き等の理由に依るものであらう。

幸ひ今夏臨時産業調査班の本省緬羊適地調査の實施せらる、豫定なるを以て具體的緬羊增殖計畫の樹立並增殖の實施も近き將來に在るべしと思考せらる。

（11） 農作物病虫害の豫防驅除

本省主要農產物小麥黑穗病により年々の被害は二五〇萬圓に達する狀態なるを以て今年より冷水溫湯浸法に依る小麥種子消毒の獎勵普及に着手し好結果を得たるを以て漸次農民各自に於て實行せしむ。

（12） 水產資源の開發

大河四江を有する本省の水產資源の豐富なる事は言を俟たず、之が開發は一つに鹽價引下に在り、目下大いに考究折衝中である。差當り施設としては各縣に漁業組合を組織せしむる方針である。

特に撫遠縣に於ける鮭、鱒及鰉魚の加工販賣は最も有望である。

（13） 產業視察團の日本派遣

先進國各種產業の視察は必要なるを以て明年は省內製粉業者をして日本の進步せる工場を見學せしめ製粉機及製粉技術を改善し小麥優良品種の生產と相俟つて本省生產品をして南滿市場に進出せしむ。

今年は富錦、勃利兩縣に於て各々日本產業視察團を派遣す。

（14） 各種農村組合の設置指導

滿洲農村經濟の現狀よりして農村組合の結成の必要なる事は勿論にして今後組合運動の普及徹底に伴ひ設立指導す。

（15） 農產加工業の振興

今年は先づ勃利縣に於て農業倉庫を設置する方針である。

特に小麥粉は漸次各縣農村に於て自給せしめ大工場生產の小麥粉は南滿及黑河の市場を確保せしむ。

（16） 新度量衡の普及徹底

今年六月初旬を期して各縣實業役員新度量衡講習並に全省の宣傳を大々的に實施し少くとも今年秋に於て穀物取引業者をして一齊に新度量衡を使用せしめんとす。

（17） 勸業博覽會の開催

（18） 殖民獎勵輔導

日滿移民の入殖輔導に關し今後積極政策を執る。

（19） 不足農工勞力の補充

北支苦力の入國制限に伴ひ農工勞力の不足を來し、殊に阿片收穫期の不足は甚しきを以て航業聯合局と連絡の上勞力の吸收に勉め且つ之れが統制を實施す。

（20） 未耕地の開發

殖民獎勵輔導に準ず

（21） 灌漑排水により土地改良

本省の濕地は全滿濕地の三分の一に達する廣大なる面積を占むるものなれば二荒地、未耕地開發に次で着手し易き箇所より土地改良並耕地整理を行ひ漸次農業土木の大工事を起工す。

（22） 產業道路の開發

治安維持の圓滑等と相俟つて產業道路の開發に努む。

（23） 農工產運賃の輕減

先づ船運賃の距離遞減より實施し他に及ぶ。

(24) 機械農場の設置

(25) 農產物檢查

穀物檢查は緊急の事にして、先づ特產に就て格付を行ひ市場の信用と品種改良に資せしむ。

縣事業より國家の事業として統制するを可とす。

(26) 毛皮獸の保護增殖

鳥獸保護法の公布と相俟つて積極的に保護增殖に當る。

由來本省は貴重毛皮の特產地にして殊に黑貂を以て有名である。幸ひ飼料としての魚產豐富なるを以て黑貂の人工飼育を行ひ山村漁村の副業と爲さんとす。

(27) 小作制度の合理化

追つて各地小作制度の調查完了するを以て之れが合理化に努めんとす。

(28) 中小商農工業者の保護

工業者は同業組合を鞏化し經營の合理化並に改善を圖り過小農は未耕地に自作農として設定す。

(29) 農業の多角化

市場關係を考慮し單作を避けて危險を防止し等閑に附せられたる牧野の利用に着眼し畜產を興し農業經營の多角化を普及徹底す。

(30) 農村公課金負擔輕減

公課金は農家經濟の支出中大なる部分を占め之が輕減は農家經濟に影響する所大なるものあるを以て漸次之が實現方法を考究す。

五、農業金融に對する省當局對策案

(1) 中央銀行を一縣一分支行の主義とし、實現不可能なれば勸業銀行を設置し低金利を以て融資し、特に產業組合、金融合作社に對しては低利融資を計る

(2) 簡易低利金融機關の設置

現行金融合作社を擴大し一縣一社とす

縣營及市營の公設質屋設置

(3) 農業倉庫を設置し穀類の保存と金融を兼ねしめ農民をして中間の搾取より脫せしめ一方交通機關と密接なる連絡をとり混合保管制（小麥、粟、大豆、高粱）を採用す。

六、模範村建設工作

本省は曩に實業部に於て企圖立案せる模範村建設工作要領を參考として本省內各縣の實情に適應せる方法を以て實施する事とし大體左の如き要領を以て本年度地方行政方針の一として此の重點村工作に力を注ぎ各縣と呼應して積極的に工作せんとしてゐる。

(一) 自治制の擴大整備

保甲制の擴充を圖り地方自治精神より地方自治の鞏化を圖り一般行政にまで展開せしむ。

地方自治體の鞏化は先づ農民の協力、自治的訓練を農民經濟、協同組織に置き農村生活の充實及向上を圖らんとす。

而して這は匪民分離工作促進にも至大の效果あるべしと思考せらる。

(二) 協同組合運動

農家經濟の無統制は無計畫なる農村經濟の缺陷を益々擴大せしめ農家への重壓を累加すべきを以て農民殊に中、小農

家は集團的經濟行爲により此の弊を除去すべき團體組織を必要とすべく之れが爲めには協同組合組織を奬勵し之を統制指導する方針を以て進む。而して這は單なる經濟團體たるに止まらず、郷村自治團體と相結合し以て統一的自治體の確立を其の趣旨とす。

（三）農事改良奬勵と副業指導

本省の如き廣大にして豐沃なる土地の開發は其の指導、政策運動の宜敷きを得るに於ては難事にあらざるべしと思考せらる。

本省は先年來實施せる優良小麥種子の配布と作付面積の增大とは共に相當成績を擧げつゝあり、今後省當局としては特產優良種苗の配付、家畜增殖を圖り農村副業指導等農業各部門に亘り一段の努力を此に致さんとす。幸ひにして本年度は佳木斯に國立農事試驗場の設置、省立苗圃の開設を見、本省農林事業の發展に拍車を掛くるものと期待せらる。

（四）農家負債整理

各縣農村疲弊困憊の原因を見るに水害匪害其他の經濟的原因と共に農家負債の固定化は農村疲弊の重大原因の一にして農村の重壓となり、農家を非常なる苦境に陷らしめてゐるのであるが今此等禍根を芟除するに非れば農村經濟の更生は望むべくもない。尙ほ斯くの如き負債を永く固定せしむるは農家經濟を破壞せしむるはもとより今後農業金融の圓滑を阻害するものなるを以て本年度に於て積極的に之れが整理を行はんとす。

（五）公課金の負擔輕減

公課金の負擔狀況は各縣各樣にして同一に論ずべからざるも一般に地方農民の負擔は過重にして農家經濟發展を萎縮せしめてゐる。されば各種地方稅の整理等により地方民の負擔の公平輕減を圖るはもとより地方公課金も亦等閑に附すべからざるものと思考せらるゝを以て許可制度、豫算制度により各團體費の收支を嚴重監督し公課金の負擔公正化と輕減を圖らんとす。

（六）土木、交通機關の整備

模範村建設工作を目安として之に伴ふ治安、經濟其他各方面の發展を促進すべく土木、交通機關の整備促進を期す。

第三節　教育刷新計畫

本省は我國最東北の國境線に在り、舊吉黑兩省共その力及ばざりし憾あり、從つて政治、經濟等文化施設に於て他省に比し著しく遜色あるは縷述せる如くである。

今教育施設に就て通觀するに全省十四縣の小學校數一〇八、學級數二五四、教職員數三〇〇、兒童數一〇、〇〇〇に過ぎず、中等學校に至つては省立師範一、初中三、計四校にして謂ふに足らざる現狀に置かれてゐる。

更に之を學齡兒童數八四、〇〇〇人に比すれば其就學歩合は僅々二十二%弱に過ぎず、殘餘の八八%即ち七三、〇〇〇人近くの未就學兒童を有す。

文教部統計の示す所に依れば滿洲國全體の就學率は二十五%にして本省の位置は十省中最下位に在る憐むべき狀態である。此施設亦殆んど觀るべきものなく、教育の普及刷新は焦眉の急務と云ふべきであらう。

されば本省に於ては茲に鑑る處あり、左の如き教育刷新計畫を樹立し銳意文教更新、文化向上の所期實現に努むる事としたのである。

（一）小學校教育の普及計畫

1 現在の學校數一一〇　學生數一一、〇〇〇（康德二年四月）

2 五年後學校數三六〇　學生數二三、五〇〇（康德七年四月）

五年後に於る學齢兒童就學兒童の比二八%弱

(1) 毎年平均増加校數五〇校(一縣二校―五校)

(2) 毎年平均増加學生數二、五〇〇名(一校平均五〇名)

(3) 毎年平均増加經費三〇、〇〇〇圓(一校平均六〇〇圓)

(五年後の増加經費五〇、〇〇〇圓)

内譯 A 毎年國庫補助増加率 一四、〇〇〇圓(一縣平均一、〇〇〇圓)

(五年後の補助額)七〇、〇〇〇圓

B 毎年各縣負擔増加率 一六、〇〇〇圓(一縣六〇〇―一、八〇〇圓)

(五年後の各縣増加經費)八〇、〇〇〇圓

(二) 中等學校の計畫

現在初級中學校數四校(内一校は省立師範學校附校)の刷新計畫として

1 現在の富錦、佳木斯、依蘭の各縣立初中を一切省立に移管す。但し省立依蘭師範附屬の初中は分離して依蘭縣立と合併して省立初中にすること。

2 富錦、佳木斯の初中を當分一學年一學級とし全校を三學級編成とす。但し依蘭初中は一學年二學級とし全校を六學級編成とすること。

3 現在の不完全極まる設備を改善して教育の徹底を期すること。

(三) 師範教育の計畫

1 現在の省立依蘭師範學校は左記理由により最短期内に佳木斯に移轉すること、即ち

(イ) 該師範學校は省内唯一の教員養成機關なるを以て省公署所在地たる佳木斯に移轉し指導監督の徹底に努めて優良なる教員の養成を期す。

(ロ) 師範學校長及各教職員は本省教育界の最高指導者の地位に在るを以て省公署と完全なる聯絡を取りて教育會や講習會等を通じて省下全教職員の統制ある指導をなさしむ。

2 學級編成は一學年一學級とし全體を三學級とすること

3 現在の不備不完全なる設備を根本的に改革し其充實を計り以て新進教育家養成の目的を達成す。

4 附屬小學校を新に附設して小學校教育の合理的、組織的且地方化的研究をなすと共に學生の實地練習所たらしむ。

(四) 女子教育の計畫

現在に於る本省教育の實狀は男子教育に於てすら不充分なるを以て女子教育の如きは殆ど云ふべきものなく富錦に私立女學校一校と佳木斯及依蘭初中に少數女學生あるのみなるも滿洲國をして健全なる發展をなさしめんが爲め苟くも忽諸にすべからざる問題である。されば本省は之が對策として

1 初中所在地に在りては土地の狀況に依りて女子補習學校を附設すること

2 初中所在地に在りては女子初中を附設し得ること

3 土地の狀況に依りては單獨に女子初中を設置すること

4 女子初中並女子補習學校の施設なき土地に在りては臨時講習會を開催すること

(五) 小學校と中等學校の比率(學級數を基礎としたる)

初級小學校對高級小學校現在比率 八―一

同 五年後比率 五―一

高級小學校對中等學校現在比率　三一一
同　五年後比率　三一一
中等學校對師範學校現在比率　一一一
同　五年後比率　一〇一

(六) 文廟增設計畫

文廟は本省全體に僅かに樺川(舊縣城)方正、湯原、通河の四個所に設くるに過ぎず、文廟は實に滿洲國最高至大なる廟にして國民は文廟を崇敬することに依りて國家に對しては崇高敬虔なる精神を修養すると共に國民自身としては修身齊家の道を會得する聖場である。されば本省としては先佳木斯に文廟を新設して春秋二季には壯嚴なる祀孔祭を行ふ計畫を進めつゝあり、又各縣を督勵して文廟の新設を促しつゝあるを以て國家としては國教尊嚴の意味に於て相當の援助を行ふ必要がある。

(七) 民衆教育の計畫

民衆教育の必要なるは今更呶呶を要せざるところなるも小學校の普及すら不徹底極まる本省としては當分の間專心小學校教育の普及に全力を傾注し民衆教育は左の案に依りて簡易に行ふものとす。

1 土地の事情に依りては小學校に民衆學校を附設すること
2 農閑期を利用して短期講習會を開催すること
3 簡易圖書館、簡易民衆教育館の施設をなすこと

(八) 教育行政の整理

本省は建設未だ久しからず教育行政の整理は一刻も忽に附し得ざるところなるも各種建設上の措置は短期間に完備し得

るところに非ず、唯取敢へず左記各項を實施せんとす。

1 教職員素質向上に關する辦法
(1) 教職員服務規定制定
(2) 試驗實施に依る不良教員淘汰
(3) 教授法の指導
(4) 教職員待遇改善
(5) ラヂオ教育
(6) 教育研究會講習會の開催
2 實業教育振興辦法
(1) 各校毎に農園設置
(2) 高級小學に實習科目を設け教材を指示す
3 省縣雙方に於る教育行政工作計畫の樹立
4 省內に於る縣視學の任用並服務規定制定
5 各縣教育局(股)長會議及縣視學會議開催
6 各縣教育講習會講演標準の指示及資料の供給
7 縣社會行政及學校經營上の諸規定制定
8 各校鄉土教材の蒐集及審查
9 女子教育實施注意要項指示

第四節　結　語

以上詳述せる處を以て本省々政の一般を闡明したのであるが之を要するに本省の地は由來東北僻遠にして文化、交通拓けず、產業亦振はず、治安極度に紊れて施政何等見るべきものなく、舊吉、黑兩省時代に於ては之を等閑に附して放棄せられてゐたものである。然るに康德元年十二月一日省政改革せらるゝや本省は舊吉、黑兩省より分離して獨立の省となり省公署を佳木斯に置いて全省十四縣を併せ省政の圓滑なる運行を期する事となつたのである。爾來茲に一年有閱月、國運の進展と共に省政確立の基礎工作を終へ省政更始一新の本格的軌道に乘出し、殊に治安の確立を企圖し次いで萬般の省政自ら面目新たならんとしてゐるのである。

然しながら具さに稽ふるに省內治安の確立未だ遠きにあり、殊に外は黑龍江、烏蘇里を距てゝ蘇聯と相接し國境線として特殊の意義と使命を有し、內は政治、思想匪の出沒するあり、治安の實情安閑たるを許さゞるものがある。產業に就ても此地は廣漠たる地域を有するも人口少なく、之が開發は省外移民の招墾と產業立省方策の確立遂行に俟つべく、產業振興の前途亦遠きにありと言ふべきであらう。文化教育に就ても教育の不振は全滿各省中最も甚だしきものと稱し得べく教育の刷新、文化の向上亦將來の緊必問題たるを失はない。交通機關の如きも圖佳線の建設完了を見ずして南隅一部の假營業せらるゝあるのみ、河川多きも夏季利用せらるゝに過ぎず、自動車其他の交通は濕地隨所に橫はり、河川に橋粱なき爲め運營困難にして冬季結氷期を利して一部に行はるゝに過ぎない。本省開發は先づ此等交通、通信機關の發達に俟つもの最も大なりと稱し得るであらう。斯くの如く本省は其の獨立劃足により新省として外貌些か其の體容を整へたりと言ふも內實之に伴はざるもの多く省政上幾多の困難を有すべく、省政の實績は寧ろ懸つて將來にありと言ふべきであらう。

されば省當局は中央と呼應して銳意既定方針の遂行に當つてゐるのであるが、やがて治績省境に遍く九十萬省民は其の惠澤に浸り熙々として新政を謳歌し、名實共に省政更新の實を擧ぐるに至るであらう。

附　錄

日本拓務省特別農業移民概況

第一　緒言
第二　第一次農業移民の概況
一、移住地の概況
二、移民入植
三、移民入植後の經過
四、現況
第三　第二次農業移民の概況
一、移住地の概況
二、移民入植
三、入植後の經過
四、入植地移轉後の經過
第四　第三次農業移民の概況
一、移住地の概況
二、入植前の準備
三、移住者の日本出發より入植地到着までの經過
四、移民入植後の經過
第五　第四次農業移民の概況
一、入植狀況
二、地勢
三、先遣隊入植狀況
四、入植地の交通
六、治安狀況
六、其他參考事項

第一　緒言

滿洲國建國と共に、滿洲國の治安維持、産業開發、民族協和の目的の爲に優秀なる日本移民を移植することが必要であるといふ意見が强調せられ、滿洲國政府も協力之に贊意を表した。日本人農業移民の渡滿は獨り滿洲國の精神的及物質的充實の基礎たるのみならず、目下人口の累年增加を吸收すべき耕地面積の狹隘を告げつゝある日本の人口問題解決の一助ともなり得、且つ日滿結合の人的楔子としての意義も重大であつて、日本人農民滿洲移民は日滿兩國協同の意志に基く國策として遂行せらるべきものとなつた。此の必要性は夙に日本に於ても認められ、旣に後藤新平伯の滿鐵總裁時代に於ける移植民案となり四大經綸の一として數へられ、更に大正三年より六年迄、滿鐵に於ては滿洲鐵道守備隊の除隊兵を滿鐵附屬地内に定住せしめ三十四戶を移植した。次で大正四年の春關東州廳に於て內地農民十九戶を金州附近に收容せしめ、土地、農具、家屋を支給して保護に努めた。昭和四年大連農事會社創立せらるゝや同六年に至る間に七十二戶の內地農民を移住せしめ、年賦償還方法により土地を讓渡し、其他家屋農具家畜購入資金の貸與を行ひ大に保護奬勵する所があつたが是等の移民は次の如き原因に依り、意圖極めて良好なるに拘らず失敗せることは遺憾乍ら認めざるを得ざる所であつた。

A、一攫千金を夢み眞面目ならざりしこと

B、自ら耕作に從事せず苦力任せにするものありしこと

C、關東州及附屬地の人口密度內地農村より遙に高く、地價高く、營農採算に不利なりしこと

D、農業技術の不足

之を要するに滿洲國建國以前に於ては、日本の大陸發展上、農業移民の必要なることは論議の餘地が無かつたが、それが日本の一方的意志に過ぎず、且つ移民を受容すべき滿洲に於ては附屬地外は排日氣分强く、其の必要なるに拘らず、實行上に於て果して成立するや否やが疑惧され、終には滿洲移民絕望の聲が擡頭しつゝあつたのである。滿洲國建國と共に之等の障碍は一擧にして除去せられ、日本人の土地商租は容易となり、滿洲國政府もその立場より積極的に日本人農業移民を歡迎するに及び、情勢は極めて好轉した。於是乎、滿洲國建國と共に日本國政府は滿洲國政府の協力の下に、日本人農業移民の入植すべき土地を舊吉林省東北地區に求め、約百萬町步の商租を開始し、幾多の困難經緯を經つつも、地價低廉、地質好適、前住民の居住少く人口の密度疎なる地方を入植地として準備したのである。土地商租事務は舊東北地區即ち現在の三江省の四縣に於ては略々完了を見、其の他濱江省の密山、綏稜の二縣下に於ても土地を商租した。

一方土地の問題が滿洲國政府及滿鐵の絕大なる好意的斡旋と協力に依り準備進行すると共に、日本に於ても軍部及拓務省が大に力を入れ、入植資金の準備、移民の詮衡に當り、昭和七年秋、第一回の移民五百名渡滿翌年三江省樺川縣永寶鎭に入植、更に第二回移民五百名は同依蘭縣湖南營に入植、夫々深刻なる困難を克服しつゝ、警備に營農に奮鬪しつゝ今日に及んでゐる。第三回約三百名は昭和九年十月濱江省綏稜縣に入植、昭和十年に至りて入植完了し、次で第四回移民團も昭和十年秋濱江省密山縣下に入植を開始した。次で第五回第六回と引續き入植の豫定である。滿洲國政府は之等日本人移民入植に關し、土地の商租移民地の管理、原住民の輔導等に關し誠意ある努力斡旋に盡力し、更に進みて移民地に對する適切なる行政を施行すべく、康德二年七月民政部內に拓務司を新設、着々陣容の整備を圖り、又新設の滿洲拓植會社と異身同體となりて、日滿兩國の國策遂行の爲に日本人農業移民の大成發展を企圖しつゝある。やがて之等數次の移民團も環境に慣れ、住營の技術も進步し立派な移民村落が建設せらるゝであらう。之に依つて滿洲原住民の村落も日本農民の經營上技術上に於ける長所を眞似、相協力して國礎の充實に努むるならば、恐らく五族協和の實は移民村落を中核として擧がるであらう。尙、此の外、日本人農民の滿洲移住の形式も多々あるべく、例へば天照園、天理村移民團、鐵路總局の鐵路自營村等夫々特殊の發展を辿りつゝあり、此處數年の試驗の結果は大體に於て樂觀に値すべく、更に之等を模型として、日本人移民の滿蒙の野に不動の基礎を固めることは、絕へざる努力を注ぐならば、期待し得らるゝ所である。此處に先づ、拓

務省特別移民の現狀を詳記してやゝもすれば眼前の事象に因はれ移民の可能不可能を論ずる者や又移民地の實狀に付き人々に生きたる事實を紹介し、その重大意義を反省し、大局に立ちて益々日本人農業移民の質的量的増大を圖る樣、朝野に訴へんとする次第である。

第二　第一次農業移民の概況

一、移住地の概況

第一次特別農業移民の入植地たる永豐鎭は三江省樺川縣第六區孟家崗に位し依蘭縣境に近く、佳木斯の南々東に位する地點にして北緯四六―四七度の間に在る。附近一帶は丘陵地にして平均高度は海拔二百五十米なるを以て無霜期間は百三十五日内外に止り、爲めに高粱栽培に適しない。然れども丘陵間の濕地はその一部を水田として利用せば安全に水稻を收穫する事が出來る。又一般に草生豊富にして放牧地竝に採草地に富むを以て特に畜産業に有利である。

當地方は倭肯河支流、八虎力河流域の所謂黑土地帶の沃野の一部にして、其の外緣は全く一望千里の大平原をなし、北には老平崗、東梨樹溝、南雙鴨子山、西石灰山にて圍繞せる盆地にして中央に八里崗の高地があつて其の麓を南柳樹河西行し佳木斯街道に沿ふて流れる鐵嶺河を合して南流し沿岸に水田を開く。

移民入植地の區劃は、永豐鎭東門より東北六〇度、一、四〇〇米、孟家崗上の地點を基點として西南約三、〇〇〇米の商租稜線に至り、東は工脉稜線に沿ひ青咀山に至り、基點より正西鐵嶺河に至る線、北は河に沿ひて孟家崗北竘山に至り東へ山脉線に沿ひ七星立子に至る二萬町步餘の地域を占め、屯墾隊本部たる彌榮村役場は柳樹河と鐵嶺河との合流する永豐鎭に在る。秋田、茨城、栃木、群馬、新潟、長野、岩手、青森、宮城、福島、山形、北大營等十二部落が入里崗の周圍に散在してゐる。

同移住地は前住民至つて稀薄にして既墾地は甚だ少く、此の附近は所謂火田に似た交替農耕の行はれた土地であつて、

土民は一定の土地に定住せず隨時新地の荒野を燒拂つては、その跡を原始的に耕作してゐたのである。然れども地味は極めて肥沃であり、且移住地に聯接して森林地帶を控へ、薪炭材竝に建築材の補給上甚だ有利である。

同移住地はその交通關係に於て甚だ惠まれず、哈爾濱より松花江を汽船にて下ること二晝夜の後、佳木斯に上陸し更に陸行二日行程なるを以て、入植後今日迄、物資の輸送其の他に多大の困難を感じて來たのである。然し昭和九年十一月を以て先づ佳木斯、永豐鎭間の國道の完成を見、更に入植以來待望の寧佳線（寧北―佳木斯）の當移住地通過は確定し、既に敷設工事に着手し同鐵道の豫定線路竝に停車場位置も永豐鎭に決定せられ、今後一ケ年を待たずして、鐵道の開通を見んとするに至りしを以て、今日迄幾多の不便を忍び困難に耐へ來れる移住者一同はその將來に多大の希望を認むるに至つた。同鐵道開通後は移住地の交通關係は全く面目を改むべく地方治安の確立産業の開發に貢獻する所亦大なるものがあるであらう。

二、移民入植

昭和七年日本拓務省實施に依る第一次特別農業移民團は同年十月三日明治神宮に於て結成式を擧げ翌四日東京發渡滿の途に就いた。同九日奉天に於て武裝を整へ、在奉天國民高等學校出身者をも加へ總勢四百九十二名は十四日佳木斯に到着した。此の第一次農業移民團は北滿農業移民の先驅者にして滿洲國の産業開發を圖り共存共榮の實を擧げること、滿洲國軍を支援し地方治安を確立し新國家建設工作を促進すること等の重大使命を有するものである。拓務省の農業移民案を採用して産業移民として入植することゝなりたるも、當時建國創々の際にて地方治安全からず、移民團も軍事的のものとなり、吉林屯墾第一大隊と稱し吉林掃匪軍に編入せられた。武裝移民たる別名の由來も茲に存するのである。

當移民團の組織に關しその選定の標準を考察するに、主として東北及關東地方の農村居住者中より募集し、既教育在鄕軍人に限定し年齡の制限は最高三十歲、特殊技能を有する者は三十五歲迄とし既婚者を優先採用した點にある。

昭和七年十月十四日當移民團が佳木斯沖に到着したる夜、佳木斯市街は三千の匪襲を受け銃砲聲盛んに起り凄冷の氣が漲つてゐた。明けて十五日上陸し吉林軍より準備せられたる兵舍に入り屯墾第一大隊として吉林軍に編入せられた。時既に北滿の結氷期は目前に迫り居たると、且つは移住地附近一帶當時尙ほ匪賊の横行絶えざるを以て、同年佳木斯市街に於て越冬し專ら入植の準備に當ると共に佳木斯駐在の日本軍と協力して佳木斯市街地の守備を分擔することにした。十月二十日日本軍の大討匪行に際しては日本軍と交代し佳木斯附近の警備に當つた。約一ヶ月間何回も匪襲に遭ひたるも良く之を撃退し完全に留守隊の任を全ふし佳木斯の安全を得せしめたのである。

十二月二十日より農場視察の爲め佳木斯より五泊の行軍を以て永豐鎭に到着し蟠踞せる匪賊を驅逐して目的を達した。當時匪賊の跳梁甚だしく屢々之が掃討を敢行して逐次治安の回復を圖つたのである。

翌八年二月十一日より作業先遣隊を永豐鎭に於ける農場に派遣し、入植準備作業を愈々開始したのである。その主なる業務は入植地一帶の匪賊討伐を行ひ、農場の測定、農耕の準備、五百隊員の設營、富源調査、穀物家畜の蒐集調査、倉庫の開設等の準備を爲すにあつたのである。先遣隊出動後、此間佳木斯より横道河子（距佳木斯七里）に中間哨を配置して貨物輸送を開始し、三月下旬先遣隊の作業並に輸送業務の進捗につれて主力を逐次永住地たる永豐鎭に移動せしめ、茲にさしも困難なる入植を完了したのである。佳木斯上陸以來其の間匪賊との交戰により十有餘名の貴き犧牲者を出したのは哀惜に堪へないところである。斯くして永豐鎭部落に移民團本部を置き各出身府縣を單位とせる十二ヶ部落に分散し直ちに第一年度の農耕準備に着手した。

三、移民入植後の經過

入墾當時は匪賊の横行甚だしく全く無政府狀態であつたので、地主の逃亡者續出し住民の大半は他に轉じたのである。爲めに屯墾隊は一時不在地主地を開墾するの止むなきに至つたが、其の後治安恢復するに及び地主等歸來するものが多く茲に於て土地商租の必要を生じたのである。昭和八年（大同二年）永豐鎭に於て、東宮吉林軍顧問斡旋の下に、樺川縣長唐純禮氏、地方代表孫新民氏、屯墾隊代表市川中佐の間に移民用地に關する議定書の交換を爲し、先づ農場の境界を決定すること〻なつた。それに依れば農場の總面積約二萬町歩に達し、その中耕作適地は約五千町歩である。斯くして農場の境界決定するや、茲に最初の鍬下しを爲すこと〻なり四月一日歴史的農耕の第一鍬を力強く大地に打ち込んだのである。同年の農耕は六月五日迄に四百三十町歩の作付を爲し、一方伐採班を森林地帶に送り建築用材の伐採を開始したのである。

當地方は民國二年頃一晌哈洋五圓（時價國幣四圓）にて拂ひ下げたる歴史がある。時の縣長（關依蘭縣長）案を取り一晌國幣拾五圓にて商租することに折合ひ吉林軍より支給せる俸給八千圓を以て之に充つること〻し、九八二晌の買收を了したのである。其の後一括商租の議決するに及び昭和九年四月以降滿洲國政府に於て荒地に對する未拂地代を支拂ひ全面の商租が完了したのである。

入植後數ヶ月間に移住地並にその隣接地に於て不幸にも匪襲のために、移住者中より數名の犧牲者を出したが更に第二伐採班及秋田小隊宿舍が匪賊の襲撃を受くる等附近の治安は容易に樂觀し難きものがあつた。爲めに警備方面に多大の勞力を割きしと、同年夏期に至り、移住者中より多大の下痢患者續出せしを以て最も勞力を要する六、七月の中耕除草期に於ける勞力は著しく不足し、折角播種せし耕地の大部分は放棄したるに等しく爲めに同年の收穫は激減するに至り、主要穀物の收穫約五百石を得たるのみ。一面に於て家屋建築材自給のため敢行せし森林の伐採作業はその第二伐採班が匪賊の襲撃を受け三名の犧牲者を出したる上、其の伐採材の大部分を放棄して引き揚ぐるの止むなきに至りしと、第一伐採班の伐採材も冬期の結氷期以外は濕地の通過困難にして全く運搬の便を缺ぎしため、遂に豫定の如く移住者の手にて家屋の建築を行ふを得ず同年秋期に至り、止むを得ず滿人二名を使用して急に不足の共同家屋を新築し約三十名の家族を鄕里より招致して入植第一年の冬を迎へた。

斯くして入植第一年度の作業は殆んど失敗に期したるも、其の間に得たる貴き經驗に教へられ同年の冬期には移住者の全員を擧げて建築材伐採竝に運搬に當り、その成績大に見るべきものがあつたが、不幸にも昭和九年の三月上旬に至り所謂依蘭事件の勃發するに會ひ折角過去一ヶ年間の努力に依り次第に安定せる移住地附近の治安は再び麻の如く亂れ、一時は全員を擧げて警備に當るの止むなきに至りしを以て伐採及運搬作業も中止したる外、同年の耕作に對する諸準備も大いに妨げられ所要馬匹の購入、竝に種子の蒐集計劃に甚しき蹉跌を生ずるに至つた。然れどもさしもの依蘭事件も五月下旬を以て漸く一段落を告ぐるに至り、尚移住地の直接損害としては僅かに一名の犧牲者を出すに止りしも、昭和九年春期の播種作業は著しく妨げられその播種面積は僅かに四百町歩に止り、多大の期待を懸けて居た水稻作の如きも種籾の蒐集難のため僅に二町歩を試作するに止つた。同年の收穫は主要穀物千六百石の他、馬鈴薯三萬四千貫、煙草百貫、ビード三千貫を擧げることを得た。

尚昭和九年度は入植第一年度の經驗に鑑み、極力個人家屋の建築に全力を注ぎしを以て同年の結氷期迄に約七十餘戶の個人家屋を完成し、秋期に百四十餘名の家族を鄉里より招致するを得た。かくて移住地はその面目を一變するに至つた。

四、現況

昭和十年度は入植第三年度を迎へ、地方の治安狀態も次第に良好なるにつれて耕作竝に建築作業に全力を注ぎ本年秋期を以て略ぼ豫定の移住地建設作業を完成せしめた。家族の如きも本年は春秋二回に亘り鄉里より全員を呼び寄せ本移住地の現在總人員數は五百五十三名にして內家族數は二百五十五人に達し、勞働力の補給も行はれた結果作業能率も躍進を示すに至つた。然れども移住世帶主數は之を入植當時に比すれば約三分の一以上の中途脫退者を見たると、合計十數者の戰病死者を出したるは甚だ遺憾とする所なるも、現在現住移住者竝に其の家族は將來の成功を確信し大部分は永住の決心を固めて居るを以て、當移住地の經營は今日に至つては全く其の基礎成れりと言ふも差支ない。

次に移住地經濟狀況に就いて說明する。

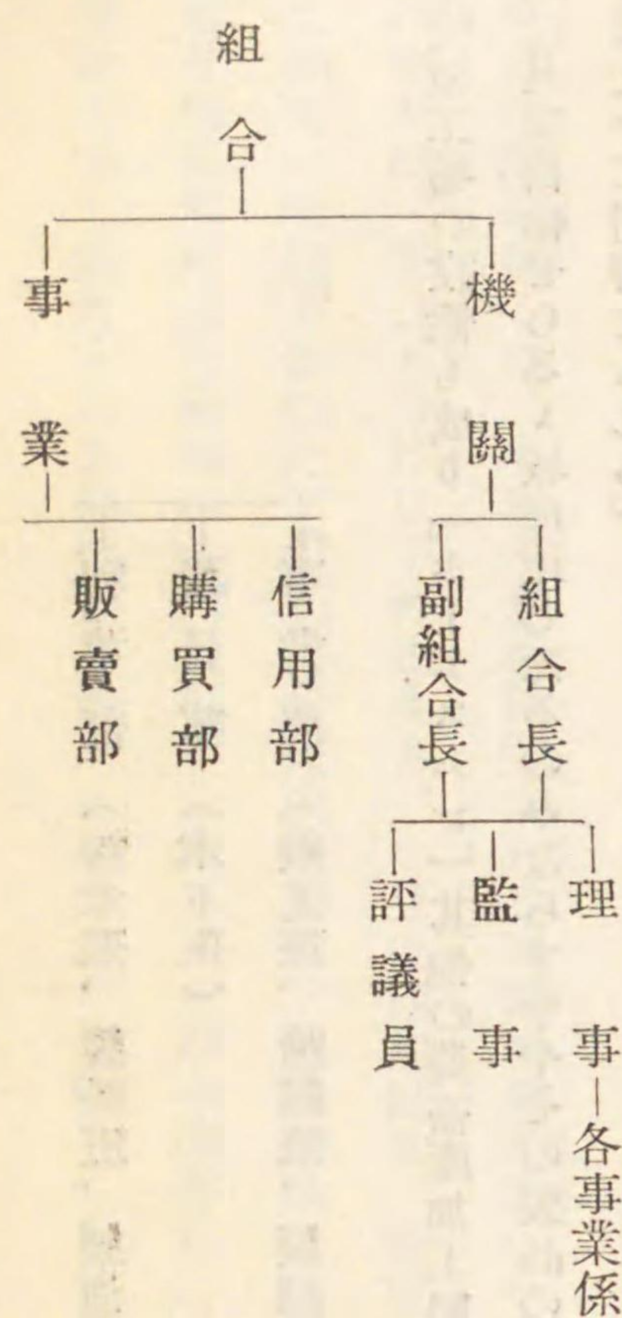
集團移民の建前として入植當初より集團單位の共同經濟を營み漸次部落建設の進捗と共に、各部落單位の共同經營に移り、最後に各戶の經營に移るものであるが、目下の經營は各部落を經濟單位とし（團本部にて實施するものあるも）十一年秋に至つて各自獨立經營を行ふ計劃であつて獨立經濟への道程を辿りつゝある。

（一）　部落建設狀況

入植當初より十二ヶ部落に分散し同縣出身者約四十名內外を以て各一部落を形成し、本部を永豐鎭に置く。警備竝に作業の統制及能率增進の必要より特殊技能を有するものを選出して本部構成員となし、各自の全能力を發揮して家屋の建築食料品の調達等を計り、總て自給自足で進む方針を採つて來たのである。

當移民團は昨年一月より自治村制を施し、永豐鎭に彌榮村役塲を設置す、政府は內地町村法規に準じ自治政を施行するものである。

又村政と對立して農村產業組合を組織し之を彌榮共勵組合と稱す。その構成は次表の通りである。



├利用部（精米班、製粉班、製油班）
├請負部（木工班）
└事業部（鍛工班、蹄鐵班、製桶班、輸送班、宿泊班）

各種加工場の設備も成り「ホームスパン」其他の農畜產加工製品の見るべきものがあり、特に味噌、醬油、漬物等の食料品は凡て自給せらるゝ域に達したるのみならず今やその製品の一部を佳木斯其他の在留邦人に供給し得るに至り、前途の繁盛大いに期待せられる。

次に家屋建築作業に就て見るに、入植當時は滿人より在來家屋を買收して之に增築、修理を加へて共同宿舍に充當したるものであるが昭和八年七月下旬より集團家屋の建設に着手し同年十一月上旬に至つて完成した。同年度中に建築したる共同家屋としては住宅三〇戶（房子一五二）の外畜舍二〇棟、浴場二〇個、井戶三〇個、炊事場八箇所の建設を了したのである。斯くして昭和八年十二月以降は個人家屋建築用材の伐採搬出に從事し越えて九年五月以降個人家屋及共同家屋の建築に着手し同年中に個人家屋の成れるもの七十二戶に達し、昭和十年度も引續き建築に從事して旣に個人家屋の建築を完了し、今や十二部落は着々として建設の基礎を堅め平和なる村民の竈に夕餐の煙立登るを見る。

（二）農耕狀況

昭和十年度の農業經營の目標は人畜の食糧を自給自足するにある。昨年は四月中旬より五月末迄に播種し、六百十五町步の作付を爲した其の內譯は次の通りである。

作物	作付面積	作物	作付面積
小麥	一一一町一三	小豆	五町八〇
大麥	五五、一一	燕麥	一九、一四
大豆	一五九、三三	鈴薯	一五、八七
包米	二六、八四	亞麻	、八二
粟	七三、七九	菜豆	一〇、四四
大麻	四、六〇	蔬菜	一八、八四
燕菜	、四五	水稻（小作を含む）	一〇〇、九〇
ルーサン	一、七九	稗	二、一八
黍	一、九〇	胡麻	、一〇
綠豆	二、三〇	其他	三、五〇
合計	一六四、八四		

昨年度作況を見るに、小麥大麥は豐作であるが霜害及降雪のため農作物一般は例年に比し著しき減收を來した。即ち大豆は四割減收、粟は五分作以下に止まり、小豆は四割減收、菜豆は四割減收、馬鈴薯は二割減收である。水稻霜害を受けたるも相當の收穫があつた。但し水量僅少の爲め、當移住地には水田の多くは望めない。

當移住地區中には可耕地は約五千町步に達し、その中旣墾地は五〇〇町步にして殘餘は未墾地であるが、昨年二〇〇町步開墾に着手し旣にその大半は開墾濟みとなつた。今後も「トラクター」の活動により逐年農耕地は擴大されるであらう

水田は大八虎カ河畔に九十町步を鮮人に開田せしめた。
農耕法は在來法に逐年改良を加へ現地に則したる方策を講究せんとしてゐる。將來移民獨立の曉は一戶當耕地二〇町步の分配を爲す方針である。

（三）畜産業

種畜場一ケ所の設備があつて各種家畜の飼育をなしてゐるが、繁殖率良好であり斯業の將來は有望である。
次に種畜場及十二部落全體にて飼育する家畜の頭數を擧げる。

馬	牛	緬羊	山羊	豚	鷄	家鴨	鵞鳥	蜜蜂
二一七頭	九二	四七三	四	三二〇	四六〇羽	一〇五	七	四八群

（四）其他

當移住地には病病及小學校がある。
彌榮村小學校は昭和九年十一月開校せられ、目下八名の生徒を教育して居り、遠村兒童の爲めには寄宿舍の設備があり二名の敎員が無給にて奉仕してゐる。
病院は拓務省派遣の醫師一名が診察、投藥、入院患者の診察に當つて居り外に看護夫三人が居つて之を補佐して居る。
尙當移住地には拓務省より派遣せられたる農事指導員五人、警備指導員二人が駐在し移住地經營を指導監督してゐる。
農事指導員中內一人は獸醫を以て之に充てられ、移住地に於ける家畜衛生並に飼養管理に關する指導に當つて居る。
今や移民對滿人間の認識も漸く深まり、相互の融和も日に密になり眞に共存共榮の理想鄕を實現して居る。

第三　第二次農業移民の概況

一、移民地の概況

第二次特別農業移民の入植地は三江省依蘭縣七虎力河の兩岸に跨る地區であつて、第一次移民の入植地永豐鎭の南々西約八里內外の地點に在つたが、其の後土龍山事變に際し自衛上の必要より現在の湖南營地區に移轉して今日に至つて居る
湖南營地區は前記の七虎力地區の北西約八里及第一次移住地永豐鎭の南西約六里の地點に在つて、現在は佳木斯叉は依蘭より共に陸行三日行程なるを以て交通甚だ不便なるも、第一次移住地と同じく近く一ケ年後に寧佳線の開通を見るに至れば同鐵道路線は移住地の略ぼ中央を南北に貫通するに至るべく、地區內に停車場も設けられその交通關係は一變して從つて經濟的環境も一大飛躍を演ずるに至るであらう。
同地區は總面積一萬二千餘町步に達しその內耕作適地は約八千町步と見積られてゐる。
本移住地の中心は略々北緯四十六度十三分に當り、平均高度は二百米內外なるを以て氣候關係に於て永豐鎭に比し緩和せられ、高粱の如きも栽培可能地である。附近一帶に比較的耕地拓け、住民も第一次移住地に比し多く、同地區の北端に八虎力河東西に流れてゐる。

二、移民入植

湖南營農業移民團は第一次より、八ケ月遲れ、昭和八年（大同二年）七月五日高崎出發渡滿の途に上り、神戶出帆大連に上陸、松花江を下りて、一路平安佳木斯に上陸したが、時恰も雨期であつた爲、道路全く泥濘、爲めに具さに苦心を嘗めつゝ前進し、途中永豐鎭を經て七月下旬湖南營に到着し（設營隊は六月上旬先着）同月二十五日を以て東宮山上に晴れの入植式を擧行した。

入植人員調

昭和八年七月入植　四八二名
同九年秋
同十年五月　入植　九名
計　四九一名

最初は七虎力部落に本部を置き附近三萬町歩を入植地とし、七虎力河を南北に挾み三ケ中隊に分れて入植し先づ基礎的建設事業を開始した。

即ち滿人より在來家屋を買收して之に增築及改修築を加へて共同宿舍に充當するの外、建築用伐採、家屋の造營、警備のため墻壁及鐵條網等の防禦施設の構築、交通路の新設、蔬菜の栽培等各々分擔努力の結果、漸く其の基礎も固り越冬に必要なる諸般の準備も整ひて、春の農耕期を待ち既に着々農耕に奮鬪を續けて居たのである。

三、入植後の經過

當地方は元來匪賊の巢窟なるを以て入植後直ちに各種の警備施設をなし萬全を期したのであるが、同年冬は七虎力河の上流なる森林地帶に於て建築材の伐採に從事したる作業班に於て匪賊と遭遇する機會多く、十二月迄之と交戰遂に戰死せるもの計三名に達したるは實に遺憾であつた。然れ共一方彼等も本團の威力に壓倒せられ、且つ當團の使命と方針とを漸次諒解し來れるに從ひ、地區内は極めて平穩に歸したのである。然るに翌年二月中旬より附近の治安再び動搖するに至り遂に二月二十一日不良壯丁園の襲擊に會ひ、柳樹子附近に於て一時に六名の戰死者を出すに至つたのは眞に痛惜の極であつた。偶々三月上旬所謂土龍山事件突發し、三千名にも達する謝文東匪の蜂起するや、當初の七虎力地區にては到底匪賊に抗し難く急遽西北三里の湖南營市街に全移住者を集結するの止むなきに至つたのである。此の集結は一時的臨機の處置たるに止まらず、後日入植地を湖南營平地に移轉するの前提となつたのである。

之が爲折角半年以上に亘り建設に努力を注いで來た部落建設竝に耕作其他一切の準備を放棄するに至つたので、その蒙りたる物質的竝に精神的損害は著しかつた。その湖南營に移轉したる後は匪賊の爲め全く佳木斯及依蘭方面との交通連結を斷たれ、五月一日より約二十日間に亘り湖南營市街の周圍は二、三千名に餘る匪賊により完全に包圍せられ絕えず攻擊せられたが、能く之に耐え、遂に五月二十日日本軍の來援するに及び匪賊も四散し、漸次移住地内の平和を恢復するに至つた。以上の匪害により第二次移民の蒙れる直接の損害としては移住者中より十名の貴き犧牲を出したのみならず、前移住地に於ける一切の設備を放棄したること、湖南營への移轉に多大經費を費したるのみならず間接には昭和九年春期に於ける播種適期を失し僅かに五月下旬より六月上旬にかけて急遽約百六十餘町歩の作付をなせるも、收穫甚しく低下し爲に昭和九年は僅かに耕作上の體驗を積みしに止まり空しく一ケ年を徒費するに至つたのである。

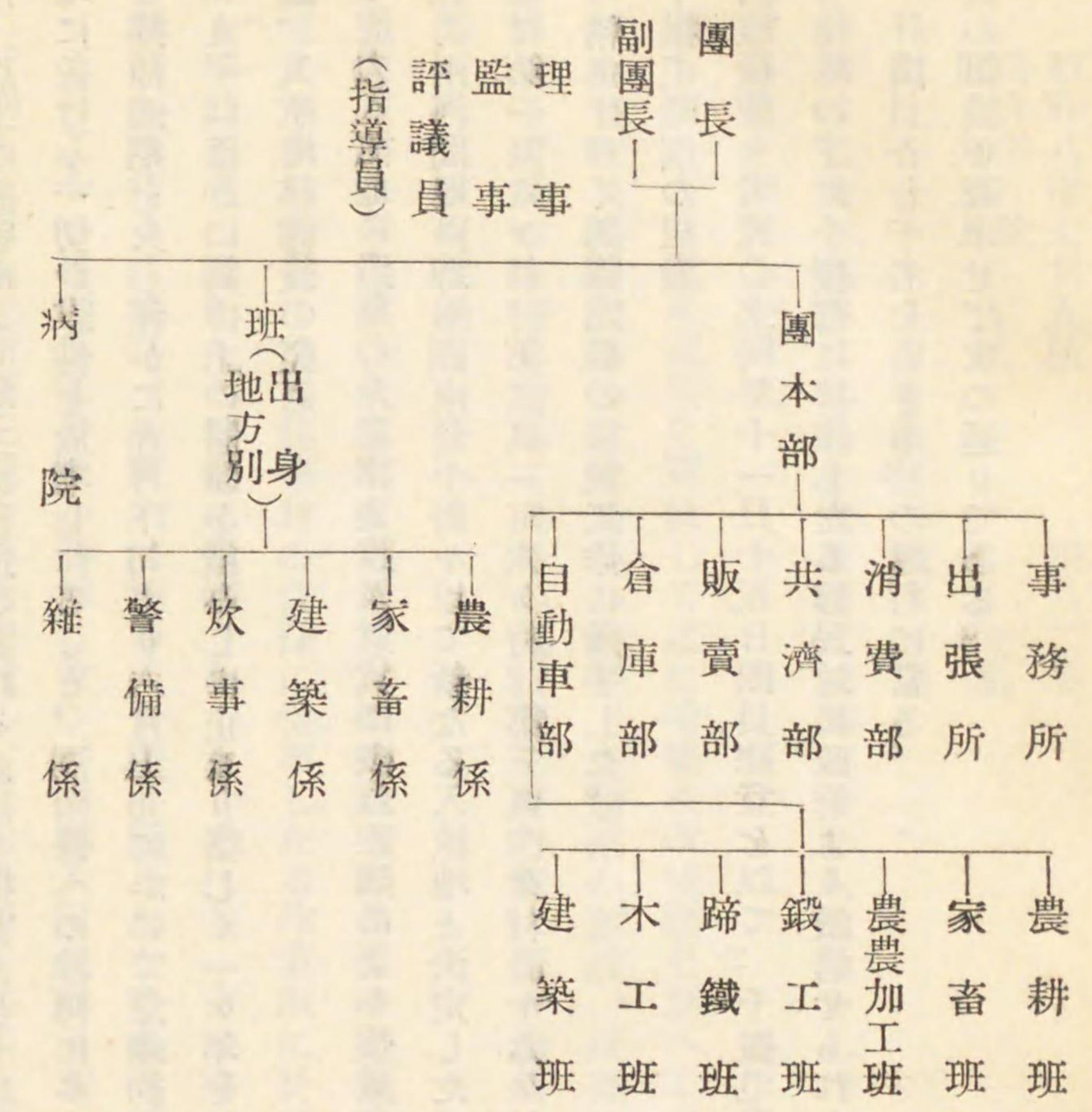
四、入植地移轉後の經過

七虎力入植地に遺棄したる諸施設及財貨は概ね匪賊により燒滅に歸したるを以て、現在地湖南營を中心とする七虎力、八虎力兩河間地區即ち湖南營平野を以て新なる入植地と決定した。而して此の地區一圓を千振鄕と稱し之を三區に區分し部落は第一區六ケ村、第二區一町六ケ村、第三區四ケ村計十六ケ村の位置を選定し、益々更生の意氣に燃え一意建設の大業に精進すべく勇躍諸般の復興工作に着手した。

千振屯墾團の組織

入植後種々考究の上同年十一月十五日團員總意を以て、千振屯墾團規約を制定した。それによれば本團は社團法人とし政府指導の下に千振鄕に移住したる移民竝に政府より派遣せられたる指導員を以て組織し、團長、副團長の下に理事、監事、評議員各若干名を置き事務の遂行に當る。

其の組織を表示せば次の通りである。



次に主なる經營事項を摘記する。

1　土地

本團は土地獲得前に入植したるを以て地方民は疑惑と不安の念を懷き團員も土地未決定のために各種作業に不都合を生じ之がために蒙りたる嗟跌僅少ならず、一昨年九月富吉公司所有地約五千町歩の商租成立し更に昨年五月其の接續地約七

千町歩の商租を完了したるを以て、茲に懸案たりし土地問題も解決し現在に於ては團員も滿人も共に其の堵に安んじて農耕に從事し得るに至つた。

前述商租地中には可耕地約八千町歩にして、內熟地四千町歩、荒地及開墾後荒地四千町歩とし、其の他は山地及濕地である。（尚可耕地中には水田可耕地約百五十町歩を含む）

一昨年十一月より本團地域の土地測量を繼續實施しつゝあり、尚昨年五月土地商租完了を機會に團內に土地委員會を組織し、土地の境界利用及管理法等に就き評議し且つ其の實行に當つてゐる。

尚當屯墾團組織の確定せられたるを機として、日滿鮮人を含む千振鄕々民代表會を組織し日滿協和の實を擧げてゐる。

2　建築

各班は昭和九年六月下旬より新分市崗に於て家屋の建築に着手し、先づ集團家屋の一部として、本部に於ては昨秋一病院工場及家族の一時收容所等を新築し、更に小學校、倉庫、團本部等の諸建築を概ね竣工したのである。個人家屋は三間房子二戸住宅とし、概ね五、六戸を一團として之に井戸、倉庫其他の共同施設をなし土墻を圍す。又各班の集團家屋は將來倉庫或は作業場又は個人家屋として利用し得ることにした。

現在に於ては個人家屋の建築も概ね完了し、家族も一昨秋以來數次に分けて呼寄せ既に其の家族數は二百七十名を算する。因に現在團員數は二百七十九名である。

3　農耕狀況

a、昭和九年度農耕狀況

前述の如く土龍山事件の爲め播時期を失し、結局一人當五反宛計七十町歩足らずの植付をなしたるのみにして其の內最も多きは小麥の五十町歩大豆の約三十町歩位である。其他燕麥、高粱、玉蜀黍、煙草、甜菜、亞麻、小豆、野

菜類も栽培したが結局團員の食料と家畜の飼料に充當する程度である。
主要穀物の收穫約九百石、他に煙草四百三十八貫、大麻百貫の收穫がその主なるものである。
耕作方法は在來式にして各班の共同耕作を行つた。

b、昭和十年度耕作狀況

耕地面積

畑　約六千晌（四千三百二十町）

水田　新墾地　五十町四反
　　　既墾地　六十九町一反　計百十九町五反歩

尙七月より十月迄トラクターを使用し、又滿人の洋犂を雇傭して約六百町の新開墾を行ひつゝあり。
團員一人當りの割當面積は畑十八町歩、水田二町歩なるも、本年は各班に於て土地を一括して共同經營を行ふことゝなり、概ね三十町歩乃至五十町歩を自作し、殘餘の土地は當分滿人に小作せしむるも家族增加に伴ひ漸次自作地を擴大せんとするものである。
昭和十年度の作付狀況は次表の如くにして、其の總作付面積は五百十一町餘である。

昭和十年度作物別作付面積調

作物	作付面積	作物	作付面積
大豆	一〇八町三〇	粟	八七町七〇
小豆	五、一〇	黍	六、九〇
菜豆	五、〇五	稗	一〇、二五
綠豆	一、〇八	蕎麥	二、〇五
小麥	一三七、一〇	大麻	四、六〇
大麥	一四、四〇	煙草	一、七六
燕麥	三、二〇	水稻	三六、六〇
高粱	五三、四七	蔬菜	二四、九七
玉蜀黍	五、七七	其ノ他	一、一三

農業方法は在來式を基準とし、小麥、大豆、粟、高粱、水稻等を主作物とするも、煙草、蔬菜類、痲類等有望と認めらるゝものは其の程度に應じて其の栽培を伸縮する事とし、團本部農耕班に於て選出したる種子を使用し研究されたる耕作方法を見習ひ、鍛工班及木工班にて製作したる農具を使用し之に各の工夫及習練を加へて當地に好適する農業經營を行ふものとす。
小作に關しても滿人のなすがまゝに放任せず、指導誘掖して其の耕作法の進步改良を計る。
水稻に關しては班に於て耕作する以外の水田は團に於て統轄し鮮滿人に小作せしめて居る。
團本部の農耕班に於ては模範農場、適否試驗、耕作法試驗、原種圃及採圃を施設し當地に適合する農業經營法を設定せんとして居る。

當地に於ける主要作物の反當平均收穫量は次表の通りである。

主要作物及反當平均收量(日本桝)

小　麥	一石	高　粱	一石三斗—一石五斗
大　麥	一石六斗—二石	玉蜀黍	一石五斗—一石六斗
大　豆	一石三斗—一石五斗	粟	一石
小　豆	一石	黍	一石
綠　豆	八斗	煙草(米國種)	五〇〆
菜　豆	一石—一石三斗	水稻(籾)	二石五—三石

4、牧畜

本團の事業方針は農業を主業とし、牧畜を兼業とする。當地方は原野多く又濕地方面にも野草繁茂して居るので、牛馬の放牧に好適であり、殊に春より秋にかけては種々の草花咲き亂れて居るから養蜂事業も多大の期待をかけて居る。家畜の主なるものは牛、緬羊、馬、豚、鷄の五種にして外に蜜蜂、家兎、家鴨、鵞等も適宜に飼養する。其の頭數次表の如し。

家畜頭數(昭和十年七月調)

馬	牛	緬羊	山羊	豚	鷄	家鴨	鵞鳥	蜜蜂
一四四頭	五二	四六八	二	一九一	一七四	三三	一一	五群

5　農産加工業

從來實施中の加工品は精米、製粉、製麵、味噌、醬油、清酒釀造、豆腐製造等にして團員の自家用であるが、近々更に左記種目を加へて販賣用として營業開始の豫定である。

1、燒酒及酒精釀造　2、大豆油製造　3、煙草葉乾燥調製

畜産加工業も當分は自家用の程度に止まる。

以上入植以來約二ケ年の經過を概觀すれば、波瀾重疊大小幾多の障碍を蒙りながらも本團の事業は豫期以上の進捗を來し一意王道樂土の建設に精進してゐるのである。

第四　第三次農業移民の概況

一　移住地の概況

第三次特別農業移民の入植地は濱江省綏稜縣の王榮廟地區にして濱北線克音河驛の東方約八里、綏稜縣城の東北約二里半の地點に始まり東方に擴がれる廣大なる未墾地帶の一部にして努敏河の左岸に沿ひ東北に展開し遠く小興安嶺支脈の大青山麓に達する總面積二萬餘町歩の地區である。

同移住地の中心は略々北緯四十七度十分に當り平均高度は海拔二百六十米内外、平均無霜期間は百三十五日内外、年降雨量は四百粍乃至五百粍である。

同地區の北端には努敏河が東西に流れ、水量豊富にして五、六百町歩の水田を開拓することは容易であり、その灌漑及流筏の利用價値は大である。

同地には先住民至つて少く、東方約十里を距てたる大青山麓に至る迄は一帶の未墾地帶であつて將來の開拓を待つ所が多い。土壤は腐植質に富み甚だ肥沃なるを以て開墾後十年内外は無肥料にても耕作し得られるであらう。一般作物の生育狀態も頗る良好である。

二　入植前の準備

康徳元年九月下旬第三次特別農業移民を本地區に入植せしむるに決定するや、直ちに日本拓務省移住地建設指導班は同地に入り宿舍其他の準備に着手し、次で十月六日夜奉天北大營日本國民高等學校を出發せる移住先遣班五十二名は同月十一日入植地に到着し部落の建設作業に從事した。

三　移住者の内地出發より入植地到着迄の經過

康徳元年七月上旬より約一ヶ月間山形縣立大高根青年修道場外四ヶ所にて訓練せる移住者二百七名の移住本隊は十月十六日敦賀港に集合し、同日午後二時半同港出帆の天草丸に乘船し母國を船出した。天草丸は同月十八日午後二時無事清津港へ到着、直に上陸し清津驛より特別列車に投乘し午後四時四十分發車した。途中京圖線、拉濱線を經由し同二十日午前九時十六分を以て無事濱北線克音河驛に到着した。同日は荷物の積換作業其他に從事し同夜は列車内に一泊して翌十月二十一日午前七時同地を出發して移住地王榮廟へ向ふ。途中綏稜縣城へ到着せば縣官民一同城門外に出迎へ歡迎の意を表し行を盛んにした。斯くして陸行八里餘にして同日午後三時より四時の間に逐次第一、第二、第三部落に到着し茲に無事入植を完了したのである。

當時既に結氷期の直前であつたので急遽部落の建設及越冬準備に着手した。

當移民が特に第一次、第二次移民と趣を異にせる點は既教育在鄕軍人以外に全國の一般青壯年も採用したる點にして、茲に其の標榜する營農移民の本質が窺はれる。年齢も第一次、第二次より最高標準を延ばして最高三十五歳迄、特技ある者は四十歳迄採用することゝなり、その平均年齢は二十六歳である。且募集區域も擴張して東北及中部地方以外に西南日本からも採用したのである。

四　移民入植後の經過

本隊入植當初より三箇部落に分れ共同宿舍に生活し專ら建築材の伐採竝に次年度の耕作準備に着手した。

同移住地は鐵道停車場より僅かに歩行一日行程の近距離に在つて冬期は自動車で一時間にて達し得る。且綏稜縣城には無線電信局があつて通信の便も備はつて居るので第一次、第二次移住地に比し物資の輸送その他著しく便利なるを以て諸建設作業順調に進捗しつゝある。

康徳二年三月更に後續の約五十名が入植した。

移住地經營に付ては初年度は總て共同經濟とし、第二年度より經濟を各個に分離せんとするものにして多角形營農により衣食住の自給自足の域に達することを第一段の指導目標として進んで行くのである。

次に參考となるべき事項を摘記する。

1. 土地關係

康徳二年四月上旬より滿洲帝國政府、東亞勸業公司、移民團及現地滿人關係者よりなる土地商租委員會組織され商租事務を進めつゝあつたが圓滿解決したので同年九月十日委員會を解散したのである。その結果土地商租總面積二九、一一二晌六五四、總商租價格國幣一二四、二七八圓八角六分にして一晌當り平均四元二角餘である。

商租地の内譯を示せば

區分	面積
熟地	八五一晌
撩荒地上	二、三一六
同　下	一二、六三八
荒地	一三、三〇六

計　二九、一一二

上に示すが如く商租地中現在耕作せる地は極少く大部分は開墾後數ケ年を經たる土地か又は未墾の沃野である。

2. 部落組織

當移民團は既に綏稜開拓組合を組織し事業の經營計畫案の決定、其の他重要事項に關しては議決機關に諮り合議の上決定する。事業執行に就いては組合員中の特技者或は經驗者を集め相談の上遂行することにして居る。組合は本部と三ケ部落に分れ、本部の組織は庶務部、購買部、醫務部、警備部、農耕部及特別班を置き組合全體の事務作業を執る。又入植後直ちに特別班を編成し組合員中特技を有する者を本部に集め共同施設、共同宿舍、共同工場、個人家屋其他の諸建築製作に從事して居る。而して特別班は次の九ケ部に分ち夫々分擔して其の任に當る。即ち木工部、鍛工蹄鐵部、鑿井部、製材部、精米製粉部、自動車部、土石工部、釀造部、辦事處之れである。

各個部落の作業班組織に付ては各部落全く共通にして庶務部、共通作部、蔬菜部、加工部、畜産部、炊事部等に分れてゐる。

3. 部落建設狀況

入植當初の共同宿舍は滿人家屋を買收或は賃借して修理改善の上使用して來たのであるが、土地商租事務進捗するに從ひ各個部落の位置を選定し各個部落に共同宿舍を設け入植當初の三ケ部落より今秋移轉して分散入植した、その結果組合本部外十村二班に分れることになつた。

各個部落の位置に設置した共同宿舍も滿人家屋を買收修築の上その使用に當て、適當なる滿人家屋なき場合は組合員の手により用材を伐採して在來式家屋を新築した。

尙個人家屋も組合員の手により、その用材約一千本を伐採して各個部落に適宜分配の上夫々家屋の建造に取掛る事とした。

各個部落に分散入植するに付ては道路開設、植樹架橋等移住地としての諸施設を進め、一方滿人との關係をも考慮して出來る限り附近滿人部落民に便宜を與へ、相互の融和を計る爲め多大の考慮を拂ひつゝある。

4. 農耕狀況

農地は大體前年滿人の耕作せる所を利用し開墾を少くし勞力の節約を計らんとした。將來各移民の受持面積は水田二町畑八町、放牧及採草地十町、雜種地五町計二十五町歩の豫定なるも、康德二年度の農耕は部落を單位として行ふこと、なり、耕地を三ケ部落に三分して行ひ一ケ部落約九十町歩足らずの作付をなしたるのみである。

同年度耕作物の種類及作付面積は次の通である。

作物別	作付面積	作物別	作物面積
大麥	三四・四町	小麥	四六・九町
燕麥	四・六	玉蜀黍	二九・六
高粱	三・七	粟	二二・〇
黍	二一・〇	稗	一〇・〇
大豆	九四・一	小豆	一二・三
雲豆	九・九	綠豆	六・二
蕎麥	一八・二	陸稲	二・五
莧麻	〇・九	大麻	五・二

亞麻	〇・五五	荏	〇・七
甜菜	〇・二五	煙草	〇・六
馬鈴薯	四・三	向日葵	〇・七
其他	一・〇	計	三三五町一段五畝

水田の開拓は第一期計畫として開田五百町歩を目標とし開田工事は組合員の勞力を中心として進める方針の下に本年既に三十町歩の開田作業完成し、其の中水稻作付面積は二十五町歩に達した。

農業經營に關しては康德二年は在來農法の修得に忙しきも逐次品質改良、共同購入、販賣等の指導をなし行く事とし、種子の分讓、種畜交配等に關しては附近の先住滿人へも便益を與ふる事とした。

農具は播付に付ては在來式の犂丈壞耙等を用ひて行ひ、除草中耕は在來農具の犂丈鋤頭の外にカルテイベーターを製作して併用することにし、收穫脫穀に就ては在來の方法と內地の脫穀機とを併用して居る。

蔬菜類の自給は緊要にして普通作同樣一方試作をも行ひ溫床冷床の設備もある。

5. 畜産

畜産業は多角形營農と自給自足經濟の楔をなす農業經營の重要なる要素たるは論を俟たぬが、殊に滿洲農業經營の粗放的にして畜力利用の機會多きに鑑みるも畜産部門の重要性は首肯される。昨年度當移民團に於ける家畜の頭數は次の通である。

馬	八四
驢馬	四
乳牛	二
緬羊	六四
豚	三四
雞	六
家鴨	一五
鵞	三

6. 食料品に關する農産加工業

開拓組合として消費經濟を極度に切詰める必要より入植以來食料は現地調辨の方針で進んで來た。即ち當移住地にての生産物を以て加工調理することにより、日本人の米偏食傾向を避け將來の滿洲農業移民の食事方面に關し、開拓を爲さんとするものである。既に種々の加工を爲し豆腐、凍豆腐、納豆、豆萌し、菓子、飴等の製造を爲して居る。

7. 治安關係

當移住地附近の治安は第一次、第二次の入植當時のそれに比して頗る良好なるも尙附近に小匪賊の出沒することがある殊に伐採班は移住地の東方約二十里を去る弩敏河上流の大青山の森林中にて作業に從事して居る關係上匪賊と遭遇の機會も多かつたが幸にして大なる損害はなかつた。惟だ康德二年八月十五日水田班が百五十名より成る匪賊に襲擊されたが班員の奮戰により之を擊退せしめたのである。

斯の如くして作業上の妨害も殆んど受けなかつたので總ての計畫は略々豫定通り進捗しつゝある。

茲に一つ遺憾なることは康德二年七月十一日の火災である。鍛工場の出火により製材工場、精米工場、籾貯藏庫、木工場等を延燒され總損害三萬六千餘圓を蒙つたが當組合員は奮起して翌日より直ちに復舊工作に取りかゝつた。

8. 交通、通信關係

濱北線克音河驛より綏稜縣城に至る六里の間は自動車に連絡する。途中の弩敏河には完全なる渡船がある。冬期結氷期

間には乘合自動車を利用すれば四十分餘で達することが出來、綏稜縣城より移住地迄の約二里半は徒歩又は馬車で二時間乃至三時間を要する。通信は前述の綏稜縣城の無電局にて歐文又は漢文電報を取扱ひ、又縣城より克音河驛及北大溝警察署間には有線電話の設備が備はつて甚だ便利である。

第五　第四次農業移民の概況

一　入植狀況

日本拓務省は第四次農業移民として、三江省密山縣第四區、城子河（林密線鷄西站對岸地方）及哈達河（平陽鎭北方穆稜河北地方）に五百戸を入植せしめることに決定し、その先遣隊九十六名の中、日本第一拓務省訓練所生徒十三名及第二拓務省訓練所生徒二十一名は康德二年九月二十六日新潟港を出帆、同二十七日清津着、圖們、牡丹江、林江と宿泊を重ね十月一日現地に到着、又哈爾濱所在國民高等學校生徒四十一名は九月二十六日哈爾濱出發、牡丹江、林江に宿泊し、同月二十八日現地に到着、樺川縣向陽山（永豐鎭、湖南營中間）所在國民高等學校依託生二十一名を合して十月一日及三日に夫々城子河及哈達河に入植を完了した。兩地區の入植區分は左の通りである。

哈爾濱地區		
哈爾濱	國民高等學校生徒	四十一名
日本	第一拓務省練習所生徒	十三名
計		五十四名
城子河地區		
向陽山	國民高等學校依託生	二十一名
日本	第二拓務省訓練所生徒	二十一名
計		四十二名
總計		九十六名

二　地勢

入植地の哈達河及城子河は三江省地帶商租地の一部で密山縣第四區にある。面積四一四二、六八三晌を有し穆稜河總本流は入植地南方を迂廻して北流し河岸に一大沃野を拓き、丘陵哈達崗は南北に延びて哈達河、城子河を區分してゐる。

三　先遣隊入植後の狀況

先遣隊九十六名は入植後直ちに各々指導員の敎導に依り冬營の諸準備に着手すると共に入植地の水田工事、其他本隊の入植準備に沒頭してゐるが、本地方は一帶に水利の便を得てゐるが、城子河地區では水路を穆稜河本流より導き苦力三百八十名を三班に分ち各一班は約二百米を受持區域として部分的に工事中であるが、同地帶は濕地、黑粘土で而も草地の爲め草根密叢し工事は相當困難を極めてゐるが着々完成に近づきつゝある。哈達河地區では水路を支流哈達河より求むる方針であるが、工事は比較的容易で調査も既に完了し、本春を待つて着工する事とした。

又先遣隊は入植と共に新築滿人家屋四棟を買收し之に修繕、模樣替を加へ、家屋の周圍には外濠を堀り、鐵條網を構築し、井戸を設置する等種々改良して合同宿舍としてゐる。而して本年三月初め本隊約四百名入植し之を先遣隊と合して約五百名、哈達河に二百戸、城子河に三百戸入植させることになつた。

四　入植地の交通

城子河地區としては穆稜河に、鷄見に通ずる唯一の渡船場があるが往々決潰する等交通の支障となることが多い。又哈達河地區では平陽鎭、東海站に通ずる道路がある。何れも林密線の開通は同地を一朝にして至便とするであらうし、鷄西站、平陽站、東海站は同地方の門戸として殷盛を極めるに至るであらう。

五　治安狀況

城子河地方の治安は比較的よく維持されて居り、殆んど匪賊の影を見なくなつたが、哈達河の北方勃利縣との縣境地方には今尙往々共匪、煙匪、土匪の出沒を見るが、永豐鎭、湖南營地方に比すれば匪數僅少で本隊の入植と同時に同地は一大樂土となるであらう。

六、其の他參考事項

第四次移民の之迄に行はれた第一次、第二次、第三次移民との相違點を列擧すれば次の通りである。

一、第四次農業移民は今迄と異り『特別』と言ふ語を附しない。

二、選定に際しては指定縣を定めず一般より募集した。

三、年齡は約三十五歲迄とした。

四、獨身者を條件とせず、可成く家族の帶同をなしうる者。

第四次移民は第三次迄の各次移民に比し、從來の經驗を生かし、日本國政府及滿洲國政府に於ても、充分の準備工作を進めて居り、又土地利用も地勢上、水田を主とし、之に關する水田工事も日滿兩國に於て萬般指導と援助を爲してをるから、經營も順調に進むことは明瞭である。

康德三年三月

國務院總務廳情報處

